平成 29 年度

包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見

中核市への移行に伴う移譲事務 (衛生に関する事務を中心として) について

> 枚方市包括外部監查人 公認会計士 里見 優

目 次

| 第1 包括外部監査の概要 |
|------------------------|
| 1. 監査の種類 |
| 2. 選定した特定の事件(監査テーマ) |
| (1) 監査の対象 |
| (2) 監査対象期間 |
| 3. 監査対象 |
| 4. 監査の実施期間 |
| 5. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由 |
| 6. 監査の実施者 |
| 7. 利害関係 |
| 8. 指摘事項の記載方法 |
| 第2 監査の対象 |
| 1. 中核市とは |
| (1) 中核市の概要 |
| (2) 中核市移行手続 |
| (3) 中核市が主に処理する事務 |
| (4) 中核市制度の変遷 |
| 2. 枚方市の中核市移行 |
| (1) 中核市移行の流れ |
| (2) 中核市移行に伴う改革 |
| (3) 公衆衛生に係る改革1 |
| 3. 監査対象について1 |
| (1) 監査の範囲1 |
| (2) 枚方市の組織と監査対象部署1 |
| 4. 監査対象部署の事務事業の概要2 |
| (1)健康部2 |
| (2)福祉部2 |
| (3) 子ども青少年部2 |
| (4)環境部2 |
| (5)都市整備部2 |
| (6) 教育委員会 学校教育部3 |
| (7) 教育委員会 社会教育部3 |

| 第3 監査 | 堂の実施方法 | 去 | | | 33 |
|--------|----------------|------------|----------|------|-----|
| 1. 監查の | の視点(監査 | 查要点) | | | |
| 2. 監查の | の方法 | | | | |
| 第4 監査 | ≦の結果 | | | | |
| 1. 監查約 | 吉果の総括. | | | | |
| (1) 監 | 監査結果の概 | 既要 | | | 36 |
| (2) 監 | 監査結果の- | 一覧 | | | 40 |
| 2. 健康音 | 祁 | | | | 55 |
| (1) 傷 | 保健所 保健 | 建企画課 | | | 55 |
| (2) 傷 | 保健所 保健 | 建衛生課 1 | 食品衛生グループ | (食品) | 73 |
| (3) 例 | 保健所 保險 | 建衛生課 1 | 食品衛生グループ | (動物) | 82 |
| (4) 例 | 保健所 保險 | 建衛生課 琴 | 環境衛生グループ | | 88 |
| (5) 例 | 保健所 保險 | 建衛生課共道 | 通 | | 104 |
| (6) 傷 | 保健所 保健 | 建予防課 原 | 惑染症グループ | | |
| (7) 例 | 保健所 保健 | 建予防課 # | 青神保健グループ | | |
| (8) 傷 | 保健所 保健 | 建予防課 冀 | 難病グループ | | |
| (9) 例 | 保健所 保險 | 建予防課共道 | 通 | | |
| (10) 侈 | 保健所 保險 | 建センター | | | 131 |
| (11) 🕏 | 長寿社会推進 | 進室 | | | |
| 3. 福祉部 | 将 | | | | |
| (1) 福 | 畐祉総務課. | | | | 137 |
| (2) 生 | 上活福祉室. | | | | 140 |
| (3) 障 | 章害福祉室. | | | | 145 |
| (4) 福 | 届祉指導監 查 | 査課 | | | |
| 4. 子ども | も青少年部. | | | | |
| 5. 環境部 | 郑 | | | | |
| (1) 弱 | 環境総務課. | | | | |
| (2) 璟 | 環境指導課. | | | | 181 |
| 6. 都市藝 | 整備部 | | | | 185 |
| 7. 教育委 | 委員会 学校 | 交教育部 | | | 194 |
| 8 | た昌 <i>仝</i> 社会 | 全 数 | | | 108 |

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 監査の対象

「中核市への移行に伴う移譲事務(衛生に関する事務を中心として)について」

(2) 監査対象期間

原則として平成28年度

ただし、必要に応じて過年度及び平成29年度の一部についても監査対象とした。

3. 監查対象

中核市への移行に伴い移譲された事務の所管部署

4. 監査の実施期間

平成 29 年 6 月 29 日より平成 29 年 12 月 25 日まで

5. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

枚方市は、都市としての自主性・自立性を高め、市民福祉の最大化を図ることを目的として、平成26年4月に中核市へ移行した。中核市への移行に伴い、大阪府から多くの事務が移譲されており、移譲された事務が客観的かつ専門的な視点で適正に行われているかについて点検することは、中核市への移行が市民サービスにとって効果的であったかを確認する意味でも市民の関心が高い事項である。また、平成28年度は事務が移譲されてから3年目となり、業務に一定の習熟度が見られることから、移譲された事務を包括的に点検する時期として適している。

このような状況を踏まえ、中核市への移譲に伴う移譲事務に関する財務事務の執行や手続きが法律・条例・規則に準拠して適切に実施されているか、また、その経済性、効率性及び有効性について検討することが市民にとって有意義であると考えられることから、特定の事件として選定した。

なお、対象としては中核市への移行に伴う移譲事務の項目数の多くを占める保健衛 生に関する事務及び衛生関係の隣接分野である環境保全に関する事務を中心として、 他の分野の事務についても幅広く検討することとした。

6. 監査の実施者

包括外部監查人 公 認 会 計 士 里 見 優 補 計 濵 田 善 彦 システム監査技術者 公 認 会 計 士 山 田 亜 樹 公 認 会 計 士 畄 健 口 田 公 認 会 計 士 崹 晃 公 認 숲 計 士: 奥 澤 望 システム監査技術者 公 認 会 計士 藤 原良 樹 公 認 会 計 士 平 史 田 篤 公 認 会 計 士 綾 木 彰 吾 公認会計士吉田壮志 事務スタッフ上原裕 美

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 指摘事項の記載方法

(1)「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである(地方自治法第252条の37第1項)。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかに、特に、意を用いなければならないものとされている(地方自治法第252条の37第2項)。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」(日本公認会計士協会、平成13年5月14日最終改正)3-3-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」(本文の表記上は単に「結果」)と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

| 監査の結果 | ①合規性(準拠性) 1、②3 E(経済性・効率性・有効性) 2の観 |
|-------|-----------------------------------|
| | 点から、是正・改善を求めるもの。 |
| 意見 | 監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したと |
| | きに、枚方市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見 |
| | 解のこと。 |

(2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。 また、結論部分の末尾には、()で「結果」(監査の結果)若しくは「意見」と明示した上で、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

¹ 合規性(準拠性)とは、事務が法令等にしたがって適法に行われているかどうかをい う。包括外部監査の態様が、包括外部監査導入以前に監査委員が行ってきた地方自治法 第 199 条第 1 項に定める財務に関する事務の執行の監査のうち同条第 5 項に定める随時 監査に類することから、包括外部監査は合規性の観点をより重視して監査を実施するも のである。

² 経済性とは、事務が経済的に行われ無駄がないかという視点をいう。効率性とは、事務が効率的に行われ生産性が高いかという視点をいう。有効性とは、事務が所期の目的を達成し効果を上げているかという視点をいう。本文に記載したとおり、包括外部監査を実施するにあたっては、包括外部監査対象団体の事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。そこで、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する経済性、効率性、有効性の観点にも重きをおいて監査を実施するものである。

第2 監査の対象

1. 中核市とは

(1) 中核市の概要

中核市は、平成7年に発足した都市の人口規模によって定められた都市制度の一つである。中核市は、地方自治法第252条の22「中核市の機能」で規定された、政令で指定する人口20万以上の市であり、指定都市3に次ぐ規模の都市として位置付けられている。

大阪府内では、大阪市及び堺市が指定都市に指定されており、それらに次ぐ規模の都市であるとして、平成15年4月1日に高槻市、平成17年4月1日に東大阪市、平成24年4月1日に豊中市、そして、平成26年4月1日に枚方市が中核市へ移行している。また、平成30年4月1日には八尾市の中核市移行が予定されている。

地方公共団体における中核市の位置付けは以下のとおりである。

【地方公共団体における中核市の位置付け】

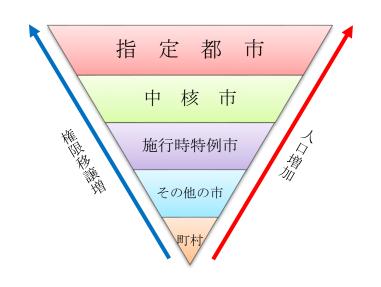
| | AVELLO EL DIPO EL TOTAL | | | | | | |
|----------|-------------------------|----------------------------------|------|--|--|--|--|
| 最 | 都道府県 | | 大阪府 | | | | |
| 普通地方公共団体 | 市町村 | 指定都市 | 大阪市 | | | | |
| 方公 | _ | 要件:人口50万以上の市のうちから政令で指定 | 堺市 | | | | |
| 共団 | | 中核市 | 高槻市 | | | | |
| 体 | | 要件:人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定 | 東大阪市 | | | | |
| | | | 豊中市 | | | | |
| | | | 枚方市 | | | | |
| | • | 施行時特例市 | 吹田市 | | | | |
| | | 地方自治法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 42 | 茨木市 | | | | |
| | | 号)による特例市制度の廃止(平成 27 年 4 月 1 日施行) | 八尾市 | | | | |
| | | の際、現に特例市(※)である市 | 寝屋川市 | | | | |
| | | ※特例市制度 要件:人口20万以上の市の申出に基づき | 岸和田市 | | | | |
| | | 政令で指定 | | | | | |
| | その他の市 要件:人口5万以上ほか | | | | | | |
| | | 町村 | | | | | |

³ 指定都市は、地方自治法第 252 条の 19「指定都市の機能」に規定された、政令で指定 する人口 50 万以上の市である。

特別区
※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度
地方公共団体の組合
財産区
地方開発事業団
※特定の目的のために設置されるもの

(資料)総務省「地方公共団体の区分」、「中核市・施行時特例市」に基づき作成。なお、一部加筆している。

都市の人口規模により区分が異なっており、大都市特有の行政課題や多様な住民 ニーズに対応するため、地方自治体の規模に応じて、権限が付与されている。



なお、全国においては大阪府の4市を含めた48市が中核市に指定されている。

中核市(平成29年1月1日現在)

宇都宮市、金沢市 、岐阜市 、姫路市、鹿児島市、秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市、豊田市、福山市、高知市、宮崎市、いわき市、長野市、豊橋市、高松市、旭川市、松山市、横須賀市、奈良市、倉敷市、川越市、船橋市、岡崎市、高槻市、東大阪市、富山市、函館市、下関市、青森市、盛岡市、柏市、西宮市、久留米市、前橋市、大津市、尼崎市、高崎市、豊中市、那覇市、枚方市、八王子市、越谷市、呉市、佐世保市、八戸市

(資料)総務省「中核市・施行時特例市」に基づき作成。

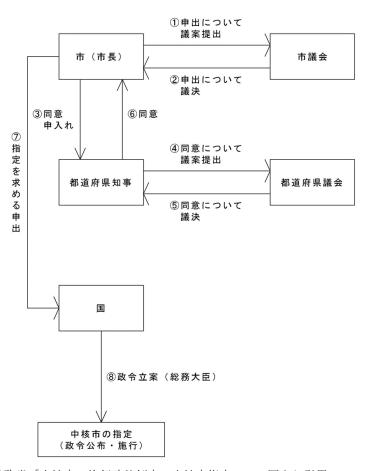
中核市には、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、権限が移譲され、地方分権が推進されている。枚方市の中核市移行に際しても、大阪府知事より「ニアーイズベターの考え方で、住民に一番近いところで行政が行われる方が効率も良くなるし、市民の声が一番近いのは基礎自治体だ。」との発言があり、同意手続きが進められたように、中核市は、住民に最も身近な市役所でより多くの行政を行うことができるようにした都市制度の一つである。

(2) 中核市移行手続

中核市の指定については、市からの申出に基づき総務大臣が行う。

ただし、市は、予め市の議会の議決を経て、都道府県の同意(都道府県の議会の 議決)を得なければならない。その上で総務大臣への申出を行うことにより、政令 で中核市として指定されることとなる。

中核市の指定手続【フロー図】



(資料)総務省「中核市・施行時特例市」中核市指定フロー図より引用。

(3) 中核市が主に処理する事務

住民に最も身近な市役所でより多くの行政を行うという趣旨の下、中核市が主に 処理する事務は、以下のとおりである。

【中核市の処理する主な事務】

民生行政に関する事務

- ▶ 身体障害者手帳の交付
- ▶ 養護老人ホームの設置認可・監督
- ▶ 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

保健衛生行政に関する事務(保健所設置市が行う事務)

- ▶ 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
- ▶ 飲食店営業等の許可
- ▶ 浄化槽設置等の届出受理
- ▶ 温泉の利用許可

環境保全行政に関する事務

- ▶ ばい煙発生施設の設置の届出受理
- ▶ 産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令

都市計画等に関する事務

▶ 屋外広告物の条例による設置制限

文教行政に関する事務

県費負担教職員の研修

(資料)総務省「中核市・施行時特例市」に基づき作成。

(参考)【施行時特例市の処理する主な事務】

- 環境保全行政に関する事務
- ・一般粉じん発生施設の設置の届出受理
- ・汚染又は廃液を排出する施設の設置の届出の受理
- ・汚染土壌処理業の許可の申請の受理及び許可
- 都市計画等に関する事務
- ・土地区画整理組合の設置の認可
- ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- その他
- ・計量法に基づく勧告、定期検査

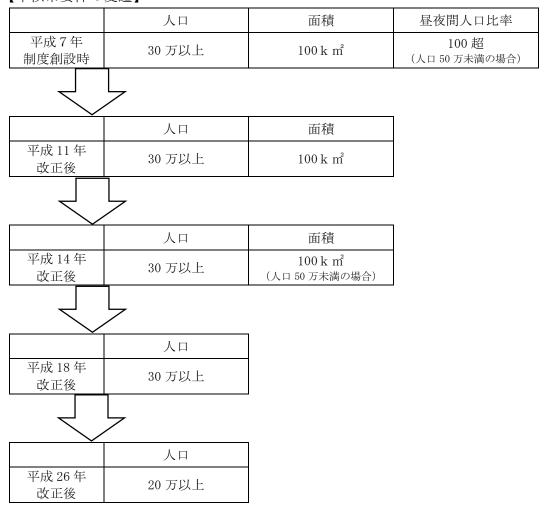
(資料)総務省「中核市・施行時特例市」に基づき作成。

中核市へは、従来の事務に加え、上記の事務が新たに移譲されることとなる。そのため、増加する事務に対する組織体制の整備が求められることとなる。

(4) 中核市制度の変遷

中核市制度は、平成7年4月1日に施行された改正地方自治法により発足した。 中核市の要件は、制度創設時の平成7年においては、人口・面積・昼夜間人口比率の3要件が課されていたが、地方分権改革の観点から順次見直しされており、平成26年の改正により、現在は人口20万以上であることが唯一の要件となっている。

【中核市要件の変遷】



(資料)総務省「中核市要件の変遷」に基づき作成。

2. 枚方市の中核市移行

(1) 中核市移行の流れ

枚方市は、地方分権改革の流れの中で、平成13年4月に特例市に移行し、平成26年4月に特例市から中核市へ移行している。

大阪府との中核市移行に向けた検討は、以下のプロセスで行われている。

【中核市移行の流れ】

| 会議・打合せ等の状況 | 議会・庁内会議 | 庁外団体等会議 | 知事・副知事等 |
|------------------------------------|------------|-------------|------------|
| ・中核市移行に向けた枚方市長の知事訪問 | | 平成23年5月12日 | |
| 大阪府中核市移行支援連絡調整会議 | 平成23年8月9日 | | |
| 大阪府中核市移行支援連絡調整会議 | 平成24年3月13日 | | |
| ・枚方市の中核市移行指定に係る知事への申入 | | 平成25年4月15日 | |
| ・平成25年5月定例府議会提出議案に係る小西副 | | | 平成25年4月19日 |
| 知事決裁 | | | |
| ・平成25年5月定例府議会 | 平成25年5月30日 | | |
| 大阪府中核市移行支援連絡調整会議 | 平成25年6月4日 | | |
| ・総務大臣への中核市指定の申出 | | 平成25年8月26日 | |
| ・枚方市を中核市に指定する閣議 | | 平成25年11月26日 | |
| ・中核市の指定に関する政令の公布 | | 平成25年11月29日 | |
| ・中核市移行に伴う引継書に係る知事決裁 | | | 平成26年3月26日 |
| ・枚方市の中核市移行式典 (事務引継書の手交) | | 平成26年4月1日 | |

(資料) 大阪府HP「【検討終了】中核市への移行(豊中市・枚方市・(岸和田市))」に基づき作成。

(2) 中核市移行に伴う改革

枚方市は、中核市移行に伴う事務の執行体制の整備として、「保健所」及び「産業 廃棄物指導課」の新設を行っている。

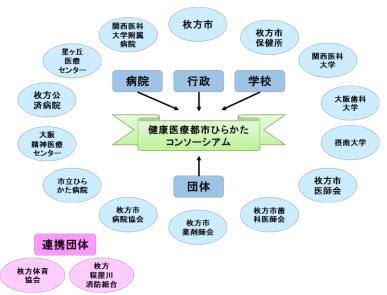
機構改革の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 保健衛生の分野においては、健康部に「保健所」を新設し、市民の健康増進などの業務を行う保健センターを合わせ、総合的で効果的な保健衛生サービスを行う。
- ② 環境・まちづくりの分野においては、環境保全部に産業廃棄物に関する許可・指導を行う「産業廃棄物指導課」を新設し、これまで府と市に分かれていた一連の事務を一つにして事務手続きを短縮するなど、行き届いた行政サービスを行う。

| | 中核市移行前 中核市移行後 | | | |
|----|------------------|---------------|--|--|
| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | |
| (1 | 健康部 | | | |
| | | 保健所(新設) | | |
| 2 | 環境保全部 | | | |
| | | 産業廃棄物指導課 (新設) | | |

(3) 公衆衛生に係る改革

公衆衛生については、平成6年に健康・福祉推進都市宣言を行い、平成24年には市内にある5つの公的病院(関西医科大学附属病院・星ヶ丘医療センター・枚方公済病院・大阪精神医療センター・市立ひらかた病院)や3つの医系大学(関西医科大学・大阪歯科大学・摂南大学)など、健康と医療に関わる社会資源を最大限活用し、市民の健康増進や地域医療のさらなる充実を目指すため、当初、市内の健康と医療に関わる13団体が協定を締結し、「健康医療都市ひらかたコンソーシアム(共同事業体)」を設立している。健康と医療に関わる団体がこのようなコンソーシアムを設立するのは、大阪府内でもはじめてであり、現在構成する14団体⁴が連携することにより、幅広い事業展開が期待されている。今後、災害時における医療体制の整備や、医療費の抑制にもつながる健康づくりや介護予防にも力を入れ、企業や団体とも連携しながら、持続可能な「健康医療都市ひらかた」の実現を目指している。



(資料) 枚方市HP「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」に基づき作成。

⁴ 平成 26 年 7 月に枚方市病院協会が新規参画し、現在、参画団体は 14 団体になっている。

また、医療機関の整備も進み、近年では、関西医科大学附属病院の開設(平成 18年1月)、北河内夜間救急センターの寝屋川市域から枚方市域への移設(平成 22年11月)、大阪精神医療センターの建て替え(平成 25年4月)、市立ひらかた病院の建て替え(平成 26年10月)等、枚方市内の公衆衛生の水準は次第に高まってきている。

保健所としては、平成26年4月の中核市移行に伴い大阪府から保健所機能が移管されたことを受け、既存の保健センターと一体的な市の組織として、少子高齢化、疾病構造の多様化、生活環境の変化等時代の変遷とともに、健康危機や災害等においても対応できるよう、大阪府をはじめとする行政機関や地域組織との緊密な連携のもとに公衆衛生行政の遂行に努めている。

また、中核市移行に伴い、これまで大阪府が行ってきた専門性の高い難病や感染症に関する事務や、医療機関などの監視規制業務などを引き継ぐことにより、健康部には、獣医師、薬剤師をはじめとする多くの専門職の職員が配置されている。平成28年度の職種別の人員は以下のとおりである。

【現員表】

(平成29年3月31日現在)

| 区分 | 職種 | 保健所 | 保健 | 保健 | 保健 | 保健 | 合計 |
|--------------------|----------------|------|-------|--------------|--------|--------|---------|
| | 医師 | 3(1) | 企画課 | 衛生課 | 予防課 | センター | 3(1) |
| | 事務職員 | 1(0) | 5(0) | 2(0) | 4(0) | 4(0) | 16(0) |
| | 保健師 | - | 2(0) | | 13(1) | 35(0) | 50(1) |
| | 看護師 | | _ | _ | - | 1(0) | 1(0) |
| | 診療放射線技師 | _ | _ | _ | 2(1) | - | 2(1) |
| | 管理栄養士 | _ | 2(0) | 1(0) | - 75.5 | 3(0) | 6(0) |
| | 心理相談員 | - | - | - | _ | 3(0) | 3(0) |
| | 精神保健福祉士 | _ | - | _ | 2(0) | _ | 2(0) |
| | 社会福祉士 | _ | - | _ | 1(0) | _ | 1(0) |
| 正職員 | 歯科衛生士 | - | _ | _ | _ | 2(0) | 2(0) |
| | 保育士 | _ | _ | _ | _ | 4(0) | 4(0) |
| | 理学療法士 | | - | - | - | 2(0) | 2(0) |
| | 作業療法士 | - | - | - | - | 1(0) | 1(0) |
| | 獣医師 | - | - | 6(1) | - | - | 6(1) |
| | 検査技師 | - | - | 1(1) | - | - | 1(1) |
| | 化学技術者 | | - | 2(0) | - | - | 2(0) |
| | 薬剤師 | | 4(1) | 9(3) | 1- | - | 13(4) |
| | 小計 | 4(1) | 13(1) | 21(5) | 22(2) | 55(0) | 115 (9) |
| | 医療相談専門員 | - | 1 | _ | - | - | 1 |
| 一般職 | 保健衛生対策 指導員 | - | _ | 1 | _ | _ | 1 |
| 非常勤 職員 | 保健所難病 事務専門員 | | - | - | 1 | _ | 1 |
| 9154 | 保育士 | - | - | _ | _ | 2 | 2 |
| | 精神保健専門員 | | - | _ | 1 | _ | 1 |
| | 危機管理監 | 1 | - | _ | | | 1 |
| | こころの 相談専門員 | - | - | - | 2 | - | 2 |
| 特別職 | 看護師 | - | - | - | 1 | 8 | 9 |
| 非常勤 | 心理相談員 | - | - | - | - | 5 | 5 |
| 職員 | 保健師 | - | - | - | - | 11 | 11 |
| | 管理栄養士 | - | - | _ | - | 7 | 7 |
| | 歯科衛生士 | - | _ | | - | 8 | 8 |
| | 事務職員 | - | _ | _ | _ | 11 | 11 |
| 任期付常勤職員 | 歯科医師 | | - | - | - | 1 | 1 |
| 任期付 短時間 勤務職員 | 保育士 | | - | - | _ | 1 | 1 |
| | 合計 | 5(1) | 14(1) | 22(5) | 27(2) | 109(0) | 177 (9) |

※()内は大阪府からの派遣職員数で内数。

(資料)「平成28年度 枚方市保健所年報」より引用。

枚方市は、他市に例のない優れた医療資源を有している。それぞれの団体の特性を活かし連携を進める中、中核市移行も相まって、住民に最も身近な市役所で多くの行政が行われることで、災害時における医療体制の整備や、さらなる医療費の抑制にもつながる健康づくりや介護予防にも力を入れ、企業や団体とも連携しながら、持続可能な「健康医療都市ひらかた」の実現を目指している。

3. 監査対象について

(1) 監査の範囲

監査の対象範囲については、大阪府と枚方市により作成された、枚方市の中核市 移行に伴う引継書をもとに移譲事務を抽出し、移譲事務を実施している所管部署を 抽出した。

引継書に記載されている中核市移行に伴う移譲事務については、中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務と大阪府の特例条例等により枚方市で過去から実施している事務の2種類がある。後者については、中核市への移行前は大阪府の特例条例等により枚方市が実施していたが、中核市移行に伴い当該事務が法定移譲された事務である。

監査の対象範囲としたのは、前者の中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務である。これは、中核市移行に伴う市民サービスの変化をもたらすものが、新たに実施することとなった事務であり、これを検証することが中核市への移行が市民サービスにとって効果的であったかどうかを検証するのに最も適していると判断したためである。

なお、監査の対象範囲は原則として、中核市移行に伴い枚方市で新たに実施する こととなった移譲事務としているが、当該移譲事務の周辺業務についても必要に応 じて監査の対象範囲に含めている。

監査の範囲とした所管部署及び移譲事務の項目数を以下に記載する。なお、各所 管部署における具体的な移譲事務項目については、「第4 監査の結果」において記 載している。

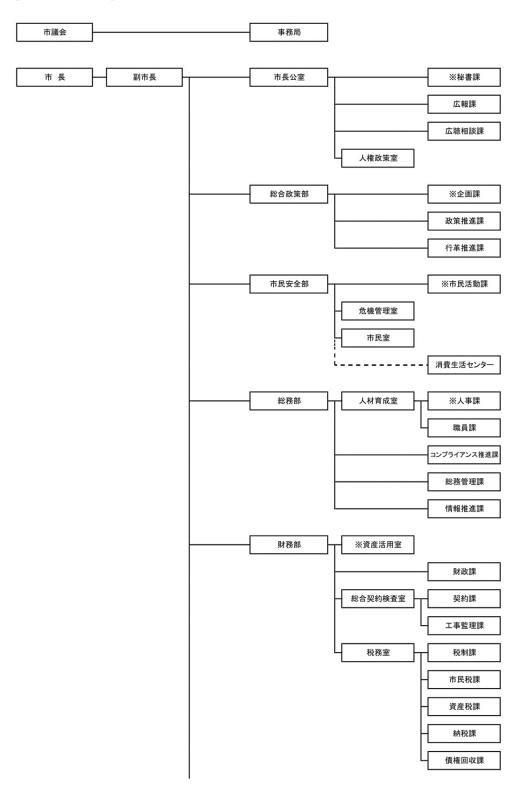
【監査の範囲とした所管部署及び移譲事務の項目数】

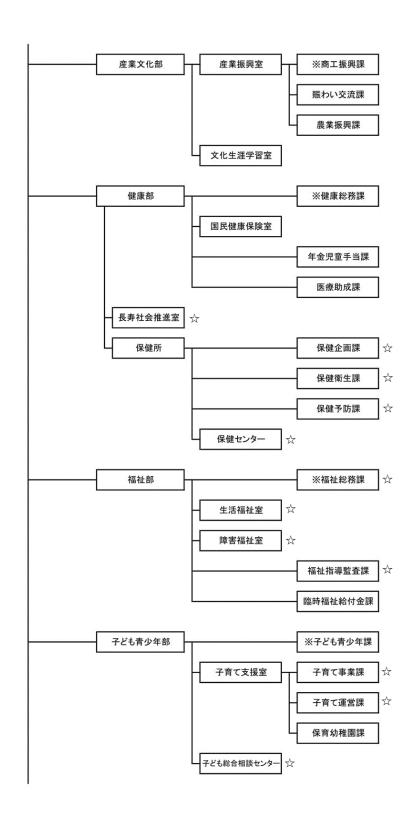
| 部 | 室・課・グループ | 移譲事務項目数 | |
|-------------|------------------------|---------|--|
| 健康部 | 保健所 保健企画課 | 342 | |
| | 保健所 保健衛生課食品衛生グループ (食品) | 158 | |
| | 保健所 保健衛生課食品衛生グループ (動物) | 53 | |
| | 保健所 保健衛生課環境衛生グループ | 230 | |
| | 保健所 保健予防課感染症グループ | 98 | |
| | 保健所 保健予防課精神保健グループ | 25 | |
| | 保健所 保健予防課難病グループ | 60 | |
| | 保健所 保健センター | 5 | |
| | 長寿社会推進室 | 3 | |
| 福祉部 | 福祉総務課 | 13 | |
| | 生活福祉室 | 54 | |
| | 障害福祉室 | 16 | |
| | 福祉指導監査課 | 110 | |
| 子ども青少年部 | 子育て支援室 子育て事業課 | | |
| | 子育て支援室 子育て運営課 | 36 | |
| | 子ども総合相談センター | | |
| 環境部 | 環境総務課 | 259 | |
| | 環境指導課 | 18 | |
| 都市整備部 | 都市計画課 | 178 | |
| | 都市整備推進室 景観住宅整備課 | | |
| | 開発指導室 開発審査課 | | |
| 教育委員会 学校教育部 | 児童生徒支援室 | 5 | |
| | 教育推進室 教育指導課 | | |
| | 教育推進室 教育研修課 | | |
| 教育委員会 社会教育部 | 放課後子ども課 | 13 | |
| | 文化財課 | | |
| | 移譲事務項目計 | 1,676 | |

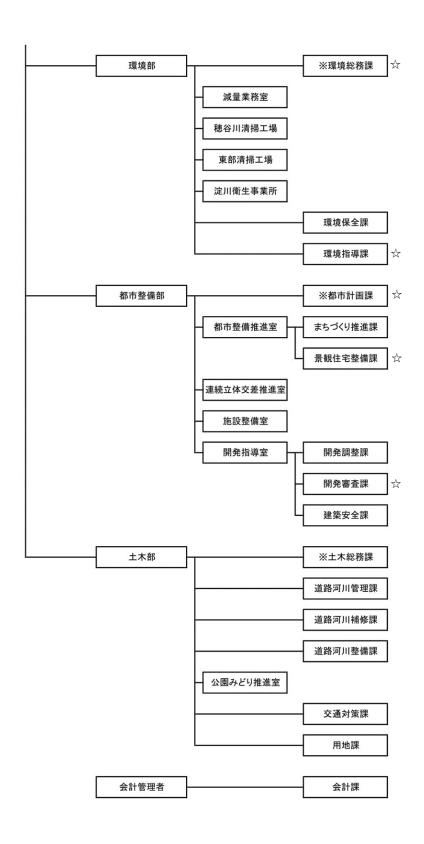
(2) 枚方市の組織と監査対象部署

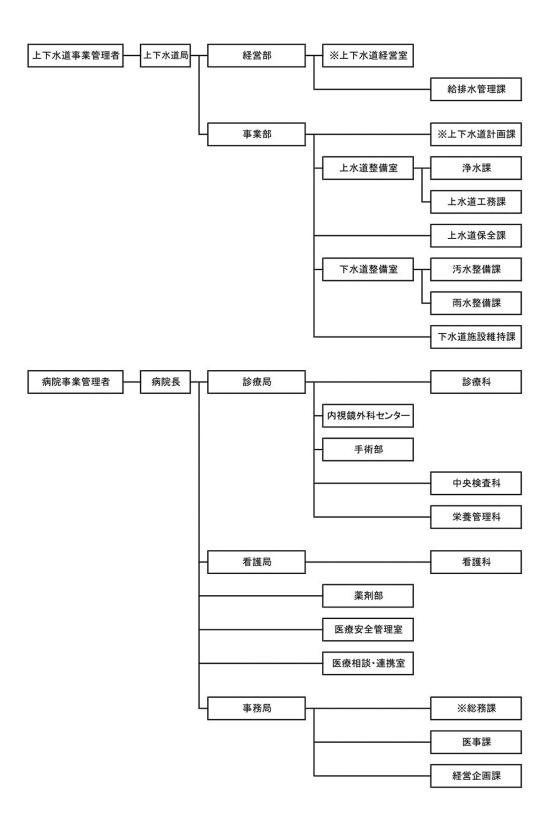
平成 28 年 4 月 1 日現在の枚方市機構図は以下のとおりである。監査対象部署には機構図上に「☆」を記載している。

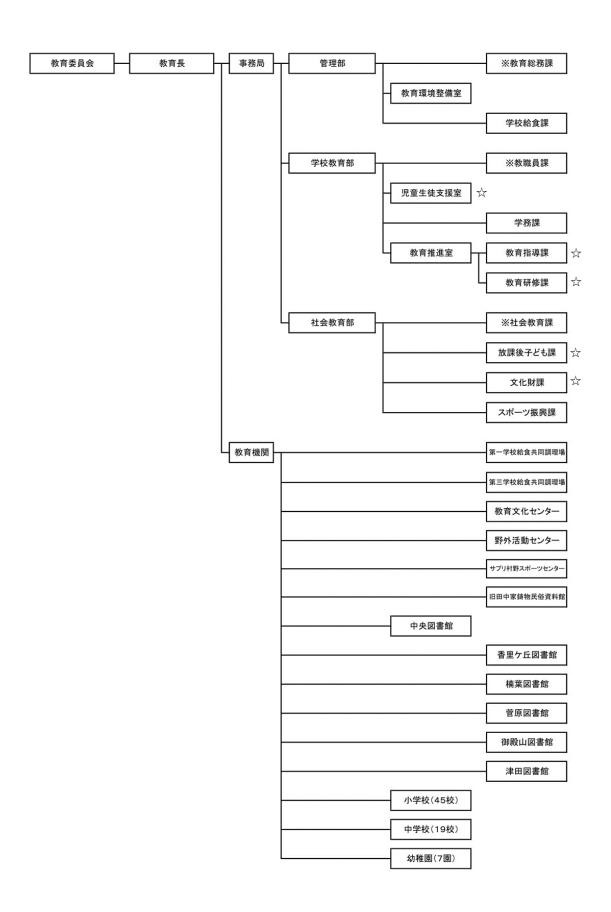
【枚方市機構図】

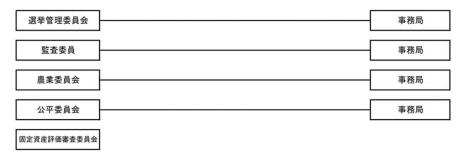












※は、部等における総務担当課を示している。

4. 監査対象部署の事務事業の概要

監査の対象範囲とした所管部署の平成28年度事務概要に基づく事務事業の概要⁵は、以下のとおりである。

(1) 健康部

①保健所 保健企画課

(事務分掌)

- 1. 保健衛生及び地域医療に係る企画及び調整に関すること。
- 2. 健康危機管理の総括に関すること。
- 3. 健康増進に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 4. 特定給食施設等の栄養指導に関すること。
- 5. 保健衛生に係る調査及び統計に関すること。
- 6. 医事及び薬事に関すること。
- 7. 保健所の事務の調整に関すること。
- 8. 保健所庁舎に関すること。
- 9. 保健所運営協議会に関すること。

(主要施策)

- 1. 保健所運営協議会の開催
- 2. ヘルシーメニューを通じた健康づくりの推進
- 3. 地域保健と職域保健の連携の推進
- 4. 薬物乱用防止の啓発
- 5. 健康・医療に関する電話相談事業

②保健所 保健衛生課

- 1. 食品衛生に関すること。
- 2. 環境衛生に関すること。
- 3. 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- 4. 衛生上の試験及び検査に関すること。
- 5. 浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) に基づく浄化槽に係る届出の受付、指導 等に関すること。
- 6. 専用水道及び簡易専用水道等に係る届出の受付及び指導に関すること。
- 7. 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。

⁵ 平成 28 年度の事務概要に基づき、記載しているため、一部平成 29 年度の所管が混在している。

- 1. 食品衛生関係施設の衛生管理指導の実施
- 2. 環境衛生関係施設の衛生管理指導の実施
- 3. 試験検査業務の実施
- 4. 狂犬病予防及び動物愛護管理に関する事業
- 5. 犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上
- 6. 猫の不妊手術費補助の実施
- 7. 水道法に基づく専用水道・簡易専用水道に関する衛生指導事業
- 8. 浄化槽法に基づく浄化槽に関する維持管理指導事業

③保健所 保健予防課

(事務分掌)

- 1. 感染症の対策及び予防に関すること。
- 2. 精神保健に関すること。
- 3. 自殺予防に関すること。
- 4. 難病の対策等に関すること。
- 5. 小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び指定小児慢性特定疾病医療機関に関すること。
- 6. 特定不妊治療費用補助事業及び不育症治療費助成事業に関すること。
- 7. 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。
- 8. 石綿健康被害救済給付の申請の受付に関すること。
- 9. 感染症診査協議会、感染症発生動向調査委員会及び小児慢性特定疾病審査会に関すること。

(主要施策)

- 1. 感染症対策
- 2. 精神保健業務
- 3. 難病対策事業
- 4. 特定不妊治療費助成及び不育症治療費助成
- 5. 小児慢性特定疾病医療費助成
- 6. 自殺予防対策事業

④保健所 保健センター

- 1. 母子保健に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 2. 予防接種に関すること。
- 3. 健康診査に関すること。
- 4. 健康教育及び健康相談に関すること。

- 5. 訪問指導に関すること。
- 6. 国民健康保険に係る特定保健指導に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 7. 介護予防施策の実施に関すること。
- 8. 身体障害児及び慢性疾患児の療育指導に関すること。
- 9. 歯科口腔保健に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 10. 保健センター庁舎に関すること。
- 11. 健康増進計画審議会及び予防接種健康被害調査会に関すること。

- 1. 成人保健事業等の推進
- 2. 母子保健事業の推進
- 3. 予防接種事業
- 4. 健康づくりの取り組み

⑤長寿社会推進室6

ア 総務グループ

(事務分掌)

- 1. 高齢者に係る施策の企画及び調整に関すること。
- 2. 高齢者福祉に関すること。
- 3. 市立特別養護老人ホーム、市立デイサービスセンター、市立老人福祉センター楽寿荘、総合福祉センター及びシルバー作業所に関すること。
- 4. シルバー人材センターに関すること。
- 5. 介護保険施設等整備審議会に関すること。

(主要施策)

1. ひらかた高齢者保健福祉計画 21 (第6期) の推進

イ 地域連携グループ・介護予防グループ

- 1. 地域包括ケアの推進に関すること。
- 2. 高齢者の介護予防及び生活支援に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 3. 地域包括支援センター運営等審議会及び老人ホーム入所判定審査会に関すること。

⁶ 平成29年度より健康部から独立して長寿社会部となっている。

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2. 認知症施策の推進
- 3. 在宅医療・介護連携の推進

ウ 介護認定グループ・介護給付グループ・介護保険料グループ (事務分掌)

- 1. 介護保険に関すること。
- 2. 介護認定審査会に関すること。

(主要施策)

1. 介護保険制度の推進

(2) 福祉部

①福祉総務課

(事務分掌)

- 1. 福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- 2. 福祉団体の育成指導に関すること。
- 3. くらしの資金に関すること。
- 4. 福祉に係る寄附の収受及び援護物資のあっせんに関すること。
- 5. 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族、引揚者等の援護に関すること。
- 6. ちびっこ広場に関すること。
- 7. 総合福祉会館に関すること。
- 8. 社会福祉協議会に関すること。
- 9. 民生委員・児童委員及び保護司会との調整に関すること。
- 10. 日本赤十字社との調整に関すること。
- 11. 臨時福祉給付金の支給に関すること。
- 12. 社会福祉審議会及び民生委員推薦会に関すること。

(主要施策)

- 1. 枚方市地域福祉計画(第3期)の推進
- 2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)の請求事務
- 3. 民生委員・児童委員の一斉改選
- 4. 臨時福祉給付金等支給事業

②生活福祉室

(事務分掌)

- 1. 生活保護に関すること。
- 2. 行旅死亡人及び行旅病人に関すること。
- 3. 身寄りのない独居人の死亡に関すること。
- 4. ホームレスの自立支援に関すること。
- 5. 中国残留邦人等生活支援給付金に関すること。
- 6. 生活困窮者の自立支援に関すること。

(主要施策)

- 1. 被保護者の自立支援
- 2. 年金調査
- 3. ホームレス巡回相談事業
- 4. 生活保護情報ホットライン
- 5. 困窮者支援

③障害福祉室

(事務分掌)

- 1. 障害者福祉に関すること。
- 2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院同意に関すること。
- 3. くすの木園及び枚方市立障害者社会就労センターに関すること。
- 4. 介護給付費等の支給に関する審査会及び障害者施設等整備審査会に関すること。

(主要施策)

- 1. 枚方市障害者計画(第3次)改訂版の作成
- 2. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の設置

④福祉指導監査課

(事務分掌)

- 1. 社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。
- 2. 障害福祉サービス事業及び介護保険のサービス事業並びに社会福祉施設等に 係る指定、許可、届出の受付及び指導監査に関すること。
- 3. 有料老人ホーム及び老人居宅生活支援事業に係る届出の受付及び指導監督に 関すること。
- 4. 児童福祉施設等に係る指導監督に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 5. 地域密着型サービス等運営審議会に関すること。

(主要施策)

1. 福祉関連法人への指導監督事務の適正な実施

(3) 子ども青少年部

①子育て支援室 子育て事業課

(事務分掌)

- 1. 子どもの育成及び子育て支援に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 2. 私立保育所、私立認定こども園等の運営に係る助成及び指導に関すること。
- 3. 私立保育所、私立幼稚園、私立認定こども園等との連絡調整に関すること。
- 4. 病児保育に関すること。
- 5. 子育て支援事業運営者選定審査会及び枚方市保育所民営化に係る運営法人選 定審査会に関すること。

(主要施策)

- 1. 待機児童の解消
- 2. 公立保育所の民営化
- 3. 幼稚園教育の充実
- 4. 地域子育て支援事業
- 5. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の推進

②子育て支援室 子育て運営課

(事務分掌)

- 1. 市立保育所に関すること。
- 2. 市立児童発達支援センターに関すること。
- 3. 市立小規模保育施設に関すること。
- 4. 市立病児保育室に関すること。
- 5. 巡回相談に関すること。

(主要施策)

- 1. 公立保育所の保育環境改善
- 2. 児童発達支援センターの整備
- 3. 小規模保育施設開設

③子ども総合相談センター

- 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- 2. 助産施設及び母子生活支援施設に関すること。
- 3. 子ども・若者に係る相談に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 4. 児童虐待の防止に関すること。

- 1. 子ども総合相談センター「となとな」の開設
- 2. 母子及び父子並びに寡婦福祉
- 3. 第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく施策の推進
- 4. 家庭児童相談の相談支援体制の充実
- 5. 親支援プログラム「トリプルP(前向き子育てプログラム)」の実施
- 6. 子ども支援プログラムの推進
- 7. 児童虐待防止キャンペーンの推進
- 8. ひきこもり等子ども・若者相談支援センター事業
- 9. ステップファミリー応援冊子の作成

(4) 環境部

①環境総務課

(事務分掌)

- 1. ごみの処理の申込み及び処理手数料に関すること。
- 2. ごみの処理手数料に係る証紙に関すること。
- 3. 一般廃棄物処理業(し尿及び汚泥に係るものを除く。)の許可に関すること。
- 4. 再生利用業者の指定に関すること。
- 5. 不法に投棄されたごみに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- 6. 不法に投棄されたごみの適正処理の指導に関すること。
- 7. 産業廃棄物に係る施策の企画及び調査研究に関すること。
- 8. 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
- 9. 産業廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- 10. 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づく 許可、登録及び指導に関すること。
- 11. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく届出の受付及び指導に関すること。
- 12. 上下水道局上下水道経営部との連絡調整(水道事業に係るものに限る。)に関すること。
- 13. 北河内4市リサイクル施設組合に関すること。
- 14. 枚方京田辺環境施設組合に関すること。
- 15. 廃棄物減量等推進審議会に関すること。

(主要施策)

- 1. ごみ処理手数料の見直し
- 2. 多量排出事業所減量指導
- 3. 北河内広域リサイクル共同処理事業

- 4. 産業廃棄物に関する規制・指導
- 5. 産業廃棄物行政に関する他市との連携
- 6. 枚方市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画
- 7. 可燃ごみ広域処理施設の整備

②環境指導課

(事務分掌)

- 1. 公害防止に関すること。
- 2. 光化学スモッグの発生時の対策及び被害者の救済に関すること。
- 3. 法令に基づく公害関係の規制、監視、指導及び検査に関すること。
- 4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出及び通知の受付に関すること。
- 5. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 に基づく届出等に関すること。
- 6. 環境影響評価に関すること。
- 7. 環境影響評価審査会に関すること。

(主要施策)

- 1. 環境監視、環境調査
- 2. 公害関係法令等に基づく規制・指導
- 3. 公害苦情への対応
- 4. 公害防止啓発事業
- 5. 環境影響評価条例の改正

(5)都市整備部

①都市計画課

- 1. 都市政策に関すること。
- 2. 都市整備事業の企画及び総合調整に関すること。
- 3. 関西文化学術研究都市に関すること。
- 4. 都市計画の調査及び企画、決定等に関すること。
- 5. 国土利用計画に関すること。
- 6. 福祉のまちづくりの企画及び調整に関すること。
- 7. 市街地開発事業の許認可等に関すること。
- 8. 市の境界確認に関すること。
- 9. 国土調査に係る連絡調整に関すること。
- 10. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の有償譲渡の届出等に関すること。
- 11. 都市計画審議会に関すること。

- 1. 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画
- 2. 長尾杉線の都市計画決定
- 3. 新町二丁目地区地区計画の変更
- 4. 都市計画公園及び緑地の見直し
- 5. 第二京阪道路沿道のまちづくり

②都市整備推進室 景観住宅整備課

(事務分掌)

- 1. 景観に関すること。
- 2. 屋外広告物に関すること。
- 3. 住宅整備の調整に関すること。
- 4. 長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。
- 5. 建築協定に関すること。
- 6. サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関すること。
- 7. 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関すること。
- 8. 空家等の利活用に関すること。
- 9. 市街地再開発事業、土地区画整理事業等の企画、立案、調整及び実施に関すること。
- 10. まちづくりに係る支援及び調整に関すること。
- 11. 景観審議会及び空家等対策協議会(空家の活用及び維持管理に係る事項を協議等する場合に限る。)に関すること。

(主要施策)

- 1. 歴史的景観保全事業
- 2. 土地区画整理事業
- 3. 景観推進事業
- 4. 景観計画の変更
- 5. 屋外広告物に関する事業
- 6. 建築協定制度支援事業
- 7. 津田サイエンスヒルズ推進業務
- 8. 住宅施策推進業務
- 9. 三世代家族・定住促進事業
- 10. 空き家・空き地対策推進事業

③開発指導室 開発審査課

(事務分掌)

- 1. 開発行為の許可に関すること。
- 2. 宅地造成工事の許可に関すること。
- 3. 道路の位置指定の審査等に関すること。
- 4. 建築確認申請の確認に関すること。
- 5. 建築基準法に基づく許認可等に関すること。
- 6. 住宅金融支援機構受託事務に関すること。
- 7. 大阪府福祉のまちづくり条例に係る特定施設の事前協議等に関すること。
- 8. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定に関すること。
- 9. 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律に関すること。
- 10. 建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する監督及び指導に関すること。
- 11. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画に係る 認定等に関すること。

(6)教育委員会 学校教育部

①児童生徒支援室

(事務分掌)

- 1. 教育相談に関すること。
- 2. 学校教育における人権教育に関すること。
- 3. 支援教育に関すること。
- 4. 生徒指導及び安全指導に関すること。
- 5. 学校いじめ対策審議会に関すること。

(主要施策)

- 1. 生活指導の充実(人権・平和教育推進事業、生徒指導充実事業、教育相談実施事業、不登校等対策事業、通学路等安全対策事業)
- 2. 支援教育の充実(支援教育学校園支援事業、支援教育コーディネーター支援 充実事業、系統性のある支援研究事業、支援教育のさらなる推進)

②教育推進室 教育指導課

- 1. 学校園の教育課程に関すること。
- 2. 教職員の研修(学校園内研修、中央研修、民間派遣研修に限る。) に関すること。
- 3. 教科書、教材等に関すること。

- 1. 確かな学びと自立を育む教育の充実(小中一貫教育推進、放課後自習室事業、英語教育推進事業、読書活動推進事業)
- 2. 豊かな心と穏やかな体を育む教育の充実(学校園活性化事業、中学校部活動 指導協力者派遣事業)
- 3. 幼児教育の充実
- 4. 学習指導要領に基づく教育課程の編成と取り組み

③教育推進室 教育研修課

(事務分掌)

- 1. 教職員の研修に関すること。
- 2. 教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- 3. 教育関係資料の収集、整備及び保管に関すること。
- 4. 理科教育振興法による教材に関すること。

(主要施策)

- 1. 教職員の指導力の向上について(枚方市教職員育成事業、授業の達人養成・ 教科研究事業、校内研修(研究授業)等への指導・支援)
- 2. 学校園運営体制の確立と開かれた学校園運営の推進
- 3. ICT関連教育機器等の効果的な活用
- 4. 人権を尊重した教育の推進

(7) 教育委員会 社会教育部

①放課後子ども課

(事務分掌)

- 1. 留守家庭児童会室に関すること。
- 2. 障害のある児童に係る留守家庭児童会室運営事業者選定審査会に関すること。

(主要施策)

- 1. 子どもの居場所づくりの充実(留守家庭児童会室)
- 2. 子ども・子育て支援新制度への対応

②文化財課

- 1. 文化財に係る調査研究、保存及び活用に関すること。
- 2. 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- 3. 市史の編さんに関すること。
- 4. 旧田中家鋳物民俗資料館及び枚方宿鍵屋資料館に関すること。

- 5. 文化財保護審議会に関すること。
- 6. 枚方市文化財研究調査会に関すること。

- 1. 文化財の整備(特別史跡百済寺跡の再整備事業、楠葉台場跡保存整備事業、 旧田中家鋳物民俗資料館耐震・改修工事)
- 2. 文化財の啓発普及

第3 監査の実施方法

1. 監査の視点(監査要点)

中核市への移行に伴う移譲事務の執行が「合規性(準拠性)」、「3E(経済性・効率性・有効性)」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。具体的には以下のとおりである。

(1) 中核市への移行に伴う移譲事務が漏れなく実施されているか

中核市への移行に伴う移譲事務は、事務項目別に所管部署に振り分けられており、 大阪府からの事務の引継は所管部署毎に実施している。適切に引継が行われておらず、 実施すべき移譲事務が網羅的に実施されないことは、市民サービスの低下を招くこと となる。このため、移譲を受けた所管部署が移譲事務を網羅的に把握しており、これ ら移譲事務を漏れなく実施しているかを監査要点とした。

(2)マニュアル・様式等のルールが適切に整備されており、法令等に準拠して事務が 実施されているか

移譲を受けた所管部署のヒアリングを通じて、移譲事務に関して大阪府のマニュアルや様式等を利用していることが多いことが判明した。

中核市移行による移譲事務のサービス低下を防止するためには、移譲当初は大阪府のマニュアルや様式等を流用して実施することに問題はない。しかしながら、中核市移行の趣旨を鑑みると、いつまでも大阪府のマニュアルや様式等をそのまま利用するのではなく、枚方市としてよりよい市民サービスを提供できるようにマニュアルや様式等を改訂していく必要がある。

また、一般的に地方公共団体においては、短い周期での部署移動が多く発生する。このため、マニュアルや様式等の整備により事務の標準化を図ることが3Eの観点から重要であることから、移譲事務に関するマニュアル・様式等のルールが十分に整備されているかを監査要点とした。

また、ルールは整備するだけでは不十分であり、ルールに準拠して移譲事務を実施しているかが重要であることから、条例・規則・要綱・マニュアル・様式等に準拠して事務を実施しているかについても監査要点としている。

(3) 文書が適切に管理されているか

新たに実施する事務に関しては、事務の実施を重視するあまり、文書管理が軽視される傾向がある。文書管理は事務が適切かつ効率的に行われるために重要な事項であり、枚方市では枚方市文書取扱規程により、文書取扱を定めている。

このため、移譲事務に関する文書が枚方市文書取扱規程に基づき適切に管理されているかについて監査要点とした。

(4) 届出受理、許可及び立入検査等の事務の実施状況は十分か

移譲事務においては、法令により枚方市が届出受理、許可及び立入検査等の権限が 定められているものが多く存在する。

このため、これらの事務の実施状況が法令の趣旨や目的に照らして適切か。立入検査は長期的視点に立ち計画的に行われているか。立入検査の結果の改善状況を継続的にモニタリングし、指導内容が適切に改善されていることを適時に確かめているか。また、改善状況や結果如何では法令の規定に則って業務改善命令などの適切な措置を講じているかを監査要点とした。

(5) 委託契約等の歳出に関する事務が適正に実施されているか

移譲事務においては、委託契約等の歳出に関する事務も多く存在する。委託契約 については、入札及び契約の方式の選定は適正に行われているか、契約手続は適正 に行われているか、委託先の選定は適正に行われているか、契約事務の執行は適正 に行われているか、検査(履行確認)は適正に行われているかを監査要点とした。

また、委託契約以外の歳出に関する事務についても、条例・規則等に準拠して事 務の執行が行われているかを監査要点とした。

(6) 手数料を徴収する事務が適正に実施されているか

移譲事務においては、許可等の事務が多く存在するため、手数料を徴収する事務が 多い。枚方市では、手数料を徴収する事務に関して、枚方市手数料条例や枚方市保健所事 務手数料条例を定めており、これらに準拠した事務の執行が行われているかどうかを監 査要点とした。

2. 監査の方法

本包括外部監査は、地方自治の本旨を十分に勘考し、地方自治法並びに関連法規は もとより、「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」(日本公認 会計士協会、平成13年5月14日最終改正)に準拠して行った。

まず、中核市への移行による移譲事務を網羅的に把握するために、枚方市より移譲事務の一覧表を入手し、移譲事務の所管部署を抽出した。監査対象とした移譲事務の所管部署は「第2 監査の対象 3.監査対象について」に記載している。

次に、監査対象とした移譲事務の所管部署に対して、移譲事務の概要に関するヒアリングを実施し、移譲事務のうち中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務と大阪府の特例条例等により枚方市で過去から実施している事務を分類し、中核市移行に伴い枚方市で新たに実施することとなった事務を監査対象として選定した。監査対象として選定した事務項目については、「第4 監査の結果 2.健康部」以降において、移譲事務の所管部署ごとに記載している。

次に、監査対象と指定した事務について、所管部署で実地調査を実施した。なお、 実地調査については、中核市への移行に伴う移譲事務の項目数の多くを占める保健衛 生に関する事務及び衛生関係の隣接分野である環境保全に関する事務を中心に実施 しているが、それ以外の移譲事務についても実地調査を実施している。

これらの検討過程を経て浮かび上がってきた個々の問題点や問題意識について、所管部署と書面やディスカッションによる協議を複数回実施し、最終的な問題点(監査の結果や意見となる事項)を明確にし、「第4 監査の結果 2. 健康部」以降において、移譲事務の所管部署ごとに記載している。

また、これら最終的な問題点の一覧表及び総括的な結果を、「第4 監査の結果 1. 監査結果の総括」としてとりまとめている。

第4 監査の結果

1. 監査結果の総括

(1) 監査結果の概要

既に述べたとおり、枚方市は平成26年4月1日をもって中核市へ移行した。移行後3年を経過し、中核市移行の際に大阪府から移譲を受けた業務が適切に行われているのか、また効果的効率的に行われているのかを確かめることは、今後の市政運営において極めて重要である。そこで、監査人は特定の事件として、「中核市への移行に伴う移譲事務(衛生に関する事務を中心として)について」を選定した。なお、本報告書においては、移行に伴う移譲事務の監査を実施していく中で発見された、従前から行っている事務に対する指摘事項も含んでいる。

監査を実施するにあたり、そもそも大きな問題であると認識したことは、ほとんどの部署において、中核市移行に伴って移譲された事務を網羅的に把握していなかったことである。そこで、監査の実施期間にわたって移譲事務の特定作業を行ったが、当該作業が終了したのは監査終了間際であった。

移譲された事務の中には通常発生しない事務などもあり、把握が困難であるということもあろうが、だからこそ網羅的にリストアップしておかなければ、いざというときに対応できない状況が生じるおそれがある。この点に対する枚方市の姿勢には疑問を感じざるを得ない。今回の監査結果を参考に、大阪府から移譲された事務を再度点検し、全ての事務にきちんと対応できるようにしてほしい。

本監査における結果や意見の概要については「(2) 監査結果の一覧」に譲るが、 それぞれの指摘に対してどのような対応をすべきであるかなど、一定の分類を試み た。ただし、これはあくまで一つの分類方法であることから、各部署にはこの分類 にとらわれずに対応していただきたい。

A:業務を遂行するにあたりすべき作業内容等を見直すべきもの/ルールを再検 計すべきもの

業務遂行にあたり実施すべきことが実施されていなかったといった指摘がこれにあたる。すべきことは何か、あるいはどのようなルールに則り業務を遂行するのかなどの検討を要する。

B:業務のフローを再度徹底すべきもの

多くの指摘は、Aにおいて作業内容の見直しなどを実施した結果として、職員に対し実施すべき手順・項目などを徹底する必要があるなどの指摘である。

C:業務内容を明文化すべきもの

実施すべきことについてルールはあるものの、明文化されていないことから 業務がきちんと行われていないのではないかと考えられる指摘である。

D:業務の精度を高めるべきもの/業務内容の理解を深めるべきもの ミスをなくす、あるいはミスの発生を回避するための指摘である。業務に対 して手を抜かない、というべき内容の指摘もある。

E:現行の業務内容そのものの是非を再検討すべきもの そもそも現行の考え方で問題が無いのか、ルールそのものを再検討する必要 があるのではないかという指摘である。

F: 有効性や正確性を高めるための提案

| 結果又は意見番号 | A | В | С | D | Е | F |
|----------|---|---|---|---|---|---|
| 意見番号1 | • | | | | | |
| 結果番号1 | | | | • | | |
| 意見番号2 | | • | | | | |
| 意見番号3 | | | • | | | |
| 結果番号2 | | | | • | | |
| 結果番号3 | | | | • | | |
| 意見番号4 | | | | | | • |
| 結果番号4 | | | | • | | |
| 意見番号5 | | | • | | | |
| 結果番号5 | | | | • | | |
| 意見番号 6 | • | | | | | |
| 意見番号7 | • | | | | | |
| 意見番号8 | • | | | | | |
| 意見番号 9 | | | | | | • |
| 意見番号 10 | • | • | | | | |
| 意見番号 11 | • | | | | | |
| 意見番号 12 | • | • | | | | |
| 意見番号 13 | • | • | | | | |
| 結果番号6 | | | | • | | |
| 意見番号 14 | | | | | | • |
| 結果番号7 | | | | • | | |
| 意見番号 15 | | | | | | • |
| 意見番号 16 | | | | | | • |

| 結果又は意見番号 | A | В | С | D | Е | F |
|----------|---|---|---|---|---|---|
| 意見番号 17 | | | | | | • |
| 意見番号 18 | • | • | | | | |
| 意見番号 19 | • | • | | | | |
| 結果番号8 | • | • | | | | |
| 意見番号 20 | | | • | | | |
| 意見番号 21 | | | | | | • |
| 意見番号 22 | • | • | | | | |
| 結果番号9 | • | • | | | | |
| 意見番号 23 | | | | • | | |
| 結果番号 10 | | | | • | | |
| 意見番号 24 | • | • | | | | |
| 意見番号 25 | • | | | | | |
| 意見番号 26 | • | • | | | | |
| 結果番号 11 | | | | • | | |
| 結果番号 12 | | | • | | | |
| 結果番号13 | • | • | | | | |
| 結果番号 14 | | | | • | | |
| 意見番号 27 | | | | | | • |
| 結果番号 15 | | | | • | | |
| 結果番号 16 | | | | | • | |
| 意見番号 28 | • | | | | | |
| 結果番号 17 | | | | • | | |
| 意見番号 29 | • | | | | | |
| 結果番号 18 | | | | • | | |
| 結果番号 19 | | | | • | | |
| 意見番号 30 | • | • | | | | |
| 結果番号 20 | | | | • | | |
| 意見番号 31 | | | | | | • |
| 意見番号 32 | | | | | | • |
| 結果番号 21 | • | • | | | | |
| 結果番号 22 | | | | • | | |
| 結果番号 23 | • | • | | | | |
| 結果番号 24 | | | | • | | |
| 結果番号 25 | | | | • | | |

| 結果又は意見番号 | A | В | С | D | Е | F |
|----------|---|---|---|---|---|---|
| 意見番号 33 | | | | | | • |
| 結果番号 26 | | | | • | | |
| 意見番号 34 | • | • | | | | |
| 意見番号 35 | • | • | | | | |
| 意見番号 36 | • | • | | | | |

(2) 監査結果の一覧

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|----------------------------|----|
| 健康部 | 意見番号1 | 国民生活基礎調査における調査員手当の計算基礎 | 58 |
| 保健所 | | となる調査実施世帯数について、調査員の調査従事 | |
| 保健企画課 | | 実績を適切に反映する集計方法とするため、訪問を | |
| | | 行った世帯については調査実施世帯数に含めると | |
| | | いった明確な集計ルールを検討すべきである。 | |
| 健康部 | 結果番号1 | 学校給食施設については、利用者が年少の子供で | 74 |
| 保健所 | | あり、利用者の人数が多く、衛生環境について通常 | |
| 保健衛生課 | | の飲食店等よりも注意を払う必要があることから、 | |
| 食品衛生G | | 枚方市教育委員会学校給食課長より、「枚方市学校給 | |
| (食品) | | 食施設の監視指導結果について(回答)」として、毎 | |
| | | 年、指導結果に対する回答を得ているとのことで | |
| | | あった。 | |
| | | しかし、保健衛生課食品衛生グループ(食品)で | |
| | | は、平成 28 年度の当該報告(枚方市学校給食施設の | |
| | | 監視指導結果について(回答)」)を受領していな | |
| | | かった。 | |
| | 意見番号2 | 環境衛生グループ及び食品衛生グループ(動物) | 76 |
| | | では、会計カードに上長の検印を受領していたが、 | |
| | | 食品グループでは検印がなく、食品衛生グループ | |
| | | (食品)のみ検印を受領しないこととしているとの | |
| | | ことであった。 | |
| | | 会計カードの記入内容の正確性を確保するため | |
| | | に、食品衛生グループ(食品)においても、作成者 | |
| | | 以外の者による確認を行い、検印を受領すべきであ | |
| | | る。 | |
| | 意見番号3 | 収納事務を適切に実施する内部統制を維持するた | 76 |
| | | めに、担当者が交代しても同水準の業務が確実に実 | |
| | | 施されるよう、業務内容を明文化すべきである。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|--------------------------------|----|
| 健康部 | 結果番号2 | 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第 13 条第 | 83 |
| 保健所 | | 1項の規定により、引き取られた犬及び猫の種類、 | |
| 保健衛生課 | | 引き取り日時及び場所等を2日間公示するものとさ | |
| 食品衛生G | | れている。枚方市文書取扱規程において、公示につ | |
| (動物) | | いては一暦年単位で、文書の種類ごとに一連の番号 | |
| | | を付して公示令達簿を作成することとされている。 | |
| | | 平成 28 年度の公示令達簿を確認したところ、一部 | |
| | | 平成29年度分(1月12日分、3月27日分)が混入 | |
| | | していた。 | |
| | | また、公示案の決裁回議欄に記載されるべき書類 | |
| | | 保存期間は5年であるところ、3年と記載されてい | |
| | | るものが多く見られた。 | |
| | | 瑕疵なく書類を作成し保管する必要がある。 | |
| | 結果番号3 | 平成 28 年度の犬及び猫引取申請台帳を確認したと | 84 |
| | | ころ、平成 29 年度分の申請書が平成 28 年度の申請 | |
| | | 台帳に綴られていた。 | |
| | | また、平成28年度の申請台帳と申請書の整合性を | |
| | | 確認したところ、申請台帳の記載に漏れ(申請書平 | |
| | | 成 28 年 7 月 28 日分)や、単に二重線を引いただけ | |
| | | の記載の削除が多く見られた。 | |
| | | 申請台帳の作成目的は申請書綴りの目次であるた | |
| | | め、必要記載事項は漏れなく記載する必要がある。 | |
| | 意見番号4 | 犬及び猫引取申請台帳について、文書管理システ | 84 |
| | | ムから出力できる文書名一覧を利用するなど、網羅 | |
| | | 的かつ効率的な方法を検討するべきである。 | |
| | 結果番号4 | 平成 28 年度の「猫の死体の引き取りについて(依 | 84 |
| | | 頼)」の決裁について、ほとんどが課長決裁されてい | |
| | | たが、課長決裁欄がなく統括課長代理決裁までしか | |
| | | ないものが1件、課長決裁欄はないが統括課長代理 | |
| | | 決裁欄で課長が代理決裁を意味する「代」を手書き | |
| | | して課長が押印しているものが1件あった。 | |
| | | このように、同一内容の依頼について決裁方法に | |
| | | 違いがあった。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|---------------------------|----|
| 健康部 | 意見番号5 | 担当者によって「軽易」か「軽易かつ定例」か異 | 85 |
| 保健所 | | なる判断をしている状況にあり、かつ決裁権限者で | |
| 保健衛生課 | | ある上席者がこの状況に疑念を挟まずに決裁がなさ | |
| 食品衛生G | | れているため問題である。 | |
| (動物) | | 保健衛生課食品衛生グループ(動物)において、 | |
| | | 所定の事務書面ごとに、それぞれどの役職者の決裁 | |
| | | を得る必要があるか、枚方市事務決裁規程の取扱い | |
| | | を明確化する必要がある。 | |
| | 結果番号5 | 平成 28 年度の「猫出入表」のエクセルファイルに | 85 |
| | | ついて、1匹分の入力漏れがあった。そのため、環 | |
| | | 境省に報告された猫の収容数が誤っていた。 | |
| | 意見番号6 | 犬・猫の引き取り、公示、焼却処理等、実施した | 85 |
| | | 業務に関する記録、特に外部へ報告が必要な記録の | |
| | | 網羅性・正確性を検証する手続が必要である。 | |
| 健康部 | 意見番号7 | クリーニング業、美容所、理容所並びに興行場に | 91 |
| 保健所 | | 対して実施した立入検査について、立入検査を実施 | |
| 保健衛生課 | | した際の検査結果の記録が残されていなかった。 | |
| 環境衛生G | | 立入検査を実施した場合には、業種に関わらず、 | |
| | | いつ、誰が、どのような検査項目について検査を実 | |
| | | 施したかを書面により明確にするとともに、検査結 | |
| | | 果について記録を残すことが必要である。 | |
| | 意見番号8 | 立入検査に際しては、必要な検査項目を網羅的に | 91 |
| | | 検証する必要がある。そのためそれぞれの検査につ | |
| | | いて必要な項目を記載したチェックリストを作成 | |
| | | し、検査に際しては当該チェックリストを使用して | |
| | | 検査することを検討すべきである。 | |
| | 意見番号9 | 動物飼養場について、廃業の際には廃業届等も必 | 92 |
| | | 要であることから、現在休業中となっている施設に | |
| | | ついて状況を把握するために立入検査を実施すべき | |
| | | である。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|--------------------------|----|
| 健康部 | 意見番号 10 | 「特定建築物使用開始届審査チェックリスト」を審 | 93 |
| 保健所 | | 査時に利用しており、エクセルで作成したものを出力 | |
| 保健衛生課 | | し紙で保管している。しかし、チェック実施者及び | |
| 環境衛生G | | チェック対象物件の記載がなく、またチェックはエク | |
| | | セル上で記載されている。 | |
| | | チェック漏れをなくすためにも、手書きでチェッ | |
| | | ク証跡を残し、またチェック実施者及びチェック対 | |
| | | 象物件も記載すべきである。 | |
| | 意見番号 11 | 「平成 28 年度特定建築物立入検査結果について | 93 |
| | | (通知)」について、指導事項が少ないことから立入 | |
| | | 検査を省略して書類審査のみを行っている施設に関 | |
| | | しても、表題が「立入検査結果」となっている。 | |
| | | 立入検査の実施の有無は審査の深度に影響するも | |
| | | のであり、書類審査を同列に扱うべきではないこと | |
| | | から、適切な表題が必要である。 | |
| | 意見番号 12 | 「特定建築物維持管理報告書」について、立入検 | 93 |
| | | 査時には当該報告書に沿って検査を行い、報告書に | |
| | | チェック証跡を残すとのことであるが、チェック証 | |
| | | 跡がないものがあった。また、当該報告書には立入 | |
| | | 検査者の記載もないことから、誰が確認したのかを | |
| | | 確かめることができない。必ずチェックの証跡を残 | |
| | | すとともに立入実施者を記載すべきである。 | |
| | 意見番号 13 | 遊泳場の指導監督について、要改善事項があった | 94 |
| | | 場合でも、レジオネラ菌が検出されたようなケース | |
| | | 以外では、指摘は立入当日に口頭で行われ、文書で | |
| | | の指摘はなされていないとのことであった。また、 | |
| | | 改善報告書の入手も行われていない。 | |
| | | 遊泳場と同じく水質等の環境維持が問題となる公 | |
| | | 衆浴場では、水質検査で問題のあった際には遊泳場 | |
| | | と同じく環境衛生指導票を環境衛生監視員名で出し | |
| | | ているが、これとは別に枚方市保健所長名で検査結 | |
| | | 果を施設開設者宛に交付していることに鑑み、遊泳 | |
| | | 場においても、同様の文書を交付すべきである。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|--------------------------|-----|
| 健康部 | 結果番号6 | 回議書を利用しない決裁について、枚方市文書取 | 104 |
| 保健所 | | 扱規程に定める「文書の余白を利用して」いないも | |
| 保健衛生課 | | のが多く見られた。 | |
| 共通 | | 枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用し | |
| | | た方法により、決裁を行う必要がある。 | |
| 健康部 | 意見番号 14 | 医師からの発生届により、システム登録された件 | 108 |
| 保健所 | | について、後日の検査で感染症でないと判明した際 | |
| 保健予防課 | | には、感染症サーベイランスシステムにおいて取り | |
| 感染症G | | 消しを行うこととなっているが、一覧表上訂正線を | |
| | | 引いて、取消とされているだけで、当該取消がシス | |
| | | テムにおいてなされたかどうかの確認を行うことが | |
| | | できなかった。 | |
| | | 感染症の発生届のように、システム登録自体が事 | |
| | | 務の目的である場合においては、登録作業が完了し | |
| | | ていることを示す証憑として、登録後のシステム帳 | |
| | | 票を発生届と一緒にファイリングすべきである。 | |
| | 結果番号7 | 結核患者の意見伺いの感染症診査協議会が平成 28 | 110 |
| | | 年7月28日に実施されているにも関わらず、回議書 | |
| | | には開催される前日の平成28年7月27日付け公印 | |
| | | が押印されていた。 | |
| | 意見番号 15 | 第3類の感染症発生対応一覧を閲覧したところ、 | 111 |
| | | 届出を行った案件の対応状況の欄が設けられておら | |
| | | ず、対応が完了しているのか、対応中であるのかが | |
| | | 確認できなかった。 | |
| | | 対応状況を一覧表で管理しない場合、未対応のも | |
| | | のが放置される可能性がある。 | |
| | | 発生した感染症については、対応が完了したもの | |
| | | については、一覧表上その旨がわかるように、届出 | |
| | | 一覧表に記載する形式とすべきである。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|-------------------------|-----|
| 健康部 | 意見番号 16 | 結核患者に必要な資料が網羅的にそろっているか | 111 |
| 保健所 | | どうかの確認は、別々にファイリングされた資料を | |
| 保健予防課 | | それぞれ確認していく必要があり、文書索引目次を | |
| 感染症G | | 作っていない現状では、必要な資料の網羅性が確保 | |
| | | されていない。 | |
| | | 結核患者の個人別ファイルの冒頭に、具備すべき | |
| | | ファイルの一覧を記載し、必要な資料が網羅的に | |
| | | ファイリングされていることを確認できるようにす | |
| | | べきである。 | |
| | 意見番号 17 | 性感染症検査については、検査結果の引換期限を | 112 |
| | | 設けていないため、取りに来ない検査実施者の検査 | |
| | | 結果について、中核市移行後に発生した未引換の検 | |
| | | 査結果については全て保管しているとのことであ | |
| | | る。 | |
| | | 検査結果の引換期限を設けていない場合は永遠に | |
| | | 保管義務が生じてしまうこととなり、管理上問題で | |
| | | ある。また、検査実施日から長期間が経過した検査 | |
| | | 結果の有効性にも疑問があることから、検査結果の | |
| | | 引換期限を設けるべきである。 | |
| | 意見番号 18 | 性感染症に関する相談業務の件数は、大阪府への | 113 |
| | | 報告事項の一つとされており、統計情報として利用 | |
| | | されることから、相談内容を記載する様式を保健所 | |
| | | として共通で定め、相談業務の根拠資料として保管 | |
| | | すべきである。 | |
| 健康部 | 意見番号 19 | 相談業務や講演会の報償金について、統一基準を | 119 |
| 保健所 | | 決定することが運用上難しいとのことであるが、統 | |
| 保健予防課 | | 一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定す | |
| 精神保健G | | る方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定 | |
| | | する明確な決裁処理を行う必要がある。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|-----------------------------|-----|
| 健康部 | 結果番号8 | 当事者・家族・ピアサポーター支援事業で実施し | 120 |
| 保健所 | | ている講演会等について、支払い対象となった3時 | |
| 保健予防課 | | 間について、その内訳と作業等の記録を残し、根拠 | |
| 精神保健G | | を明確にする必要がある。 | |
| | | また、統一基準の決定が運用上難しいため、その | |
| | | 都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、 | |
| | | 作業時間を申告させ、決裁する必要がある。 | |
| | 意見番号 20 | 文書のファイリングや文書索引の作成に関する | 121 |
| | | ルールはなく、文書ファイルごとの担当者も設けて | |
| | | いない。その結果、文書作成者が各々勝手に綴じて | |
| | | いくこととなり、文書索引の作り方や書類の綴じ方 | |
| | | が、不統一になっている。 | |
| | | 文書管理のルールを定めるとともに、文書ファイ | |
| | | ルの編纂担当者を定め、責任を持って文書を管理し | |
| | | なければならない。 | |
| 健康部 | 意見番号 21 | 小児慢性特定疾病審査会について、年間の出席率 | 124 |
| 保健所 | | が 50%に満たない委員が 2 名おり、出席者に偏りが | |
| 保健予防課 | | あった。今後は、より多くの委員の出席が可能な日 | |
| 難病G | | 程で審査会を開催すべきである。 | |
| | 意見番号 22 | 難病医療講演会に対する講師報償金及び訪問相 | 125 |
| | | 談・指導事業に対する相談員の報償金について、統 | |
| | | 一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定す | |
| | | る方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定 | |
| | | する明確な決裁処理を行う必要がある。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|--------------------------|-----|
| 健康部 | 結果番号9 | 枚方市特定不妊治療費用補助金は、受給回数が決め | 126 |
| 保健所 | | られており、過去に他の自治体で同種の補助金を受給 | |
| 保健予防課 | | した場合にはその回数もカウントされるため、他の自 | |
| 難病G | | 治体での受給を確認しなければ、補助金の過大支給を | |
| | | 招く可能性がある。 | |
| | | 枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書には、 | |
| | | 申請者は本申請書記載の「他の自治体での特定不妊 | |
| | | 治療費用補助金の受給の状況」について、補助金交 | |
| | | 付の適性を判断するために必要な場合は、枚方市が | |
| | | 他の自治体へ照会することについて同意するとの記 | |
| | | 載があることから、初回申請者については転入前の | |
| | | 自治体での受給回数を確認する必要がある。 | |
| | 意見番号 23 | 枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書の受領 | 126 |
| | | 時に利用する、特定不妊治療申請チェックリストに | |
| | | ついて、個別項目のチェックが付されないまま、大 | |
| | | 項目のチェックが付されているものがあるため、申 | |
| | | 請内容が網羅的に問題ないかを確認するためにも個 | |
| | | 別項目についても網羅的にチェックを付す必要があ | |
| | | る。 | |
| 健康部 | 結果番号 10 | 回議書を利用しない決裁について、枚方市文書取 | 130 |
| 保健所 | | 扱規程に定める「文書の余白を利用して」いないも | |
| 保健予防課 | | のが多く見られた。 | |
| 共通 | | 枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用し | |
| | | た方法により、決裁を行う必要がある。 | |
| 健康部 | 意見番号 24 | 枚方市の保健センターでは、身体障害児及び長期 | 131 |
| 保健所 | | 療養時など療育指導事業として、各分野の専門医に | |
| 保健セン | | よる相談を実施しており、相談を実施した医師及び | |
| ター | | 歯科医師に対しては、報償金を支払っている。 | |
| | | 報償金の単価の根拠を質問したところ、医師・歯 | |
| | | 科医師の単価は保健センターで実施している他の事 | |
| | | 業と同じ単価としているものの、要綱等で単価を決 | |
| | | めているものではないとのことであった。専門医へ | |
| | | の報償金については、一定の単価を定めておくべき | |
| | | ものであり、明文化したルールに従い、報償金を支 | |
| | | 払うべきである。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|--|-----|
| 健康部 | 意見番号 25 | 全大阪よい歯コンクール大会事務局要領第8条第 | 132 |
| 保健所 | | 1項において、会計監事を置く旨の定めがなされて | |
| 保健セン | | いる。しかしながら、平成28年度の決算報告に関す | |
| ター | | る資料を閲覧したところ、監事報告書がなく実際に | |
| | | 監事による監査がなされているかどうかが確認でき | |
| | | なかった。 | |
| | | 枚方市は負担金が適正に使用されていることを確 | |
| | | 認するため、監事による監査が適切になされている | |
| | | ことが確認できるように監事に対し監査報告書の提 | |
| | | 出を求める必要がある。 | |
| 健康部 | 意見番号 26 | 枚方市では、軽費老人ホームを設置する社会福祉 | 135 |
| 長寿社会推 | | 法人に対するサービスの提供に要する費用について | |
| 進室 | | 補助金を交付しており、枚方市は8つの軽費老人 | |
| | | ホームに対し、補助金の支給を行っている。 | |
| | | 新規入所者について、適正に収入階層区分の認 | |
| | | 定・変更がなされているかの確認対象としているの | |
| | | は毎年4月~7月の入居者のみで、それ以外の8月 | |
| | | ~3月までの新規入所者は対象としていなかった。 | |
| | | 新規入所者の収入階層区分の適切性が十分に確保 | |
| | | されるために、新規入所者の確認対象範囲を通年と | |
| | | するべきである。 | |
| | 結果番号11 | 軽費老人ホームに対する実地調査について、平成 | 136 |
| | | 28 年度の実地調査に関する書類を閲覧したところ、 | |
| | | 実地調査先の1つの軽費老人ホームに対する結果通 | |
| | | 知書が回議書も含めて見当たらなかった。結果通知 | |
| | | 書及び回議書の有無を確認したところ、決裁も含め | |
| | | 結果通知を失念していたとのことであった。 | |
| 福祉部 | 結果番号 12 | 枚方市が民生委員の1年間の活動費として支出し | 138 |
| 福祉総務課 | | ている 74, 280 円のうち、59, 000 円を除いた 15, 280 | |
| | | 円については、民生委員の活動における経済的負担 | |
| | | を鑑みて、枚方市が独自に上乗せして支出している | |
| | | ものである。 | |
| | | この上乗せ支出部分について、上乗せして支出を | |
| | | 行う旨及びその金額について、条例や規程等の根拠 | |
| | | がないまま支給が行われている。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|---|------|
| 福祉部 | 結果番号 13 | 生活保護の葬祭扶助基準は確定額ではなく、「以 | 141 |
| 生活福祉室 | | 内」と定められているため、入札制度の趣旨からは | |
| | | 市が金額を予め定めることは問題である。 | |
| | 結果番号 14 | 平成28年3月26日に行われた火葬が、火葬業者 | 141 |
| | | の失念による請求書の提出遅れにより、平成28年6 | |
| | | 月 15 日の起案となり、平成 28 年 6 月 21 日の支出と | |
| | | なっていた。そのため本来、出納整理期間中に処理 | |
| | | して平成 27 年度の歳出となるべきものが、平成 28 | |
| | | 年度の歳出とされている。 | |
| 福祉部 | 意見番号 27 | 枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会は2カ | 147 |
| 障害福祉室 | | 月に一度の頻度で開催されており、平成28年度には | |
| | | 6回開催されている。 | |
| | | しかしながら、平成28年度に開催された全6回の | |
| | | 議事録を閲覧し、委員の出席状況を確かめたとこ | |
| | | ろ、1度も出席をしていない委員が1名存在してい | |
| | | た。分科会の議論の有効性を確保するため、会議に | |
| | | 出席可能な委員を任命する必要がある。 | |
| | 結果番号 15 | 枚方市障害者施設等整備審査会については、審議 | 148 |
| | | 内容について、附属機関条例第6条第2項に規定す | |
| | | る会議録を作成することは必須である。 | |
| | | しかしながら、平成 28 年 11 月 2 日に開催された | |
| | | 枚方市障害者施設等整備審査会の会議録が実地調査 | |
| | | を行った平成 29 年 9 月 13 日時点で未作成であっ | |
| | 4H # F F 10 | 7.0 | 4.50 |
| | 結果番号 16 | 枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱の要件 | 150 |
| | | を満たしていない申請に対する許可が3件確認でき | |
| | | た。該当する3件は形式的には申請を許可してはな | |
| 子ども青少 | 意見番号 28 | らないこととなり、要綱違反であるといえる。 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、最終入 | 161 |
| 年部 | 心面 7 20 | 金日から10年以上たっているものについて、年に1 | 101 |
| 1 114 | | 回の催告状は全件について発送しているものの、発 | |
| | | 送しているのみで電話等での接触を全く行っていな | |
| | | い貸付先があった。 | |
| | | マ・買いたがあった。 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、枚方市 | |
| | | として合理的な回収努力をしていないことは問題で | |
| | | ある。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|--------------------------------|-----|
| 子ども青少 | 結果番号17 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、貸付台 | 161 |
| 年部 | | 帳等個人ファイルを閲覧した 10 件のうち 1 件につい | |
| | | ては、マイナンバー通知書のコピーを入手し保管し | |
| | | ていた。本件事務の手続上、マイナンバーの取得は | |
| | | 定められておらず、保管していることのみならず取 | |
| | | 得していること自体が大きな問題である。 | |
| | 意見番号 29 | 枚方市父子家庭生活支援員派遣事業について、平 | 161 |
| | | 成 28 年度においては 1 名の利用があった。当該利用 | |
| | | 者の負担金は 34,050 円であったが、平成 28 年度末 | |
| | | において全額が未回収の状態となっていた。 | |
| | | 未回収債権の回収は、督促状の送付や電話等の連 | |
| | | 絡のみでなく、利用者と具体的な回収計画について | |
| | | 確認を行う必要がある。 | |
| | 結果番号 18 | 枚方市父子家庭生活支援員派遣事業の委託契約に | 162 |
| | | おいて、業務に従事する作業責任者及び作業従事者 | |
| | | より個人情報の保護に関する誓約書を入手している | |
| | | が、当該誓約書5名中4名に誓約日の日付が抜けて | |
| | | いた。 | |
| | 結果番号 19 | 「自立支援教育訓練給付金」の申請時には「自立 | 162 |
| | | 支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」を使用し | |
| | | て、支給要件の確認を行っている。 | |
| | | 「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」 | |
| | | を閲覧したところ、資格確認欄への記入が漏れてい | |
| | | た。 | |
| | 意見番号 30 | 「高等職業訓練促進給付金」について、ひとり親 | 163 |
| | | 家庭高等職業訓練促進給付金の支給要件を継続的に | |
| | | 満たしていることについても、確認したことについ | |
| | | て記録を残す必要がある。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|-------------------------------|-----|
| 環境部 | 結果番号 20 | 「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止のため | 167 |
| 環境総務課 | | の事前協議及び行政指導に関する要綱」によれば、 | |
| | | 産業廃棄物の中間処理施設の設置・新規許可に当 | |
| | | たって行う事前協議書には、申請日前3月以内に交 | |
| | | 付された施設所在地の登記簿謄本と施設及びその周 | |
| | | 辺区域の地籍図を添付する必要があるとされてい | |
| | | る。 | |
| | | 平成 28 年度中に事前協議の申請があった 1 件につ | |
| | | いて、申請日前3月を超えた登記簿謄本と地籍図が | |
| | | 添付されていた。要綱で要求されている書類が添付 | |
| | | されていないにもかかわらず申請を受け付けたこと | |
| | | は問題である。 | |
| | 意見番号 31 | 産業廃棄物処理施設の設置に関する許可は、専門 | 168 |
| | | 的で技術的かつ多くの要件を確認しなければなら | |
| | | ず、許可の適否は環境行政に重大な影響を与えるこ | |
| | | とから、許可手続全てについて、入手すべき資料、 | |
| | | 入手すべき時期及び満たすべき要件を漏れなく一覧 | |
| | | でき、進捗状況や作成者のほか、確認者及び確認日 | |
| | | がわかるような新たなチェックリストを用いること | |
| | | が有用である。 | |
| | 意見番号 32 | 産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告 | 169 |
| | | 書の未提出者の把握は、未提出者の早期発見を重視 | |
| | | し、入力完了を待たずに目視で多量排出事業者を把 | |
| | | 握しているが、事後的に、マニフェスト入力データ | |
| | | を利用して未提出者の網羅的な発見に努めるべきで | |
| | | ある。 | |
| | 結果番号 21 | 高濃度PCBを保管している事業者を中心とした | 169 |
| | | 立入検査を実施した際には、①立入検査指導書、② | |
| | | 立入検査チェック表、③現場写真をまとめて所管課 | |
| | | 内で供覧し、綴りに綴ると規定されている。 | |
| | | しかしながら、平成 28 年度の立入検査について、 | |
| | | 立入検査指導書等が綴られたファイルを確認したと | |
| | | ころ、平成 28 年度に実施した 16 件の立入検査中 4 | |
| | | 件について現場写真が綴じられていなかった。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|----------------------------|-----|
| 環境部 | 結果番号 22 | 「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関す | 170 |
| 環境総務課 | | る条例」第4条において、事業者は、その事業活動 | |
| | | に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自 | |
| | | ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非 | |
| | | 常災害のために必要な応急措置として行う場合を除 | |
| | | き、保管の開始の日の14日前までに、当該保管を行 | |
| | | おうとする事業場ごとに、届出書を市長に提出しな | |
| | | ければならないとされている。 | |
| | | 平成 28 年度に届出のあった事業者からの届出につ | |
| | | いて、保管開始予定日が届出書提出日から 14 日以内 | |
| | | となっている届出書を受理したことは問題である。 | |
| | 結果番号 23 | 「枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」 | 171 |
| | | によれば、建設汚泥を自ら利用しようとする工事の | |
| | | 請負事業者は、建設汚泥が発生することとなる工事 | |
| | | の受注を受け、着工する前までに「建設汚泥の自ら | |
| | | 利用(現場内)に関する事前協議書と建設汚泥の処 | |
| | | 理・利用に関する計画書」を提出しなければならな | |
| | | いとされている。 | |
| | | 平成28年度に計画書の提出があった建設工事1件 | |
| | | について確認したところ、当該計画書が提出された | |
| | | のは平成28年9月であったが、対象となる工事の着 | |
| | | 工は平成28年3月であった。 | |
| 環境部 | 結果番号 24 | 平成28年度に提出された届出を確認したところ、 | 182 |
| 環境指導課 | | 法人の代表者から委任を受けた者が大気汚染防止法 | |
| | | 第 11 条の規定に基づく届出書を提出する際に、当該 | |
| | | 届出書の誤記載の部分について、委任を受けた者以 | |
| | | 外の者が訂正印を押印し、訂正を行っている事例が | |
| | | 多く見られた。 | |
| | | 受任者以外の者が訂正を行っている届出書を正し | |
| | | いものとして受領することは問題である。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|---------------------------------|-----|
| 環境部 | 結果番号 25 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法 | 182 |
| 環境指導課 | | 律」第4条及び第5条において、特定事業者は公害 | |
| | | 防止管理者及び公害防止主任管理者を選定しなけれ | |
| | | ばならないとされており、いずれも、定められた資 | |
| | | 格を有している必要があるとされている。 | |
| | | しかし、平成 29 年 5 月 11 日に届出された 4 件に | |
| | | ついては、資格証のコピーを入手しておらず、資格 | |
| | | 要件について未確認であるにも関わらず、決裁がな | |
| | | されていた。 | |
| 都市整備部 | 意見番号 33 | 枚方市内におけるサービス付高齢者向け住宅事業 | 186 |
| | | の登録申請を受け付けており、申請書類の網羅性を | |
| | | 確認するために「枚方市サービス付高齢者向け住宅 | |
| | | 事業の登録申請等書類チェックリスト」を使用して | |
| | | いる。平成28年度に新規登録を行った施設1件に係 | |
| | | るチェックリストが綴じられていなかった。 | |
| | | チェックを行なったチェックリストを申請書類と | |
| | | ともに保管することが望ましい。 | |
| 学校教育部 | 結果番号 26 | 放課後自習教室運営委員会について、放課後自習 | 195 |
| | | 教室運営委員会設置規約において設置が規定されて | |
| | | いる座長を定めていない。 | |
| | 意見番号 34 | 放課後自習教室運営委員会の開催実態について | 195 |
| | | は、担当者へのヒアリングによって、年2回から3 | |
| | | 回程度、各数十分程度の会議を行っているとの回答 | |
| | | を得た。しかし、議事録等の開催記録はない。会議 | |
| | | を実施した際は議事録を残すことが望ましい。 | |
| | 意見番号 35 | チーフスクールソーシャルワーカーの平成 28 年 6 | 197 |
| | | 月分、平成28年12月分の報償金の支払いについ | |
| | | て、支払い不足があった。合計金額を記載する欄を | |
| | | 設けるとともに、「スクールソーシャルワーカー支払 | |
| | | 調書」作成者とは別の職員が、集計結果に誤りがな | |
| | | いことを確認すべきである。 | |

| 所管部署 | 結果又は 意見番号 | 内容 | 頁 |
|-------|--------------|----------------------------|-----|
| 学校教育部 | 意見番号 36 | あるチーフスクールソーシャルワーカーの平成 28 | 197 |
| | | 年9月分の報償金の支払調書では23時間として集計 | |
| | | されていた報償金の支払いについて、監査当日の資 | |
| | | 料閲覧においては活動時間の実績が 10 時間と報告さ | |
| | | れている実績報告書のみが用意されており、残りの | |
| | | 13 時間の実績を示す資料については提示されなかっ | |
| | | た。後日になって監査当日に提示された以外のファ | |
| | | イルに収納されていた実績報告資料を発見したとの | |
| | | 連絡を受け、その複写の提出を受けた。 | |
| | | 決裁に関連する書類について適切に管理保管すべ | |
| | | きである。 | |

以下で、各課の実地調査の結果を記載している。構成として、【移譲された事務の一覧表】において各課で中核市となって大阪府から移譲された事務の概略を記載しており、続いて、実地調査によって判明した課題事項を記載している。

次に大阪府及び枚方市で作成された「枚方市の中核市移行に伴う引継書」(以下、引継書とする)に記載されている事務の一覧を【引継書に記載された事務の一覧】 において記載している。

2. 健康部

(1) 保健所 保健企画課

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---|-----|---|-----------|--|--|
| あん摩マッサー ジ指圧師、はり 師、きゆう師等に 関する法律に基 づく事務 | 18 | ・施術所の開設の届出の受理 ・出張施術業務開始の届出の受理 ・臨検検査 ・命令 | 有 | 0 | |
| 医師法に関する事務 | 8 | 医師の免許申請の経由 | 有 | 329, 540 | |
| 医療法に基づく事務 | 50 | 出張のみによってその業務に 従事する助産師からの報告、書 類等の提出命令 | 有 | 0 | 2, 129, 715 |
| | | 往診のみによって診療に従事 する医師、歯科医師又は助産師 からの報告、書類等の提出命令 | 有 | 0 | |
| | | エックス線装置設置の届出の 受理(診療所) | 有 | 0 | |
| | | 地域医療支援病院承認申請の受理 | 無 | 0 | 0 |
| 各種統計調査に | 24 | 調査員の登録申請書の受理 | 有 | 6, 376, 135 | 792, 086 |
| 関する事務 | | 歯科疾患実態調査 | 無 | 0 | 0 |
| | | 人口動態調査票の交付の経由 (①) | 有 | 調査員の登録申 請書受理歳入 (6,376,135) に 含む | 調査員の登録申 請書受理歳出 (792,086) に含 む |
| 救急病院等を定 める省令に関す る事務 | 1 | 救急病院等を定める省令の規 定に係る申出書等の受付 | 無 | 0 | 0 |
| 健康増進法に基 | 25 | 収去証の交付 | 無 | 0 | 0 |
| づく事務 | | 専門的な知識及び技術を必要 とする栄養指導 | 有 | 0 | 82, 287 |
| 歯科衛生士に関 | 2 | 歯科衛生士に対する保健所長の指示 | 無 | 0 | 0 |
| する事務 | | 歯科衛生士業務従事者届の経由 | 無 | 0 | 0 |

| 死体解剖保存法 | 8 | 死体解剖の許可 | 無 | 0 | 0 | |
|---|----|---|---|--------------------------------------|---|--|
| に関する事務 | | 死体解剖資格認定の申請の経由 | 無 | 0 | 0 | |
| 視能訓練士法に 関する事務 | 8 | 視能訓練士の免許申請の経由 | 有 | 医師法に基づく 事務歳入 (329,540) に含 む | あん摩マッサー ジ指圧師、はり | |
| 柔道整復師法に 関する事務 | 6 | ・柔道整復師に対する必要な指示 ・施術所の届出の受理 | 有 | 0 | 師、きゆう師等 に関する法律に 基づく事務等経 | |
| 診療放射線技師 法に関する事務 | 5 | 診療放射線技師の免許申請の 経由 | 有 | 医師法に基づく 事務歳入 (329,540) に含 む | 費(2,129,715) に含む | |
| 地域保健法に基 づく事務(国の要 綱・通知等に基づ く事務) | 1 | 管理栄養士養成施設実習生の 受け入れ業務 | 有 | 329, 400 | 5, 504 | |
| 毒物及び劇物取 締りに関する事 務 | 30 | 毒物及び劇物の販売業の登録 | 有 | 1, 830, 700 | あん摩マッサー ジ指圧師、はり 師、きゆう師等 | |
| 保健師助産師看 護師法に関する 事務 | 11 | 保健師、助産師及び看護師の免 許申請の経由 | 有 | 医師法に基づく 事務歳入 (329,540) に 含む | に関する法律に 基づく事務等経 費(2,129,715) に含む | |
| 地域保健法に基づく事務(保健所 | 20 | ・保健所に関する事務全般・運営協議会の設置、運営 | 有 | 4, 500 | 299, 124 | |
| 総括に関する業務) | | 訪問看護ステーション連絡会 議事務局事務(会場の賃借) | 有 | 0 | 0 | |
| | | 保健師学生等実習受入れ調整 (本庁・保健所分) | 有 | 保健所に関する 事務全般歳入 (4,500) に含 む | 保健所に関する 事務全般歳出 (299,124) に 含む | |
| | | 大阪府保健医療協議会の事務 局、窓口業務 | 有 | 55, 652 | 56, 950 | |
| 母体保護法に基 づく事務 | 11 | 受胎調節実地指導員の指定申 請の経由 | 有 | 0 | あん摩マッサー | |
| | | 不妊手術又は人工妊娠中絶に ついての医師等からの届出の 経由 | 有 | 0 | ジ指圧師、はり 師、きゆう師等 に関する法律に 基づく事務等経 | |
| 薬剤師免許に関する事務 | 9 | 薬剤師免許の申請及び交付の 経由 | 有 | 医師法に基づく 事務歳入 (329,540) に含 む | 費(2, 129, 715) に含む | |

| 薬事法に関する 事務 | 74 | 医薬品販売業の許可申請時・更 新時の許可証の交付(店舗販売 業) | 有 | 毒物及び劇物取 締りに関する事 務(1,830,700)に 含む | |
|-----------------------------|-----|--|---|---|---|
| 理学療法士及び 作業療法士法に 関する事務 | 7 | 理学療法士及び作業療法士の 免許申請の経由 | 有 | 医師法に基づく 事務歳入 (329,540) に含 む | |
| 臨床検査技師等 | 17 | 衛生検査所の登録証明書の交付 | 無 | 0 | 0 |
| に関する法律に | | 衛生検査所の登録 | 無 | 0 | 0 |
| 基づく事務 | | 臨床検査技師、衛生検査技師の 免許の申請に関する事務 | 無 | 0 | 0 |
| 歯科技工士法に 基づく事務 | 7 | 歯科技工所開設届及び変更届の受理 | 有 | 0 | あん摩マッサー ジ指圧師、はり 師、きゆう師等 に関する法律に 基づく事務等経 費 (2,129,715) に含む |
| 移譲事務項目計 | 342 | | | | |

表中の①は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 国民生活基礎調査調査員手当算定の際の調査実施世帯数の集計ルールについて

| 主な事務内容 | 国民生活基礎調査 |
|----------|------------------|
| 根拠法令 | 国民生活基礎調査規則 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市厚生統計調査員に関する要綱 |
| ・マニュアル等 | |

国民生活基礎調査は、厚生行政基礎調査(昭和28年~同60年)、国民健康調査(昭和28年~同60年)、国民生活実態調査(昭和37年~同60年)、保健衛生基礎調査(昭和38年~同60年)の4種の調査を統合したものである。これらの調査を統合することにより、世帯の状況を総合的に把握し併せて地域別に観察できるものとした調査である。昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査が実施されている。

調査の実施方法は、国民生活基礎調査規則に定められており、当該規則において 調査目的は以下のように定められている。

(調査の目的)

第二条 国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

(抜粋:国民生活基礎調査規則)

国民生活基礎調査における調査員手当の計算について、平成28年国民生活基礎調査の調査員手当は、単価(6,980円)×調査日数で求められている。この計算における調査日数は、調査員が担当した1地区あたりの調査実施世帯数をもとに決定される。

計算に用いる調査実施世帯数については、「平成28年国民生活基礎調査 単位区別世帯名簿」をもとに集計を行っているが、この集計の方法については集計方法の根拠となる明確なルールが存在せず、大阪府が慣行として行っていた方法を単に引き継いだものである。なお、この調査実施世帯数は、調査員が訪問を行った世帯の数から、調査実施時点で転出してしまっている世帯を除いた数を集計しているとのことであった。

実地調査において閲覧したある調査員の「平成28年国民生活基礎調査 単位区別世帯名簿」では、ある世帯の転出を把握するまでに調査員が4度にわたって当該世帯への訪問を行っていたものの、前述の調査実績世帯数の集計方法により、調査に従事した実績があるにもかかわらず調査員手当の計算に反映されていなかった。

調査員手当の計算基礎となる調査実施世帯数について、<u>調査員の調査従事実績を</u>適切に反映する集計方法とするため、訪問を行った世帯については調査実施世帯数に含めるといった明確な集計ルールを検討すべきである(意見番号1)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|----------------------------|-------------|
| 1 | 施術者への指示 | 第8条第1項 |
| 2 | 医師の団体から前項の指示に関してなされる意見の聴取 | 第8条第2項 |
| 3 | 施術所の開設届、変更届の受理 | 第9条の2第1項 |
| 4 | 施術所の休廃止、再開届の受理 | 第9条の2第2項 |
| 5 | 出張専業施術者からの業務の開始・休廃止・再開届の受理 | 第9条の3 |
| 6 | 滞在施術者からの業務の開始届の受理 | 第9条の4 |
| 7 | 施術所開設者からの報告の聴取、施術所への臨検検査 | 第 10 条第 1 項 |
| 8 | 立入検査職員に対する身分証の交付 | 第 10 条第 2 項 |

| | - | |
|-------|------------------------------------|-----------------|
| 9 | 施術所の使用制限、禁止・改善命令 | 第 11 条第 2 項 |
| 10 | 医業類似行為をしていた者に対する施術者への指示 | 第12条の2第2項 |
| | | (第8条第1項準用) |
| 11 | 医師の団体からの前項の指示に対してなされる意見の聴取 | 第12条の2第2項 |
| | | (第8条第2項準用) |
| 12 | 医業類似行為をしていた者の届出及び変更届の受理 | 第12条の2第2項 |
| | | (第9条の2第1項準用) |
| 13 | 医業類似行為をしていた者の休廃止、再開届の受理 | 第12条の2第2項 |
| | | (第9条の2第2項準用) |
| 14 | 出張専業の医業類似行為をしていた者の休廃止、再開届の受理 | 第12条の2第2項 |
| | | (第9条の3準用) |
| 15 | 住居地以外で滞在業務を行う医業類似行為をしていた者から | 第12条の2第2項 |
| | の届出の受理 | (第9条の4準用) |
| 16 | 医業類似行為をしていた者からの報告の聴取、施術所への臨検検査 | 第12条の2第2項 |
| | | (第 10 条第 1 項準用) |
| 17 | 立入検査職員に対する身分証の交付 | 第12条の2第2項 |
| | | (第 10 条第 2 項準用) |
| 18 | 医業類似行為をしていた者の施術所の使用制限、禁止、改善命令 | 第12条の2第2項 |
| | | (第 11 条第 2 項準用) |
| (20.) | と) 麻っ ル 、汁や皮は、はりは、 きゅうはっぽっぽん 大体のタゴ | |

⁽注) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律の条番号等である。

(医師法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|------------------------|-----------|
| 1 | 医師の免許申請の経由 | 第3条 |
| 2 | 医師の籍訂正申請の経由 | 第5条第2項 |
| 3 | 医師の登録抹消申請の経由 | 第6条第1項第2項 |
| 4 | 医師の免許証書換え交付申請の経由 | 第8条第2項 |
| 5 | 医師免許証の再交付申請の経由 | 第9条第2項 |
| 6 | 医師の亡失した免許証の発見時の返納の経由 | 第9条第5項 |
| 7 | 医籍の登録抹消時の免許証の返納の経由 | 第10条第1項 |
| 8 | 医師の免許取消処分に基づく免許証の返納の経由 | 第10条第2項 |

⁽注) 医師法施行令の条番号等である。

(医療法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-----------------------------|-----------------|
| 1 | 往診のみによって診療に従事する医師、歯科医師又は助産婦 | 第5条第2項 |
| | からの報告、書類等の提出命令 | |
| 2 | 6条の8、25条に規定する当該職員の証 | 第6条の8、第25条 |
| 3 | 違反広告を行なった者の事務所への立入検査 | 第6条の8第1項 |
| 4 | 違反広告を行なった者に対する広告の中止又は是正命令 | 第6条の8第2項 |
| 5 | 医療安全支援センター【相談業務】 | 第6条の11第1項、第2 |
| | | 項、第3項 |
| 6 | 医療安全支援センター【研修】 | 第6条の11第1項、第2 |
| | | 項、第3項 |
| 7 | 医師等でない者による診療所の開設許可 | 第7条第1項 |
| 8 | 医師等でない者による診療所の病床数等の変更許可 | 第7条第2項 |
| 9 | 医師等による診療所の開設届の受理 | 第8条 |
| 10 | 診療所の休止、再開届の受理 | 第8条の2第2項 |
| 11 | 診療所の廃止届の受理 | 第9条第1項 |
| 12 | 診療所の開設者が死亡、失そうした旨の届の受理 | 第9条第2項 |
| 13 | 診療所の開設者以外の者が管理者となる場合の許可 | 第 12 条第 1 項ただし書 |
| 14 | 診療所の管理者が2ヶ所以上の診療所を管理する場合の許可 | 第 12 条第 2 項 |
| 15 | 診療所がエックス線装置を備えた際等の届の受理 | 第 15 条第 3 項 |
| 16 | 診療所の専属薬剤師に関する免除許可 | 第 18 条 |
| 17 | 診療所の使用の制限、禁止又は修繕改築の命令 | 第 24 条第 1 項 |
| 18 | 病院、診療所への報告命令、立入検査 | 第 25 条第 1 項 |
| 19 | 病院、診療所への診療録等の提出命令 | 第 25 条第 2 項 |
| 20 | 診療所に関し、省令で定める事項の知事への通知 | 第 25 条の 2 |
| 21 | 医療監視員の任命 | 第 26 条第 1 項 |
| 22 | 有床診療所の使用前の検査及び許可証の交付 | 第 27 条 |
| 23 | 診療所の管理者変更命令 | 第 28 条 |
| 24 | 診療所の開設許可の取消、閉鎖命令 | 第 29 条第 1 項 |
| 25 | 診療所の処分に対する弁明の機会の付与 | 第 30 条 |
| 26 | 国開設の診療所が専属薬剤師を置かない場合の通知の受理 | 第1条 |
| | (医療法第 18 条但書) | |
| 27 | 国開設有床診療所・助産所の厚生労働大臣に代わる使用前検 | 第1条 |
| | 査、承認(医療法第 27 条) | |

| 28 | 監獄、少年院、婦人補導員の中の診療所への立入検査時の法 | 第2条第1項 |
|----|--------------------------------|-------------|
| | 務大臣が指定する者を立ち会わせること | |
| 29 | 医師等でない診療所・非助産師開設者の住所等の変更の届出の受理 | 第4条第1項 |
| 30 | 医師等からの診療所・助産所開設の届出事項変更の届出の受理 | 第4条第3項 |
| 31 | 開設許可を受けた者からの診療所・助産所の開設後の届出の受理 | 第4条の2第1項 |
| 32 | 開設許可を受けた者からの診療所・助産所の開設後の届出事 | 第4条の2第2項 |
| | 項変更の届出の受理 | |
| 33 | 行政処分に関する知事への通知 | 第4条の4第1項 |
| 34 | 病院管理者からの病院報告の受理 | 第4条の8第2項 |
| 35 | 病院報告の都道府県知事への送付 | 第4条の8第3項 |
| 36 | 病院報告送付時の市長経由 | 第4条の8第4項 |
| 37 | エックス線装置設置の届出の受理 (診療所) | 第 24 条の 2 |
| 38 | 診察用高エネルギー放射線発生装置の届出受理(診療所) | 第 25 条 |
| 39 | 診療用粒子線照射装置の届出受理 (診療所) | 第 25 条の 2 |
| 40 | 診療用放射線照射装置設置届の受理(診療所) | 第 26 条 |
| 41 | 診療用放射線照射器具設置届の受理 (診療所) | 第 27 条第 1 項 |
| 42 | 放射性同位元素の半減期が30日以下の診療用放射線照射器 | 第 27 条第 2 項 |
| | 具設置届の受理 (診療所) | |
| 43 | 翌年以降使用予定の 41 の診療用放射線照射器具の設置届の | 第27条第3項 |
| | 受理 (診療所) | |
| 44 | 放射性同位元素装備診療機器の設置届の受理(診療所) | 第 27 条の 2 |
| 45 | 診療用放射性同位元素設置届の受理(診療所) | 第 28 条第 1 項 |
| 46 | 翌年以降使用予定の診療用放射性同位元素の届出受理(診療所) | 第 28 条第 2 項 |
| 47 | エックス線装置等の設備の変更又は廃止の届出受理(診療所) | 第 29 条第 1 項 |
| 48 | 規則第24条第11号に該当する装置・設備の変更の届出の受 | 第 29 条第 2 項 |
| | 理(診療所) | |
| 49 | 診療用放射性同位元素を備えなくなったときの廃止又は措置 | 第 29 条第 3 項 |
| | の概要の届出受理 (診療所) | |
| 50 | 災害・事故による放射線障害に関する通報の受理 | 第 30 条の 25 |
| L | | |

⁽注) $1\sim$ 25 番は医療法、 $26\sim$ 36 番は医療法施行令、 $37\sim$ 50 番は医療法施行規則の条番号等である。

(各種統計調査に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---------------------------------|--------------|
| | | |
| 1 | 人口動態調査票の市長への交付の経由 | 第4条 |
| 2 | 人口動態調査票の市長からの受理 | 第5条第1項 |
| 3 | 調査票の審査及び知事への提出 | 第5条第2項 |
| 4 | 出生小票、死亡小票の作成 | 第5条第3項 |
| 5 | 出生小票、死亡小票の保存 | 第5条第4項 |
| 6 | 天変事変等のため調査票を提出できないとき、その旨の知事への報告 | 第5条第6項 |
| 7 | 調査票と作成した保健所送付票の知事への提出 | 第3条 |
| 8 | 調査票と作成した保健所送付票の知事への提出の経由 | 第3条 |
| 9 | 人口動態調査票、出生小票、死亡小票の利用 | 第7条 |
| 10 | 国民生活基礎調査指導員の指導 | 第8条第2項 |
| 11 | 国民生活基礎調査員の指導 | 第8条第3項 |
| 12 | 国民生活基礎調査員(保健所長を通じて実施する調査に従 | 第8条第4項第2号 |
| | 事)の任命 | |
| 13 | 国民生活基礎調査員(福祉事務所長を通じて実施する調査に | 第8条第4項第3号 |
| | 従事)の任命 | |
| 14 | 国民生活基礎調査指導員が特別の事情で事務を行うことがで | 第8条第5項 |
| | きないときの指導員の事務の定め | |
| 15 | 国民生活基礎調査員証の交付(第8条第4項第2号3号によ | 第9条第1項 |
| | る調査員) | |
| 16 | 調査票等の受理、審査整理及び市長、知事への提出 | 第11条第1項、第2項 |
| 17 | 天災事変等のため調査票を提出できないとき、その旨の知事 | 第 12 条 |
| | への報告 | |
| 18 | 医療施設静態調査票の受理 | 第9条第1項、第2項 |
| 19 | 医療施設静態調査票の審査整理及び市長、知事への提出 | 第10条第1項、第2項、 |
| | | 第3項 |
| 20 | 医療施設動態調査票の作成及び知事への提出 | 第10条の2第1項 |
| 21 | 天変事変等のため調査票を提出できないとき、その旨の知事 | 第 13 条第 1 項 |
| | への報告 | |
| 22 | 医療施設管理者からの調査票の受理 | 第9条 |
| 23 | 調査票の審査整理及び市長への提出 | 第10条第1項、第2項 |
| 24 | 天変事変等のため調査票を提出できないとき、その旨の知事 | 第 13 条 |
| | への報告 | |
| | 16/17 | |

⁽注) $1\sim6$ 番は人口動態調査令、 $7\sim9$ 番は人口動態調査令施行細則、 $10\sim17$ 番は国民生活基礎調査規則、 $18\sim21$ 番は医療施設調査規則、 $22\sim24$ 番は患者調査規則の条番号等である。

(救急病院等を定める省令に関する事務一覧)

| | 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|---|----|--------------------------|----------|
| ſ | 1 | 救急病院等を定める省令の規定に係る申出書等の受付 | 第1条 |

⁽注) 救急病院等を定める省令の条番号等である。

(健康増進法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|------------------------------|---------------|
| 1 | 国民健康・栄養調査の執行に関する事務 | 第10条第3項 |
| 2 | 国民健康・栄養調査の調査世帯指定 | 第11条第1項 |
| 3 | 国民健康・栄養調査員の配置 | 第12条第1項 |
| 4 | 専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導 | 第18条第1項第1号 |
| 5 | 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対 | 第18条第1項第2号 |
| | し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言 | |
| 6 | 4及び5の業務に付随する業務 | 第18条第1項第3号 |
| 7 | 栄養指導員の任命 | 第19条 |
| 8 | 特定給食施設を設置した者からの届出の受理 | 第 20 条第 1 項 |
| 9 | 事業の変更又は休止、廃止の届出の受理 | 第 20 条第 2 項 |
| 10 | 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設への指定 | 第 21 条第 1 項 |
| 11 | 特定給食施設の設置者は、省令で定める基準に従って、適切 | 第 21 条第 3 項 |
| | な栄養管理の実施確認指導 | |
| 12 | 特定給食施設の設置者に対する10、11の規定による栄養管 | 第 22 条 |
| | 理の実施を確保するために必要な指導及び助言業務(栄養管 | |
| | 理報告書提出事務含む) | |
| 13 | 10、11に違反した特定給食施設の設置者に対する、管理栄 | 第 23 条第 1 項 |
| | 養士を置き又は適切な栄養管理を行うよう勧告する業務 | |
| 14 | 13の勧告に係る措置をとらなかった場合の措置命令 | 第 23 条第 2 項 |
| 15 | 特定給食施設に係る栄養指導員による立入検査等 | 第 24 条第 1 項 |
| 16 | たばこ対策推進事業 | 第 25 条 |
| 17 | 特別用途表示許可申請の経由事務 | 第 26 条第 2 項 |
| 18 | 特別用途食品の製造施設等への立入り検査及び収去 | 第 27 条第 1 項 |
| 19 | 外国において特別用途表示をしようとする者は、厚生労働大 | 第29条第2項(第26条第 |
| | 臣の承認申請経由事務 | 2項準用) |
| 20 | 外国において特別用途表示をしようとする食品の立入り検査 | 第29条第2項(第27条第 |
| | 及び収去 | 1項準用) |
| 21 | 栄養表示がされた食品の検査及び収去 | 第32条第3項 |

| 22 | 健康保持増進効果等についての表示がされた食品の検査及び収去 | 第32条の3第3項 |
|----|-------------------------------|-----------|
| 23 | 国民健康・栄養調査の調査世帯の指定の通知 | 第2条第2項 |
| 24 | 国民健康・栄養調査員の任命 | 第3条 |
| 25 | 収去証の交付 | 第 18 条 |

⁽注) 1~22番は健康増進法、23番、24番は健康増進法施行規則、25番は健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の条番号等である。

(歯科衛生士に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------|-----------|
| 1 | 歯科衛生士業務従事者届の経由 | 第6条第3項 |
| 2 | 歯科衛生士指導の業務に関する指示 | 第 13 条の 4 |

⁽注) 歯科衛生士法の条番号等である。

(死体解剖保存法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|-------------|
| 1 | 死体解剖の許可 | 第2条第1項、第2項 |
| 2 | 解剖室以外で解剖する場合の許可 | 第9条 |
| 3 | 死体保存の許可 | 第 19 条第 1 項 |
| 4 | 死体解剖資格認定の申請の経由 | 第1条 |
| 5 | 死体解剖資格認定証明書の再交付の経由 | 第3条第2項 |
| 6 | 亡失した死体解剖資格認定証明書の発見時の返納の経由 | 第3条第5項 |
| 7 | 死体解剖資格認定取消し処分に基づく認定証明書の返納の経由 | 第4条第1項、第2項 |
| 8 | 認定者の住所変更届の経由 | 第5条第1項 |

⁽注) 1~3番は死体解剖保存法、4~8番は死体解剖保存法施行令の条番号等である。

(視能訓練士法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|---------------------------|------------|
| 1 | 視能訓練士の免許申請の経由 | 第1条 |
| 2 | 視能訓練士籍の訂正申請の経由 | 第3条第2項 |
| 3 | 視能訓練士の登録消除申請の経由 | 第4条第1項、第2項 |
| 4 | 視能訓練士の免許証書換え交付申請の経由 | 第5条第2項 |
| 5 | 視能訓練士免許証の再交付申請の経由 | 第6条第2項 |
| 6 | 視能訓練士の亡失した免許証の発見時の返納の経由 | 第6条第5項 |
| 7 | 視能訓練士籍の登録抹消時の免許証の返納の経由 | 第7条第1項 |
| 8 | 視能訓練士の免許取消処分に基づく免許証の返納の経由 | 第7条第2項 |

(注) 視能訓練士法施行令の条番号等である。

(柔道整復師法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|--------------------------|-------------|
| 1 | 施術者への必要な指示 | 第 18 条第 1 項 |
| 2 | 医師の団体から前項の指示に関する意見聴取 | 第18条第2項 |
| 3 | 施術所の開設届、変更届の受理 | 第 19 条第 1 項 |
| 4 | 施術所の休廃止、再開届の受理 | 第19条第2項 |
| 5 | 施術所開設者からの報告の聴取、施術所への立入検査 | 第 21 条第 1 項 |
| 6 | 施術所の使用制限、禁止・改善命令 | 第 22 条 |

⁽注) 柔道整復師法の条番号等である。

(診療放射線技師法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|-----------------------|------------|
| 1 | 診療放射線技師の免許申請の経由 | 第1条の2 |
| 2 | 診療放射線技師籍の訂正申請の経由 | 第1条の4第2項 |
| 3 | 診療放射線技師籍の登録消除の申請の経由 | 第2条第1項、第2項 |
| 4 | 診療放射線技師の免許証書換え交付申請の経由 | 第3条第2項 |
| 5 | 診療放射線技師免許証の再交付申請の経由 | 第4条第1項 |

⁽注) 診療放射線技師法施行令の条番号等である。

(地域保健法に基づく事務 (国の要綱・通知等に基づく事務)一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 |
|----|---------------------|--|
| 1 | 管理栄養士養成施設実習生の受け入れ業務 | 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日文科省高等教育局長・厚労省健康局長通知) |

(毒物及び劇物取締りに関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-----------------------------|-------------|
| 1 | 毒物又は劇物の販売業の登録 | 第4条第1項 |
| 2 | 毒物又は劇物の販売業の登録申請の受理 | 第4条第3項 |
| 3 | 毒物又は劇物の販売業の登録の更新 | 第4条第4項 |
| 4 | 毒物劇物取扱責任者の設置(変更)届の受理 | 第7条第3項 |
| 5 | 氏名等変更等の届の受理 | 第 10 条第 1 項 |
| 6 | 毒物又は劇物の販売業者に対する廃棄物の回収等の命令 | 第 15 条の 3 |
| 7 | 保健衛生上の危害に関する届出の受理 | 第16条の2第1項 |
| 8 | 毒物又は劇物の販売業者に対する報告徴収、立入検査、収去 | 第 17 条第 2 項 |

| | | _ |
|----|--------------------------------|-------------|
| 9 | 毒物劇物監視員の指定 | 第 17 条第 2 項 |
| 10 | 販売業者に対する必要な措置命令 | 第 19 条第 1 項 |
| 11 | 措置命令に従わない販売業者の登録の取消し | 第 19 条第 2 項 |
| 12 | 販売業者に対する毒物劇物取扱責任者の変更命令 | 第 19 条第 3 項 |
| 13 | 法律違反の販売業者等に対する登録等の取り消し、業務停止命令 | 第 19 条第 4 項 |
| 14 | 厚生労働大臣による処分指示の受理 | 第 19 条第 6 項 |
| 15 | 登録の取消処分等に係る聴聞又は弁明の機会の付与の通知 | 第 20 条第 1 項 |
| 16 | 登録の取消処分等に係る行政手続法の通知をした時の聴聞の | 第20条第2項 |
| | 期日及び場所の公示 | |
| 17 | 登録の取消処分等に係る聴聞の期日における審理の公開による実施 | 第20条第3項 |
| 18 | 登録が失効した場合の所有する特定毒物の品名及び数量の届 | 第21条第1項 |
| | 出の受理 | |
| 19 | 毒物劇物営業者等が死亡、法人消滅した場合の所有する特定 | 第21条第4項 |
| | 毒物の品名、数量の届出の受理 | |
| 20 | ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有す | 第18条第2号 |
| | る製剤を使用して害虫防除を行う場合の届出の受理 | |
| 21 | モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用して害虫防 | 第24条第2号 |
| | 除を行う場合の届出の受理 | |
| 22 | 毒物又は劇物の販売業者の登録票の交付等 | 第 33 条 |
| 23 | 登録票(販売業)の書換交付 | 第35条第2項 |
| 24 | 登録票(販売業)の再交付 | 第36条第2項 |
| 25 | 再交付後発見された登録票(販売業)の返納の受理 | 第36条第3項 |
| 26 | 取り消し処分等を受けた時の登録票(販売業)の返納の受理 | 第36条の2第1項 |
| 27 | 業務停止後の期間満了後の登録票の交付 | 第36条の2第2項 |
| 28 | 登録簿等の整備 | 第36条の3第1項 |
| 29 | 電子情報処理組織によって登録等の事務を取り扱う場合の厚 | 第22条第2項 |
| | 生労働大臣への通知 | |
| 30 | 電子情報処理組織による毒物、劇物の販売業者の登録、変更 | 第 23 条第 2 項 |
| | 通知、又は書面による通知を受けた場合の登録簿の記載(磁 | |
| | 気ディスクの場合は記録) | |
| | | 1 |

⁽注) $1\sim19$ 番は毒物及び劇物取締法、 $20\sim28$ 番は毒物及び劇物取締法施行令、29 番、30 番は毒物及び劇物取締法施行規則の条番号等である。

(保健師助産師看護師法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--------------------------------------|------------|
| 1 | 保健師、助産師、看護師又は准看護師業務従事届の経由 | 第 33 条 |
| 2 | 保健師の業務に対する指示 | 第 36 条 |
| 3 | 保健師、助産師及び看護師の免許申請の経由 | 第1条の3第1項 |
| 4 | 保健師、助産師及び看護師の籍訂正申請の経由 | 第3条第1項、第5項 |
| 5 | 保健師、助産師及び看護師籍の登録抹消申請の経由 | 第4条第1項、第3項 |
| 6 | 死亡等による保健師、助産師及び看護師籍の登録抹消申請の経由 | 第5条第1項、第2項 |
| 7 | 保健師、助産師及び看護師の免許証書換交付申請の経由 | 第6条第1項、第4項 |
| 8 | 保健師、助産師及び看護師の免許証再交付申請の経由 | 第7条第1項、第6項 |
| 9 | 保健師、助産師及び看護師の亡失した免許証の発見時の返納の経由 | 第7条第5項、第6項 |
| 10 | 保健師、助産師及び看護師の登録抹消申請時の免許証の返納の経由 | 第8条第1項、第5項 |
| 11 | 保健師、助産師及び看護師の免許取消処分に基づく免許証の 返納の経由 | 第8条第3項、第5項 |

⁽注) 1番、2番は保健師助産師看護師法、3~11番は保健師助産師看護師法施行令の条番号等である。

(地域保健法に基づく事務(保健所総括に関する業務)一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|--|-------------|
| 1 | 保健所の設置 | 第5条第1項 |
| 2 | 保健所における企画、調整、指導及び事業の実施 | 第6条 |
| 3 | 地域住民の健康の保持及び増進のための事業の実施 | 第7条 |
| 4 | 法第6条各号に関する事務の保健所長への委任 | 第9条 |
| 5 | 所長その他所要職員の配置 | 第 10 条 |
| 6 | 条例による保健所運営協議会の設置 | 第 11 条 |
| 7 | 保健所支所の設置 | 第 12 条 |
| 8 | 保健所の施設又は設備に要する費用についての国庫補助金の受入 | 第 15 条 |
| 9 | 保健所運営に関する厚生労働大臣への報告 | 第 16 条第 1 項 |
| 10 | 保健所の設置、運営に関し厚生労働大臣から技術的助言及び 勧告の受入 | 第 16 条第 2 項 |
| 11 | 保健所又は支所を設置した場合の報告 | 第3条第1項 |
| 12 | 保健所又は支所を変更及び廃止した場合の報告 | 第3条第2項 |
| 13 | 保健所長に医師を充てるのが困難な場合、技術吏員の保健所 長充当 (2年以内に限る) | 第4条第2項 |
| 14 | 上記期間の延長 | 第4条第3項 |
| 15 | 保健所に必要職員を設置 | 第5条第1項 |
| 16 | 保健所長に医師を充てるのが困難で、保健所長に技術吏員を 充てた場合、保健所に医師を設置 | 第5条第2項 |

| 17 | 保健所業務遂行上に必要な設備の配置 | 第7条 |
|----|--------------------------------------|--------|
| 18 | 保健所施設の使用料等の徴収 | 第8条第1項 |
| 19 | 使用料、手数料又は治療料の種類及び額を決定又は変更した 場合の報告 | 第8条第3項 |
| 20 | 保健所事業成績の厚生労働大臣への報告 | 第 10 条 |

(注) 1~10番は地域保健法、11~20番は地域保健法施行令の条番号等である。

(母体保護法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|---|-------------|
| 1 | 不妊手術又は人工妊娠中絶についての医師等からの届け出の経由 | 第9条 |
| 2 | 医師以外に業として避妊用具使用の受胎調節実施指導を行う 場合の知事の指定申請等の経由 | 第9条 |
| 3 | 受胎調節実地指導員指定証の訂正申請の経由 | 第 12 条 |
| 4 | 受胎調節実地指導員の被指定者からの住所変更届出の経由 | 第13条第1項 |
| 5 | 受胎調節実地指導員指定証の再交付申請の経由 | 第 14 条第 1 項 |
| 6 | 受胎調節実地指導員標識の再交付申請の経由 | 第14条第2項 |
| 7 | 受胎調節実地指導員指定証・標識の再交付後、発見した指定証・標識の提出の経由 | 第 14 条第 3 項 |
| 8 | 受胎調節実地指導員の指定の取り消し申請の経由 | 第15条第1項、第3項 |
| 9 | 受胎調節実地指導員被指定者の死亡、失踪届出の経由 | 第15条第2項、第3項 |
| 10 | 受胎調節実地指導員の認定講習実施者からの申請の経由 | 第 16 条 |
| 11 | 受胎調節実地指導員の認定講習実施者からの実施場所等の変 更届の経由 | 第 18 条 |

(注) 1番は母体保護法施行令、2~11番は母体保護法施行規則の条番号等である。

(薬剤師免許に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--------------------------|-------------|
| 1 | 薬剤師免許の申請及び交付の経由 | 第3条 |
| 2 | 薬剤師名簿訂正の申請の経由 | 第5条第2項 |
| 3 | 薬剤師名簿登録消除の申請の経由 | 第6条第1項 |
| 4 | 死亡又は失踪による薬剤師名簿登録消除の申請の経由 | 第6条第2項 |
| 5 | 薬剤師免許証書換交付の申請及び交付の経由 | 第8条第2項 |
| 6 | 薬剤師免許証再交付の申請及び交付の経由 | 第9条第2項 |
| 7 | 薬剤師免許証再交付後に発見した免許証の返納の経由 | 第9条第5項 |
| 8 | 薬剤師名簿登録消除の申請の際の免許証の返納の経由 | 第 10 条第 1 項 |
| 9 | 薬剤師免許の取消の際の免許証の返納の経由 | 第 10 条第 2 項 |

(注)薬剤師法施行令の条番号等である。

(薬事法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--|--------------|
| 1 | 薬局の開設の許可 | 第4条第1項 |
| 2 | 薬局開設許可の更新 | 第4条第2項 |
| 3 | 薬局の管理者が薬局以外の場所で業として薬局の管理その他 薬事に関する実務に従事する場合の許可 | 第7条第3項 |
| 4 | 薬局を廃止、休止等の届出の受理 | 第 10 条 |
| 5 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可 | 第 12 条第 1 項 |
| 6 | 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可更新 | 第 12 条第 2 項 |
| 7 | 薬局製造販売医薬品の製造業の許可 | 第 13 条第 1 項 |
| 8 | 薬局製造販売医薬品製造業許可の更新 | 第 13 条第 3 項 |
| 9 | 薬局製造販売医薬品製造業の書面又は実施の検査 | 第 13 条第 5 項 |
| 10 | 薬局製造販売医薬品製造業に係る許可区分の追加・変更許可 | 第 13 条第 6 項 |
| 11 | 薬局製造販売医薬品製造業に係る許可、更新許可等の準用 | 第 13 条第 7 項 |
| 12 | 薬局製造販売医薬品の承認 | 第 14 条第 1 項 |
| 13 | 薬局製造販売医薬品製造販売の承認の一部変更 | 第 14 条第 9 項 |
| 14 | 薬局製造販売医薬品製造販売の承認の軽微な変更の届出受理 | 第 14 条第 10 項 |
| 15 | 薬局製造販売医薬品製造販売の承認を受けた者の相続、合併、 分割にかかる届出受理 | 第14条の8第3項 |
| 16 | 薬局製造販売医薬品製造販売業者に係る品目毎の届出受理 | 第14条の9第1項 |
| 17 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る品目毎の変更の届出受理 | 第14条の9第2項 |
| 18 | 薬局製造販売医薬品製造販売業者に係る休廃止等の届出受理 | 第 19 条第 1 項 |
| 19 | 薬局製造販売医薬品製造業者に係る休廃止等の届出受理 | 第 19 条第 2 項 |
| 20 | 都道府県知事等の経由 | 第21条第1項、第2項 |
| 21 | 医薬品販売業の許可更新 (店舗販売業) | 第24条第2項 |
| 22 | 店舗販売業の許可 | 第 26 条第 1 項 |
| 23 | 店舗販売業の管理者兼務許可 | 第28条第3項 |
| 24 | 店舗販売業の廃止・休止・再開・変更の届出の受理(第10条 準用) | 第 38 条 |
| 25 | 登録を受けた薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業 者に係る立入検査等 | 第 69 条第 1 項 |
| 26 | 薬局又は店舗販売業にかかる立入検査等 | 第69条第2項 |
| 27 | 薬局開設者等に対する立入検査等 | 第 69 条第 3 項 |
| 28 | 立入検査職員に対する身分証の交付 | 第 69 条第 6 項 |
| 29 | 薬局製造販売医薬品製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、 店舗販売業者に対する不良医薬品の廃棄等の措置命令 | 第 70 条第 1 項 |
| 30 | 「前項」に従わないときの職員による廃棄等処分 | 第 70 条第 2 項 |

| 31 | 処分執行職員に対する身分証の交付 | 第 70 条第 3 項 |
|----|---|-------------|
| 32 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査命令 | 第 71 条 |
| 33 | 薬局製造販売医薬品の製造業者に対する改善命令等 | 第72条第3項 |
| 34 | 薬局開設者及び店舗販売業者に対する構造設備の改善命令等 | 第72条第4項 |
| 35 | 薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務体制の整備命令等 | 第72条の2第1項 |
| 36 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、販売業者に対する業務運営の改善措置命令 | 第72条の4第1項 |
| 37 | 第 79 条第1項の許可条件違反にかかる薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、販売業者への是正措置命令 | 第72条の4第2項 |
| 38 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、薬局開設 者、販売業者に対する管理者の変更命令 | 第 73 条 |
| 39 | 薬局製造販売医薬品に係る承認の取消し | 第74条の2第1項 |
| 40 | 薬局製造販売医薬品に係る承認事項の一部変更命令 | 第74条の2第2項 |
| 41 | 薬局製造販売医薬品に係る承認の取消し又は承認事項の一部変更命令 | 第74条の2第3項 |
| 42 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、薬局開設 者、店舗販売業者に対する許可等の取り消し、業務停止命令 | 第 75 条第 1 項 |
| 43 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する許可の取消、業務停止命令にかかる厚生労働大臣への具申 | 第 75 条第 2 項 |
| 44 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、薬局開設 者、店舗販売業者に対する許可更新を拒否する場合の手続き | 第 76 条 |
| 45 | 薬事監視員の任命 | 第 76 条の 3 |
| 46 | 医薬品等の適正な使用に関する普及啓発 | 第77条の3の2 |
| 47 | 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る回収報告 | 第77条の4の3 |
| 48 | 許可等の条件の付加、変更 | 第 79 条第 1 項 |
| 49 | 取扱処方箋の届出受理 | 第2条 |
| 50 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証の交付 | 第4条第1項 |
| 51 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証の書換え交付 | 第5条第1項、第2項 |
| 52 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証の再交付 | 第6条第1項、第2項 |
| 53 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証の再交付を受けた後、 失った許可証を発見したときの許可証の返納 | 第6条第4項 |
| 54 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の取消及び廃止に係る薬 局製造販売医薬品製造販売業許可証の返納 | 第7条第1項 |
| 55 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可に係る許可台帳の整備 | 第8条第1項 |
| 56 | 薬局製造販売医薬品製造業許可証の交付 | 第11条第1項 |
| 57 | 薬局製造販売医薬品製造業許可証の書換え交付 | 第12条第1項、第2項 |
| 58 | 薬局製造販売医薬品製造業許可証の再交付 | 第13条第1項、第2項 |
| 59 | 薬局製造販売医薬品製造業許可証の再交付を受けた後、失っ た許可証を発見したときの許可証の返納 | 第 13 条第 4 項 |
| | た許可証を発見したときの許可証の返納 | |

| 60 | 薬局製造医薬品製造業許可の取消及び廃止に係る薬局製造販 売医薬品製造業許可証の返納 | 第 14 条第 1 項 |
|----|--|-------------|
| 61 | 薬局製造販売医薬品製造業許可に係る許可台帳の整備 | 第15条第1項 |
| 62 | 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認台帳 | 第 19 条第 1 項 |
| 63 | 薬局開設許可証、店舗販売業の許可証の交付 | 第 44 条 |
| 64 | 薬局開設許可証、店舗販売業の許可証の書換交付 | 第45条第1項、第2項 |
| 65 | 薬局開設許可証、店舗販売業の許可証の再交付 | 第46条第1項、第2項 |
| 66 | 再交付後発見された薬局開設許可証、店舗販売業の許可証の 返納の受理 | 第 46 条第 3 項 |
| 67 | 許可の取り消し処分を受けたとき、業務を廃止したときの薬 局開設許可証、店舗販売業許可証の返納の受理 | 第 47 条 |
| 68 | 薬局及び店舗販売業の許可に関する台帳の整備 | 第 48 条 |
| 69 | 薬局及び店舗販売業に係る届出の特例による届出の知事への通知 | 第49条第2項 |
| 70 | 郵便等販売の届出の受理(第15条の4第2項準用) | 第 142 条 |
| 71 | 店舗販売業の許可の更新申請書の受理(第6条準用) | 第 142 条 |
| 72 | 変更の届出の申請者が法人である場合の役員の診断書不要の 判断(第 16 条第 4 項準用) | 第 142 条 |
| 73 | 報告を徴収する際の理由の通知 | 第 244 条 |
| 74 | 収去証の交付 | 第 245 条 |
| | | |

⁽注) $1\sim$ 48 番は薬事法、 $49\sim$ 69 番は薬事法施行令、 $70\sim$ 74 番は薬事法施行規則の条番号等である。

(理学療法士及び作業療法士法に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|--------------------------------------|------------|
| 1 | 理学療法士及び作業療法士の免許申請の経由 | 第1条 |
| 2 | 理学療法士及び作業療法士籍の訂正申請の経由 | 第3条第2項 |
| 3 | 理学療法士及び作業療法士の登録削除の申請の経由 | 第4条第1項、第2項 |
| 4 | 理学療法士及び作業療法士の免許証書換え交付申請の経由 | 第5条第2項 |
| 5 | 理学療法士及び作業療法士免許証の再交付申請の経由 | 第6条第2項 |
| 6 | 理学療法士及び作業療法士名簿の登録抹消時の免許証の返納の経由 | 第7条第1項 |
| 7 | 理学療法士及び作業療法士の免許取消処分に基づく免許証の 返納の経由 | 第7条第2項 |

⁽注) 理学療法士及び作業療法士法施行令の条番号等である。

(臨床検査技師等に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---------------------------------------|-------------|
| 1 | 衛生検査所の登録 | 第20条の3第1項 |
| 2 | 衛生検査所の検査業務の内容等の変更の届出に係る登録の変更 | 第20条の4第1項 |
| 3 | 衛生検査所の廃止、休止、再開、住所等の変更の届出の受理 | 第20条の4第3項 |
| 4 | 登録検査所への検体検査用放射性同位元素備え付け等の届出の受理 | 第20条の4第4項 |
| 5 | 衛生検査所への報告命令、立入検査 | 第20条の5第1項 |
| 6 | 衛生検査所への構造設備等の変更の指示 | 第 20 条の 6 |
| 7 | 衛生検査所の登録の取消、業務停止命令 | 第 20 条の 7 |
| 8 | 衛生検査所の処分を行う場合の理由等の通知、聴聞 | 第 20 条の 8 |
| 9 | 衛生検査所の登録証明書の交付 | 第 13 条 |
| 10 | 衛生検査所の登録変更後の登録証明書の交付 | 第14条第2項 |
| 11 | 衛生検査所に検体用放射性同位元素を備えている場合の届出の受理 | 第17条第1項 |
| 12 | 検体検査用放射性同位元素の最大貯蓄施設等の変更をする際 の届出の受理 | 第17条第2項 |
| 13 | 検体検査用放射性同位元素を備えなくなった際の届出の受理 | 第17条第3項 |
| 14 | 衛生検査所の登録証明書の書換交付申請書の受理 | 第18条第2項 |
| 15 | 衛生検査所の登録証明書の再交付申請書の受理 | 第 19 条第 2 項 |
| 16 | 再交付後に発見した衛生検査所の登録証明書返納の受理 | 第19条第3項 |
| 17 | 取消処分、廃止による衛生検査所の登録証明書返納の受理 | 第 20 条 |

⁽注) $1 \sim 8$ 番は臨床検査技師等に関する法律、 $9 \sim 17$ 番は臨床検査技師等に関する法律施行規則 の条番号等である。

(歯科技工士法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) | | |
|----|-----------------------------------|-------------|--|--|
| 1 | 歯科技工士業務従事者届の経由 | 第6条第3項 | | |
| 2 | 歯科技工士試験願書の受理 | 第 12 条第 2 項 | | |
| 3 | 歯科技工所の開設届、届出事項の変更届の受理 第 21 条第 1 項 | | | |
| 4 | 歯科技工所の休廃止届、再開届の受理 第21条第2項 | | | |
| 5 | 歯科技工所の構造設備の改善命令 | 第 24 条 | | |
| 6 | 歯科技工所の全部又は一部の使用禁止及び聴聞に関すること | 第 25 条 | | |
| 7 | 歯科技工所からの報告の徴収、構造設備、帳簿書類の立入検査 | 第27条第1項 | | |

⁽注) 歯科技工士法の条番号等である。

(2) 保健所 保健衛生課 食品衛生グループ (食品)

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目 数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|------|---------------------|-----------|-----------------------|--------------|
| 牛海綿状脳症対 | 6 | 特定部位を薬事法に規定する | | | |
| 策特別措置法に | | 医薬品及び医療器具の試験検 | 無 | 0 | 0 |
| 基づく事務 | | 査の用に供すると認めること | | | |
| | | 牛海綿状脳症のまん延防止の | fur | | 0 |
| | | ために必要な措置 | 無 | 0 | 0 |
| 大阪府食の安全 | 2 | 自主回収の報告 | | 食品衛生法に基 | |
| 安心推進条例に | | | 有 | づく事務歳入 (13, 191, 420) | |
| 関する事務 | | | | に含まれる | |
| 大阪府ふぐ販売 | 13 | ふぐ販売営業の許可 | | | |
| 営業等の規制に | | | | | |
| 関する条例に関 | | | 有 | 0 | |
| する事務 | | | | | |
| 食鳥処理の事業 | 53 | 食鳥処理事業の許可 | 無 | 0 | 5 550 454 |
| の規制及び食鳥 | | A 白 M 木 中 注 書 の 項 四 | | | 5, 550, 454 |
| 検査に関する法 | | 食鳥検査申請書の受理 | 無 | 0 | |
| 律に基づく事務 | | 食鳥処理事業の許可証及び認 | fur. | | |
| | | 定書の交付 | 無 | 0 | |
| 食品衛生法に基 | 49 | 収去証の交付 | 有 | | |
| づく事務 | | 国及び都道府県等の責務 | <i>+</i> | 10 101 400 | |
| | | (①) | 有 | 13, 191, 420 | |
| | | 営業廃止届の受理 | 有 | | |
| と畜場法に基づ | 35 | と畜場の給水整備等の衛生管 | | | |
| く事務 | | 理における水質検査の結果飲 | 無 | 0 | 0 |
| | | 用不適となった場合の指示 | | | |
| | | と畜場設置の許可 | 無 | 0 | 0 |
| 移譲事務項目計 | 158 | | • | | |

表中の①は該当する事務で検出された課題事項の番号である。なお、表中に番号の付されていない課題 事項は、特定の事務における事項ではなく、食品衛生グループ(食品)の歳入のある事務全般に関わる 事項である。

① 学校給食施設の立入検査について

| 主な事務内容 | 食品施設の監視指導 |
|----------|---------------|
| 根拠法令 | 食品衛生法 |
| 条例・規則・要綱 | 大阪府食品衛生法施行条例 |
| ・マニュアル等 | 枚方市食品衛生法等施行条例 |
| | 枚方市食品衛生法施行細則 |

保健衛生課食品衛生グループ(食品)では、食品衛生法第28条に基づいて、食中毒の発生や異物混入等の食品に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品施設の衛生管理や食品添加物の適正使用、製造工程及び製品について立入検査を実施し、監視指導を行っている。また、試験の用に供するのに必要な限度において、販売又は営業上使用する食品、添加物、器具等について無償で収去し、検査を実施することにより、食品の安全性確保に努めている。

指導監督を実施する対象としては、営業目的の飲食店等以外に学校等の集団給食を 調理する施設も含まれており、直近3年間の指導、監査の実績は以下のとおりである。

| 光廷川 | 平成 26 年度 | | 平成 2 | 7年度 | 平成 28 年度 | |
|-----|----------|-------|------|-------|----------|-------|
| 業種別 | 施設数 | 監視指導数 | 施設数 | 監視指導数 | 施設数 | 監視指導数 |
| 学校 | 42 | 6 | 42 | 8 | 50 | 5 |
| 病院・ | 32 | 10 | 34 | 9 | 52 | 15 |
| 診療所 | 32 | 10 | 34 | 9 | 32 | 10 |
| 事業所 | 5 | 0 | 5 | 0 | 8 | 2 |
| その他 | 135 | 4 | 138 | 5 | 166 | 27 |
| 小計 | 214 | 20 | 219 | 22 | 276 | 49 |

(抜粋:平成28年度 枚方市保健所 年報)

立入検査を実施した際は、要改善事項を食品衛生指導票に記載し、当該指導票を施設に交付している。その上で、枚方市内の学校給食施設に関しては、枚方市保健所長名で枚方市教育委員会教育長あてに「枚方市学校給食施設の監視指導結果について(通知)」を交付している。また、学校給食施設については、利用者が年少の子供であり、利用者の人数が多く、通常の飲食店等よりも衛生環境について注意を払う必要があることから、枚方市教育委員会学校給食課長より、「枚方市学校給食施設の監視指導結果について(回答)」として、毎年、指導結果に対する回答を得ているとのことであった。

しかし、<u>保健衛生課食品衛生グループ(食品)では、平成28年度の当該報告を受</u> <u>領していなかった(結果番号1)</u>。 これについては、後日、枚方市教育委員会学校給食課からの報告が失念されていたことが判明した。しかし、保健衛生課食品衛生グループ(食品)においても、枚方市教育委員会へ改善報告の督促を怠っていたため、今後は提出状況を把握しておく必要がある。

② 保健衛生課食品衛生グループ(食品)における収納事務の統一及び明文化について

| 主な事務内容 | 枚方市保健所事務手数料条例に基づく各種事務手数料の収納事務 |
|--------------------------|-------------------------------|
| 根拠法令 | |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市保健所事務手数料条例 |
| マニュアル等 | |

保健衛生課食品衛生グループ(食品)においては、枚方市保健所事務手数料条例に基づき、食品衛生法関係事務として飲食店営業許可申請審査手数料等の収納がなされている。これら手数料等の収納事務について、現状では以下のように事務処理がなされているとヒアリングにより確認を行った。

(事務処理の流れ)

現金取扱員(係員、主任、係長のいずれか。以下同じ。)による収納事務の流れ

- ・都度の処理
 - 1.窓口においてレジ(つり銭定額3万円)で手数料等を現金で収納し、その都度レシートを発行。
 - 2.会計カードに手数料項目・単価・件数・合計金額・支払者氏名・収納日付を明記し、作成者名を記載。
 - 3.会計カードに上長である係長又は課長代理の検印を受領。
- 業務終了後
 - 1. レジから売上合計のレシートを出力。
 - 2.会計カードに記載された手数料項目・単価・件数・合計金額を総合財務会計システムに入力し、調定決議書等(注)を出力。
 - 3.つり銭3万円を除くレジの現金が、レシートの売上合計及び調定決議書等の金額と 一致することを確認し、つり銭保管確認簿に実施者印を押印。
 - 4. 課長代理又は課長に金額一致の旨報告し、つり銭保管確認簿に確認印を受領。
- 月次及び年次
 - 1. エクセルで収納金額を集計。
 - 2. 月次及び年次での収納金額合計とシステム入力された調定額(納入通知書金額)合計の一致を確認。
- (注) 収入を歳入として決定するための書面

実地調査において、収納事務の実施状況を確認したところ、環境衛生グループ及 び食品衛生グループ(動物)では都度の処理における事務3.の手続の上長の検印を 受領していたが、食品衛生グループ(食品)では検印がなく、食品衛生グループ (食品)のみ検印を受領しないこととしているとのことであった。

会計カードの記入内容の正確性を確保するために、食品衛生グループ(食品)に おいても、作成者以外の者による確認を行い、検印を受領すべきである(意見番号 2)。

当該状況を除いて、現状は、日次、月次、年次での収納事務の正確性及び網羅性を適切に確保できる方法で処理しているが、当該業務内容について明文化されたマニュアル等は作成されていない。したがって、担当者が交代した場合、同じ処理が実施されなくなってしまうおそれがある。収納事務を適切に実施する内部統制を維持するために、担当者が交代しても同水準の業務が確実に実施されるよう、業務内容を明文化すべきである(意見番号3)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) | |
|----|------------------------------|----------|--|
| 1 | 牛海綿状脳症まん延防止のための必要な措置の実施 | 第3条 | |
| 2 | 対応措置基本計画の策定、変更の旨の通知の受理 | 第4条第4項 | |
| 3 | と畜場における牛海綿状脳症に係る検査 | 第7条第1項 | |
| 4 | 牛の特定部位を学術研究の用に供するための使用の許可(焼却 | 第7条第2項 | |
| | の免除の許可を含む) | | |
| 5 | 国等への牛海綿状脳症の検査に係る協力の依頼 | 第10条第2項 | |
| 6 | 医薬品等の試験検査用に供するものとしての認定 | 第3条第2号 | |

⁽注) $1 \sim 5$ 番は牛海綿状脳症対策特別措置法の条番号等、6 番は牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の条番号等である。

(大阪府食の安全安心推進条例に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-------------|-----------------|
| 1 | 自主回収の報告 | 第 20 条 |
| | | 第21条第1項、第2項、第3項 |
| 2 | 回収の報告に係る指導等 | 第 21 条第 5 項 |

⁽注) 大阪府食の安全安心推進条例の条番号等である。

(大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|----------------------|-------------|
| 1 | ふぐ販売営業の許可 | 第3条第1項 |
| 2 | 1の許可証の交付 | 第5条 |
| 3 | 許可の変更の承認 | 第6条第1項 |
| 4 | 許可の変更の届出の受理 | 第7条 |
| 5 | 許可証の書き換え | 第9条 |
| 6 | 許可証の再交付 | 第 10 条第 1 項 |
| 7 | 許可証返納の受理 | 第 10 条第 2 項 |
| 8 | 営業者の地位の継承の届出の受理 | 第10条の2第2項 |
| 9 | 廃業の届出の受理 | 第 11 条 |
| 10 | 改善命令 | 第 19 条 |
| 11 | 許可の取消し等の措置 | 第 20 条第 1 項 |
| 12 | 許可の取消しに伴う許可証の返納の受理 | 第 20 条第 2 項 |
| 13 | 報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問 | 第 22 条第 1 項 |

⁽注) 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の条番号等である。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---|-------------|
| 1 | 衛生上の危害の発生を防止するための措置 | 第1条の2 |
| 2 | 食鳥処理事業の許可 | 第3条 |
| 3 | 食鳥処理事業の許可申請の受理 | 第4条第1項 |
| 4 | 食鳥処理事業の不許可 | 第5条第1項、第2項 |
| 5 | 食鳥処理事業の変更の許可 | 第6条第1項、第2項 |
| 6 | 食鳥処理事業の許可申請書の記載事項等の変更届の受理 | 第6条第3項 |
| 7 | 食鳥処理業者についての地位の承継届の受理 | 第7条第2項 |
| 8 | 食鳥処理事業の許可の取消、停止命令 | 第8条 |
| 9 | 構造設備基準に不適合となった場合の食鳥処理場の改善命令又 は使用禁止、食鳥処理事業の許可の取消、停止命令 | 第9条 |
| 10 | 食鳥処理衛生管理者の配置等の届出の受理 | 第 12 条第 6 項 |
| 11 | 食鳥処理衛生管理者の解任の命令 | 第 13 条 |
| 12 | 食鳥処理場の廃止、休止、再開の届出の受理 | 第 14 条 |
| 13 | とさつ前生体検査 | 第 15 条第 1 項 |
| 14 | 内臓摘出前の体表検査「脱羽後検査」 | 第 15 条第 2 項 |
| 15 | 内臓及び中抜きとたいの内側面検査「内臓摘出後検査」 | 第 15 条第 3 項 |
| 16 | 認定小規模食鳥処理業者に係る確認規程の認定 | 第 16 条第 1 項 |

| 17 | 認定小規模食鳥処理業者に係る確認規程の変更の認定 | 第16条第2項 |
|----|---|-------------|
| 18 | 認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理衛生管理者の解任の命令 | 第16条第6項 |
| 19 | 認定小規模食鳥処理業者が行う確認状況の報告の受理 | 第 16 条第 7 項 |
| 20 | 認定小規模食鳥処理業者の確認規程の廃止届出の受理及び廃止 年月日の決定 | 第 16 条第 8 項 |
| 21 | 認定小規模食鳥処理業者が行う確認の技術的指導及び助言 | 第16条第9項 |
| 22 | 届出食肉販売業者の届出の受理 | 第17条第1項第4号 |
| 23 | 内臓の摘出等の禁止、食鳥の隔離、消毒の命令又は廃棄の措置 | 第 20 条 |
| 24 | 指定検査機関への食鳥検査の委任 | 第 21 条第 1 項 |
| 25 | 食鳥検査委任について厚生労働大臣に報告及び指定検査機関の 名称等の公示 | 第 24 条第 1 項 |
| 26 | 指定検査機関からその名称等の変更届の受理 | 第24条第2項 |
| 27 | 指定検査機関の名称等の変更の公示 | 第24条第3項 |
| 28 | 指定検査機関の検査の報告の受理 | 第 25 条第 3 項 |
| 29 | 指定検査機関の業務規程の変更に関する意見 | 第28条第2項 |
| 30 | 指定検査機関が事業計画及び収支予算の作成又は変更をする際の意見 | 第29条第2項 |
| 31 | 指定検査機関の事業報告書及び収支決算書の受理 | 第 29 条第 3 項 |
| 32 | 指定検査機関の食鳥検査業務の適正実施に必要な措置の指示 | 第31条第2項 |
| 33 | 指定検査機関の業務の休廃止の許可の際の厚生労働大臣への意見 | 第32条第3項 |
| 34 | 指定検査機関の業務の休廃止の許可に関する厚生労働大臣から の通知の公示 | 第 32 条第 4 項 |
| 35 | 指定検査機関の指定の取消又は業務の停止命令に関する厚生労 働大臣からの通知の受理 | 第 33 条第 3 項 |
| 36 | 指定検査機関に対する食鳥検査の委任解除の通知 | 第 34 条第 1 項 |
| 37 | 食鳥検査の委任を解除した旨の厚生労働大臣への報告及び公示 | 第34条第2項 |
| 38 | 指定検査機関の業務停止の場合における食鳥検査業務の実施 | 第 35 条第 1 項 |
| 39 | 法第 35 条第1項の検査業務実施に関する厚生労働大臣からの 通知の受理 | 第 36 条第 2 項 |
| 40 | 法第35条第2項の通知を受けた際のその旨の公示 | 第 37 条第 3 項 |
| 41 | 許可条件の付与及び変更 | 第 36 条第 1 項 |
| 42 | 食鳥処理衛生管理者等からの報告徴収 | 第 37 条第 1 項 |
| 43 | 指定検査機関からの報告徴収 | 第 37 条第 2 項 |
| 44 | 食鳥処理場等への立入検査、質問、収去 | 第 38 条第 1 項 |
| 45 | 指定検査機関への立入検査、質問 | 第 38 条第 2 項 |
| 47 | 食鳥検査を実施する職員の指定 | 第 39 条第 1 項 |
| 48 | 厚生労働大臣の求めによる検査、調査、報告等の実施 | 第 40 条 |
| 49 | 手数料を指定検査機関の収入とする条例の制定 | 第 42 条 |
| _ | | |

| 50 | 食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者からの申請書の受理 | 第27条第2項 |
|----|-----------------------------|-------------|
| 51 | 指定検査機関からの食鳥検査の業務、帳簿、書類の引継ぎ | 第 45 条 |
| 52 | 報告を求める事項及び理由・期限の通知 | 第 46 条 |
| 53 | 収去証の交付 | 第 47 条第 1 項 |

⁽注) 1~49番は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の条番号等、50~53番は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の条番号等である。

(食品衛生法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--|--------------------------------|
| 1 | 国及び都道府県等の責務 | 第2条 |
| 2 | 食品等事業者からの記録の提供 | 第3条第3項 |
| 3 | 都道府県等食品衛生監視指導計画の作成 | 第24条第1項 |
| 4 | 都道府県等食品衛生監視指導計画の厚生労働大臣への報告等 | 第24条第4項 |
| 5 | 都道府県等食品衛生監視指導計画の実施状況についての公表 | 第 24 条第 5 項 |
| 6 | 規格が定められた食品、容器包装等の検査 | 第24条第1項 |
| 7 | 販売禁止食品等を発見したときに製造者等に対する検査受検命令 | 第 26 条第 1 項 |
| 8 | 登録検査機関が指定した者がする検査結果の通知の経由 | 第 26 条第 5 項 |
| 9 | 営業を行う者等からの報告聴取等 | 第 28 条第 1 項 |
| 10 | 臨検検査又は収去させる職員に対する身分証の交付 | 第28条第2項 |
| 11 | 登録検査機関への試験に関する事務の委託 | 第28条第4項 |
| 12 | 製品検査のための検査施設の設置 | 第 29 条第 1 項 |
| 13 | 食品衛生監視員の任命 | 第 30 条第 1 項 |
| 14 | 食品衛生監視員に対する監視指導命令 | 第30条第2項 |
| 15 | 食品衛生管理者の届出の受理 | 第48条第8項 |
| 16 | 営業施設の清潔保持等の措置基準の設定 | 第50条第2項 |
| 17 | 営業施設の業種別基準への中核市区域における必要な制限の付加 | 第 51 条、自治令第 174 条 の 49 の 13 |
| 18 | 飲食店営業等を行う者に対する許可 | 第52条第1項、第2項 |
| 19 | 18 の許可への条件付加 | 第52条第3項 |
| 20 | 許可営業者の地位の承継の届出の受理 | 第53条第2項 |
| 21 | 違反営業者に対する許可の取消等 | 第54条、第55条、第56条 |
| 22 | 国庫負担の受領 | 第 57 条 |
| 23 | 中毒患者等に関する医師からの届出の受理 | 第 58 条第 1 項 |
| 24 | 食中毒患者等の発生に関する保健所長からの報告の受理 | 第 58 条第 2 項 |
| 25 | 24 の報告についての厚生労働大臣への報告 | 第58条第3項 |
| 26 | 食中毒患者等の発生に関する調査結果についての保健所長から の報告の受理 | 第 58 条第 4 項 |

| 27 | 26 の報告についての厚生労働大臣への報告 | 第 58 条第 5 項 |
|----|---|--|
| 28 | 食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖 | 第59条第1項、第2項 |
| 29 | 厚生労働大臣からの調査の要請等 | 第 60 条 |
| 30 | 飲食店営業者等に対する助言等 | 第 61 条第 1 項 |
| 31 | 食品衛生推進員の委嘱 | 第 62 条第 2 項 |
| 32 | おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用 | 第62条第1項、第3項 (おもちゃについては 22、30、31を除く。営 業以外の食品供与施設につ いては6、9~14及び21 に限る。) |
| 33 | 処分違反者等の公表等 | 第 63 条 |
| 34 | 都道府県等食品衛生監視指導計画の作成にあたっての住民の意 見の聴取 | 第 64 条第 2 項 |
| 35 | 施策の実施状況について住民の意見の聴取 | 第 65 条 |
| 36 | 製品検査の申請書の受理 | 第4条第2項 |
| 37 | 製品検査に係る試験品の採取 | 第4条第3項 |
| 38 | 製品検査の実施、合格に係る表示の付与 | 第4条第4項 |
| 39 | 製品検査命令の前の必要な措置を講ずべき旨の通知、製品検査の実施時期の指定、検査命令書の作成 | 第5条第1項 |
| 40 | 製品検査の申請書の受理 | 第5条第2項 |
| 41 | 製品検査に係る試験品の採取等 | 第5条第3項 |
| 42 | 食品衛生検査施設の基準の制定 | 第8条第1項 |
| 43 | 中毒患者等に関する保健所長からの報告書の受理 | 第37条第1項、第2項、 第3項 |
| 44 | 43の報告書を受理した際の報告書の作成及び厚生労働大臣への提出 | 第 37 条第 4 項 |
| 45 | 食品営業許可申請書の受理 | 第67条第1項、第2項 |
| 46 | 相続による許可営業者の地位の承継の届出の受理 | 第 68 条第 1 項 |
| 47 | 合併による許可営業者の地位の承継の届出の受理 | 第 69 条第 1 項 |
| 48 | 分割による許可営業者の地位の承継の届出の受理 | 第70条第1項 |
| 49 | 営業許可申請事項の変更届の受理 | 第71条 |
| | | |

⁽注) $1\sim35$ 番は食品衛生法の条番号等、 $36\sim49$ 番は食品衛生法施行令の条番号等、自治令は地方自治法施行令の条番号等である。

(と畜場法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|---------------------|-----------|
| 1 | 獣畜の処理の適正確保のための必要な措置 | 第2条 |
| 2 | と畜場の設置の許可 | 第4条第1項 |
| 3 | と畜場設置許可申請の受理 | 第4条第2項 |

| 4 | と畜場の変更届の受理 | 第4条第3項 |
|----|--|-------------|
| 5 | と畜場設置の不許可、と畜場設置場所の制限 | 第5条第1項 |
| 6 | 処理する獣畜の種類、頭数の制限 | 第5条第2項 |
| 7 | 衛生管理責任者資格のためのと畜場の衛生管理に関する講習会の実施 | 第7条第5項第3号 |
| 8 | 衛生管理責任者の設置等の届出の受理 | 第7条第6項 |
| 9 | と畜場管理者に対する衛生管理責任者の解任の命令 | 第8条 |
| 10 | 作業衛生責任者の届出又は変更届の受理及び解任命令 | 第10条第2項 |
| 11 | と畜場使用料、とさつ解体料の認可及び変更の認可 | 第 12 条第 1 項 |
| 12 | と畜場外の場所における自己消費のための獣畜のとさつの届出の受理 | 第13条第1項第1号 |
| 13 | と畜場外でのとさつ又は解体する場合の場所等の指示 | 第13条第3項 |
| 14 | 獣畜のとさつ前の検査 | 第 14 条第 1 項 |
| 15 | 獣畜の解体前の検査 | 第14条第2項 |
| 16 | 獣畜の解体後の検査 | 第14条第3項 |
| 17 | と畜場外での検査 | 第 14 条第 4 項 |
| 18 | 牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査 | 第 14 条第 5 項 |
| 19 | 獣畜のとさつ又は解体の検査の結果に基づく公衆衛生上必要な措置 | 第 16 条 |
| 20 | と畜場の設置者等からの報告の徴収、と畜場への立入検査 | 第17条第1項 |
| 21 | と畜場の設置許可の取消、施設の使用制限又は停止の命令 | 第 18 条第 1 項 |
| 22 | とさつ又は解体の業務停止、禁止の命令 | 第 18 条第 2 項 |
| 23 | と畜検査員の任命 | 第 19 条第 1 項 |
| 24 | 厚生労働大臣の求めによる検査、措置、調査の実施、結果報告 | 第 20 条 |
| 25 | 一般と畜場内に食肉の取引室の設置が必要な場合の認定 | 第1条1号 |
| 26 | 一般と畜場において特に必要と認める構造設備の条例制定 | 第1条11号 |
| 27 | と畜場以外の場所でとさつする場合の地域指定及びとさつの許可 | 第4条2号 |
| 28 | と畜場外への持ち出しの許可(牛の皮) | 第5条第1項第1号 |
| 29 | と畜場外への持ち出しの許可(牛の卵巣) | 第5条第1項第2号 |
| 30 | と畜場外への持ち出しの許可 (焼却のための獣畜の肉等) | 第5条第1項第3号 |
| 31 | 許可の条件付与 | 第5条第3項 |
| 32 | 厚生労働大臣が行うこととされている確認検査の代理 | 第6条第4項 |
| 33 | 獣畜のとさつ又は解体の検査の申請の受理 | 第7条 |
| 34 | 検印の押印 | 第9条 |
| 35 | と畜場の給水設備等の衛生管理における水質検査の結果飲用不 適となった場合の指示 | 第3条第1項第7号 |
| | | |

⁽注) 1~24番はと畜場法の条番号等、25~34番はと畜場施行令の条番号等、35番はと畜場法施行規則の条番号等である。

(3) 保健所 保健衛生課 食品衛生グループ (動物)

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|----------------|-----------|--------------|--------------|
| 狂犬病予防法に | 37 | 法律の一部準用の厚生労働大 | 有 | 10, 716, 470 | 9, 569, 386 |
| 基づく事務 | | 臣への報告 | , H | 10, 110, 410 | 3, 503, 500 |
| 動物の愛護及び | 16 | 犬及び猫の引取り及び引き取る | | | |
| 管理に関する法 | | べき場所の指定(①、②、③、 | 有 | 51, 300 | 21, 173, 096 |
| 律に基づく事務 | | 4) | | | |
| | | 飼い犬の咬傷届出受理 | 有 | 0 | 0 |
| 移譲事務項目計 | 53 | | | | |

表中の①~④は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 収容した動物等に関する公示令達簿の作成保管について

| 主な事務内容 | 引き取った所有者不明の犬又は猫等の公示に関する事務 |
|--------------------------|---------------------------|
| 根拠法令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例 |
| マニュアル等 | 枚方市文書取扱規程 |

動物の愛護及び管理に関する法律では、第1条で以下のように目的を定めている。

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(抜粋:動物の愛護及び管理に関する法律第1条)

当該目的に従い、保健衛生課食品衛生グループ(動物)では、所有者不明の犬及 び猫の引取り及び負傷した動物等の収容を行い、殺処分の減少を目指して飼い主へ の返還、譲渡に努めている。

枚方市が犬及び猫の引き取りを行った場合、犬及び猫等の動物を収容した場合、 並びに飼い犬を抑留し所有者が判明しない場合には、大阪府動物の愛護及び管理に 関する条例第13条第1項の規定により、引き取られた犬及び猫の種類、引き取り日 時及び場所等を2日間公示するものとされている。

当該公示については、枚方市文書取扱規程第6条第2項において規定されている 様式(様式第2号)を用いて、一暦年単位で、文書の種類ごとに一連の番号を付し て(枚方市文書取扱規程第8条第4項)公示令達簿(枚方市文書取扱規程第6条第 2号)を作成することとされている。

実地調査において、平成28年度の公示令達簿を確認したところ、一部平成29年度分(1月12日分、3月27日分)が混入していた。

また、公示案の決裁回議欄に記載されるべき書類保存期間は5年であるところ、 3年と記載されているものが多く見られた。

瑕疵なく書類を作成し保管する必要がある(結果番号2)。

② 犬及び猫引取申請台帳の作成方法について

| 主な事務内容 | 犬及び猫の引取り及び飼い主への返還 |
|--------------------------|--------------------|
| 根拠法令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市動物の愛護及び管理に関する規則 |
| マニュアル等 | |

大・猫の引き取り及び飼い主への返還については、枚方市動物の愛護及び管理に 関する規則に以下のように申請書を市長に提出する旨の規定があり、保健衛生課食 品衛生グループ(動物)で当該申請書の受付を行っている。

第2条 法第35条第1項本文の規定により大又は猫の引取りを求める者は、 大・猫引取申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

第5条 引取り動物等の引取りを求める者は、犬・猫等返還申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(抜粋: 枚方市動物の愛護及び管理に関する規則 第2条、第5条)

保健衛生課食品衛生グループ(動物)では、提出された申請書について、申請台帳を作成し、保管している。なお、当該台帳の作成は大阪府が実施していた業務をそのまま踏襲し、様式もそのまま引き継いで使用しているとのことである。

実地調査において、平成28年度の犬及び猫引取申請台帳を確認したところ、平成29年度分の申請書が平成28年度の申請台帳に綴られていた。

また、平成28年度の申請台帳と申請書の整合性を確認したところ、申請台帳の記載に漏れ(申請書平成28年7月28日分)や、単に二重線を引いただけの記載の削除が多く見られた。

申請台帳の作成目的は申請書綴りの目次であるため、必要記載事項は漏れなく記載する必要がある(結果番号3)。また、文書管理システムから出力できる文書名一覧を利用するなど、網羅的かつ効率的な方法を検討するべきである(意見番号4)。

③ 猫の死体の引取り依頼に関する枚方市事務決裁規程の取扱いについて

| 主な事務内容 | 引き取った犬及び猫等の死体の焼却依頼 |
|--------------------------|--------------------|
| 根拠法令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市事務決裁規程 |
| マニュアル等 | |

枚方市における事務の決裁は、枚方市事務決裁規程に基づいて実施することとされており、決裁権者については、同規程の別表第1 共通専決事項 1一般事項 (1) に 「副市長 郊長 郊長 郊長 瀬長及び締兵課長代理の担当する事項」が51項

(1) に、「副市長、部長、室長、課長及び統括課長代理の担当する事項」が 51 項目規定され、項目ごとに最終決裁者が定められている。

この中で、同規程の一般事項(1)第41項において、「照会、回答、通知、依頼、報告、届出等を行うこと。」について、重要な場合は部長、軽易な場合は課長、軽易かつ定例な場合は統括課長代理が最終決裁者とされている。

保健衛生課食品衛生グループ(動物)では、引き取った猫の死体の焼却処理を環境事業部減量業務室に依頼しており、当該事務は、上記の第41項の「依頼」に該当することから、保健衛生課食品衛生グループ(動物)では「猫の死体の引き取りについて(依頼)」の書面を作成し決裁を得てから、減量業務室に回付している。

平成28年度の「猫の死体の引き取りについて(依頼)」の決裁について確認したところ、ほとんどが課長決裁されていたが、課長決裁欄がなく統括課長代理決裁までしかないものが1件、課長決裁欄はないが統括課長代理決裁欄で課長が代理決裁を意味する「代」を手書きして課長が押印しているものが1件あった。

このように、<u>同一内容の依頼について決裁方法に違いがあった(結果番号4)</u>。現状では、担当者によって「軽易」か「軽易かつ定例」か異なる判断をしている状況

にあり、かつ決裁権限者である上席者がこの状況に疑念を挟まずに決裁がなされているため問題である。保健衛生課食品衛生グループ(動物)において、所定の事務 書面ごとに、それぞれどの役職者の決裁を得る必要があるか、枚方市事務決裁規程 の取扱いを明確化する必要がある(意見番号5)。

④ 環境省への報告事項に関する記録の正確性について

| 主な事務内容 | 環境省からの依頼「動物愛護管理行政に係る調査(事務提 | | |
|----------|----------------------------|--|--|
| | 要)について」に基づく動物愛護管理行政の状況報告 | | |
| 根拠法令 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | | |
| 条例・規則・要綱 | 動物愛護管理行政に係る調査(事務提要)について | | |
| ・マニュアル等 | | | |

中核市の動物愛護管理担当部署は、環境省からの依頼「動物愛護管理行政に係る 調査(事務提要)について」に基づき、国の動物愛護管理行政の状況を示す情報を 所定の様式に記載して、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室へ報告することと されている。

報告事項である犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容状況の数量を管理するためにエクセルファイルで管理を行っている。平成28年度の「猫出入表」のエクセルファイルについて、公示及び猫の死体の引き取りについて(依頼)との整合性を確認したところ、「猫出入表」に1匹分の入力漏れがあった(結果番号5)。そのため、環境省に報告された猫の収容数が誤っていた。

大・猫の引き取り、公示、焼却処理等、実施した業務に関する記録、特に外部へ 報告が必要な記録の網羅性・正確性を検証する手続が必要である(意見番号6)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(狂犬病予防法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|--------------------------------------|---------------|
| 1 | 法律の一部準用の厚生労働大臣への報告 | 第2条第3項、規則第1条 |
| 2 | 狂犬病予防員の任命 | 第3条第1項 |
| 3 | 予防員による犬の抑留 | 第6条第1項 |
| 4 | 捕獲人の指定 | 第6条第2項 |
| 5 | 犬を捕獲するための土地、建物等への立入り | 第6条第3項 |
| 6 | 5を実施する期間及び区域の指定 | 第6条第5項 |
| 7 | 抑留した犬の所有者への通知、所有者不明の犬を抑留した場合の市町村への通知 | 第6条第7項、規則第15条 |

| 8 | 抑留した犬の返還、処分 | 第6条第9項 |
|-----|--|-------------------------------|
| 9 | 8の処分による損害の補償 | 第6条第10項 |
| 10 | 獣医師等からの狂犬病発生届の受理 | 第8条第1項、規則第16条 |
| 11 | 10 の届出についての知事への報告 | 第8条第2項 |
| 12 | 予防員による隔離についての指示 | 第9条第2項 |
| 13 | 狂犬病発生時の公示及び犬のけい留命令 | 第 10 条 |
| 14 | 予防員による隔離された犬の殺処分許可 | 第 11 条 |
| 15 | 予防員による犬の死体の受け取りと引渡しを必要としない許可 | 第 12 条 |
| 16 | 狂犬病発生時の犬の一斉検診及び予防注射 | 第 13 条 |
| 17 | 病性鑑定のための狂犬病予防員による犬の死体解剖と殺処分 の実施の許可 | 第14条第1項 |
| 18 | 病性鑑定のための犬の死体解剖と殺処分 | 第 14 条第 1 項 |
| 19 | 18 の処分による損害の補償 | 第 14 条第 2 項(第 6 条第 10 項準用) |
| 20 | 犬の移動の制限 | 第 15 条 |
| 21 | 狂犬病発生時の交通の遮断又は制限 | 第 16 条 |
| 22 | 狂犬病発生時の犬の集合施設の禁止 | 第 17 条 |
| 23 | 13のけい留命令が発せられている際にけい留されていない犬の抑留 | 第 18 条第 1 項 |
| 24 | 23 の抑留を実施するための捕獲人の指定 | 第 18 条第 2 項 (第 6 条第 2 項準用) |
| 25 | 23 の抑留を実施するための土地建物への立入り | 第 18 条第 2 項(第 6 条第 3 項準用) |
| 26 | 23 の抑留を実施する期間及び区域の指定 | 第 18 条第 2 項(第 6 条第 5 項準用) |
| 27 | 23 の抑留を実施した際の犬の所有者への通知 | 第 18 条第 2 項(第 6 条第 7 項準用) |
| 28 | 23 の抑留をした犬の処分 | 第 18 条第 2 項(第 6 条第 9 項準用) |
| 29 | 28 の処分による損害の補償 | 第 18 条第 2 項(第 6 条第 10 項準用) |
| 30 | 13のけい留命令が発せられている際にけい留されていない大の薬殺及びその周知 | 第18条の2第1項、第2項 規則第17条 |
| 31 | 公務員、獣医師への協力依頼 | 第 20 条 |
| 32 | 抑留場の設置 | 第 21 条 |
| 33 | 費用の負担 | 第 23 条 |
| 34 | 処分前の評価 | 第5条 |
| 35 | 法第8条第2項の規定による保健所長から都道府県知事への 報告の経由 | 第6条 |
| 36 | 法第 18 条の 2 の規定による薬殺のための毒えさの設置、巡視 及び回収 | 第7条第1項、第3項、第 4項 |
| 37 | 法第18条の2の規定により薬殺する旨の周知 | 第8条 |
| (沙) | 1 - 22 | |

⁽注) 1~33 は狂犬病予防法の条番号等、規則と記載している条番号は狂犬病予防法施行規則の条番号である。34~37 は狂犬病予防法施行令の条番号等である。

(動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---|-----------------|
| 1 | 犬及び猫の引取り及び引き取るべき場所の指定 | 第35条第1項、第2項、第3項 |
| 2 | 動物の愛護を目的とする団体等への犬及び猫の引取りの委託 | 第 35 条第 6 項 |
| 3 | 国庫補助金の受領 | 第35条第8項、令第3条 |
| 4 | 負傷動物等の発見者からの通報の受理 | 第 36 条第 1 項 |
| 5 | 負傷動物等の収容 | 第36条第2項 |
| 6 | 大及び猫の引取り等に際し、大及び猫の繁殖制限措置が適切 になされるよう、必要な指導及び助言の実施 | 第37条第2項 |
| 7 | 動物愛護推進員の委嘱 | 第38条第1項、規則第15条 |
| 8 | 動物愛護推進の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うための 協議会を組織 | 第 39 条 |
| 9 | 飼い犬の咬傷届出受理 | 第4条第3項 |
| 10 | 飼い犬の抑留に関する事務 | 第 10 条 |
| 11 | 公示に関する事務(引取った所有者不明の犬又は猫及び収容 した負傷動物) | 第 12 条第 1 項 |
| 12 | 抑留犬等の通知に関する事務 | 第12条第2項 |
| 13 | 薬物による野犬の掃討に関する事務 | 第14条第1項 |
| 14 | 薬物による野犬の掃討の住民に対する通知に関する事務 | 第14条第2項 |
| 15 | 飼い犬による措置命令に関する事務 | 第 15 条 |
| 16 | 立入調査に関する事務 | 第 19 条第 1 項 |

⁽注) 1~8は動物の愛護及び管理に関する法律の条番号等、9~16 は大阪府動物の愛護及び管理に関する条例の条番号等である。また、規則と記載のある条番号等は動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、令と記載のある条番号等は動物の愛護及び管理に関する法律施行令の条番号等である。

(4) 保健所 保健衛生課 環境衛生グループ

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|----------------------|-----------|--------------|--------------|
| クリーニング業 | 27 | コインオペレーションクリー | | | |
| 法に基づく事務 | | ニング営業施設の衛生実態に | 無 | | |
| | | 関する調査の実施 | | | |
| | | クリーニング所開設届の受理 (①) | 有 | | |
| | | クリーニング師免許申請関係経由 | 有 | | |
| | | 報告の徴収 | 無 | | |
| 興行場法に基づ | 13 | 許可済み証明【興行場法】 | 無 | | |
| く事務 | | 証明願【興行場法】 | 無 | | |
| | | 興行場の経営許可(①) | 有 | | |
| 公衆浴場法に基 | 16 | 許可済み証明 | 無 | | |
| づく事務 | | 証明願【公衆浴場】 | 無 | | |
| | | 公衆浴場業の許可 | 有 | | |
| 旅館業法に基づ | 33 | 証明願【旅館業法】 | 無 | 1, 021, 390 | 1, 295, 162 |
| く事務 | | 旅館業の営業許可 | 有 | | |
| | | 許可済み証明 | 無 | | |
| 温泉法に基づく | 32 | 温泉利用の許可 | 無 | | |
| 事務 | | 土地掘削許可申請の受理 | 無 | | |
| | | 温泉掘削・増掘・動力装置工 | 無 | | |
| | | 事完了・廃止届出の経由 | | | |
| | | 温泉利用許可の変更の届出の受理 | 無 | | |
| 化製場等に関す | 25 | 死亡獣畜取扱場以外の施設又 | | | |
| る法律に基づく | | は区域における死亡獣畜の解 | 無 | | |
| 事務 | | 体、埋却又は焼却に関する特例 | ,,,,, | | |
| | | の許可 (②) | | | |
| 建築物における | 13 | 多数の者が使用する等の建築 | | | |
| 衛生的環境の確 | | 物の維持管理について、環境 | 有 | | |
| | | 衛生上の正しい知識の普及 | | | |

| 保に関する法律 | | 建築物における衛生的環境の | | | |
|---------|-----|-----------------|------|----------|--------------------------|
| に基づく事務 | | 確保に関する事業の登録申請 | 有 | | |
| | | の受理 (③) | | | |
| 生活衛生相談に | 1 | シックハウス等の生活衛生関 | + | | |
| 関する事務 | | 連相談 | 有 | | |
| 美容師法に基づ | 18 | 証明願 | 有 | | |
| く事務 | | 美容所の開設届けの受理、業 | 無 | | |
| | | 務の停止命令(①) | 悪 | | |
| | | 報告の徴収【美容師法施行条例】 | 有 | | |
| 有害物質を含有 | 6 | 家庭用品を収去する場合の収 | fur | | |
| する家庭用品の | | 去証の交付 | 無 | | |
| 規制に関する法 | | 基準に適合しない家庭用品に | | | |
| 律に基づく事務 | | ついて、製造、輸入、販売業 | 無 | | |
| | | 者に対する回収、措置命令 | | | |
| 遊泳用プールに | 6 | プール開設許可申請書 | 無 | | |
| 関する事務 | | プール開設許可申請事項の変 | - | | |
| | | 更届 (④) | 有 | | |
| 理容師法に基づ | 17 | 証明願 | 無 | | |
| く事務 | | 理容所の開設届受理、業務停 | Aur. | | |
| | | 止命令(①) | 無 | | |
| | | 報告の徴収【理容師法施行条例】 | 有 | | |
| 浄化槽法に基づ | 21 | 浄化槽設置届の受理 | | 400 222 | 1 014 |
| く事務 | | | 有 | 138, 200 | 1,044,111 (水道関係歳出を含む) |
| その他事務 | 2 | 建築基準法、建築主事からの | 有 | | |
| | | 通知の受理 | 汨 | | |
| 移譲事務項目計 | 230 | | | | |

表中の①~④は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① クリーニング、興行場、美容所並びに理容所の立入検査について

| 主な事務内容 | クリーニング所開設届けの受理、興行場の経営許可、美容所 | | |
|--------------------------|-----------------------------|--|--|
| | の開設届の受理、理容所の開設届の受理 他 | | |
| 根拠法令 | クリーニング法、興行場法、美容師法、理容師法 他 | | |
| 条例・規則・要綱 | 生活衛生関係営業ハンドブック | | |
| マニュアル等 | | | |

保健衛生課環境衛生グループでは、美容所、理容所、クリーニング所、旅館、公 衆浴場、興行場等の生活衛生施設に対し、立入検査を行い、法令に基づく構造設備 や衛生基準の遵守について指導を実施している。

これらの事務の一環として、クリーニング業法第5条の二において、クリーニング所の開設にあたって、構造設備について検査を受け、その構造設備がクリーニング業法の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない、との規定がある。また、クリーニング業法第10条には、必要があると認めるときは立入検査を行うことができる、との規定がある。保健衛生課環境衛生グループではこれらの規定に基づき、平成28年度においては開設にあたっての施設検査を3件、市長表彰や知事表彰を受けるクリーニング店3件に対しての立入検査を3件実施したとのことであった。

また、美容所については美容師法第12条において、クリーニング業法第5条の二と同様に、開設にあたっては美容所の構造設備について検査を受け、その構造設備が法に定める措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ当該美容所を使用してはならないとの規定がある。また、美容師法第14条において、必要があると認めるときは、美容所に立ち入り、美容師法第8条の規定による措置の実施の状況を検査させることができるという規定がある。平成28年度に保健衛生課環境衛生グループでは、これらの規定に基づき、美容師法第12条に基づく開設に当たっての検査を33件、第14条に基づく苦情調査による検査を2件、市長表彰を受ける美容所に対して実施した検査を3件実施したとのことであった。

同様に理容所においても、理容師法第 11 条の 2 において開設に基づく検査、理容師法第 13 条において必要に応じて実施する検査が規定されており、平成 28 年度に保健衛生課環境衛生グループでは、理容師法第 11 条の 2 に基づく新規開設時の検査を 1 件、理容師法第 13 条に基づく検査を市長表彰に伴う検査を 8 件、苦情調査による検査を 3 件実施したとのことであった。

保健衛生課環境衛生グループでは、これらクリーニング業、美容所、理容所のそれぞれについて、開設時の検査と必要に応じた立入検査を実施しているとのことであった。しかしながら、担当者にヒアリングで確認したところ、検査を実施した際に、チェックリスト等は利用していないとのことであり、書類として確かめることができなかった。また、苦情調査に関しては、その顛末を記した苦情調査の対応記録を残しているが、これ以外の検査の証跡については確認することができず、ヒアリングを実施したところ、結果を記した証跡を残していないとのことであった。

これらの他、映画館等の観せ物に関して規定している興行場法第5条において も、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又 は当該職員に、興行場に立ち入り、法に規定する措置の実施の状況を検査させるこ とができるとの規定があり、定期的に興行場に対する立入検査を実施している。同 法に基づく検査は平成28年度に1件実施しているとのことであった。

検査の件数は、クリーニング業、美容所並びに理容所については保健衛生課環境 衛生グループの職員の業務日報から抽出した一覧に記載されている。その一方で、 興行場は検査記録を残していないことから、ヒアリング及び業務日報の記載によ り、実施したと回答を得たにすぎない。業務日報への記載だけでは、適切な検査を 実施したのかどうか、問題点があったのかどうか、そもそも本当に現地に赴いて検 査を実施したのかどうか確かめることができない。

上述した業務の他に保健衛生課環境衛生グループでは立入検査として、旅館業法第7条に基づく立入検査を実施しているが、同法に基づく立入検査では検査時に チェックリスト方式で検査を実施し、実施したチェックリストを保管している。

このように検査チェックリストを作成している立入検査と、検査チェックリストを作成していない立入検査との取扱いの違いの理由について、保健衛生課環境衛生グループからは納得できる回答を得ることはできなかった。立入検査を実施した場合には、業種に関わらず、いつ、誰が、どのような検査項目について検査を実施したかを書面により明確にするとともに、検査結果について記録を残すことが必要である(意見番号7)。保健衛生課環境衛生グループで実施している立入検査については、見直しを行い、実施記録を記録し、保管すべきである。

また、検査に際しては、必要な検査項目を網羅的に検証する必要がある。そのため<u>それぞれの検査について必要な項目を記載したチェックリストを作成し、検査に際しては当該チェックリストを使用して検査することを検討すべきである(意見番</u>号8)。

② 休業中の動物飼養場に対する立入検査について

| 主な事務内容 | 動物飼育収容の許可他 |
|----------|-------------------|
| 根拠法令 | 化製場等に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市化製場等に関する法律施行条例 |
| ・マニュアル等 | 枚方市化製場等に関する法律施行細則 |
| | 大阪府化製場等に関する法律施行条例 |

保健衛生課環境衛生グループでは、化製場(獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料 として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設)、死亡獣畜 取扱場(死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却する施設)並びに動物飼養場を設 置しようとする者に対しての許可、施設の使用の禁止等の管理監督の事務を行っ ている。化製場については枚方市に施設がないが、動物飼養場については平成28年度末時点での登録は5件存在している。

このうち、1件は平成25年5月末より休業中となっている。枚方市化製場等に関する法律施行条例では、許可の申請に係る事項のうち規則で定めるものを変更したとき又は動物を飼養し、若しくは収容することを休止し、若しくは廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない(枚方市化製場等に関する法律施行条例第3条)と定められており、当該条項にしたがって、休業届けの提出がなされている。しかし、休業から5年経過しており、実際には廃業している可能性もあるが、保健衛生課環境衛生グループでは当該事項について確認していないとのことであった。

化製場等に関する法律において、都道府県知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は当該職員に、化製場若しくは死亡獣畜取扱場に立ち入り、その構造設備及び前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる(化製場等に関する法律第6条)とされており、動物飼養場については第9条5項にて準用されている。

<u>廃業の際には廃業届等も必要であることから、現在休業中となっている施設について状況を把握するために立入検査を実施すべきである(意見番号9)。</u>

③ 特定建築物に関連する書類の不備について

| 主な事務内容 | 特定建築物使用届出書の受理、建築物における衛生的環境の |
|----------|-----------------------------|
| | 確保に関する事業の登録申請の受理 他 |
| 根拠法令 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 |
| ・マニュアル等 | 枚方市建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定 |
| | する届出に関する規則 |
| | 特定建築物立入検査実施要領 |

保健衛生課環境衛生グループでは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて、多数の者が使用し、又は利用する建築物に関し環境衛生的な側面での管理監督を行なっている。当該事務の一環として全施設(70施設)を対象として特定建築物立入検査実施要領に基づき、立入検査等を年1回実施している。

「特定建築物使用開始届審査チェックリスト」、「平成28年度特定建築物立入検査結果について(通知)」、「特定建築物維持管理報告書」に関する書類について確認したところ、以下のような問題点があった。

- ア 「特定建築物使用開始届審査チェックリスト」を審査時に利用しており、エクセルで作成したものを出力し紙で保管している。しかし、チェック実施者及びチェック対象物件の記載がなく、またチェックはエクセル上で記載されている。チェック漏れをなくすためにも、手書きでチェック証跡を残し、またチェック実施者及びチェック対象物件も記載すべきである(意見番号10)。
- イ 「平成28年度特定建築物立入検査結果について(通知)」について、指導事項が少ないことから立入検査を省略して書類審査のみを行っている施設(6施設)に関しても、表題が「立入検査結果」となっている。立入検査の実施の有無は審査の深度に影響するものであり、書類審査を同列に扱うべきではない(意見番号11)ことから、適切な表題が必要である。
- ウ 「特定建築物維持管理報告書」について、立入検査時には当該報告書に沿って 検査を行い、報告書にチェック証跡を残すとのことであるが、チェック証跡がな いものがあった。また、当該報告書には立入検査者の記載もないことから、誰が 確認したのかを確かめることができない。<u>必ずチェックの証跡を残すとともに立</u> 入実施者を記載すべきである(意見番号 12)。

④ 遊泳場の指導監査について

| 主な事務内容 | プール開設許可申請書の受理及び大阪府遊泳場条例に係る監 |
|----------|-----------------------------|
| | 視指導 |
| 根拠法令 | |
| 条例・規則・要綱 | 大阪府遊泳場条例 |
| ・マニュアル等 | 大阪府遊泳場条例施行規則 |

枚方市は、遊泳場の指導監督について、大阪府遊泳場条例第20条において開設許可の申請の受理や立入検査等の事務が、大阪府から一部委任されている。

大阪府における遊泳場は大阪府遊泳場条例及び同施行規則により、講ずべき措置が定められており、立ち入り検査は、これらのうち比較的重要な項目をチェックリスト化(12項目)したプール立入調査票に記入することで実施されている。

しかしながら、プール立入調査票において要改善事項があった場合でも、レジオネラ菌が検出されたようなケース以外では、指摘は立入当日に口頭で行われ、文書での指摘はなされていないとのことであった。また、改善報告書の入手も行われていない。

ある特定のスポーツ施設では、平成28年度に5点の指摘がなされている。このうち、チェックリストに×が記載された2項目、具体的には、年1回以上の全換水と緊急マニュアルの作成掲示については、平成27年度にも指摘されている。

また、別のスポーツクラブでは、毎年のようにレジオネラ菌が検出されている。 平成28年7月25日の立入検査の際にも検出されているが、このときは既述のプール立入調査票による指摘のみであって、別途文書での指摘はなされていない。直近3年間の記録を閲覧した結果、平成27年9月1日立入時、平成29年7月18日立入時にもレジオネラ菌が検出されている。このように不適事項が減らないのは、文書によって適切に指導をしていないことと、改善報告書の入手をしていないことによるところが一因として考えられる。なお、平成29年の際には、はじめて環境衛生指導票という文書を提示しているが、これはあくまで環境衛生監視員名で現場責任者宛に出された文書である。

<u>遊泳場と同じく水質等の環境維持が問題となる公衆浴場では、</u>水質検査で問題の あった際には遊泳場と同じく環境衛生指導票を環境衛生監視員名で出しているが、 これとは別に<u>枚方市保健所長名で検査結果を施設開設者宛に交付していることに鑑</u> み、遊泳場においても、同様の文書を交付すべきである(意見番号 13)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(クリーニング業法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--|-------------|
| 1 | クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例の制定 | 第3条第3項6号 |
| 2 | クリーニング所の開設届の受理 | 第5条第1項 |
| 3 | 無店舗取次店の営業の届出の受理 | 第5条第2項 |
| 4 | クリーニング所及び無店舗取次店に関する変更又は廃止届の受理 | 第5条第3項 |
| 5 | クリーニング所の構造設備の検査確認 | 第5条の2 |
| 6 | 営業者の地位の承継の届出の受理 | 第5条の3第2項 |
| 7 | 免許の申請の受理に関する事務 | 第6条 |
| 8 | クリーニング師の試験の受験の申込みの受理に関する事務 | 第7条第1項 |
| 9 | 営業者その他の業務従事者に対する業務停止命令 | 第9条 |
| 10 | クリーニング所又は業務用の車両への立入検査 | 第10条第1項 |
| 11 | 立入検査させる職員に対する身分証の交付 | 第10条第2項 |
| 12 | 営業者への措置命令 | 第10条の2 |
| 13 | 営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の 使用停止命令 | 第11条 |
| 14 | 行政手続法による通知 | 第 13 条第 1 項 |
| 15 | 閉鎖の処分等に係る公開聴聞の開催 | 第13条第2項 |
| 16 | 免許証の訂正の申請の受理に関する事務 | 第1条第2項 |
| 17 | 免許証の再交付の申請の受理に関する事務 | 第1条第3項 |
| 18 | 失った免許証を発見したときの免許証提出の受理に関する事務 | 第6条第2項 |

| 19 | 免許取消しの場合の免許証の返納の受理に関する事務 | 第9条 |
|----|---|--------------------------------------|
| 20 | 登録の抹消の申請の受理に関する事務 | 第10条第1項 |
| 21 | クリーニング師が死亡、又は失そうの宣告を受けたときの免許証 の返納の受理に関する事務 | 第10条第2項 |
| 22 | 報告の徴収 | 第5条 |
| 23 | 確認済証の書換交付 | 第7条 |
| 24 | 確認済証の再交付 | 第8条第1項 |
| 25 | コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生実態に関す る調査の実施 | 平成 25 年 8 月 30 日付け 健衛発 0830 第 1 号 |
| 26 | ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査の実施 | 平成 24 年 8 月 29 日付け 健衛発 0829 第 1 号 |
| 27 | 証明願 | 昭和 42 年環衛第 7125 号 |

⁽注) $1 \sim 15$ 番はクリーニング業法の条番号等、16、17 番はクリーニング業法施行令の条番号等、18 ~ 21 番はクリーニング業法施行規則、22 番は枚方市クリーニング業法施行条例、23、24 は枚方市クリーニング業法施行細則の条番号等である。また、 $25\sim 27$ は通知番号等である。

(興行場法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--|-------------------|
| 1 | 興行場の営業許可 | 第2条第1項 |
| 2 | 興行場の設置の場所及び構造基準を定める条例の制定 | 第2条第2項 |
| 3 | 1の許可を与えない場合における理由を付した書面による通知 | 第2条第2項 |
| 4 | 興行場営業を営む者の地位を承継した者から届出の受理 | 第2条の2第2項 |
| 5 | 興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な 措置の基準を定める条例の制定 | 第3条第2項 |
| 6 | 営業者からの報告聴取、興行場への立入検査等 | 第5条第1項 |
| 7 | 立入検査員に対する身分証の交付 | 第5条第2項 |
| 8 | 興行場の構造設備が2の条例で定める基準に適合しない場合等 に係る1の許可の取消し又は営業の停止命令 | 第6条 |
| 9 | 営業許可の取り消しに係る聴聞等実施の通知 | 第7条第1項 |
| 10 | 営業許可の取り消しに係る聴聞等の公開審理の実施 | 第7条第2項 |
| 11 | 証明願 | 昭和 42 年環衛第 7125 号 |
| 12 | 許可済み証明 | 第2条別表4第2項 |
| 13 | 変更等の届出の受理 | 第 11 条 |

⁽注) $1\sim10$ は興行法の条番号等、11 は通知番号、12 は枚方市保健所事務手数料条例、13 は枚方市 興行場法施行条例の条番号等である。

(公衆浴場法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|---|-------------------|
| 1 | 公衆浴場業の営業許可 | 第2条第1項 |
| 2 | 1の許可を与えない場合における理由を付した書面による通知 | 第2条第2項 |
| 3 | 公衆浴場の設置の場所の配置の基準を定める条例の制定 | 第2条第3項 |
| 4 | 公衆浴場の許可を与えるにあたっての条件付与 | 第2条第4項 |
| 5 | 公衆浴場業を営む者の地位を承認した者からの届出の受理 | 第2条の2第2項 |
| 6 | 公衆浴場の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛 生及び風紀に必要な措置の基準を定める条例の制定 | 第3条第2項 |
| 7 | 伝染性の疾病にかかっている者を入浴させることができる公 衆浴場の許可 | 第4条 |
| 8 | 営業者からの報告聴取、営業の施設への立入検査等 | 第6条第1項 |
| 9 | 立入検査員に対する身分証の交付 | 第6条第2項 |
| 10 | この法律に違反した者等に対する1の許可の取消し又は営業の停止命令 | 第7条第1項 |
| 11 | 営業許可の取消しに係る公開聴聞の実施 | 第7条第2項 |
| 12 | 許可申請書の受理 | 第1条 |
| 13 | 許可申請書のその他記載事項の決定 | 第1条5号 |
| 14 | 変更等の届出の受理 | 第4条第1項 |
| 15 | 許可済み証明 | 第2条別表6第2項 |
| 16 | 証明願 | 昭和 42 年環衛第 7125 号 |

⁽注) 1~11番は公衆浴場法、12~14番は公衆浴場法施行規則、15番は枚方市保健所事務手数料条例の条番号等である。また、16は通知番号である。

(旅館業法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|--|------------------------|
| 1 | 旅館業の営業許可 | 第3条第1項 |
| 2 | 施設の構造設備が基準に適合しないと認めるとき、施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき又は申請者が不適格 事項に該当するときの営業の不許可 | 第3条第2項 |
| 3 | 特定の施設の近隣に設置されることにより、当該特定の施設の清 純な施設環境を害するおそれがあるときの営業の不許可 | 第3条第3項 |
| 4 | 学校等の施設の周囲で行う旅館業に係る1の許可を与えるに当 たっての当該施設の代表者の意見聴取等 | 第3条第4項 |
| 5 | 1の許可を与えない場合における理由を付した書面による通知 | 第3条第5項 |
| 6 | 1の許可への条件付与 | 第3条第6項 |
| 7 | 旅館業を営む法人の合併等による地位の承継に係る承認 | 第3条の2第1項 |
| 8 | 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人が不適格事項に該当すると きの、合併、分割による営業者の地位の承継に係る不承認 | 第3条の2第2項(第3 条第2項準用) |

| 9 | 学校等の施設の周囲に設置されることにより当該施設の清純な施設環境を害するおそれがあるときの、合併、分割による営業者の地位の承継に係る不承認 | 第3条の2第2項(第3条 第3項準用) |
|-------|--|---------------------------|
| 10 | 学校等の施設の周囲で行う旅館業に係る6の承認を与えるに当 たっての当該施設の代表者の意見聴取 | 第3条の2第2項(3条第 4項を準用) |
| 11 | 7の承認を与えない場合における理由を付した書面による通知 | 第3条の2第2項(3条第 5項を準用) |
| 12 | 7の承認を与えるに当たっての条件付与 | 第3条の2第2項(3条第 6項を準用) |
| 13 | 旅館業を営む者の相続による地位の承継に係る承認 | 第3条の3第1項 |
| 14 | 申請者が不適格事項に該当するときの、相続による営業者の地位 の承継に係る不承認 | 第3条の3第3項(3条第 2項を準用) |
| 15 | 学校等の施設の周囲に設置されることにより当該施設の清純な 施設環境を害するおそれがあるときの、相続による営業者の地位 の承継に係る不承認 | 第3条の3第3項(3条第 3項を準用) |
| 16 | 学校等の施設の周囲で行う旅館業に係る 10 の承認を与えるに当 たっての当該施設の代表者の意見聴取 | 第3条の3第3項(3条第 4項を準用) |
| 17 | 13 の承認を与えない場合における理由を付した書面による通知 | 第3条の3第3項(3条第 5項を準用) |
| 18 | 13 の承認を与えるに当たっての条件付与 | 第3条の3第3項(3条第 6項を準用) |
| 19 | 旅館業の施設の換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の 衛生に必要な措置の基準を定める条例の制定 | 第4条第2項 |
| 20 | 宿泊を拒むことができる事由を定める条例の制定 | 第5条3号 |
| 21 | 営業者からの報告聴取、営業の施設への立入検査等 | 第7条第1項 |
| 22 | 営業の施設の構造設備が政令で定める基準に適合しない場合等 に係る必要な措置の命令 | 第7条の2 |
| 23 | この法律に違反した者等に対する1の許可の取消し又は営業の停止命令 | 第8条 |
| 24 | 22 又は23 の処分に当たって3の施設の代表者等から出される 意見の申出の受理 | 第8条の2 |
| 25 | 営業許可の取り消しに係る聴聞実施等の通知 | 第9条第1項 |
| 26 | 営業許可の取り消しに係る聴聞の公開審理の実施 | 第9条第2項 |
| 27 | ホテル営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定 | 第1条第1項11号 |
| 28 | 旅館営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定 | 第1条第2項10号 |
| 29 | 簡易宿所営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定 | 第1条第3項7号 |
| 30 | 下宿営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定 | 第1条第4項5号 |
| 31 | 変更等の届出の受理 | 第4条 |
| 32 | 許可済み証明 | 第2条別表5第2項 |
| 33 | 証明願 | 昭和 42 年環衛第 7125 号 |
| (20.) | 1.06 要比较始类注 97.20 要比较始类注集行会 91 要比较始类 | N. 14-7-111111 T. V. V. J |

⁽注) $1\sim 26$ 番は旅館業法、 $27\sim 30$ 番は旅館業法施行令、31 番は旅館業法施行規則、32 番は枚方市保健所事務手数料条例の条番号等である。また、33 番は通知番号である。

(温泉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-------------------------------|---|
| 1 | 土地掘削許可申請の受理 | 第3条第1項 |
| 2 | 温泉掘削・増掘・動力装置許可合併(分割)承継承認申請の受理 | 第6条第1項(第11条 第2項及び第3項におい て準用する場合を含む) |
| 3 | 温泉掘削・増掘・動力装置許可相続承継承認申請の受理 | 第7条第1項(第11条 第2項及び第3項におい て準用する場合を含む) |
| 4 | 温泉掘削・増掘施設等変更許可申請の受理 | 第7条の2第1項(第11 条第2項において準用す る場合を含む。) |
| 5 | 温泉掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出の経由 | 第8条第1項 |
| 6 | 温泉増掘・動力装置許可申請の受理 | 第11条第1項 |
| 7 | 温泉採取許可申請の受理 | 第14条の2第1項 |
| 8 | 温泉採取許可合併(分割)承継承認申請の受理 | 第14条の3第1項 |
| 9 | 温泉採取許可相続承継承認申請の受理 | 第14条の4第1項 |
| 10 | 可燃性天然ガス濃度確認申請の受理 | 第14条の5第1項 |
| 11 | 可燃性天然ガス濃度確認地位承継届出の経由 | 第14条の6第2項 |
| 12 | 温泉採取施設等変更許可申請の受理 | 第14条の7第1項 |
| 13 | 温泉採取事業廃止届出の経由 | 第14条の8第1項 |
| 14 | 温泉利用の許可 | 第 15 条第 1 項 |
| 15 | 温泉利用の不許可 | 第15条第3項 |
| 16 | 温泉の利用を許可しない旨及び理由の書面による通知 | 第 15 条第 4 項 (第 4 条第 2 項準用) |
| 17 | 温泉利用許可条件の付与及び変更 | 第15条第4項(第4条第 3項準用) |
| 18 | 合併、分割時の承認 | 第16条第1項 |
| 19 | 合併、分割時の不承認の通知 | 第 16 条第 2 項 (第 4 条第 2 項準用) |
| 20 | 相続に係る承認 | 第17条第1項 |
| 21 | 相続の不承認の通知 | 第17条第3項(第4条第 2項準用) |
| 22 | 温泉成分の掲示等 | 第18条第4項、第5項 |
| 23 | 温泉利用施設等への公衆衛生上の立入検査等 | 第 28 条第 1 項 |
| 24 | 温泉利用許可の取り消し等 | 第31条第1項、第2項 |
| 25 | 温泉利用の制限等の命令にかかる聴聞 | 第 33 条第 1 項 |
| 26 | 温泉利用許可の取消等に係る聴聞の公開による実施 | 第 33 条第 2 項 |
| 27 | 温泉利用に係る管理者等からの報告の聴取 | 第 34 条 |
| 28 | 温泉利用に係る立入検査 | 第 35 条第 1 項 |
| 29 | 温泉利用許可の内容等の都道府県知事への通知 | 第 36 条第 2 項 |
| | | |

| 30 | 温泉利用許可の変更届出の受理 | 第 25 条 |
|----|-----------------|--------|
| 31 | 温泉利用状況等の報告の徴収 | 第 26 条 |
| 32 | 温泉の利用の廃止等の届出の受付 | 第 27 条 |

⁽注) 1番~29番は温泉法、30番~32番は温泉法施行細則の条番号等である。

(化製場法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--|-----------|
| 1 | 死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜の解体、 | 第2条第2項 |
| | 埋却又は焼却に関する特例の許可 | |
| 2 | 化製場等の設置の許可 | 第3条第1項 |
| 3 | 化製場等の設置の許可に関する変更届の受理 | 第3条第2項 |
| 4 | 化製場等の設置の許可に関する変更の際、事前の届出が必要な | 第3条第2項 |
| | 事項の条例での規定 | |
| 5 | 化製場等の設置の不許可と書面による通知 | 第4条 |
| 6 | 化製場等の設置について公衆衛生上害を生じるおそれのある場 | 第4条第3号 |
| | 所として設置を許可しない場所の指定 | |
| 7 | 化製場等の設置者等からの報告の徴収及び立入検査 | 第6条第1項 |
| 8 | 構造設備の改善命令 | 第6条の2 |
| 9 | 化製場等の設置許可の取消、施設の使用制限・禁止命令 | 第7条 |
| 10 | 魚介類、鳥類の肉、皮、骨、内臓等を原料とする油脂、にかわ、 飼料等の製造施設、獣畜、魚介類、鳥類の肉、皮、骨臓器等を化 製場等に供給するためにする貯蔵及び貯蔵施設の許可(第3条第 1項準用) | 第8条 |
| 11 | 化製場に類する施設等の変更届の受理(第3条第2項準用) | 第8条 |
| 12 | 化製場に類する施設等の変更の際、事前の届出が必要な事項の | 第8条 |
| | 条例での規定 (第3条第2項準用) | |
| 13 | 化製場に類する施設等の設置の不許可と書面による通知 (第4条準用) | 第8条 |
| 14 | 化製場に類する施設等の設置を許可しない場所の指定(第4条 | 第8条 |
| | 第3号準用) | |
| 15 | 化製場に類する施設等からの報告の徴収及び立入検査(第6条 | 第8条 |
| | 第1項準用) | |
| 16 | 立入検査員に対する身分証の交付(第6条第2項準用) | 第9条 |
| 17 | 化製場に類する施設等の構造設備の改善命令 (第6条の2準用) | 第8条 |
| 18 | 化製場に類する施設等の許可の取消、施設の使用制限又は禁止 | 第8条 |
| | 命令(第7条準用) | |
| 19 | 動物の飼養又は収容施設の許可 | 第9条第1項 |

| 20 | 動物の飼養又は収容の許可が必要な区域の指定 | 第9条第1項 |
|----|--------------------------------|--------|
| 21 | 新たな区域の指定に伴う届出の受理 | 第9条第4項 |
| 22 | 新たな区域の指定に伴い必要な届出事項の条例での規定 | 第9条第4項 |
| 23 | 動物の飼養又は収容施設からの報告の徴収及び立入検査(第6 | 第9条第5項 |
| | 条第1項準用) | |
| 24 | 動物の飼養又は収容施設の構造設備の改善命令(第6条の2準用) | 第9条第5項 |
| 25 | 動物の飼養又は収容施設の許可の取消、施設の使用制限又は禁 | 第9条第5項 |
| | 止命令 (第7条準用) | |

⁽注) 化製場等に関する法律の条番号等である。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--------------------------------|-------------|
| 1 | 特定建築物等の維持管理について環境衛生上の正しい知識の普及 | 第3条第1号 |
| 2 | 特定建築物等の環境衛生上の相談指導の実施 | 第3条第2号 |
| 3 | 特定建築物の所在場所、用途等の届出の受理 | 第5条第1項 |
| 4 | 既存建築物が特定建築物に該当することとなる場合の届出の受理 | 第5条第2項 |
| 5 | 特定建築物の変更又は該当しなくなった場合の届出の受理 | 第5条第3項 |
| 6 | 建築物環境衛生管理技術者免状の返納処分に関する大臣への申し出 | 第7条第4項 |
| 7 | 特定建築物に関する報告徴収又は立入検査 | 第11条第1項 |
| 8 | 維持管理の改善命令、設備等の使用停止又は制限の命令 | 第 12 条 |
| 9 | 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請の受理 | 第12条の2第1項 |
| 10 | 公用、公共用途の特定建築物に関する説明・資料の提出要求 | 第13条第2項 |
| 11 | 公用等の特定建築物管理者への維持管理の改善勧告 | 第13条第3項 |
| 12 | 登録証明書の交付 | 第 32 条 |
| 13 | 登録事項等に係る変更の届出及び登録事業廃止の届出の受理 | 第 33 条第 1 項 |

⁽注) 1~11 番は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の条番号等、12、13 番は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の条番号等である。

(生活衛生相談に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 |
|----|------------------|---------------------|
| 1 | シックハウス等の生活衛生関連相談 | 大阪府住居衛生対策事業 実施要綱 |

(美容師法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|----------------------------------|-------------------|
| 1 | 美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置を定める条例の制定 | 第8条第3号 |
| 2 | 美容師の業務の停止命令 | 第10条第2項 |
| 3 | 美容所の開設届の受理 | 第11条第1項 |
| 4 | 美容所の開設届出事項の変更又は廃止の届出の受理 | 第11条第2項 |
| 5 | 美容所の構造設備の検査・確認 | 第12条 |
| 6 | 相続、合併又は分割による開設者の地位の承継の届出の受理 | 第12条の2第2項 |
| 7 | 美容所について講ずべき衛生上必要な措置を定める条例の制定 | 第13条第4号 |
| 8 | 美容所の立入検査 | 第14条第1項 |
| 9 | 立入検査職員に対する身分証の交付 | 第14条第2項 |
| 10 | 美容所の閉鎖命令(管理美容師設置違反等) | 第 15 条第 1 項 |
| 11 | 美容所の閉鎖命令 (美容行為措置基準違反) | 第15条第2項 |
| 12 | 美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定 (条例制定) | 第4条第3号 |
| 13 | 業務停止処分を行ったときの厚生労働大臣への通知 | 第5条 |
| 14 | 業務停止処分を受けた者からの免許証又は免許証明書の受理 | 第7条第3項 |
| 15 | 報告の徴収 | 第8条 |
| 16 | 確認済証の書換交換 | 第6条第1項 |
| 17 | 確認済証の再交付 | 第7条第1項 |
| 18 | 証明願 | 昭和 42 年環衛第 7125 号 |

⁽注) 1~11 番は美容師法の条番号等、12、13 番は美容師法施行令の条番号等、14 番は美容師法施 行規則、15 番は枚方市美容師法施行条例、16 番、17 番は枚方市美容師法施行細則の条番号等で ある。また、18 番は通知番号である。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|------------------------------|
| 1 | 基準に適合しない家庭用品について、製造、輸入、販売業者に | 第6条第1項 |
| | 対する回収・措置命令 | |
| 2 | 重大な健康被害が発生した場合の製造、輸入業者に対する回 | 第6条第2項 |
| | 収・措置命令 | |
| 3 | 家庭用品の製造を行う者等に対する報告徴収 | 第7条第1項 |
| 4 | 家庭用品衛生監視員の指定及び立入検査 | 第7条第1項 |
| 5 | 家庭用品を収去する場合の収去証の交付 | 第4条 |
| 6 | 試買検査 | 昭和 56 年 3 月 10 日環企 第 45 号 |

⁽注) $1 \sim 4$ 番は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の条番号等、5 番は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の条番号等である。また、6 番は通知番号である。

(遊泳用プールに関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) | |
|----|--------------------|-----------|--|
| 1 | 遊泳場開設許可申請の受理 | 第3条第2項 | |
| 2 | 開設許可申請事項の変更届の経由 | 第5条 | |
| 3 | 開設者の地位承継届の経由 | 第13条第2項 | |
| 4 | プール供用開始 (再開) 届の経由 | 第14条第1号 | |
| 5 | 休止、廃止届の経由 | 第14条第2号 | |
| 6 | 開設者からの報告徴収、施設の立入調査 | 第17条 | |

⁽注) 大阪府遊泳場条例の条番号等である。

(理容師法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|----------------------------------|-------------------|
| 1 | 理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置を定める条例の制定 | 第9条第3号 |
| 2 | 理容師の業務の停止命令 第10条第21 | |
| 3 | 理容所の開設届の受理 第11条第1項 | |
| 4 | 理容所の開設届出事項の変更又は廃止の届出の受理 | 第11条第2項 |
| 5 | 理容所の構造設備の検査・確認 | 第11条の2 |
| 6 | 相続、合併又は分割による開設者の地位の承継の届出の受理 | 第11条の3第2項 |
| 7 | 理容所について講ずべき衛生上必要な措置を定める条例の制定 | 第 12 条第 4 号 |
| 8 | 理容所の立入検査 | 第13条第1項 |
| 9 | 理容所の閉鎖命令(管理理容師設置違反等) | 第 14 条第 1 項 |
| 10 | 理容所の閉鎖命令 (理容行為措置基準違反) | 第14条第2項 |
| 11 | 理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定 (条例制定) | 第4条第3号 |
| 12 | 業務停止処分を行ったときの厚生労働大臣への通知 | 第5条 |
| 13 | 業務停止処分を受けた者からの免許証又は免許証明書の受理 | 第7条第3項 |
| 14 | 報告の徴収 | 第8条 |
| 15 | 確認済証の書換交付 | 第6条第1項 |
| 16 | 確認済証の再交付 | 第7条第1項 |
| 17 | 証明願 | 昭和 42 年環衛第 7125 号 |

⁽注) $1\sim10$ 番は理容師法の条番号等、11、12 番は理容師法施行令の条番号等、13 番は理容師法施行規則、14 番は枚方市理容師法施行条例、15 番、16 番は枚方市理容師法細則の条番号等である。また、17 番は通知番号である。

(浄化槽法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--------------------------|-------------|
| 1 | 浄化槽の設置等の届出の受理 | 第5条第1項 |
| 2 | 浄化槽設置の変更の届出に対する改善勧告 | 第5条第2項 |
| 3 | 第5条第1項の届出内容が相当である旨の通知 | 第5条第4項 |
| 4 | 水質検査の報告書の提出の受理 | 第7条第2項 |
| 5 | 設置後の浄化槽の水質検査に関する指導、助言 | 第7条の2第1項 |
| 6 | 浄化槽管理者に対する受検の勧告 | 第7条の2第2項 |
| 7 | 浄化槽管理者に対する措置命令 | 第7条の2第3項 |
| 8 | 浄化槽管理者による使用開始報告の受理 | 第10条の2第1項 |
| 9 | 技術管理者変更報告の提出の受理 | 第10条の2第2項 |
| 10 | 浄化槽管理者変更報告の受理 | 第10条の2第3項 |
| 11 | 定期検査の報告書の提出の受理 | 第11条第2項 |
| 12 | 廃止の届出の受理 | 第11条の2 |
| 13 | 保守点検又は清掃についての助言、指導、勧告 | 第12条第1項 |
| 14 | 改善措置又は使用停止命令 | 第12条第2項 |
| 15 | 定期検査についての指導、助言 | 第12条の2第1項 |
| 16 | 定期検査を受ける旨の勧告 | 第12条の2第2項 |
| 17 | 上記勧告にかかる措置命令 | 第12条の2第3項 |
| 18 | 浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の条例制定 | 第 48 条第 1 項 |
| 19 | 報告の徴収 | 第 53 条第 1 項 |
| 20 | 立入検査 | 第 53 条第 2 項 |
| 21 | 立入検査する職員に対する身分証の交付 | 第 53 条第 3 項 |

⁽注) 浄化槽法の条番号等である。

(その他の事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--------------------------------------|-----------|
| 1 | 浄化槽又は特定建築物に該当する建築物設置に関する建築主事 第93条第5項 | |
| | 又は指定確認検査機関からの通知の受理 | |
| 2 | 許可又は確認についての特定行政庁等への意見 | 第93条第6項 |

⁽注) 建築基準法の条番号等である。

(5) 保健所 保健衛生課共通

保健衛生課について、実地調査時に文書を閲覧した際、以下の事項が判明した。

① 回議書を利用しない決裁方法について

| 主な事務内容 | 保健衛生課全グループに係る簡易決裁 |
|----------|-------------------|
| 根拠法令 | |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市文書取扱規程 |
| ・マニュアル等 | |

枚方市では、文書の取扱いについて、枚方市文書取扱規程において定めており、 枚方市で作成している公文書は当該規程にしたがって作成される。当該規程に回議 の方法について以下のように定められている。

第14条 起案は、規則、訓令等に別の定めがあるものを除くほか、回議書(様式第9号)を用いて行わなければならない。ただし、定例又は軽易な事案の処理に係るものにあっては、当該文書の余白を利用して行うことができる。

(抜粋: 枚方市文書取扱規程)

このうち、第14条のただし書き以下の回議書を利用しない決裁について、定例的な決裁等で枚方市の実務において数多く行っている。

しかし、保健衛生課においては枚方市文書取扱規程に定める「文書の余白を利用して」いないものが多く見られた。具体的には、A4の回議書に代わる小さなかがみを当該文書に添付し、添付した小さなかがみを利用して決裁がなされている(例「猫の死体の引き取りについて」(平成28年11月4日決裁)保健衛生課食品衛生グループ(動物))。

当該決裁方法は、「文書の余白を利用して」と規定している枚方市文書取扱規程の 定めに反している。そのため、<u>枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用した</u> 方法により、決裁を行う必要がある(結果番号6)。

(6) 保健所 保健予防課 感染症グループ

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|-----------|-----|-----------------|-----------|--------------|--------------|
| 児童福祉法施行 | 6 | 療育給付に関する事務 | | | |
| 規則に基づく事 | | | 無 | 0 | 0 |
| 務 | | | | | |
| 児童福祉法に基 | 8 | 指定療育機関に委託して入 | ám. | 6,000 | 0 |
| づく事務 | | 院・療育の給付 | 無 | 6, 000 | 0 |
| 感染症の予防及 | 68 | 感染症発生動向調査(①、③) | 有 | 1, 470, 248 | 1, 629, 633 |
| び感染症の患者 | | 感染症法施行事務指導監査の実施 | 有 | 0 | 0 |
| に対する医療に | | 結核検診等の実施(②、③) | 有 | 14, 099, 635 | 16, 325, 038 |
| 関する法律に基 | | 結核予防技術者の研修 | 有 | 0 | 0 |
| づく事務 | | HIV検査及びエイズに関す | | | |
| | | る相談事業及び性感染症等の | 有 | 1, 004, 000 | 1, 351, 638 |
| | | 検査 (④、⑤) | | | |
| 検疫法に基づく事務 | 16 | 検疫所長からの通知の受理 | 無 | 0 | 0 |
| 移譲事務項目計 | 98 | | | | |

表中の①~⑤は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 感染症の発生届の登録確認について

| 主な事務内容 | 感染症の発生動向調査 |
|----------|----------------------------|
| 根拠法令 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 感染症発生動向調査実施要綱 |
| ・マニュアル等 | 枚方市感染症発生動向調査事業実施要領 |

感染症発生動向調査は、昭和56年から開始され、平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されたことに伴い、感染症法に基づく施策として位置づけられた調査である。感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的とした調査である。

対象となる感染症は全数把握の対象と定点把握の対象とに区分されており、感染 症発生動向調査事業実施要綱において、以下のように定められている。

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

一類感染症

(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱

二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SAR Sコロナウイルスであるものに限る。)、(12)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。)、(13)鳥インフルエンザ (H5N1)、(14)鳥インフルエンザ (H7N9)

三類感染症

(15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス 四類感染症

(20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) 黄熱、(25) オウム病、(26) オムスク出血熱、(27) 回帰熱、(28) キャサヌル森林病、(29) Q熱、(30) 狂犬病、(31) コクシジオイデス症、(32) サル痘、(33) ジカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、(35) 腎症候性出血熱、(36) 西部ウマ脳炎、(37) ダニ媒介脳炎、(38) 炭疽、(39) チクングニア熱、(40) つつが虫病、(41) デング熱、(42) 東部ウマ脳炎、(43) 鳥インフルエンザ(H5N1 及びH7N9 を除く。)、(44) ニパウイルス感染症、(45) 日本紅斑熱、(46) 日本脳炎、(47) ハンタウイルス肺症候群、(48) Bウイルス病、(49) 鼻疽、(50) ブルセラ症、(51) ベネズエラウマ脳炎、(52) ヘンドラウイルス感染症、(53) 発しんチフス、(54) ボツリヌス症、(55) マラリア、(56) 野兎病、(57) ライム病、(58) リッサウイルス感染症、(59) リフトバレー熱、(60) 類鼻疽、(61) レジオネラ症、(62) レプトスピラ症、(63) ロッキー山紅斑熱

五類感染症 (全数)

(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(68)クリプトスポリジウム症、(69)クロイツフェルト・ヤコブ病、(70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71)後天性免疫不全症候群、(72)ジアルジア症、(73)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74)侵襲性髄膜炎菌感染症、(75)侵襲性肺炎球菌感染症、(76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(77)先天性風しん症候群、(78)梅毒、(79)播種性クリプトコックス症、(80)破

傷風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、

(83) 風しん、(84) 麻しん、(85) 薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(111)新型インフルエンザ、(112)再興型インフルエンザ

指定感染症

該当なし

2 定点把握の対象

五類感染症 (定点)

(86) R S ウイルス感染症、(87) 咽頭結膜熱、(88) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(89) 感染性胃腸炎、(90) 水痘、(91) 手足口病、(92) 伝染性紅斑、(93) 突発性発しん、(94) 百日咳、(95) ヘルパンギーナ、(96) 流行性耳下腺炎、(97) インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(98) 急性出血性結膜炎、(99) 流行性角結膜炎、(100) 性器クラミジア感染症、(101) 性器ヘルペスウイルス感染症、(102) 尖圭コンジローマ、(103) 淋菌感染症、(104) クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(105) 細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(106) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(107) マイコプラズマ肺炎、(108) 無菌性髄膜炎、(109) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110) 薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(113) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状 (明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(114)発熱及び発しん又は水疱 (ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

- 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象
- 二類感染症

(13) 鳥インフルエンザ (H5N1)

(抜粋:感染症発生動向調査事業実施要綱 第2)

保健所では、枚方市感染症発生動向調査事業実施要領に従い、全数把握の対象となる感染症患者等を診察した医師による届け出(発生届)を受理し、感染症サーベイランスシステムに届け出内容を入力することとなっている。

保健所における平成28年1月から12月までの、結核を除く感染症発生届受理状況は以下のとおりである。

| 分類 | 類型別疾病名 | 発生届 受理件数 |
|-------|--------------------------|-------------|
| 一類感染症 | _ | 0 |
| 二類感染症 | 中東呼吸器症候群 (検査の結果否定 1 件含む) | 1 |
| 三類感染症 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 7 |
| 四類感染症 | レジオネラ症 | 4 |
| | E型肝炎 | 1 |
| 五類感染症 | 梅毒 | 10 |
| | 侵襲性肺炎球菌感染症 | 6 |
| | 急性脳炎 | 3 |
| | 後天性免疫不全症候群 | 3 |
| | アメーバ赤痢 | 2 |
| | カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 | 2 |
| | クロイツフェルト・ヤコブ病 | 2 |
| | 麻疹(検査の結果否定2件含む) | 2 |
| | 風疹 (検査の結果否定 1 件含む) | 1 |
| | 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 | 1 |

(抜粋:平成28年度 枚方市保健所 年報)

保健所では、全数把握の対象となる感染症患者等を診察した医師による届け出 (発生届)を受理した場合、保健所内で決裁を行った後に、直ちに感染症サーベイ ランスシステムに届け出内容を入力し、医師からの発生届と決裁書をファイリング している。

発生届及び決裁書のファイルを閲覧したところ、実際に感染症サーベイランスシステムに登録した際の登録後のシステム画面の出力帳票がファイリングされていなかった。同様に、医師からの発生届により、システム登録された件について、後日の検査で感染症でないと判明した際には、感染症サーベイランスシステムにおいて取り消しを行うこととなっているが、一覧表上訂正線を引いて、取消とされているだけで、当該取消がシステムにおいてなされたかどうかの確認を行うことができなかった。

感染症の発生届のように、<u>システム登録自体が事務の目的である場合において</u>は、登録作業が完了していることを示す証憑として、登録後のシステム帳票を発生届と一緒にファイリングすべきである(意見番号 14)。

② 入院勧告通知書交付に関する回議書の公印日付について

| 主な事務内容 | 結核検診等の実施 |
|----------|----------------------------|
| 根拠法令 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市保健所結核検診事業実施要領 |
| ・マニュアル等 | 枚方市結核患者治療成績評価推進事業実施要領 |

国内最大の感染症である結核対策において保健所は中核的機関であり、枚方市では、結核患者の治療完遂を目的に服薬指導を軸とした患者支援、治療成績評価等を含む、包括的な結核対策の構築と推進をめざし、個別支援を重点に結核対策の構築に努めており、結核の予防及びまん延防止のため、接触者健康診断や結核定期健康診断予防接種を実施している。

保健所における平成 28 年度の接触者健康診断及び結核定期健康診断予防接種実施 状況は以下のとおりである。

【接触者健康診断実施状況】

| 区分 | | 家族 | 接触者 | 合計 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 対象数 (実数) | 83 | 279 | 362 | |
| 受診数 (実数) | | 77 | 233 | 310 |
| 受診率 (%) | | 92. 8 | 83. 5 | 85. 6 |
| 実施方法 (実数) | 保健所実施 | 65 | 92 | 157 |
| | 委託 | 6 | 115 | 121 |
| | その他 | 6 | 26 | 32 |
| ツベルクリン反応(延数) 保健所実施 | | 0 | 0 | 0 |
| | 委託 | 0 | 0 | 0 |
| IGRA 検査(延数) | 保健所実施 | 29 | 87 | 116 |
| | 委託 | 3 | 29 | 32 |
| 直接撮影(延数) | 保健所実施 | 91 | 140 | 231 |
| | 委託 | 9 | 48 | 57 |
| 発見患者 | 1 | 0 | 1 | |
| 潜在性結核感染症 | _ | 4 | 5 | 9 |

【管内結核定期健康診断予防接種実施状況】

| 項目 | | 事業者 | 学校長 | 施設の長 | 市町村長 | | 合計 |
|--------|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 尹未日 | | | 乳幼児 | その他 | |
| BCG接種数 | | | | | 2, 927 | 0 | 2, 927 |
| 間接撮影者数 | | 4, 972 | 7, 797 | 97 | | 0 | 12,866 |
| 直接撮影者数 | | 11, 719 | 602 | 1, 234 | _ | 19, 11 | 32, 672 |
| | | | | | | 7 | |
| 被発見 | 結核患者 | 0 | О | 0 | _ | 0 | О |
| 者数 | 結核患者の恐れのある者 | 0 | 0 | 0 | _ | 0 | 0 |

(抜粋:平成28年度 枚方市保健所 年報)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条において、保健所に感染症の診査に関する協議会を設置することとされており、枚方市でも感染症診査協議会が設置されている。

保健所は、一類、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染者への勧告を行うことができるが、その際には、感染症診査協議会の意見をうかがう必要があるとされている。

入院勧告通知書の交付に関する回議書を確認したところ、<u>結核患者の意見伺いの</u> 感染症診査協議会が平成28年7月28日に実施されているにも関わらず、回議書に は開催される前日の平成28年7月27日付け公印が押印されていた(結果番号7)。

確認したところ、回議書の決裁日付は平成28年7月28日であり、公印の日付が誤っているということであった。公印の日付は決裁日を示す重要な日付であることから、適切に実施する必要がある。

③ 感染症発生対応一覧の作成について

| 主な事務内容 | 感染症の発生動向調査、結核検診等の実施 |
|--------------------------|----------------------------|
| 根拠法令 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市文書取扱規程 |
| マニュアル等 | |

枚方市文書取扱規程第29条第6号において、完結文書の編集の際には文書索引目 次を付けることととされている。しかしながら、実地調査において保健予防課感染 症グループ文書を閲覧したところ、文書索引目次が作成されていないものも多く、 枚方市文書取扱規程の定めに反しているものが多く見られた。また、インデックス を貼付しているが連番になっておらず、当該ファイルに無いものが欠番なのか他に ファイルされているのかなどが判別できないもの、回議書ごとにあるべき資料があるべき場所にファイルされていないもの等が多く見られた。

実地調査の中で、文書管理について発見された事項について具体的に以下に記載する。

(感染症第3類発生届ファイル)

感染症の発生届については、類型ごとにファイルを作成し、届出順にファイリングを行っており、ファイルの表紙に感染症発生対応一覧表を作成し、届出状況を管理している。また、発生届が出された案件について、対応が完了した時点で結果報告書が所管グループ内で回覧されている。

第3類の感染症発生対応一覧を閲覧したところ、届出を行った案件の対応状況の 欄が設けられておらず、対応が完了しているのか、対応中であるのかが確認できな かった。

確認したところ、届出が行われている案件について、対応未了の案件は実際にはなかった。しかしながら、案件ごとの対応状況を一覧表で管理しない場合、未対応のものが放置される可能性がある。

発生した感染症については、対応が完了したものについては、一覧表上その旨が わかるように、届出一覧表に記載する形式とすべきである(意見番号 15)。

(結核患者の個人別ファイル)

結核患者が登録されてから、登録抹消されるまでの状況について、各人別に個人ファイルを作成しており、当該ファイルに登録票をはじめ、患者の経過を記した書類がファイリングされている。

各患者のファイルを閲覧していたところ、一部の患者において接触者検診一覧表がファイリングされていないものが発見された。理由を質問したところ、接触者健康診断検討会の資料のファイルに綴じられており、個人別ファイルには綴じられていないとのことであった。また、現状、個人別ファイルに何の資料を綴じるかについては、明確な定めはないとのことであった。

それぞれの結核患者に必要な資料が網羅的にそろっているかどうかの確認は、 別々にファイリングされた資料をそれぞれ確認していく必要があり、文書索引目次 を作っていない現状では、必要な資料の網羅性が確保されていない。

<u>結核患者の個人別ファイルの冒頭に、具備すべきファイルの一覧を記載し、必要な資料が網羅的にファイリングされていることを確認できるようにすべきである</u> (意見番号 16)。

④ 特定感染症の検査結果書類の保管期限について

| 主な事務内容 | HIV検査及びエイズに関する相談事業及び性感染症等の検査 |
|----------|------------------------------|
| 根拠法令 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 |
| ・マニュアル等 | 性感染症に関する特定感染症予防指針 |

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針及び性感染症に関する特定感染症予防指針に記載されているように、保健所等における検査・相談体制の充実が感染症の予防及びまん延の防止には重要とされている。これに基づき、保健所において性感染症の検査業務及び相談業務を実施している。

保健所における性感染症検査及び相談件数は、以下のとおりである。

【性感染症検査実施状況】

| | 検査数 | 陽性数 | 陽性率(%) | |
|-------|-----|-----|--------|--|
| HIV | 320 | 0 | 0 | |
| 梅毒 | 312 | 5 | 1. 6 | |
| クラミジア | 263 | 13 | 4. 9 | |

【HIV・エイズ相談件数(※HIV検査前後の相談は含まず)】

| 来所 | 8 |
|----|-----|
| 電話 | 98 |
| 合計 | 106 |

(抜粋:平成28年度 枚方市保健所 年報)

性感染症検査は、広く検査を受けてもらうため匿名で実施される。このため、検査実施時に検査結果の引換証を本人に渡し、検査結果が出たのちに、その引換証と引換に本人に検査結果を渡すこととなっている。検査結果は1週間後以降に渡すこととされており、多くの検査実施者は結果を取りに来るが、一部、取りに来ない検査実施者もいるとのことであった。

保健所では、当該検査結果の引換期限を設けていないため、取りに来ない検査実施者の検査結果について、中核市移行後に発生した未引換の検査結果については全て保管しているとのことである。

このように、検査結果の引換期限を設けていない場合は、永遠に保管義務が生じてしまうこととなり、管理上問題である。また、検査実施日から長期間が経過した検査結果の有効性にも疑問があることから、検査結果の引換期限を設けるべきである(意見番号17)。

⑤ 特定感染症に関する相談業務の記録について

| 主な事務内容 | HIV検査及びエイズに関する相談事業及び性感染症等の検査 |
|----------|------------------------------|
| 根拠法令 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針性感染症 |
| ・マニュアル等 | に関する特定感染症予防指針 |

前述のように、保健所は、性感染症検査業務に加え、性感染症に関する相談業務を実施しており、検査件数及び相談件数について月次で大阪府に報告している。当該報告は、公益財団法人エイズ予防財団が取りまとめを行い、エイズ動向委員会報告としてエイズ予防に役立てられている。

相談業務は、通常、性感染症の検査結果を通知する際に実施しており、その際に は、ヒアリングシートにメモを残すようにしている。

一方、性感染症の検査結果の通知時以外にも、来所して若しくは、電話で相談に 応じることもある。しかしながら、来所と電話での対応時は、相談者が個人的にメ モを残しているのみであり、記録すべき様式は定められておらず、根拠資料として 保管がされていなかった。

相談業務の件数は、大阪府への報告事項の一つされており、統計情報として利用されることから、<u>相談内容を記載する様式を保健所として共通で定め、相談業務の</u>根拠資料として保管すべきである(意見番号 18)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(児童福祉法施行規則に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|------------|
| 1 | 療育給付の申請受理・療育券の交付 | 第 10 条 |
| 2 | 指定療育機関の指定申請受理 | 第11条 |
| 3 | 指定療育機関の担当する結核の種別の変更の届出の受理、承認 | 第14条 |
| 4 | 指定療育機関の名称等の変更の届出の受理 | 第 15 条 |
| 5 | 指定療育機関の指定辞退の申出の受理 | 第16条 |
| 6 | 指定療育機関からの診療報酬請求の受理及び支払 | 第8条第1項、第3項 |
| | | 第 18 条 |

(注) 児童福祉法施行規則の条番号等である。

(児童福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|---|---|
| 1 | 結核にかかっている児童に対し指定療育機関に委託して入院・ 療育の給付 | 第20条第1項、第4項 |
| 2 | 国開設以外の指定療育機関の指定 | 第 20 条第 5 項 |
| 3 | 国以外の指定療育機関の指定の取消し | 第 20 条第 8 項 |
| 4 | 指定療育機関の診療内容等の審査及び診療報酬額の決定 | 第21条の3第1項 |
| 5 | 4の額の決定をするにあたっての審査委員会等からの意見聴取(意見の聴取に関し社会保険診療報酬支払基金等との契約締結) | 第21条の3第3項、自治 令第174条の49の2第3 項(自治令第174条の26 第2項を準用) |
| 6 | 指定療育機関に対する診療報酬の支払い事務を社会保険診療 報酬支払基金等に委託 | 第21条の3第4項 |
| 7 | 指定療育機関に対する報告請求、帳簿書類等の検査 | 第21条の4第1項 |
| 8 | 指定療育機関に対する診療報酬の支払の差し止め等 | 第21条の4第2項 |

⁽注) 児童福祉法の条番号等である。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 |
|----|---|---|
| 1 | 医師の届出及び厚生労働大臣への報告等 | 第12条第1項、第2項、 第3項、第4項、第5項、 第6項 |
| 2 | 獣医師の届出及び報告等 | 第13条第1項、第2項、 第3項、第4項、第5項 |
| 3 | 結核の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定 | 第14条第1項 |
| 4 | 五類感染症の患者の診断の届出等の受理及び厚生労働大臣への報告 | 第14条第2項、第3項 |
| 5 | 指定届出機関(結核)の指定の取消し | 第 14 条第 5 項 |
| 6 | 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査並びに調査結果の厚 生労働大臣への報告 | 第15条第1項、第5項、 第6項 |
| 7 | 検疫所長との連携、厚生労働大臣への報告 | 第15条の2第1項、第2項 |
| 8 | 新型インフルエンザ等感染症に関する検疫所長との連携、質問・調査の実施、厚生労働大臣への報告 | 第15条の3第1項、第2 項、第3項 |
| 9 | 情報の公表 | 第16条第1項 |
| 10 | 協力の要請 | 第 16 条の 2 |
| 11 | 健康診断の勧告及び実施 | 第17条第1項、第2項、 第3項、第4項 |
| 12 | 就労制限 | 第18条第1項、第3項、 第4項、第5項、第6項 |
| 13 | 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等 | 第19条第1項、第2項、 第3項、第5項、第7項、 第20条第1項、第2項、 第3項、第4項、第5項、 第6項、第8項 |
| 14 | 移送 | 第 21 条 |

| 15 | 退院 | 第22条第1項、第2項、 第3項、第4項 |
|----|---|--|
| 16 | 入院に係る書面による通知 | 第 23 条(第 17 条第 3 項、 第 4 項を準用) |
| 17 | 感染症の診査に関する協議会の設置及び設置の特例 | 第24条第1項、第2項 |
| 18 | 感染症の診査に関する協議会の委員の任命 | 第 24 条第 5 項 |
| 19 | 入院患者からの苦情への対応 | 第24条の2第1項、第3項 |
| 20 | 入院に係る審査請求の厚生労働大臣への移送及びその旨の審 査請求人への通知 | 第25条第4項 |
| 21 | 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者に関する事項 | 第 26 条(第 19 条~23 条、 第 24 条の 2、第 25 条準用) |
| 22 | 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 | 第27条第1項第2項 |
| 23 | ねずみ族、昆虫等の駆除 | 第28条第1項第2項 |
| 24 | 物件に係る措置 | 第29条第1項第2項 |
| 25 | 死体の移動制限等 | 第30条第1項第2項 |
| 26 | 生活の用に供される水の使用制限等 | 第31条第1項第2項 |
| 27 | 建物に係る立入の制限又は禁止の措置 | 第32条第1項第2項 |
| 28 | 交通の制限又は遮断 | 第 33 条 |
| 29 | 22~28 の措置実施のための質問及び調査 | 第 35 条第 1 項 |
| 30 | 消毒等に係る書面による通知 | 第36条第1項、第2項、第3項 |
| 31 | 入院患者の医療 | 第37条第1項、第2項、 第3項 |
| 32 | 結核患者の医療 | 第37条の2第1項、第2 項、第3項 |
| 33 | 感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し | 第38条第2項、第7項、 第8項、第9項 |
| 34 | 他の法律による医療に関する給付との調整 | 第39条第1項、第3項 |
| 35 | 診療報酬の請求、支払 | 第40条第1項、第2項、 第6項 |
| 36 | 感染症指定医療機関からの診療報酬の審査 | 第40条第3項、第5項 |
| 37 | 緊急時等の医療に係る特例 | 第42条第1項、第2項 |
| 38 | 感染症指定医療機関に対する報告の請求等 | 第43条第1項、第2項 |
| 39 | 新型インフルエンザ等感染症の感染を防止するための協力 | 第44条の3第1項、第2 項、第4項、第5項 |
| 40 | 新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告 | 第44条の5第1項 |
| 41 | 新感染症に係る健康診断 | 第 45 条第 1 項、第 2 項、 第 3 項 |
| 42 | 新感染症の所見がある者の入院の勧告等 | 第46条第1項、第2項、 第3項、第4項、第5項、 第7項 |
| 43 | 新感染症の所見がある者の移送 | 第 47 条 |
| 44 | 新感染症の所見がある者の退院 | 第48条第1項、第2項、 第3項、第4項 |

| 45 | 新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知 | 第 49 条 |
|----|--|-----------------------|
| 46 | 都道府県知事に対する苦情の申出 | 第 49 条の 2 |
| 47 | 新感染症に係る消毒その他の措置 (27~33 条、35 条、36 条を 準用) | 第50条第1項、第3項、 第4項 |
| 48 | 新感染症の感染を防止するための協力 | 第50条の2第1項、第2 項、第4項 |
| 49 | 厚生労働大臣の技術的指導及び助言 | 第 51 条第 1 項 |
| 50 | 新感染症に係る経過の報告 | 第 52 条第 1 項 |
| 51 | 事業者、学校、施設の長に対する定期健康診断の指示(結核) | 第53条の2第2項 |
| 52 | 結核に係る定期健康診断の通報又は報告 | 第53条の7第1項、第2項 |
| 53 | 他の行政機関との協議 | 第53条の8第1項第2項 |
| 54 | 結核患者の届出の通知 | 第 53 条の 10 |
| 55 | 病院管理者の届出 | 第53条の11第1項第2項 |
| 56 | 結核登録票の作成 | 第53条の12第1項 |
| 57 | 結核登録票に登録されている者の精密検査の実施 | 第 53 条の 13 |
| 58 | 結核登録票に登録されている者の訪問指導の実施 | 第 53 条の 14 |
| 59 | 検査に基づく措置 | 第56条第1項、第2項 |
| 60 | 厚生労働大臣からの職員の派遣等の協力の要請の受理 | 第56条の38第7項 |
| 61 | 都道府県の支弁すべき費用 | 第 58 条 |
| 62 | 都道府県の負担 | 第 59 条 |
| 63 | 結核の定期健康診断費用等に対する都道府県の補助 | 第 60 条第 1 項 |
| 64 | 第一種、第二種感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費 用の補助 (結核) | 第60条第2項 |
| 65 | 国庫負担の受領 | 第61条第2項、第3項 |
| 66 | 国庫補助の受領 | 第 62 条第 1 項 |
| 67 | 国庫補助の受領(結核) | 第62条第2項 |
| 68 | 費用の徴収 | 第63条第4項 |
| | | |

⁽注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の条番号等である。

(検疫法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 |
|----|--|-------------|
| 1 | 検疫所長からの健康状態異常者への指示事項の通知の受理 | 第18条第3項 |
| 2 | 第 18 条第 4 項の規定により報告された事項についての検疫所 長からの通知の受理 | 第 18 条第 5 項 |
| 3 | 外国発航した等の船舶等から渡航中に人を乗り移らせる等を した船舶又は航空機が、特例的に国内に入港、着陸した場合、 その船舶又は航空機の長からの検疫感染症患者の有無等の通 報の受理 | 第 22 条第 2 項 |

| 4 | 第22条2項の通報があった船舶及び航空機について、検査、消毒その他検疫感染症患の予防上必要な措置の実施 | 第 22 条第 3 項 |
|----|---|-------------|
| 5 | 第 22 条 2 項の通報があった船舶及び航空機が緊急やむ得ない と認められる場合、上陸、物を陸揚すること等の許可 | 第 22 条第 4 項 |
| 6 | 第 22 条第 2 項の通報があった船舶又は航空機について、入港等の禁止や交通等の制限の適用を除外するための、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがない旨の確認 | 第 22 条第 5 項 |
| 7 | 緊急避難のため入港した船舶等について、やむ得ない理由により港外に退去、離陸させることができないときで、検疫所がないときの、船舶等の長から検疫感染症患者の有無等の通報の受理 | 第 23 条第 2 項 |
| 8 | 第23条第2項の通報があった船舶又は航空機について、検査、 消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置の実施 | 第 23 条第 3 項 |
| 9 | 第 23 条第 2 項の通報があった船舶及び航空機が緊急やむ得ないと認められる場合、上陸、物を陸揚すること等の許可 | 第 23 条第 4 項 |
| 10 | 第 23 条第 2 項の通報があった船舶又は航空機について、入港等の禁止や交通等の制限の適用を除外するための、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがない旨の確認 | 第 23 条第 5 項 |
| 11 | 国内の港以外の海岸において航行不能となった船舶等に対す る第23条第2項から第5項までの措置 | 第23条第6項 |
| 12 | 第 23 条第2項の船舶又は航空機について、検疫済証又は仮検 疫済証の交付を受けていない船舶等の長による検疫感染症の 患者の有無の届出の受理 | 第23条第7項 |
| 13 | 船舶等に乗ってきた者等が指定感染症の病原体を保有してい ることが明らかになった場合の検疫所長からの通知の受理 | 第 26 条の 3 |
| 14 | 検疫感染症の流行のおそれがある場合等に検疫所長がとった 措置の通報の受理 | 第 27 条第 3 項 |
| 15 | 第22条第3項又は第23条第3項の規定による措置に対する実 費の徴収及び徴収の判断 | 第 32 条第 3 項 |
| 16 | 保健所長の措置に対する費用の支弁及び国庫金の受入 | 第 33 条 |
| - | | |

⁽注) 検疫法の条番号等である。

(7) 保健所 保健予防課 精神保健グループ

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 精神保健及び精 | 23 | 社会適応訓練に関する事務 | 有 | 0 | 0 |
| 神障害者福祉に | | 精神保健及び精神障害者福祉 | + | 0 | 0.700.500 |
| 関する法律に基 | | に関する相談指導等(①) | 有 | 0 | 2, 786, 586 |
| づく事務 | | 一般からの診察及び保護の申 | + | | |
| | | 請の経由 | 有 | 0 | 0 |
| | | こころの健康づくり及び精神 | | | |
| | | 障害に関する知識の普及啓発 | 有 | 0 | 242, 707 |
| | | (①、②) | | | |
| | | 精神科病院実施指導 | 有 | 761, 652 | 30, 800 |
| | | 措置診療の立会業務 | 有 | 21, 052 | 419, 521 |
| 酒に酔って公衆 | 2 | 警察官からの通報の受理 | | | |
| に迷惑をかける | | | | | |
| 行為の防止等に | | | 有 | 0 | 0 |
| 関する法律に基 | | | | | |
| づく事務 | | | | | |
| 移譲事務項目計 | 25 | | | | |

表中の①、②は該当する事務で検出された課題事項の番号である。なお、③は精神保健グループの業務全般に係る課題事項である。

① 嘱託医師の日当の単価について

| 主な事務内容 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等 |
|----------|----------------------------|
| | こころの健康づくり及び精神障害に関する知識の普及啓発 |
| 根拠法令 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 |
| ・マニュアル等 | |

所管部署は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行なっており、主な業務として精神障害者に関する相談業務や精神障害者等のこころの病に関する理解、知識を広めるための啓発活動を実施している。

所管部署では、精神病患者に対して診断・相談を行う精神保健相談・訪問事業として精神科医による相談業務を毎月定期的に行っており、枚方市近郊の開業医又は勤務 医に年間を通して依頼している。当該業務には、9名の医師が隔月又は毎月保健所で 1日あたり2時間程度の相談業務を行っており、相談業務を行った嘱託医に対して1 日あたり一律の報償金を支払っている。

他方、アルコール依存症患者や精神病患者の本人や家族に対して支援・普及啓発を行う当事者・家族・ピアサポーター支援事業においては、精神障害者やその家族を対象とした講演を精神科医や精神障害者本人に依頼しており、講師に対し講演1時間あたりの単価で算定した報償金を支払っている。しかし、いずれの単価も規程等で明文化されたものはなく、大阪府から事務の移譲を受けた際に近隣の市の状況をふまえて採用した単価であるとのことであった。

報償金の単価について、明文化されたルールがなく、事務の移譲を受けて以降に報償金の額の妥当性について検討等をしたことが全くないという点は問題である。また、精神科医に限定すると、面談・相談業務の時間単価と、当事者・家族・ピアサポーター事業における講演会の時間単価が異なっており、この単価の不整合について所管部署からの合理的な説明はなかった。この点について監査人は、報償金算定の対象となる業務の内容、講演時間の範囲や資格に対する単価について、統一の基準を定めることが必要であると考えた。

以上の指摘に対し、所管部署からは報償金は報酬と異なり、講演会の規模等を含め 講師と調整し決定するものであり、その性質から統一の報償基準を決定することは運 用上難しく、また、講演会についての時間単価については、あくまでも目安として採 用しているものであるとの回答があった。

所管部署では、報償金について統一基準を決定することが運用上難しいとのことであるが、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、 依頼の都度、単価を決定する明確な決裁処理を行う必要がある(意見番号19)。

② 講演会を実施した際の謝礼の時間について

| 主な事務内容 | こころの健康づくり及び精神障害に関する知識の普及啓発 |
|--------------------------|----------------------------|
| 根拠法令 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 |
| マニュアル等 | |

①で記載したように、当事者・家族・ピアサポーター支援事業で実施している講演会等について、外部に講師を依頼した場合には、講師に対し、1時間あたりの単価に3時間という時間数を乗じて謝礼の金額を算出し、支払っている。

しかし、実際の講演は1.5時間しか行われておらず、支払の際に乗じた3時間という時間数について明確な根拠は不明であった。担当者にヒアリングしたところ、慣例として打ち合わせや移動時間を含む拘束時間を3時間としているとの説明を受けたが、根拠となる証跡は何も残されていなかった。実際の支払額としては、3時間分が支払われており、支払額のうちの半分の金額の支払根拠が不明ということになる。

監査人は、時間単価で報酬を設定しているのであれば、本来は講演時間のみを支払の対象となる時間とすべきであるし、仮に拘束時間に対して単価を乗じるのであれば、支払の対象となった3時間について、その内訳と作業等の記録を残し、根拠を明確にする必要があると考えた。

以上の指摘に対し、所管部署からは拘束時間については、交通移動時間は含めておらず、講演前の担当者との打ち合わせ時間、講演時間、講演後の質疑応答等対応時間について、報償金を決定する際の目安として計算したものであるとの回答であった。また、報償金は報酬と異なり、講演会の規模等を含め講師と調整し決定するものであり、その性質から統一の報償基準を決定することは運用上難しいとの回答があった。

仮に拘束時間に対して単価を乗じるのであれば、その都度時間を記録し、決裁することが必要である。また、講演会の報償金について、報償金算定の対象となる講演時間の範囲や資格に対する単価の統一基準を決定することが運用上難しいとのことであるが、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、作業時間を申告させ、決裁する必要がある(結果番号8)。

③ 文書ファイルの保管について

枚方市文書取扱規程第29条第6号において、完結文書の編集の際には文書索引目次を付けることとされている。しかしながら、実地調査において所管部署で保管されている文書を閲覧したところ、文書索引目次が作成されていないものも多く、枚方市文書取扱規程の定めに反しているものが多く見られた。また、インデックスを貼付しているが連番になっておらず、番号の無いものが欠番なのか他にファイルされているのかなどが判別できないもの、回議書毎にあるべき資料があるべき場所にファイルされていないもの等が多く見られた。

実地調査の中で、文書管理について発見された事項について、以下に具体的に記載する。

- ア 目次として使用している文書索引について、文書索引の番号が欠番のものがあった。原因を確かめた結果、大量発生文書用の文書索引の打ち出し漏れであった。 文書発生目次(大量発生文書用)とは同一の文書 No. で複数枚数ある場合に使用するものである。
- イ 欠番となっている No. があったが、当該 No. が欠番となっていることが文書索引に 明示されていなかった。
- ウ 文書の中に決裁日付が異なる書類が二つ存在していた。
- エ 文書ファイルのファイリング順が番号順になっていなかった。
- オ 文書に関してインデックスがなく、文書の所在が不明のものがあった。
- カ 平成28年に開催された講演会に関して、設備使用許可書が添付されていなかった。また、本来廃棄すべき出席予約者名簿が添付されていた。
- キ 平成29年に開催された講演会に関して、本来廃棄すべき出席予約者名簿が添付されていた。

これらの原因について、所管部署にヒアリングで確かめたところ、文書のファイリングや文書索引の作成に関するルールはなく、文書ファイルごとの担当者も設けていないとのことであった。その結果、文書作成者が各々勝手に綴じていくこととなり、文書索引の作り方や書類の綴じ方が、不統一になっている。

このような事態を防ぐために、月1回程度ファイルの整理を行う、文書の No. の付け方を統一する等、文書管理のルールを定めるとともに、文書ファイルの編纂担当者を定め(意見番号 20)、責任を持って文書を管理しなければならない。

なお、実地調査で指摘した文書の不備については、実地調査後に当該課で適切な処理を行ったとのことであった。

【引継書に記載された事務の一覧】

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---|-------------|
| 1 | 一般からの診察及び保護の申請の経由 | 第23条第2項 |
| 2 | 警察官からの通報の経由 | 第 24 条 |
| 3 | 入院中の精神障害者からの退院の申し出に関する精神科病院の 管理者からの届出の経由 | 第 26 条の 2 |
| 4 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報の経由 | 第 26 条の 3 |
| 5 | 指定の診察にかかる立会 | 第27条第3項 |
| 6 | 指定病院管理者等からの入院措置解除の届出の経由 | 第 29 条の 5 |
| 7 | 医療保護入院者の入院の届出の経由 | 第 33 条第 7 項 |
| 8 | 特定医師による医療保護入院者の入院届出の経由 | 第 33 条第 7 項 |

| 9 | 医療保護入院者の退院届の経由 | 第 33 条の 2 |
|---------|--|-----------------------------------|
| 10 | 応急入院者の入院の届出の経由 | 第33条の4第5項 |
| 11 | 特定医師による応急入院者の入院届出の経由 | 第33条の4第5項 |
| 12 | 措置入院者を入院させている指定病院等の管理者から定期報告の経由 | 第38条の2第1項 |
| 13 | 医療保護入院者の定期病状報告の経由 | 第38条の2第2項 |
| 14 | 精神科病院の管理者に対する報告徴収、立入検査等(①の診察については、法29条第1項の規定により入院させた者についての診察を除く) | 第38条の6第1項、第2 項、第3項 |
| 15 | 精神科病院の管理者に対する改善計画の提出、変更要求、その他 必要な措置をとるべきことの命令等 | 第38条の7第1項、第2 項、第3項、第4項、第 5項 |
| 16 | 精神障害についての正しい知識の普及 | 第 46 条 |
| 17 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導 | 第 47 条第 1 項 |
| 18 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談に当たる医師の指定 | 第 47 条第 1 項 |
| 19 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導に当たる医療施 設の紹介 | 第 47 条第 2 項 |
| 20 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導における福祉事 務所等の関係機関との連携 | 第 47 条第 3 項 |
| 21 | 精神保健福祉相談員の配置 | 第 48 条第 1 項 |
| 22 | 精神保健福祉相談員の任命 | 第48条第2項 |
| 23 | 社会適応訓練に関する事務 | 平成 23 年 10 月 20 日障発 1020 第 3 号 |
| ()()-) | 1 - 00 沙特加伊姆亚尔特加萨中老短别河里是了沙特の名立亚日然 | スキフ ナト のりは活知の |

⁽注) $1\sim$ 22 は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条文番号等である。また、23 は通知の番号である。

(酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|----------------------------------|-----------|
| 1 | 酩酊者がアルコールの慢性中毒者の場合の警察官からの通報の受理 | 第7条 |
| 2 | 法第7条の通報に係る者に対し、医師の診察を受けるように勧めること | 第8条 |

⁽注) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の条番号等である。

(8) 保健所 保健予防課 難病グループ

【移譲された事務の一覧表】

| I D BX C NOTC F | 1/4 | 90 XX | | | | |
|-----------------|-----|----------------|-----------|--------------|--------------|--|
| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) | |
| 児童福祉法に基 | 4 | 小児慢性特定疾病医療費支給 | + | 200,000 | 0.000.700 | |
| づく事務 | | 認定事務(①) | 有 | 603, 000 | 3, 666, 796 | |
| 肝炎治療医療費 | 1 | 肝炎治療医療費の援助申請の | | | | |
| 助成に関する事 | | 受理事務 | 有 | 240, 900 | (人件費のみ) | |
| 務 | | | | | | |
| 感染症の予防及 | 1 | ウイルス性肝炎患者等の重病 | | | | |
| び感染症の患者 | | 化予防推進事業(肝炎ウイルス | | | | |
| に対する医療に | | 検査事業) | 有 | 52, 000 | 62, 739 | |
| 関する法律に基 | | | | | | |
| づく事務 | | | | | | |
| 原子爆弾被爆者 | 51 | 被爆者健康手帳交付申請の経由 | | | | |
| に対する援護に | | | 有 | 58, 585 | 58, 585 | |
| 関する事務 | | | | | | |
| 特定疾患医療費 | 1 | 特定疾患医療費の援助申請の | | | | |
| 助成に関する事 | | 受理事務 | 有 | 3, 642, 740 | 4, 476, 381 | |
| 務 | | | | | | |
| 難病等に関する | 1 | 難病患者地域支援対策推進事 | 有 | 217, 860 | 217, 860 | |
| 事務 | | 業 (②) | 作 | 211, 800 | 217, 800 | |
| 母子保健法に基 | 1 | 特定不妊治療費支援申請に関 | 有 | 694, 500 | 769, 583 | |
| づく事務 | | する事務(③) | 作 | 094, 500 | 109, 585 | |
| 移譲事務項目計 | 60 | | | | | |

表中の①~③は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 小児慢性特定疾病審査会の出席について

| 主な事務内容 | 協議会の設置、意見聴取 |
|--------------------------|------------------|
| 根拠法令 | 児童福祉法 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市小児慢性特定疾病審査会条例 |
| マニュアル等 | 枚方市附属機関条例 |

小児慢性特定疾病審査会は、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費支給認定 事業を適正に実施するために設置されており、小児慢性特定疾病医療費支給認定にあ たり、小児慢性特定疾病の状態が国の定める基準に該当しているか委員である医師が 審査を行っている。

枚方市附属機関条例第5条第2項では、小児慢性特定疾病審査会は委員の2分の1 以上が出席しなければ開催することはできないと規定されている。また、同条3項に おいて、会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する ところによると規定されている。

小児慢性特定疾病審査会は、毎月開催されており、平成28年度に開催された審査会全12回の議事録を閲覧し、委員の出席状況を確かめたところ、全ての審査会において半数以上の委員が出席しており、会議は有効に成立しているものの、年間の出席率が50%に満たない委員がいるなど、偏りが見られるため、今後は、より多くの委員の出席が可能な日程で審査会を開催すべきである(意見番号21)。

なお、平成 29 年度からは、昨年度の出席状況を踏まえ、可能な限り全委員が出席できる日程を設定しているとのことであった。そのため、医師という職責から緊急に欠席となる場合はやむを得ないものの、出席状況については改善されているとのことである。

② 講演会及び訪問相談・指導事業の報償基準について

| 主な事務内容 | 難病患者地域支援対策推進事業 |
|----------|-----------------------------|
| 根拠法令 | 平成10年4月9日健医発第653号(通知番号) |
| 条例・規則・要綱 | 難病特別対策推進事業実施要綱 |
| | 大阪府保健所における難病対策事業ガイドライン・難病患者 |
| ・マニュアル等 | 支援マニュアル |

難病特別対策推進事業は、難病の患者に対する受入病院の確保を図るとともに、在宅療養支援、難病指定医等の研修及び指定難病審査会の運営等を行うことにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るとともに、難病の患者及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう環境を整えることを目的とした事業である。

所管部署では、当該事業の一環として、病気についての理解を深め、療養生活に役立てていただくために、難病医療講演会を実施している。

難病医療講演会に対する講師報償金の現状の取扱いは、講師に対して事前の打ち合わせや後片付けを含む会場での拘束時間に単価を乗じて報償金額が算定されており、 当該単価は大阪府の研修講師謝礼基準を参考にしている。 大阪府の研修講師謝礼基準には、講演1時間あたりの報償金単価が定められており、 所管部署では講演時間にその他の拘束時間も合計して当該基準の講演1時間あたり の単価にて講師報償金を算定している。

一方、訪問相談・指導事業に対する相談員の報償金の現状の取扱いは、相談・指導 1回あたりの単価を医師、理学療法士、言語聴覚士、栄養士毎に決めているが、当該 単価についての明確な基準はない。

監査人は、難病医療講演会に対する講師報償金及び訪問相談・指導事業に対する相談員の報償金について、報償金算定の対象となる講演時間の範囲や資格に対する単価の統一の基準を定める必要があると考えた。

当該指摘に対して、所管部署からは「報償金は報酬と異なり、講演会の規模等も含め講師と調整し決定するものであり、その性質から統一の報償基準を決定することは 運用上難しい。報償金額については、大阪府の単価基準をあくまでも目安として講師 と調整し、決定している。」との回答があった。

所管部署では、報償金について統一基準を決定することが運用上難しいとのことであるが、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定する明確な決裁処理を行う必要がある(意見番号 22)。

③ 枚方市特定不妊治療費用補助金の申請時の確認

| 主な事務内容 | 特定不妊治療費支援申請に関する事務 |
|--------------------------|--------------------|
| 根拠法令 | 母子保健法に基づく事務 |
| 条例・規則・要綱 | 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 |
| マニュアル等 | 特定不妊治療費用補助金交付要綱 |

枚方市では、子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療(体外受精 又は顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又極めて少ないと医師 に診断され、かつ、夫婦合算の所得が730万円未満である法律上の夫婦に対して、指 定医療機関で特定不妊治療に要した費用の一部を補助する制度として、特定不妊治療 費用補助金交付事業を行っており、特定不妊治療費用補助金を受けるためには、交付 申請書の提出が必要となっている。

枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書は、他の自治体での本補助事業の受給状況を記載する様式となっている。枚方市特定不妊治療費用補助金交付要綱第5条では、この要綱による補助と同種の他の地方公共団体の補助は、この要綱による補助とみなすと規定されている。しかしながら、当該申請書の他の自治体での本補助事業の受給状況に申請者が枚方市以外の受給を「なし」と記載している場合は、所管部署では初回申請者に対して特段の問い合わせを行わず、申請者の自己申告のみで判定している。

枚方市特定不妊治療費用補助金は、治療ステージなどによって金額が異なるが、初

回の補助金の最大上限額は30万円であり、2回目以降の最大上限額は15万、また受給回数については、初回助成の治療開始日が40歳未満であれば6回まで、40歳以上は3回までである。しかしながら、過去に他の自治体で同種の補助金を受給した場合にはその回数もカウントされるため、他の自治体での受給を確認しなければ、補助金の過大支給を招く可能性がある。

<u>枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書には、</u>申請者は本申請書記載の「他の自治体での特定不妊治療費用補助金の受給の状況」について、補助金交付の適性を判断するために必要な場合は、枚方市が他の自治体へ照会することについて<u>同意するとの</u>記載があることから、初回申請者については転入前の自治体での受給回数を確認する必要がある(結果番号 9)。

また、枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書の受領時に利用する、<u>特定不妊治療申請チェックリストについて、</u>個別項目のチェックが付されないまま、大項目のチェックが付されているものがあるため、<u>申請内容が問題ないかを確認するためにも</u>個別項目についても網羅的にチェックを付す必要がある(意見番号 23)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(児童福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---|------------------------------------|
| 1 | 申請・届の受理、受診券・手帳の交付・指導、台帳の整備、登録 管理 | 平成 17 年 2 月 21 日雇児発 第 0221001 号 |
| 2 | 協議会の設置、意見聴取 | 平成 10 年 10 月 9 日児母第 69 号 |
| 3 | 医療機関の選定及び委託 | 昭和 52 年 10 月 1 日児発第 641 号 |
| 4 | 補助金 (日常生活用具等事業費を含む) 交付の申請、事業実績の 報告、補助金調書の作成および保管 | 平成 23 年 4 月 19 日発老 0419 第 1 号 |

⁽注)通知番号である。なお、平成27年1月の改正により、現在は児童福祉法に明記されている。

(肝炎治療医療費助成に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-------------------|-----------|
| 1 | 肝炎治療医療費の援助申請の受理事務 | 第5条第1項 |

⁽注) 大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則である。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------|--|
| 1 | 特定感染症検査等事業 | 平成 14 年 3 月 27 日健発 第 0327012 号厚生労働省 健康局長通知 |

⁽注) 通知番号である。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 |
|----|--|--|
| 1 | 被爆者健康手帳の交付 | 第2条第3項 |
| 2 | 認定疾病医療機関の指定申請、辞退、変更届出の経由 | 第11条、第12条、第13条 |
| 3 | 一般疾病医療機関の指定申請、辞退、変更届出の経由 | 第 15 条、第 16 条(第 12 条、第 13 条準用) |
| 4 | 手帳の再交付 | 第6条 |
| 5 | 被爆者健康手帳の交付申請の経由 | 第1条 |
| 6 | 居住地変更届の経由・記載事項の訂正 | 第4条、第35条、第36条 (第46条、第50条、第 54条、第63条での準用含 む)、第67条、第68条 |
| 7 | 氏名等変更届の経由・記載事項の訂正 | 第7条 |
| 8 | 被爆者健康手帳の再交付申請の経由 | 第7条の2第1項 |
| 9 | 死亡による被爆者健康手帳の返還の経由 | 第8条 |
| 10 | 健康診断の実施 | 第9条第1項 |
| 11 | 認定申請の経由 | 第12条 |
| 12 | 一般疾病医療費支給申請の経由 | 第 26 条第 1 項 |
| 13 | 一部負担金に相当する額の支払請求の経由 | 第 27 条 |
| 14 | 医療特別手当認定申請書の経由 | 第 29 条第 1 項 |
| 15 | 医療特別手当健康状況届の経由 | 第 32 条第 1 項 |
| 16 | 医療特別手当証書の再交付申請の経由 | 第 37 条第 1 項 |
| 17 | 再交付申請後に発見した医療特別手当証書の返納の経由 | 第 37 条第 3 項 |
| 18 | 医療特別手当受給権者の失権届の経由 | 第 39 条 |
| 19 | 医療特別手当受給権者の死亡届の経由 | 第 41 条 |
| 20 | 医療特別手当受給権者の現況届の経由 | 第41条の2第1項 |
| 21 | 特別手当認定申請書の経由 | 第 44 条第 1 項 |
| 22 | 原子爆弾小頭症手当認定申請の経由 | 第 48 条第 1 項 |
| 23 | 原子爆弾小頭症手当証書の再交付申請の経由(第37条第1項準用) | 第 50 条 |
| 24 | 健康管理手当認定申請書の経由 | 第 52 条第 1 項 |
| 25 | 健康管理手当証書の再交付申請の経由(第37条第1項準用) | 第 54 条 |
| 26 | 健康管理手当受給権者の失権届の経由(第39条準用) | 第 54 条 |
| 27 | 保健手当認定申請書の経由 | 第 56 条第 1 項 |
| 28 | 保健手当額改定申請書の経由 | 第 58 条第 1 項 |
| 29 | 保健手当受給権者からの法第28条第3項各号に該当しなくなった場合の届書の経由 | 第 59 条第 1 項 |
| 30 | 前項の届書に添えて提出された保健手当証書への所要事項の記載 | 第59条第2項 |

| 31 | 保健手当現況届の経由 | 第 60 条第 1 項 |
|----|--|-------------------------------|
| 32 | 保健手当証書の再交付申請の経由 (第37条第1項準用) | 第 63 条 |
| 33 | 介護手当支給申請の経由 | 第 65 条第 1 項 |
| 34 | 介護手当継続支給申請書の経由 | 第65条第2項 |
| 35 | 介護手当継続支給対象者の非該当届の経由 | 第 69 条 |
| 36 | 葬祭料支給申請書の経由 | 第71条第1項 |
| 37 | 申請書等を作成できない特別の事情の認定及び口頭陳述による申請の経由 | 第77条 |
| 38 | 健康診断受診者証交付申請の経由 | 附則第2条第2項 |
| 39 | 健康診断受診者証の交付の経由 | 附則第2条第4項 |
| 40 | 国内への居住地変更届出の経由 | 附則第4条の3第1項 |
| 41 | 国内に居住する被爆者の氏名等の変更届の経由、健康診断受診者 証の記載事項の訂正及び受診者証の被爆者への返還(規則第7条 第1項・第3項準用) | 附則第5条 |
| 42 | 健康診断受診者証の再交付申請の経由 (規則第7条の2第1項準用) | 附則第5条 |
| 43 | 死亡による健康診断受診者証の返還の経由(規則第8条準用) | 附則第5条 |
| 44 | 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請の経由 | |
| 45 | 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証記載事項変更届の経由 | |
| 46 | 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証再交付申請の経由 | 大阪府原子爆弾被爆者介 護保険等助成事業実施要 |
| 47 | 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の返還の経由 | 領 |
| 48 | 介護保険利用助成金支給申請の経由 | |
| 49 | 老人ホーム利用助成金支給申請の経由 | |
| 50 | 被爆二世健康診断の申込の経由 | 被爆二世健康診断調査事 業実施要綱 |
| 51 | 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による健康管理 手当支給のための証明に関する民生委員の協力依頼事務 | 昭和 43 年 11 月 5 日社庶 第 526 号 |

⁽注) 1~3番は原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の条番号等、4番は原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令の条番号等、5~43番は原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則の条番号等(附則と記載のあるものは当該法律施行規則の附則)、44~50番は府単独事務であり要綱を記載、51番は通知番号である。

(特定疾患医療費助成に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-------------------|-----------|
| 1 | 特定疾患医療費の援助申請の受理事務 | 第5条第1項 |

⁽注) 大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則である。

(難病等に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|----------------|-------------------------------|
| 1 | 難病患者地域支援対策推進事業 | 平成 10 年 4 月 9 日健医発 第 653 号 |

⁽注) 通知番号である。

(母子保健法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|------------------------------------|
| 1 | 特定不妊治療費助成申請に関する事務、特定不妊治療費助成事 | 平成 21 年 3 月 5 日付 20 文科初第 1279 号 |
| | 業指定医療機関の指定、変更事項届出書、実績報告書の受理 | 雇児発第 0305005 号 |

(注) 通知番号である。

(9) 保健所 保健予防課共通

保健予防課について、実地調査時に文書を閲覧した際、以下の事項が判明した。

① 回議書を利用しない決裁方法について

| 主な事務内容 | 保健予防課全グループに係る簡易決裁 |
|----------|-------------------|
| 根拠法令 | |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市文書取扱規程 |
| ・マニュアル等 | |

枚方市では、文書の取扱いについて、枚方市文書取扱規程において定めており、 枚方市で作成している公文書は当該規程にしたがって作成される。当該規程に回議 の方法について以下のように定められている。

第14条 起案は、規則、訓令等に別の定めがあるものを除くほか、回議書(様式第9号)を用いて行わなければならない。ただし、定例又は軽易な事案の処理に係るものにあっては、当該文書の余白を利用して行うことができる。

(抜粋: 枚方市文書取扱規程)

このうち、第14条のただし書き以下の回議書を利用しない決裁について、定例的な決裁等で枚方市の実務において数多く行っている。

しかし、保健予防課においては枚方市文書取扱規程に定める「文書の余白を利用 して」いないものが多く見られた。

当該決裁方法は「文書の余白を利用して」と規定している枚方市文書取扱規程の 定めに反している。そのため、<u>枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用した</u> 方法により、決裁を行う必要がある(結果番号 10)。

(10) 保健所 保健センター

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 児童福祉法に基 | 3 | 身体障害児及び長期療養児等 | 有 | 571, 000 | 749, 730 |
| づく事務 | | 療育指導(①) | | | |
| 母子保健に関す | 2 | 全大阪よい歯のコンクール大 | | | |
| る事務 | | 会の運営 (②) | 有 | 0 | 440, 000 |
| | | | | | |
| 移譲事務項目計 | 5 | | | | |

表中の①、②は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 医師等への報償金の単価について

| 主な事務内容 | 身体障害児及び長期療養児等療育指導 | |
|--------------------------|-------------------------------|--|
| 根拠法令 | 児童福祉法に基づく事務 | |
| 条例・規則・要綱 | 平成 28 年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負 | |
| マニュアル等 | 担金交付要綱 | |
| | 療育相談実施マニュアル | |

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条第1項において「保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。」と規定されており、同条第2項において、「保健所長は、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行うことができる。」と規定されている。

枚方市の保健センターでは、同条に基づき、身体障害児及び長期療養児等療育指導事業として、身体障害児及び長期療養児等に対し、各分野の専門医による相談を 実施している。

この相談を実施した医師及び歯科医師に対しては、報償金を支払っており、報償金の単価の根拠を質問したところ、医師・歯科医師の単価は保健センターで実施している他の事業と同じ単価としているものの、要綱等で単価を決めているものではないとのことであった。専門医への報償金については、一定の単価を定めておくべきものであり、明文化したルールに従い、報償金を支払うべきである(意見番号24)。なお、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定する明確な決裁処理を行う必要がある。

② 事務局の監事監査について

| 主な事務内容 | 全大阪よい歯のコンクール大会の運営 |
|----------|--------------------|
| 根拠法令 | 母子保健に関する事務 |
| 条例・規則・要綱 | 全大阪よい歯コンクール大会事務局要領 |
| ・マニュアル等 | 全大阪よい歯コンクール実施要領 |
| | 口腔衛生協会規約 |

全大阪よい歯コンクールは、厚生労働省が実施している「平成28年度 歯と口の健康週間」事業の一環として、親と子がそろってよい歯を保っている者を先発表彰し、親と子の歯の保持及び増進を図るとともに、併せて府民の歯科保健に対する適切な日常生活習慣の育成を図ることを趣旨として実施されている。

当該コンクールは、大阪府下の保健所等で3歳児歯科健康診査を受診された幼児とその親を対象として、市町村(保健所設置市においては保健所又は保健センター)において地区審査を実施し地区代表を選出する。選出された地区代表を対象に、全大阪よい歯のコンクール中央審査会が開催され、最優良親子1組、優良親子5組を選出し、表彰を行っている。

当該コンクールは大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、豊中市、枚方市及び大阪府 歯科医師会を構成員とした全大阪よい歯コンクール事務局により運営されており、 枚方市も当該事務局の構成員としての負担金を拠出している。

全大阪よい歯コンクール大会事務局要領第8条第1項において、会計監事を置く 旨の定めがなされている。しかしながら、平成28年度の決算報告に関する資料を閲 覧したところ、監事報告書がなく実際に監事による監査がなされているかどうかが 確認できなかった。

<u>枚方市は負担金が適正に使用されていることを確認するため、監事による監査が適切になされていることが確認できるように監事に対し監査報告書の提出を求める</u>必要がある(意見番号 25)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(児童福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|-------------------------------------|--------------|
| 1 | 身体に障害のある児童の療育相談 | 第12条の6第1項第3号 |
| 2 | 身体に障害のある児童の健康診査、健康指導、療育の指導 | 第 19 条第 1 項 |
| 3 | 疾病により長期療養が必要な児童の健康診査、健康指導、療 育の指導 | 第 19 条第 2 項 |

⁽注) 児童福祉法の条番号等である。

(母子保健に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|-----------------------|----------|
| 1 | 全大阪よい歯のコンクール大会事務局への参加 | |
| 2 | 口腔衛生協会への参画と負担金の負担 | _ |

⁽注) いずれも府単独事務である。

(11) 長寿社会推進室

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|---------------|-----------|--------------|---------------|
| 老人福祉に関す | 2 | 老人福祉施設等整備事業 | 無 | 0 | 0 |
| る事務(府単独 | | 軽費老人ホーム運営助成 | 有 | 0 | 105 071 500 |
| 事務) | | (①、②) | 有 | 0 | 195, 971, 500 |
| 構造改革特別区 | 1 | 構造改革特別区域法に基づ | | | |
| 域法に基づく事 | | く、特別養護老人ホームの設 | 無 | 0 | 0 |
| 務 | | 置 | | | |
| 移譲事務項目計 | 3 | | | | |

表中の①、②は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 入所者の収入確認書類の対象範囲について

| 主な事務内容 | 軽費老人ホーム運営助成 |
|--------------------------|-----------------------------|
| 根拠法令 | 老人福祉に関する事務(府単独事務) |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交 |
| マニュアル等 | 付要綱 |

枚方市では、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人に対するサービスの提供に 要する費用について補助金を交付しており、枚方市は8つの軽費老人ホームに対 し、補助金の支給を行っている。

軽費老人ホームの利用料については、入所者からの月額の最大徴収額が決められており、入所者の収入階層区分により利用料が段階的に免除されることとなっている。当該免除額分については枚方市が補助金として交付することから、軽費老人ホームが入所者の収入階層区分を適切に判断しているかどうかは、補助金交付に関する重要な事項である。

枚方市では、枚方市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第15条において、「市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることがある。」としており、枚方市では定期的に新規入所者と収入階層区分に変更がある入所者の書類を取り寄せ、適正に収入階層区分の認定・変更がなされているかの確認を行っている。

確認の件数は、新規入所者については各施設最大5件、収入区分の変更がある入 所者についても各施設最大5件を対象として、各施設から収入確認書類を入手して いる。

平成28年度の新規入所者及び区分変更者の調査件数は以下のとおりである。

| 平成 27 年 8 月 平成 28 年 4 月 | | 年間計 | 区分変更者 |
|---------------------------|----|-----|-------|
| ~平成 28 年 3 月 ~平成 28 年 7 月 | | 十月司 | |
| 29 | 14 | 43 | 36 |

新規入所者について、確認対象としているのは毎年4月~7月の入居者のみで、それ以外の8月~3月までの新規入所者は対象としていなかった。その理由を確認したところ、区分変更は4月から適用されるため、区分変更者の確認のため7月末を目途に資料を入手しており、新規入所者分も区分変更者とあわせて入手しているため、対象範囲が4月~7月となっているとのことであった。

平成27年8月~平成28年7月までの新規入所数を見てみると、年間数43件に対し、確認対象としている平成28年4月~7月までの新規入所者は14件であり、明らかに対象範囲外の件数の方が多く調査対象の範囲としては不十分である。

新規入所者の収入階層区分の適切性が十分に確保されるために、新規入所者の確認対象範囲を通年とするべきである(意見番号 26)。すなわち、平成 28 年度を例とすると、平成 27 年 8 月から平成 28 年 7 月までの新規入所者を対象として収入確認書類を入手するべきである。

② 実地調査の結果通知について

| 主な事務内容 | 軽費老人ホーム運営助成 |
|----------|-----------------------------|
| 根拠法令 | 老人福祉に関する事務 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交 |
| ・マニュアル等 | 付要綱 |

枚方市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第 15 条において、「市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることがある。」とされており、枚方市では平成 28 年に 3 か所の軽費老人ホームに対して実地調査を実施している。

実地調査を行った施設については、実地調査終了後に、調査結果の通知を回議書により決裁を行い、通知書を補助事業者に交付し、不備等がある場合には、改善を求める運用となっている。

平成28年度の実地調査に関する書類を閲覧したところ、実地調査先の1つの軽費 老人ホームに対する結果通知書が回議書も含めて見当たらなかった。<u>結果通知書及</u> び回議書の有無を確認したところ、決裁も含め結果通知を失念していたとのことで あった(結果番号11)。

なお、実地調査時において、必要な改善事項等は連絡済みであるとのことであるが、改善を促すためには、正式な書類において調査結果を通知する必要がある。

【引継書に記載された事務の一覧】

(老人福祉に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 |
|----|-------------|--------------|
| 1 | 老人福祉施設等整備事業 | 大阪府老人福祉施設等整備 |
| | | 費補助金交付要綱 |
| 2 | 軽費老人ホーム運営助成 | 大阪府軽費老人ホーム事務 |
| | | 費補助金交付要綱 (注) |

(注) 現在は、枚方市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交付要綱によっている。

(構造改革特別区域法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--------------------------------|-------------|
| 1 | 特区認定を受けた場合における PFI 法に基づく選定事業者で | 第 30 条第 1 項 |
| | ある法人が特別養護老人ホームを設置・運営することができ | |
| | る特例 (老人福祉法の特例) | |

(注) 構造改革特別区域法の条番号等である。

3. 福祉部

(1) 福祉総務課

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目 数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|-----------------|------|--|-----------|--------------|--------------|
| 社会福祉法に基づく事務 | 6 | 社会福祉に関する審議会その他 の合議制の機関(地方社会福祉 審議会)の設置 | 有 | 0 | 1, 985, 500 |
| | | 社会福祉施設における運営費の 運用に関する報告・協議 | 無 | 0 | 0 |
| | | ・福祉事務所の符号の設定・福祉事務所職員の災害見舞金制度・福祉事務所現況調査 | 有 | 0 | 0 |
| 民生委員法に基づく事務 | 6 | ボランティア功労者厚生労働大 臣表彰等の推薦 | 有 | 0 | 0 |
| | | 民生委員の行う事務についての指導 | 有 | 0 | 0 |
| | | 民生委員・児童委員の選任 | 有 | 0 | 0 |
| | | 民生委員の指導訓練 | 有 | 91,000 | 183, 000 |
| | | 民生委員の定数の決定 | 有 | 0 | 0 |
| | | 民生委員の指導訓練に関する計 画の樹立・実施 | 有 | 0 | 0 |
| | | 民生委員に関する費用の負担 (①) | 有 | 0 | 36, 824, 790 |
| | | 枚方市民生委員・児童委員大会の開催 | 有 | 0 | 349, 035 |
| 児童福祉法に基 づく事務 | 1 | 児童委員の指揮監督 | 有 | 0 | 0 |
| 移譲事務項目計 | 13 | | | | |

① 民生委員に対する活動費の上乗せ支給について

| 主な事務内容 | 民生委員に関する費用の負担 |
|----------|---------------------|
| 根拠法令 | 民生委員法(昭和23年法律第198号) |
| 条例・規則・要綱 | _ |
| ・マニュアル等 | |

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める活動を行う者であり、その使命について民生委員法に以下のように定められている。

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

(抜粋:民生委員法)

民生委員が上記の活動を行うにあたっては、給与を支給しないものとされており (民生委員法第10条)、活動に伴って生じる交通費等について、その実費弁償分のみ を活動費として支給している。この活動費に関する、国及び地方自治体の負担については、民生委員法において以下のように定められている。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に 関する費用は、都道府県(※)がこれを負担する。

第28条 国庫は、第26条の規定により都道府県(※)が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

(※「都道府県」とされている部分について、民生委員法第29条、民生委員法施行令第12条及び地方自治法施行令第174条の49の3第2項の定めにより「中核市」と読み替える。) (抜粋:民生委員法)

枚方市では民生委員の1年間の活動費(交通費等の実費弁償分)として、民生委員 1人あたり74,280円を支出しており、このうち、59,000円については民生委員法第 28条の規定に基づき、地方交付税による措置が行われている。

すなわち、枚方市が民生委員の1年間の活動費として支出している74,280円のうち、59,000円を除いた15,280円については、民生委員の活動における経済的負担を鑑みて、枚方市が独自に上乗せして支出しているものである。

しかしながら、この<u>上乗せ支出部分について、上乗せして支出を行う旨及びその金</u>額について、条例や規程等の根拠がないまま支給が行われている(結果番号 12)。

税金を原資とした歳出に関することであるため、民生委員の活動における費用負担の実態の調査を実施するなど、枚方市が支出する活動費の上乗せ部分の妥当性を明らかにした上で、条例や規程等により上乗せ支出を行う旨及びその金額に関する定めを設けるべきである。

【引継書に記載された事務の一覧】

(社会福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|----------|
| 1 | 社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(地方社会福祉 | 第7条第1項 |
| | 審議会)の設置 | |
| 2 | 地方社会福祉審議会の監督及び審議会に対する諮問 | 第7条第2項 |
| 3 | 地方社会福祉審議会委員の任命 | 第8条、第9条 |
| 4 | 地方社会福祉審議会における児童福祉に関する事項の調査審議 | 第 12 条 |
| 5 | 職員の行う事務の指導監督のための計画の樹立及び実施 | 第 20 条 |
| 6 | 職員に対する訓練 | 第 21 条 |

⁽注) 社会福祉法の条番号等である。また、自治令とあるのは地方自治法施行令の条番号等である。

(民生委員法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|--------------|
| 1 | 民生委員の定数の決定 | 第4条第1項 |
| 2 | 厚生労働大臣に対する民生委員の推薦 | 第5条第1項、第2項、第 |
| | | 7条第1項、第2項 |
| 3 | 主任児童委員として指名されるべき者の明示 | 第6条第2項 |
| 4 | 民生委員の解嘱について厚生労働大臣への具申 | 第11条第1項第2項 |
| 5 | 民生委員の指導訓練に関する計画の樹立・実施 | 第 18 条 |
| 6 | 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指 | 第 26 条 |
| | 導訓練に関する費用の負担 | |

⁽注) 民生委員法の条番号等である。

(児童福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) | | |
|----|-----------|-----------|--|--|
| 1 | 児童委員の指揮監督 | 第17条第4項 | | |

⁽注) 児童福祉法の条番号等である。

(2) 生活福祉室

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|----------------------|---------------|-------------------|-------------------|
| 行旅病人及行旅 | 2 | 行旅病人又はその同伴者の引 | | | |
| 死亡人取扱法に | | 取り、又はその救護費用の弁 | /- | | 000 750 |
| 基づく事務 | | 償を得られない場合の引取り | 有 | 0 | 233, 750 |
| | | 又は費用の弁償(①) | | | |
| 生活保護法及び | 52 | 救護施設の設置 | 無 | 0 | 0 |
| 中国残留邦人等 | | 指定医療機関、助産師等の指定 | | | |
| の円滑な帰国の | | 相比区原傚 | 有 | 10,000 | 13, 640 |
| 促進及び永住帰 | | 生活保護費補助金交付等に関 | | | |
| 国後の自立の支 | | する事務 | <i>-</i> | 10 000 100 501 | 10 500 050 000 |
| 援に関する法律 | | | 有 | 10, 096, 408, 564 | 13, 500, 276, 220 |
| に基づく事務 | | | | | |
| 移譲事務項目計 | 54 | | | | |

表中の①は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償ついて

| 主な事務内容 | 行旅病人又はその同伴者の引き取り |
|----------|-----------------------|
| 根拠法令 | 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 |
| 条例・規則・要綱 | 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則 |
| ・マニュアル等 | |

行旅病人及び行旅死亡人が判明した場合、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則に従い火葬を行うものがいないときは、枚方市長がこれを行うこととなる。具体的な移送等の業務は葬儀会社に委託しており、市内の葬儀会社 12 社と同条件契約を締結し、行旅死亡人がある場合、葬儀会社に順番に受託の可否を聴取し、委託している。

行旅死亡人の火葬単価については、業務委託説明資料で、委託料を成人 200,750 円、小人 159,550 円と定め、当該金額で業者から見積書(すなわち、当該単価で行 う同意書)を徴取し、当該金額で提出した業者と業務委託契約をしている。この費 用は生活保護の葬祭扶助基準の金額から死体検案にかかる費用(5,250円)を控除 したもの(死体検案に係る費用は実費を持って支出できるとの定めがあるため)と のことである。しかしながら、そもそも生活保護の葬祭扶助基準は確定額ではな く、「以内」と定められているため、<u>入札制度の趣旨からは市が金額を予め定めるこ</u> とは問題である(結果番号 13)。入札を行い、事案が発生した場合には、応札金額 の小さなところから優先的に対応の可否を照会すべきである。

また、平成28年3月26日に行われた火葬が、火葬業者の失念による請求書の提出遅れにより、平成28年6月15日の起案となり、平成28年6月21日の支出となっていた。そのため本来、出納整理期間中に処理して平成27年度の歳出となるべきものが、平成28年度の歳出とされている(結果番号14)。請求書の提出失念という業者側の事由もあるものの、枚方市側も業者に委託しており、その事実は把握できていたことから、業者側のみの過失ということはできない。今後、適切な執行管理に努める必要がある。

【引継書に記載された事務の一覧】

(行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) | |
|----|------------------------------|-------------------------------------|--|
| 1 | 行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を | 第5条、勅令第1条第 3項、自治令第174条 | |
| | 得られない場合の引取り又は費用の弁償 | の49の6 | |
| 2 | 行旅死亡人の取扱費用の弁償を得られない場合の費用の弁償 | 第13条、勅令第1条第 3項、自治令第174条 の49の6 | |

⁽注) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法である。また、勅令と記載のあるものは勅令第二百七十七号、 自治令と記載のあるものは地方自治法施行令の条番号等である。

(生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|----------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 保護施設の設備・運営についての基準制定 (条例制定) | 第 39 条第 1 項 |
| 2 | 保護施設の設置 | 第 40 条第 1 項 |
| 3 | 保護施設の設置の届出の受理 | 第40条第2項、自治令 第174条の49の5第1 項、第2項 |
| 4 | 社会福祉法人等による保護施設の設置の認可 | 第41条第2項、第3項 |
| 5 | 4の認可にあたっての条件の付与 | 第41条第4項 |
| 6 | 4の認可申請書記載事項の変更の認可 | 第 41 条第 5 項 |
| 7 | 社会福祉法人等の設置した保護施設の休止・廃止の認可 | 第 42 条 |
| 8 | 保護施設の運営についての指導 | 第43条第1項、自治令 第174条の49の5第1 項、第2項 |

| | 旧鉄竹乳の笠田老よとの却生臨時及が竹乳。の去1 <u></u> | 第 44 条第 1 項、自治令 |
|------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 9 | 保護施設の管理者からの報告聴取及び施設への立入検査 | 第174条の49の5第1 |
| | | 項、第2項 |
| 10 | 保護施設の設備・運営の改善、事業の停止命令等を知事の代わ | 第 45 条第 1 項、自治令 第 174 条の 49 の 5 第 3 |
| | りに主務大臣から受ける | 項(自治令第174条の |
| | | 29 第 6 項を準用) |
| 11 | 社会福祉法人等の設置した保護施設に事由があるときに施設の | 第45条第2項第3項 |
| | 設備・運営の改善命令、事業の停止命令等 | |
| 12 | 聴聞の期日及び場所の公示 | 第45条第4項 |
| 13 | 保護施設の設置者(都道府県以外)からの管理規程の受理 | 第 46 条第 2 項 |
| 14 | 13 の管理規程に対する変更命令 | 第 46 条第 3 項 |
| 15 | 保護施設の長の指導に対する制限又は禁止 | 第48条第3項、自治令 |
| | | 第 174 条の 49 の 5 第 1 項第 2 項 |
| 16 | 指定医療機関、助産師等の指定 | 第 49 条、第 55 条(第 |
| - 15 | | 49 条を準用) 第 50 条第 2 項 、第 55 |
| 17 | 指定医療機関、助産師に対する指導 | 条 (第 50 条第 2 項を準 |
| | | 用) |
| 18 | 指定医療機関、助産師の名称等の変更等に係る届出の受理 | 第 50 条の 2 、第 55 条 (第 50 条の 2 を準用) |
| 19 | 指定医療機関、助産婦の指定の取消し | 第 51 条第 2 項、第 55 |
| | | 条(第 51 条第 2 項を準 用) |
| 20 | 指定医療機関、医療保護施設の診療内容の審査及び診療報酬額 | 第 53 条第 1 項、第 55 |
| | の決定 | 条(第 53 条第 1 項を準 用) |
| 21 | 20 の額の決定にあたっての医療に関する審査機関からの意見聴 | 第 53 条第 3 項、第 55 |
| | 取(意見の聴取に関し社会保険診療報酬支払基金との契約締 | 条(第53条第3項を準 用)、自治令第174条 |
| | 結) | の49の5第3項(自治 |
| | | 令第 174 条の 29 第 3 項 を準用) |
| 22 | 指定医療機関からの報告の聴取及び立入検査 | 第54条第1項 |
| 23 | 指定介護機関の指定 | 第54条の2第1項 |
| 24 | 指定介護機関に対する指導 | 第54条の2第4項(第 50条第2項を準用) |
| 25 | 指定介護機関の名称等の変更等に係る届出の受理 | 第54条の2第4項(第 |
| 26 | 指定介護機関の指定の取消し | 50条の2を準用) 第54条の2第4項(第 |
| | | 51条第2項を準用) |
| 27 | 指定介護機関の介護の内容の審査及び介護の報酬の額の決定 | 第 54 条の 2 第 4 項(第 53 条第 1 項を準用) |
| 28 | 27 の額の決定にあたっての介護に関する審査機関からの意見聴取 | 第54条の2第4項(第 53条第3項を準用) |
| 29 | 指定介護機関からの報告の聴取及び立入検査 | 第 54 条の 2 第 4 項(第 54 条第 1 項を準用) |
| 30 | 指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定等を行った場合の告示 | 第 55 条の 2 |
| 31 | 社会福祉法人等の設置した保護施設に対する補助 | 第74条第1項 |
| 01 | 上当国国内スリット区内で下皮地区にNJ y J THM | 74 1 1 7/2/1 1 . 72 |

| 32 | 31により補助を受けた施設に対する監督 | 第74条第2項 |
|----|------------------------------|--|
| 33 | 国の負担金等の受領 | 第75条第1項、第2項 |
| 34 | 補助金の返還命令 | 第 79 条 |
| 35 | 医療に関する審査機関(法53条第3項による政令への委任) | 第5条 |
| 36 | 指定医療機関等への立入検査に係る立入調査票 | 第4条 |
| 37 | 医療機関の指定 | 第 14 条第 4 項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 49 条 |
| 38 | 指定医療機関に対する指導 | 第 14 条第 4 項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 50 条第 2 項 |
| 39 | 指定医療機関の廃止届等の受理 | 第 14 条第 4 項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 50 条の 2 |
| 40 | 指定医療機関の指定の取消 | 第 14 条第 4 項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 51 条第 2 項 |
| 41 | 診察内容等の審査等 | 第 14 条第 4 項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 53 条第 1 項 |
| 42 | 意見の聴取等 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 53条第3項 |
| 43 | 指定医療機関に対する報告徴収等 | 第 14 条第 4 項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54 条第 1 項 |
| 44 | 指定介護機関の指定 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54条の2第1項 |
| 45 | 指定介護機関に対する指導 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54条の2第4項(生活 保護法第50条第2項を 準用) |
| 46 | 指定介護機関の名称等の変更等に係る届出の受理 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54条の2第4項(生活 保護法第50条の2を準 用) |

| 47 | 指定介護機関の指定の取消し | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54条の2第4項(生活 保護法第51条第2項を 準用) |
|----|---------------------------------|--|
| 48 | 指定介護機関の介護の内容の審査及び介護の報酬の額の決定 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54条の2第4項(生活 保護法第53条第1項を 準用) |
| 49 | 上記の額の決定に当たっての介護に関する審査機関からの意見聴取 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54条の2第4項(生活 保護法第53条第3項を 準用) |
| 50 | 指定介護機関からの報告の聴取及び立入検査 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 54条の2第4項(生活 保護法第54条第1項を 準用) |
| 51 | 指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示 | 第14条第4項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 55条の2 |
| 52 | 国の負担金等の受領 | 第 14 条第 4 項の規定に よりその例によること とされた生活保護法第 75 条 |

⁽注) 1~34番は生活保護法の条番号等、35番は生活保護法施行令の条番号等、36番は生活保護 法施行規則の条番号等、37~52番は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律の条番号等である。また、自治令と記載のあるものは地方自治法施行令 の条番号等である。

(3) 障害福祉室

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|-----------------|-----------------|--------------|--------------|
| 児童福祉法に基 | 1 | 重症心身障害児(者)通園事業 | 無 | 0 | 0 |
| づく事務 | | 身体障害児について身体障害 | | | |
| | | 者手帳の返還事由が存在する | 無 | 0 | 0 |
| | | 場合の保健所長からの報告の | ,,,, | U | 0 |
| | | 受理 | | | |
| 社会福祉法に基 | 1 | 社会福祉に関する審議会その | | | |
| づく事務 | | 他の合議制の機関(地方社会 | 有 | 福祉総務 | 課で計上 |
| | | 福祉審議会)の設置(①) | | | |
| 障害者の日常生 | 6 | 自立支援給付に係る当該サー | | | |
| 活及び社会生活 | | ビス等を行った者等に対する | 無 | 0 | 0 |
| を総合的に支援 | | 報告聴取等 | | | |
| するための法律 | | 障害者支援施設の設置 | 無 | 0 | 0 |
| に基づく事務 | | 障害児等療育支援事業 | 有 | 0 | 300, 000 |
| | | 指定自立支援医療機関の指定 | + | | 10,000 |
| | | 等の変更の申請の受理 | 有 | 0 | 12,000 |
| | | 障害者 (児) 関連施設等の整 | + | 01 007 000 | C1 010 000 |
| | | 備に対する補助事業(②) | 有 | 31, 337, 000 | 61, 213, 000 |
| | | 障害者就労支援強化事業 | 有 | 0 | 2,650,000 |
| | | 特に専門性の高い意思疎通支 | + | 1 049 000 | 2 721 000 |
| | | 援を行う者の派遣又は養成 | 有 | 1, 943, 000 | 3, 731, 280 |
| 身体障害者福祉 | 7 | 厚生労働大臣表彰候補者の推薦 | 無 | 0 | 0 |
| 法に基づく事務 | | 視聴覚障害者情報提供施設等 | 無 | 0 | 0 |
| | | の設置運営 | ,,,, | U | 0 |
| | | 民間の行う身体障害者生活訓 | | | |
| | | 練等事業等の開始、変更、廃 | 無 | 0 | 0 |
| | | 止、休止の届出の受理 | | | |
| | | 障害者支援施設の設置 | 無 | 0 | 0 |

| | | 市の身体障害者社会参加支援 | | | |
|---------|----|----------------|------|---|----------|
| | | 施設及び養成施設の種類の変 | | | |
| | | 更、休止、廃止について知事 | 無 | 0 | 0 |
| | | への届出の省略(身体障害者 | | | |
| | | 福祉センター) | | | |
| | | 身体障害者社会参加支援施設 | Aur. | 0 | 0 |
| | | の設置 (補装具製作施設) | 無 | 0 | 0 |
| | | 身体障害者手帳の申請に添付 | | | |
| | | する診断書を作成する医師の | 有 | 0 | 130, 000 |
| | | 指定 | | | |
| | | 市の身体障害者社会参加支援 | | | |
| | | 施設及び養成施設の種類の変 | 無 0 | | |
| | | 更、休止、廃止について知事へ | 無 | 0 | 0 |
| | | の届出の省略 | | | |
| | | 難聴児補聴器交付事業(③) | 有 | 0 | 465, 890 |
| 身体障害者補助 | 1 | 身体障害者補助犬の同伴又は | | | |
| 犬法に基づく事 | | 使用に関する苦情の受付 | 有 | 0 | 0 |
| 務 | | | | | |
| 移譲事務項目計 | 16 | | | | |

表中の①~③は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 障害福祉専門分科会の出席について

| 主な事務内容 | 社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(地方社会福 |
|----------|-----------------------------|
| | 祉審議会)の設置 |
| 根拠法令 | 社会福祉法 |
| 条例・規則・要綱 | _ |
| ・マニュアル等 | |

枚方市では、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項に規定する合議制の機関として、枚方市社会福祉審議会に13 名の専門家からなる障害福祉専門分科会を置き、以下の事務を行っている。

- イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項 の調査審議
- ロ 障害者基本法 (昭和45年法律第85号) 第36条第4項各号に掲げる事務
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法 律第 123 号) 第 88 条第 9 項に規定する事務

(抜粋: 枚方市社会福祉審議会規則)

また、枚方市の障害福祉専門分科会については会議録を作成し、枚方市のHPで公表されており、誰でも閲覧可能となっている。なお、障害福祉専門分科会について、以下の説明が記載されている。

- 1. 枚方市障害者計画および枚方市障害福祉計画の策定に関する事務
- 2. 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査 審議し、および、その施策の実施状況を監視
- 3. 障害に関する施策の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議

(抜粋: 枚方市HPより)

この枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会は2カ月に一度の頻度で開催されており、平成28年度には6回開催されている。

しかしながら、平成 28 年度に開催された全6回の議事録を閲覧し、委員の出席状況を確かめたところ、1度も出席をしていない委員が1名存在していた。分科会の委員については、出席時に日額9,500円が支払われているのみであり、出席をしていない委員に対しての費用の支払いはない。しかし、分科会の議論の有効性を確保するため、会議に出席可能な委員を任命する必要がある(意見番号 27)。

なお、当該委員については、平成28年度をもって任期満了のため、退任している。

② 枚方市障害者施設等整備審査会の会議録について

| 主な事務内容 | 障害者(児)関連施設等の整備に対する補助事業 |
|--------------------------|-------------------------|
| 根拠法令 | |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市障害者施設等整備方針、枚方市附属機関条例 |
| マニュアル等 | |

枚方市では、社会福祉施設等の施設整備費国庫補助協議に係る整備候補事業者の選定を行う際に、枚方市障害者施設等整備審査会という機関で業者選定に関する協議・審査を行っている。

当該審査会は市長の附属機関として位置づけられ、担当する事務、定数、委員の構成について枚方市附属機関条例に以下のように記載されている。

名称 枚方市障害者施設等整備審査会

担当する事務

- (1) 障害者施設等の整備に係る補助金の交付の対象となる事業者の選定等に関する 審査
- (2) 障害者施設等の整備に関し市長が必要と認める事項に関する調査審議

委員の定数 7人以内

委員の構成

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者
- (3) 関係団体を代表する者

(抜粋: 枚方市附属機関条例 別表 (第1条 第2条関係)

また、会議に関しては、附属機関条例第6条に以下の規定が存在している。

- 第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とする ことができる。
 - (1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
 - (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を 達成することができない会議
 - 2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(抜粋: 枚方市附属機関条例)

附属機関条例によると、附属機関の会議は原則として、公開する必要があり、かつ、 会議録を作成することは必須となっている。

枚方市障害者施設等整備審査会については、審議内容について、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報を含むことから、会議については非公開として取り扱っている。しかし、附属機関条例第6条第2項に規定する会議録を作成することは必須である。

しかしながら、平成28年11月2日に開催された枚方市障害者施設等整備審査会の 会議録が実地調査を行った平成29年9月13日時点で未作成であった(結果番号15)。 当該会議録については早急に作成を行うとともに、今後、枚方市附属機関条例の規定 にしたがって、審査会を開催した際には、会議録を作成し保管する必要がある。

③ 特別補聴器交付対象者について

| 主な事務内容 | 難聴児補聴器交付事業 |
|----------|---------------------|
| 根拠法令 | — |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱 |
| ・マニュアル等 | |

福祉部障害福祉室では、身体障害者福祉法第15条4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けることができない難聴児に対して、特別補聴器の給付に係る補助及び診断に要する費用に係る補助を行う事業を実施している。

当該事業の目的は枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱(以下、実施要綱と記載する)に規定されており、以下のとおりである。

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けることができない難聴児に対して、特別補聴器の給付にかかる補助及び診断に要する費用に係る補助を行う事業(以下、「特別補聴器給付事業という。」を実施することにより、難聴児の言語の習得及び健全な発達を支援し、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(抜粋: 枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱)

身体障害者手帳の交付を受けるためには、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に記載されている障害に該当する必要があり、聴力に関して最も軽度の6級は、以下のいずれかに該当する必要がある。

- 1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの
- 2. 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル 以上のもの

(抜粋:身体障害者福祉法施行規則別表第5号 身体障害者程度等級表 6級)

障害福祉室で実施している当該事業の対象としては、身体障害者手帳が発行されず、 身体障害者福祉法の対象とならないものの、聴力レベルが低く生活上の不便がある者 である。枚方市ではその対象となる者について、実施要綱で以下のように定めている。 第3条 特別補聴器給付事業の対象となる者は、市内に住所を有する18歳未満の者で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であるものとする。ただし、その保護者が属する世帯に属する者の一人以上の当該年度分の市町村民税の額が460,000円以上である者を除く。

(抜粋: 枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱)

したがって、枚方市に住所を有する 18 歳未満の聴覚に障害のある者は、両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上であれば身体障害者手帳が発行され、70 デシベル未満 30 デシベル以上であれば身体障害者手帳の発行がされないが、特別補聴器給付事業の対象となる。

一方、障害者手帳交付の要件として、一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のものという要件がある。仮に一側耳の聴力レベルが 80 デシベル、他側耳の聴力レベルが 40 デシベルのものがいた場合には障害者手帳が発行されないこととなる。

しかしながら、枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱においては、両耳の聴力 レベルで30デシベル以上70デシベル未満のものが対象となることから、上記の者に ついては特別補聴器給付事業の対象ともならない。

以上より、枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱の身体障害者手帳交付の要件 2の一側耳の要件に該当するものについて、十分なケアができていないと考えられる。

実際、当該事業において、平成28年度には11件の申請があった。この11件全ての特別補聴器交付申請書関係を閲覧したところ、実施要綱の要件を満たしていない申請に対する許可が3件確認できた。具体的には、片側の耳の聴力レベルが70デシベル以上であり、実施要綱に記載の70デシベル未満30デシベル以上の要件に該当しないにも関わらず、特別補聴器交付申請が許可されていたものである。

福祉部障害福祉室の担当者によれば、例えば両耳の聴力レベルが 50 デシベルの者は 30 デシベル以上 70 デシベル未満に該当するため、補助の対象となる。しかし、片側の耳の聴力レベルが 70 デシベル以上、他方の耳の聴力レベルが 50 デシベルの者が補助の対象とならないのは不合理とのことから福祉部障害福祉室では、原則として補聴器が必要であると医師が判断していれば申請を許可しているとのことであった。

上述したとおり、実施要綱では両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満と定められており、要件を満たす申請についてのみ、許可が出されるべきである。したがって、該当する3件は形式的には申請を許可してはならないこととなり、要綱違反であるといえる(結果番号16)。

しかしながら、現在の実施要綱では、実施要綱の第1条に規定する目的を達成できず、より、重度の障害を抱える難聴児に対し、特別補聴器の給付に係る補助がなされないという不合理な状況となっていることも事実である。そのため、実施要綱の見直しについて検討すべきと考える。

【引継書に記載された事務の一覧】

(児童福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|------------------------------|---------------|
| 1 | 身体障害児童について身体障害者手帳の返還事由が存在する旨 | 签 10 夕 签 9 15 |
| | の保健所長からの報告の受理 | 第19条第3項 |

(注) 児童福祉法の条番号である。

(社会福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|-------------------|
| 1 | 社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(地方社会福祉 | 第7条第1項 |
| | 審議会)の設置 | 另 ↑ 未另 1 也 |

(注) 社会福祉法の条番号である。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|---------------------------|--|
| 1 | 指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出の受理 | 第 64 条(自治令第 174 条 の 32 第 1 項を準用)、自 治令第 174 条の 49 の 12 第 1 項 |
| 2 | 民間が行う障害福祉サービス事業者に対する報告聴取等 | 第81条第1項、自治令第 174条の32第1項、第3 項、自治令第174条の49 の12第1項、第2項 |
| 3 | 障害者支援施設の設置 | 第83条第2項、自治令第 174条の32第1項、第3 項、自治令第174条の49 の12第1項、第2項 |
| 4 | 地域生活支援事業の実施 | 第78条第1項、自治令第 174条の32第1項、第3 項、自治令174条の49の 12第1項、第2項 |
| 5 | 障害者(児)関連施設等の整備に対する補助事業 | 平成 17 年 10 月 5 日社援第 1005003 号 |
| 6 | 障害者就労支援強化事業 | _ |

⁽注) $1\sim4$ 番は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条番号等、5番は通知番号、6番は府単独事務である。また、自治令と記載しているのは地方自治法施行令の条番号等である。

(身体障害者福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|---|----------------------|
| 1 | 身体障害者手帳の申請をするにあたって添付する診断書を作成 する医師の指定 | 第 15 条第 2 項 |
| 2 | 国及び都道府県の者以外の者が行う身体障害者生活訓練等事業 | 第26条第1項、第2項、第 |
| | 等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理 | 3項、自治令 174条の 49の |
| | | 4第1項 |
| 3 | 身体障害者社会参加支援施設の設置 | 第 28 条第 1 項 |
| 4 | 市の身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置について | 第 28 条第 1 項、自治令 174 |
| | 知事への届出の省略 | 条の49の4第1項、第2項 |
| 5 | 厚生労働大臣表彰候補者の推薦 | 障害者自立更正者、更正援護 |
| | | 功労者及び社会参加促進功労 |
| | | 者に対する厚生労働大臣表彰 |
| | | について (通知) |
| 6 | 視聴覚障害者情報提供施設等の設置運営 | 平成 15 年 3 月 12 日厚生労働 |
| | | 省令第 21 号 |
| | | 平成 18 年 12 月 28 日発障第 |
| | | 1228003 号 |
| 7 | 難聴児補聴器交付事業 | 大阪府難聴児補聴器交付事業 |
| | | 実施要綱 |

⁽注) $1 \sim 4$ 番は身体障害者福祉法の条番号等、5、6 番は通知番号等、7 番は府単独事務であり要綱を記載している。

(身体障害者補助犬法に基づく事務一覧】

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|-----------|---------------|
| 1 | 苦情相談窓口の設置 | 第25条第1項、第2項、第 |
| | | 3項 |

⁽注) 身体障害者補助犬法の条番号である。

(4) 福祉指導監査課

【移譲された事務の一覧表】

| 1/夕成で40/0字 | | 見八】 | | | |
|--------------------|---------|--|-----------|--------------|--------------|
| 事務分類 | 項目 数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
| 社会福祉法に基づく事務 | 12 | 地方改善事業 (隣保館運営費 等) の補助事業 | 黒 | | _ |
| | | 社会福祉施設に関する証明書 の発行 | 有 | 0 | 0 |
| | | 市町村又は社会福祉法人が社 会福祉施設を設置した場合の 届出の受理 | 有 | 0 | 0 |
| | | 社会福祉法 70 条にもとづく障害者施設、軽費老人施設の指導監査 | 有 | 0 | 0 |
| 老人福祉法に基づく事務 | 31 | 市町村又は社会福祉法人等が 設置する特別養護老人ホーム 又は養護老人ホームの設置認 可 | 黒 | 0 | 0 |
| | | 老人福祉法 18 条に基づく特別 養護老人施設、養護老人ホー ムの指導監査 | 有 | 0 | 0 |
| 介護保険法に基 | 27 | 指定介護老人福祉施設の指定 | 有 | 30,000 | 0 |
| づく事務 | | 介護保険法 23 条に基づく指定 介護老人施設 (特養)、老人福 祉施設の指導監査 | 有 | 0 | 0 |
| 障害者総合支援 法に基づく事務 | 40 | 指定障害福祉サービス事業等 人員、設備及び運営に関する 基準の設定 | 有 | 0 | 0 |
| | | 指定一般相談支援事業者の指定 | 有 | 0 | 0 |
| 移譲事務項目計 | 110 | | | | |

【引継書に記載された事務の一覧】

(社会福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---------------------------------|--|
| 1 | 市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出の受理 | 第 62 条第1項、自治令第 174 条の49 の7第1項、 第2項 |
| 2 | 1に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可 | 第62条第2項、第3項、第 4項、第5項 |
| 3 | 2の許可に当たっての条件の付与 | 第 62 条第 6 項 |
| 4 | 1の届出事項に変更があった場合の届出の受理 | 第 63 条第 1 項 |
| 5 | 2の許可を受けた事項を変更する場合の許可 | 第 63 条第 2 項 |
| 6 | 施設を設置する第1種社会福祉事業の廃止の届出の受理 | 第 64 条 |
| 7 | 社会福祉施設の運営基準の制定(条例制定) | 第 65 条第 1 項 |
| 8 | 第2種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理 | 第 69 条第1項、自治令第 174 条の49 の7第1項、 第2項 |
| 9 | 第2種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理 | 第 69 条第 2 項 |
| 10 | 社会福祉事業を経営する者に対する調査 | 第70条、自治令第174条 の49の7第1項、第2項 |
| 11 | 施設を設置して第1種社会福祉事業を経営する者に対する改善命令 | 第71条 |
| 12 | 社会福祉事業の制限又は停止等の命令 | 第72条第1項、第2項、第3項 |

⁽注) 社会福祉法に基づく条番号等である。また、自治令とあるのは地方自治法施行令の条番号等である。

(老人福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|---|--|
| 1 | 民間の行う老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理 | 第 14 条、自治令第 174 条 の 49 の 10 第 1 項、第 2 項 |
| 2 | 市の行う老人居宅生活支援事業の開始の知事への届出の省略 | 第 14 条、自治令第 174 条の 49 の 10 第 2 項 |
| 3 | 民間の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る届出の受理 | 第 14 条の 2、自治令第 174 条の 49 の 10 第 2 項 |
| 4 | 市の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る知事への届出の省略 | 第 14 条の 2、自治令第 174 条の 49 の 10 第 2 項 |
| 5 | 民間の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の届出の受理 | 第 14 条の 3、自治令第 174 条の 49 の 10 第 2 項 |
| 6 | 市の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の知事への届出の省略 | 第 14 条の 3、自治令第 174 条の 49 の 10 第 2 項 |
| 7 | 民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施 設又は老人介護支援センターの設置の届出の受理 | 第 15 条第 2 項、自治令第 174 条の 49 の 10 第 1 項、 第 2 項 |

| 8 | 市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設 又は老人介護支援センターの知事への設置の届出の省略 | 第 15 条第2項、自治令第 174 条の49 の10 第2項 |
|----|---|--|
| 9 | 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの知事 への設置の届出の省略 | 第 15 条第 3 項、自治令第 174 条の 49 の 10 第 2 項 |
| 10 | 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人 ホームの認可 | 第15条第4項、第6項 自治令第174条の49の10 第1項 |
| 11 | 7、10 について届出事項に変更があった場合の届出の受理 | 第 15 条の2第1項、第2 項、自治令第 174 条の 49 の10 第1項 |
| 12 | 民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施 設又は老人介護支援センターの廃止・休止の届出の受理 | 第 16 条第1項、自治令第 174 条の49 の10 第2項 |
| 13 | 市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設 又は老人介護支援センターの知事への廃止・休止の届出の省 略 | 第 16 条第1項、自治令第 174 条の49 の10 第2項 |
| 14 | 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについ て知事への廃止・休止等の届出の省略 | 第 16 条第2項、自治令第 174 条の49 の10 第2項 |
| 15 | 社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止・休止等の認可 | 第 16 条第 3 項、自治令第 174 条の 49 の 10 第 1 項 |
| 16 | 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの施設基準の制定 (条例制定) | 第 17 条第 1 項 |
| 17 | 民間の行う老人居宅生活支援事業等について報告聴取等 | 第 18 条第1項、自治令第 174 条の49 の10 第1項、 第2項 |
| 18 | 市の行う老人居宅生活支援事業等について知事の報告聴取等の不適用 | 第 18 条第1項、自治令第 174 条の49 の10 第3項 (自治令第174 条の31 の 2 第4項を準用) |
| 19 | 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人 ホームについて報告聴取等 | 第 18 条第2項、自治令第 174 条の49 の10 第1項、 第2項 |
| 20 | 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて知事の報告聴取等の不適用 | 第 18 条第 2 項、自治令第 174 条の 49 の 10 第 3 項 (自治令第 174 条の 31 の 2 第 4 項を準用) |
| 21 | 民間の行う認知症対応型老人共同生活援助事業等の前払金の 保全措置についての改善命令 | 第18条の2第1項、自治令 第174条の49の10第3 項(自治令第174条の31 の2第4項を準用) |
| 22 | 民間の行う老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等 | 第18条の2第2項、自治令 第174 条の49 の10 第3 項(自治令第174 条の31 の2第4項を準用) |
| 23 | 老人居宅生活支援事業等について知事による事業の停止命令 等の不適用 | 第18条の2第2項、自治令 第174 条の49 の10 第3 項(自治令第174 条の31 の2第4項を準用) |
| 24 | 老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等に関す る地方社会福祉審議会の意見聴取 | 第 18 条の 2 第 3 項、自治令 第 174 条の 49 の 10 第 1 項、第 2 項 |

| 25 | 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人 ホームについて認可の取消等 | 第 19 条第 1 項、自治令第 174 条の 49 の 10 第 1 項、第 2 項 |
|----|---|--|
| 26 | 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて知事の廃止命令等の不適用 | 第19条第1項、自治令第 174条の49の10第3項 (自治令第174条の31の 2第4項を準用) |
| 27 | 有料老人ホームの設置の届出の受理 | 第 29 条第 1 項 |
| 28 | 有料老人ホームの届出の変更の受理 | 第 29 条第 2 項 |
| 29 | 有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理 | 第 29 条第 3 項 |
| 30 | 有料老人ホームの設置者もしくは管理者もしくは介護等受託 者に対する報告徴収等 | 第 29 条第 9 項 |
| 31 | 有料老人ホームの設置者に対する改善命令 | 第 29 条第 11 項 |

⁽注) 老人福祉法の条番号等である。また、自治令とあるのは地方自治法施行令の条番号等である。

(介護保険法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 指定介護老人福祉施設の指定 | 第 48 条第 1 項(1) |
| 2 | 指定介護老人福祉施設の指定更新 | 第86条の2第1項 |
| 3 | 指定介護老人福祉施設に係る変更届 | 第89条 |
| 4 | 指定介護老人福祉施設についての質問及び立入検査 | 第 90 条第 1 項 |
| 5 | 指定介護老人福祉施設に係る指定の辞退の届出受理 | 第91条 |
| 6 | 指定介護老人福祉施設の指定の取消等 | 第 92 条第 1 項 |
| 7 | 介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可 | 第94条第1項、第2項 |
| 8 | 指定介護老人保健施設の開設許可の更新 | 第94条の2第1項 |
| 9 | 指定介護老人福祉施設の管理者の承認 | 第95条第1項、第2項 |
| 10 | 介護老人保健施設に係る変更届 | 第99条第1項、第2項 |
| 11 | 介護老人保健施設についての質問及び立入検査 | 第 100 条第 1 項 |
| 12 | 介護老人保健施設の許可の取消等 | 第 104 条第 1 項 |
| 13 | 介護保険施設についての帳簿書類等の提示 | 第24条第1項、第2項 |
| 14 | 指定介護療養型医療施設の指定更新 | 旧第107条の2第1項 |
| 15 | 指定介護療養型医療施設の変更届 | 旧第 111 条 |
| 16 | 指定介護療養型医療施設の辞退届 | 旧第 113 条 |
| 17 | 指定介護療養型医療施設についての質問及び立入検査 | 旧第 104 条第 1 項 |
| 18 | 指定介護療養型医療施設に係る指定の取消等 | 旧第 114 条 |
| 19 | 介護保険施設についての帳簿書類等の提示 | 旧第24条第1項、第2項 |
| 20 | 事業者に対する報告命令、立入検査等に関する事務 | 第 76 条第 1 項、83 条第 1 項、第 115 条の 7 第 1 項 |

| 21 | 勧告、公表、命令、公示に関する事務 | 第76条の2第1項、第2項、 第3項、第4項、第83条の 2第1項、第2項、第3項、 第4項 |
|----|---------------------------|---|
| 22 | 指定の取消し及び指定の効力の停止に関する事務 | 第 77 条第 1 項、第 84 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項 |
| 23 | 公示に関する事務 | 第 78 条、第 85 条、第 115 条の 10 |
| 24 | 指定に関する事務 | 第 41 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 53 条第 1 項 |
| 25 | 特定施設入居者生活介護等に関する市町村への意見照会 | 第70条第6項(第70条の 2第4項、第70条の3第2 項において準用する場合を 含む) |
| 26 | 指定の更新に関する事務 | 第70条の2第1項 (第115 条の11において準用する場合を含む)、第79条の2 |
| 27 | 届出の受理に関する事務 | 第75条第1項、第2項、第 82条第1項、第2項、第115 条の5第1項、第2項 |

⁽注) 介護保険法の条番号等である。また、旧とあるのは旧法の介護保険法の条番号等である。

(障害者総合支援法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の指定 | 第29条第1項、自治令第 174条の49の12第1 項、第2項 |
| 2 | 基準該当事業所、基準該当施設についての条例の制定 | 第 30 条第 2 項、自治令第 174 条の 49 の 12 第 1 項、第 2 項 |
| 3 | 指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 | 第37条第1項、第2項 自治令第174条の49の12 第1項、第2項 |
| 4 | 指定障害者支援施設の指定の変更 | 第39条第1項、第2項 自治令第174条の49の12 第1項、第2項 |
| 5 | 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の指定の 更新 | 第41条第1項、自治令第 174条の49の12第1 項、第2項 |
| 6 | 指定障害福祉サービス事業所の基準の条例の制定 | 第 43 条第 1 項、自治令第 174 条の 49 の 12 第 1 項、第 2 項 |
| 7 | 指定障害者支援施設の基準の条例の制定 | 第 44 条第 1 項、自治令第 174 条の 49 の 12 第 1 項、第 2 項 |
| 8 | 指定障害福祉サービス事業に関する変更等の届出の受理 | 第46条第1項、第2項、 第3項、自治令第174条の 49の12第1項、第2項 |
| 9 | 指定障害者支援施設の指定の辞退の受理 | 第47条、自治令第174条 の49の12第1項、第2 項 |

| 10 | 指定障害福祉サービス事業者に対する報告命令、立入検査等 | 第 48 条第 1 項、自治令第 174 条の 49 の 12 第 1 項、第 2 項 |
|----|--|---|
| 11 | 指定障害者支援施設に対する報告命令、立入検査等 | 第 48 条第 3 項、自治令第 174 条の 49 の 12 第 1 項、第 2 項 |
| 12 | 指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告 | 第 49 条第 1 項、自治令第 174 条の 49 の 12 第 1 項、第 2 項 |
| 13 | 指定障害者支援施設に対する基準遵守勧告 | 第49条第2項、自治令第 174条の49の12第1 項、第2項 |
| 14 | 勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が勧告に従わな かった場合の公表、命令等 | 第49条第3項、第4項、 第5項、自治令第174条の 49の12第1項、第2項 |
| 15 | 勧告の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の通知の受理 | 第49条第6項、自治令第 174条の49の12第1項、 第2項 |
| 16 | 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消等 | 第50条第1項、自治令第 174条の49の12第1項、 第2項 |
| 17 | 取消しの対象となる指定障害福祉サービス事業者の通知の受理 | 第50条第2項、自治令第 174条の49の12第1項、 第2項 |
| 18 | 指定障害者支援施設の指定の取消等及び取消しの対象となる 指定障害者支援施設の通知の受理 | 第50条第3項、自治令第 174条の49の12第1項、 第2項 |
| 19 | 指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示 | 第51条、自治令第174条の 49の12第1項、第2項 |
| 20 | 指定一般相談支援事業者の指定 | 第51条の14第1項、自治 令第174条の49の12第1 項、第2項 |
| 21 | 指定の更新 (一般相談支援事業者に限る) | 第51条の21第1項、自治 令第174条の49の12第1 項、第2項 |
| 22 | 一般相談支援事業所の変更の届出の受理 | 第51条の25第1項、自治 令第174条の49の12第1 項、第2項 |
| 23 | 指定一般相談支援事業者の廃止等の届出の受理 | 第51条の25第2項 自治令第174条の49の12 第1項、第2項 |
| 24 | 指定一般相談支援事業者に対する報告命令、立入検査等 | 第51条の27第1項 自治令第174条の49の12 第1項、第2項 |
| 25 | 指定一般相談支援事業者に対する勧告 | 第51条の28第1項 自治令第174条の49の12 第1項、第2項 |
| 26 | 25の勧告に従わなかった指定事業者等の公表 | 第51条の28第3項 自治令第174条の49の12 第1項、第2項 |
| 27 | 25の勧告に係る措置の命令 | 第51条の28第4項 自治令第174条の49の12 第1項、第2項 |

| | | 然 51 夕 の 90 |
|----------|-----------------------------------|---|
| 28 | 25の勧告に係る措置の命令の公示 | 第 51 条の 28 第 5 項 自治令第 174 条の 49 の 12 |
| | | |
| | | 第1項、第2項 第51条の28第6項 |
| 29 | 勧告の対象となる指定一般相談支援事業者の通知の受理 | 第51条の28第6項 自治令第174条の49の12 |
| | | 第1項、第2項 |
| | | 第51条の29第1項 |
| 30 | 指定一般相談支援事業者の指定の取消し | 第51条の29第1項 自治令第174条の49の12 |
| | | 第1項、第2項 |
| | | 第51条の29第3項 |
| 31 | 取消しの対象となる指定一般相談支援事業者の通知の受理 | 自治令第 174 条の 49 の 12 |
| | | 第1項、第2項 |
| - 00 | | 第51条の30第1項 |
| 32 | 指定一般相談支援事業所等の指定等の公示 | 自治令第 174 条の 49 の 12 |
| | | 第1項、第2項 |
| | ロ明かたと歴史には、バル本楽像の内状の日出 | 第79条第2項、自治令第 |
| 33 | 民間が行う障害福祉サービス事業等の実施の届出 | 174 条の32 第1項、第3 |
| | | 項、自治令第 174 条の 49 |
| | | の12 第1項、第2項 |
| - | | 第79条第3項、自治令第 |
| 34 | 33 の届出の変更届出の受理 | 174条の32第1項、第3 |
| | | 項、自治令第 174 条の 49 |
| | | の12 第1項、第2項 |
| | 22 の事業の廃止燃の足川の延押 | |
| 35 | 33 の事業の廃止等の届出の受理 | 第79条第4項、自治令第 174条の32第1項、第3 |
| | | 174 朱の 32 弟 1 頃、弟 3 項、自治令第 174 条の 49 |
| | | の12 第1項、第2項 |
| | | |
| 36 | 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホー | 第80条第1項、第2項、自 |
| | ムの設備及び運営に関する基準の設定 | 治令第174条の32第1 |
| | 20000個次の定当に因する至中の政定 | 項、第3項、自治令第174 |
| | | 条の49の12第1項、第2 項 |
| | | 第 81 条第 1 項 |
| 37 | 民間が行う障害福祉サービス事業者に対する報告聴取等 | 第 81 未第 1 項 自治令第 174 条の 32 第 1 |
| | | 項、第3項、自治令第174 |
| | | 条の49の12第1項、第2 |
| | | 項 |
| 20 | 民間が行う障害福祉サービス事業者に対する事業の制限等 | 第82条第1項、自治令第 |
| 38 | 以明が117階合価値リーにク事業日に刈りる事業の制限等 | 174 条の 32 第1項、第3 |
| | | 項、自治令第 174 条の 49 |
| | | の12第1項、第2項 |
| - 00 | 日田かたと歴史担打・ルッキャゼル・レー・マニッマン・オットへ | 第82条第2項、自治令第 |
| 39 | 民間が行う障害福祉サービス事業者に対する運営の改善命令 | 174条の32第1項、第3 |
| | | 項、自治令第 174 条の 49 |
| | | の12 第1項、第2項 |
| <u> </u> | | |
| 40 | 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の設定 | 第84条第1項、第2項 自治令第174条の32第1 |
| | | 項、第3項、自治令第174 |
| | | 条の49の12第1項、第2 |
| | | 項 |
| | 陪宝老公会古姪注の冬乗早竿である。また、白海会しあるのけ地 | ツ 古白沿江協行人の冬立乗早竿 |

⁽注) 障害者総合支援法の条番号等である。また、自治令とあるのは地方自治法施行令の条文番号等 である。

4. 子ども青少年部

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目 数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|------|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 児童福祉に関す | 3 | 産休等代替職員費の補助 | 有 | 0 | 259, 539 |
| る事務 | | 就学前人権教育研修等の実施 | 有 | 204, 000 | 409, 000 |
| | | 児童の安全確保及び感染症対 | | | |
| | | 策等に関する所管施設への通 | 有 | 0 | 0 |
| | | 知等 | | | |
| 社会福祉法に基 | 1 | 第2種社会福祉事業及び地域 | | | |
| づく事務 | | 子育て支援拠点事業を開始し | 無 | 0 | 0 |
| | | た場合の届出の受理 | | | |
| 母子及び父子並 | 32 | 母子福祉資金・寡婦福祉資金 | 有 | 23, 976, 629 | 17, 227, 124 |
| びに寡婦福祉法 | | の貸付け(①) | 有 | 23, 970, 629 | 17, 227, 124 |
| に基づく事務 | | 母子家庭等の日常生活支援 | 有 | 28, 800 | 1 000 000 |
| | | (2, 3) | 有 | 28, 800 | 1, 002, 882 |
| | | 母子家庭就業支援事業の実施 | 有 | 0 | 1, 789, 000 |
| | | 母子福祉推進委員の設置 | 有 | 0 | 0 |
| 移譲事務項目計 | 36 | | • | | |

表中の①~③は該当する事務で検出された課題事項の番号である。なお、課題事項④は移譲事務ではないため、表中に対応関係を記載していない。

① 母子父子寡婦福祉資金の回収努力について

| 主な事務内容 | 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け |
|--------------------------|------------------------------|
| 根拠法令 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則 |
| マニュアル等 | |

「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度は、ひとり親家庭並びに寡婦の経済的自立を 図るための用途(子どもの修学や就学支度、母親・父親自身の技能習得や転宅等)の ために資金を貸付する制度であり、申請書提出時に返済(償還)計画書に記載された 償還期間内に、元利均等払いの方法により回収している。 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、訪問徴収を行ったケースもあるが、最終入金日から10年以上たっているもの10件について、貸付台帳等個人ファイルを確かめたところ、年に1回の催告状は全件について発送しているものの、発送しているのみで電話等での接触を全く行っていない貸付先が6件であった。

大阪府から当該事務が移譲された時点で既に大阪府での債権回収の取組みがかなり進んでいたため、回収困難な債権が多いのは確かである。しかしながら、<u>枚方市として合理的な回収努力をしていないことは問題である(意見番号 28)</u>。なお、平成 30 年度には、枚方市として弁護士を採用する予定であるため、効果的な債権回収の方法などについて助言を受けたいとのことであった。

また、貸付台帳等個人ファイルを閲覧した10件のうち1件についてはマイナン バー通知書のコピーを入手し保管していた。本件事務の手続上、マイナンバーの取 得は定められておらず、保管していることのみならず取得していること自体が大き な問題である(結果番号17)。

② 利用者負担金の回収について

| 主な事務内容 | 母子家庭等の日常生活支援 |
|--------------------------|------------------------|
| 根拠法令 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱 |
| マニュアル等 | 枚方市父子家庭生活支援員派遣事業実施要綱 |

枚方市では、ひとり親家庭等を対象に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣し、 日常生活の手伝い等を行う日常生活支援事業を実施している。利用者は利用登録を 行えば、収入区分に応じて1時間あたり0円~300円の負担により、日常生活の支 援を受けることができる。

枚方市父子家庭生活支援員派遣事業について、平成28年度においては1名の利用があった。当該利用者の負担金は34,050円であったが、平成28年度末において全額が未回収の状態となっていた。利用者負担金の未回収の債権について、督促状の送付手続や電話等での連絡手続は行われていたが、回収にはつながらなかった。未回収債権の回収は、督促状の送付や電話等の連絡のみでなく、利用者と具体的な回収計画について確認を行う必要がある(意見番号29)。

なお、改めて、枚方市が利用者に対して電話による連絡を実施した結果、当該未 回収の債権について平成29年12月より分割納入される予定とのことである。

③ 委託業者の誓約書の日付について

| 主な事務内容 | 母子家庭等の日常生活支援 |
|----------|------------------------|
| 根拠法令 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱 |
| ・マニュアル等 | 枚方市父子家庭生活支援員派遣事業実施要綱 |

母子家庭等の日常生活支援事務は、枚方市父子家庭生活支援員派遣事業として、 平成28年度は、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会に委託している。

枚方市父子家庭生活支援員派遣事業の委託契約において、業務に従事する作業責任者及び作業従事者より個人情報の保護に関する誓約書を入手しているが、当該誓約書5名中4名に誓約日の日付が抜けていた(結果番号18)。

誓約書は契約書の添付資料の一つであり、適切に日付が記載された誓約書を入手する必要がある。

④ 資格確認の記録について

| 主な事務内容 | ひとり親家庭自立支援給付金の支給 ※ |
|--------------------------|---------------------------|
| 根拠法令 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務 |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則 |
| マニュアル等 | |

※移譲事務ではないが移譲事務の周辺事務として監査対象としている。

枚方市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務として、「枚方市ひとり 親家庭自立支援給付金の支給に関する規則」に基づき、自立支援教育訓練給付金や 高等職業訓練促進給付金等を支給している。

枚方市では、「自立支援教育訓練給付金」の申請時には「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」を、「高等職業訓練促進給付金」の申請時には「高等職業訓練促進給付金受付票」をそれぞれ使用して、支給要件の確認を行っている。また、遺族年金受給者等、児童扶養手当受給者以外の方でも給付金支給の対象者となる場合があるため、一部の申請者については、児童扶養手当受給者証のコピーの添付がなく、戸籍謄本及び住民票にてひとり親であることの確認を行っている。

「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」を閲覧したところ、資格確認欄が存在し、資格要件を満たしているかどうかのチェック形式となっているが、当該資格確認欄への記入が漏れていた(結果番号 19)。

また、高等職業訓練はカリキュラムが複数年にわたるため、継続的に支給要件を満たしているかの確認については、対象者となる要件が「児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること」であるため、毎年8月に全ての受給者に対し所得の調査を行い、児童扶養手当と同等の所得水準であるか、また扶養人数等に変更がないかを確認するとともに、住民票上でもひとり親の世帯状況に変更がないかを確認し、補足的に9月頃、児童扶養手当の受給確認を行っているとのことであったが、当該確認に関する記録が書類として残されていなかった。ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給要件を継続的に満たしていることについても、確認したことについて記録を残す必要がある(意見番号30)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(児童福祉に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) | | | | | |
|----|--------------------|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 産休等代替職員費補助金 | 産休等代替職員制度実施要綱 産休等代替職員費補助金交付要綱 | | | | | |
| 2 | 就学前人権教育研修 | 就学前人権教育研究協議会連絡協議会設置 要綱及び当該年度研修会実施要綱 | | | | | |
| 3 | 児童の安全確保及び感染症対策等の報告 | 児童福祉施設等における児童の安全確保について (平成13年6月15日雇児総発第402号) 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号) | | | | | |

⁽注) 1、2番は大阪府の要綱、3番は国の通知文書である。

(社会福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 第2種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理 | 第69条第1項、自治令第 174条の49の7第1項、 第2項 |

⁽注) 社会福祉法の条番号等、自治令とあるのは地方自治法施行令の条番号等を記載している。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) | |
|----|---|---|--|
| 1 | 配偶者のいない女子で児童を扶養しているもの又はその扶養している児童、寡婦に対する母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け | 第13条第1項、第2項、 第3項、第32条第1項 (第13条第1項、第3項 を準用) | |
| 2 | 母子福祉団体に対する母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け | 第 14 条、第 32 条第 3 項 (第 14 条を準用) | |

| 3 | 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付けをしたものが死亡等した ときの償還の免除 | 第 15 条第 1 項、第 2 項、 第 32 条第 4 項(第 15 条第 1 項を準用) |
|----|--|---|
| 4 | 民間の行う母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理 | 第20条、第33条第3項自 治令第174条の49の9第 2項 |
| 5 | 市の行う母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業 の開始の知事への届出の省略 | 第20条、第33条第3項自 治令第174条の49の9第 2項【監督の特例】 |
| 6 | 母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業の廃止・ 休止の届出の受理 | 第21条、第33条第4項 (第21条を準用)自治令 第174条の49の9第2項 |
| 7 | 民間の行う母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業について報告徴収等(都道府県・指定都市・中核市が直接実施する母子家庭等日常生活支援及び寡婦日常生活支援事業に係る報告徴収等を除く) | 第 22 条第 1 項、第 33 条第 4 項(第 22 条第 1 項を準 用)自治令第 174 条の 49 の 9、第 174 条の 31 |
| 8 | 民間の行う母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業について事業停止命令等(都道府県・指定都市・中核市が直接実施する母子家庭等日常生活支援及び寡婦日常生活支援事業に係る業務停止命令等を除く) | 第23条、第33条第4項(第 23条を準用)自治令第174 条の49の9、第174条の31 |
| 9 | 母子家庭就業支援事業の実施 | 第30条第2項 |
| 10 | 母子福祉資金の貸付けを受けるものに対する寡婦福祉資金の貸付けの停止 | 第 32 条第 6 項 |
| 11 | 寡婦就業支援事業の実施 | 第 35 条第 2 項 |
| 12 | 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付けをするにあたっての特別 会計の設置 | 第 36 条第 1 項 |
| 13 | 母子福祉資金・寡婦福祉資金の特別会計決算上の余剰金の繰入 | 第 36 条第 3 項 |
| 14 | 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付けの資金の国からの借り受け等 | 第37条第1項、第2項、第 4項、第5項、第6項 |
| 15 | 修学資金の貸付金の交付の停止及び減額 | 第 11 条 |
| 16 | 母子福祉資金貸付金の貸付けの停止 | 第12条、第13条 |
| 17 | 母子福祉団体が貸付けを受けた事業以外の用途に貸付金を使用 する際の承認 | 第15条第1項第3号 |
| 18 | 貸付けを受けた母子福祉団体からの報告の受理、立入検査、運 営改善の勧告、法令等に違反した理事の解職の勧告 | 第 15 条第 2 項 |
| 19 | 母子福祉資金貸付金の一時償還の請求 | 第 16 条 |
| 20 | 母子福祉資金貸付金に係る違約金の徴収 | 第17条 |
| 21 | 母子福祉資金貸付金の一時償還に係る納付金の受領 | 第18条第1項、第2項 |
| 22 | 母子福祉資金貸付金の償還金の支払の猶予 | 第 19 条第 1 項 |
| 23 | 母子福祉資金貸付金の貸付けに関し必要な事項を定める | 第 23 条 |
| 24 | 母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況の厚生労働大臣への報告 | 第 24 条 |
| 25 | 特別会計上の剰余金の国への償還 | 第42条第2項 |
| 26 | 特別会計に繰り入れた額の一部の一般会計への繰入れ | 第 43 条 |
| 27 | 貸付業務の廃止に伴う未貸付額等の国への返還 | 第11条 |

| 28 | 母子福祉資金貸付金の貸付業務の報告 | 第1条の2 |
|----|-------------------------|-------|
| 29 | 福祉資金貸付金に係る国の貸付けを受ける申請手続 | 第10条 |
| 30 | 特別会計歳入歳出決算書の写しの提出 | 第11条 |
| 31 | 福祉資金貸付金の国への償還の手続き | 第12条 |
| 32 | その他必要と認められる書類の提出 | 第13条 |

⁽注) 1~14番は母子及び父子並びに寡婦福祉法の条番号等、15~27番は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の条番号等、28~32番は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の条番号等である。

5. 環境部

(1) 環境総務課

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|------------------|-----------|--------------|--------------|
| 廃棄物の処理及 | | 特定一般廃棄物最終処分場許可 | | | |
| び清掃に関する | | 者に対する維持管理積立金額の | 無 | 0 | 0 |
| 法律に基づく事 | | 通知後の環境事業団への通知 | | | |
| 務 | | 産業廃棄物処理業等の許可、同 | 有 | 73, 000 | 0 |
| | | 変更許可(①) | 作 | 75,000 | 0 |
| | 140 | 排出事業者及び産業廃棄物処理 | 有 | 0 | 0 |
| | 140 | 業等に対する行政処分 | 作 | U | 0 |
| | | 一般廃棄物処理施設の設置の許 | 有 | 0 | 0 |
| | | 可等 | 11 | Ü | U |
| | | 適正な処理を確保するために必 | | | 0 |
| | | 要と認める産業廃棄物の処理 | 有 | 0 | |
| | | (2, 3) | | | |
| ポリ塩化ビフェ | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保 | | | |
| ニル廃棄物の適 | | 管・処分の状況に関する届出の | | | |
| 正な処理の推進 | 8 | 受理 (④) | 有 | 0 | 0 |
| に関する特別措 | 0 | | 行 | U | U |
| 置法に基づく事 | | | | | |
| 務 | | | | | |
| 使用済み自動車 | | 引取業登録等事務 | | | |
| の再資源化に関 | 59 | | 有 | 11, 200 | 0 |
| する法律に基づ | 0.0 | | 713 | 11, 200 | 0 |
| く事務 | | | | | |
| 枚方市産業廃棄 | | 事業場外保管届出事務等(⑤、⑥) | 有 | 0 | 0 |
| 物の不適正な処 | | 産業廃棄物処理業(積替え保管・ | 有 | 0 | 0 |
| 理の防止に関す | 52 | 処分)許可に係わる手続き | 行 | U | 0 |
| る条例に基づく | | 保管事業者に対する搬入停止命令等 | 有 | 0 | 0 |
| 事務 | | | | 0 | U |
| 移譲事務項目計 | 259 | | | | |

表中の①~⑥は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 中間処理施設の設置・新規許可の事前協議に必要な書類の不備について

| 主な事務内容 | 産業廃棄物処理業等の許可、同変更許可 |
|----------|-----------------------------|
| 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 |
| ・マニュアル等 | 枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 |
| | 枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止のための事前協議及 |
| | び行政指導に関する要綱 |

産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可について、「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止のための事前協議及び行政指導に関する要綱」によれば、産業廃棄物の中間処理施設の設置・新規許可に当たって行う事前協議書には、申請日前3月以内に交付された施設所在地の登記簿謄本と施設及びその周辺区域の地籍図を添付する必要があるとされている。

平成28年度中に事前協議の申請があった1件について、この規定のとおりに運用されているか確認したところ、申請日前3月を超えた登記簿謄本と地籍図が添付されていた。具体的には、事前協議の申請日が平成28年8月23日、添付された登記簿謄本と地籍図は順に平成28年4月14日、平成28年2月18日であった。本件のように要綱で要求されている書類が添付されていないにもかかわらず申請を受け付けたことは問題である(結果番号20)。

② 産業廃棄物処理施設の設置に関する許可の手続について

| 主な事務内容 | 適正な処理を確保するために必要と認める産業廃棄物の処理 |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 |
| ・マニュアル等 枚方市産業廃棄物の不適切な処理の防止に関する条例 | |
| | 枚方市産業廃棄物の不適切な処理の防止のための事前協議及 |
| | び行政指導に関する要綱 |

産業廃棄物処理施設の設置に関する許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条に基づき、「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」、「廃棄 物の処理及び清掃に関する法律施行規則」、「枚方市産業廃棄物の不適切な処理の防 止のための事前協議及び行政指導に関する要綱」にしたがって適切かどうか判断さ れ、行われる。当該許可の事務は、専門的かつ技術的な基準を含む事項について、 提出された書面の形式及び内容を審査して行われ、法、条例、要綱に合致しない施設には許可を出すことは認められない。

所管課では、専門的で技術的かつ多くの要件を確認するため、従来大阪府が使用していた手続フローや事前協議書の添付資料チェックリスト、事業計画書添付資料一覧等を参考に、枚方市の仕様に合うようにカスタマイズした上で使用している。設置許可の手続の際には、当該手続フロー等を利用し、設置許可の是非の判断を行うために必要とする書類を漏れなく入手することとしている。

しかしながら、当該事業計画書添付資料一覧は、当該書類の内容の適否を確認する確認者名を記載する様式になっていないため、誰が内容の確認をしたのかが当該事業計画書添付資料一覧を閲覧しただけではわからない。

産業廃棄物処理施設の設置に関する許可は、専門的で技術的かつ多くの要件を確認しなければならず、許可の適否は環境行政に重大な影響を与えることから、<u>許可手続全てについて、入手すべき資料、入手すべき時期及び満たすべき要件を漏れなく一覧でき、進捗状況や作成者のほか、確認者及び確認日がわかるような新たなチェックリストを用いることが有用である(意見番号 31)。</u>

③ 多量排出事業者による提出義務書類の受理業務について

| 主な事務内容 | 適正な処理を確保するために必要と認める産業廃棄物の処理 |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 |
| ・マニュアル等 枚方市産業廃棄物の不適切な処理の防止に関する条例 | |
| | 枚方市産業廃棄物の不適切な処理の防止のための事前協議及 |
| | び行政指導に関する要綱 |

一定の量以上の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項、第10項に基づき、産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書を提出しなければならないとされている。なお、当該計画書又は報告書の未提出者及び虚偽記載者は、同法第33条第2項及び第3項に基づき、20万円以下の過料に処せられる。

当該事務について平成 28 年度の 80 件の報告書の綴りについて確認したが、以下の問題があった。

所管課へのヒアリングによると、当該処理計画実施状況報告書の内容は、大阪府が作成した「多量排出事業者による実施状況報告書のチェック作業マニュアル」に従い確認しているとのことであった。しかしながら、当該報告書の内容等を確認した証跡を残していないため、実際に当該報告書の内容を確認したかどうか、どのよ

うな点をどのような視点で確認したかが第三者からみて客観的に確かめられなかった。

次に、当該産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書の未提出者の把握は、別途提出されるマニフェストを目視で確認し、多量排出事業者となる基準量を超えそうな事業者についてマニフェスト記載量を手作業で集計して多量排出事業者を把握する方法で行っているとのことであった。また、この方法で、毎年度、未提出者の事業者を数事業者発見しており、連絡後、全て提出を受けているとのことであった。しかしながら、手作業の集計結果は残していないとのことであった。このため、多量排出事業者を網羅的に把握できていない可能性がある。

これらの点について、マニフェストについては、データベースソフトを使ってその提出状況を入力しているため、入力後のデータを集計することで漏れなく多量排出事業者及び未提出者を把握することができる。未提出者の早期発見を重視し、入力完了を待たずに目視で多量排出事業者を把握しているが、事後的に、マニフェスト入力データを利用して未提出者の網羅的な発見に努めるべきである(意見番号32)。

④ 高濃度 P C B を保管している事業者に対する立入検査における立入検査指導書等の不備について

| 主な事務内容 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分の状況に関する届出 | | |
|--------------------------|-----------------------------|--|--|
| | の受理 | | |
| 根拠法令 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別 | | |
| | 措置法 | | |
| 条例・規則・要綱 | PCB廃棄物実務マニュアル | | |
| マニュアル等 | | | |

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく事務の遂行にあたり、環境総務課が作成したPCB廃棄物実務マニュアル(平成28年3月作成)によれば、当該マニュアル2.4.1において、高濃度PCBを保管している事業者を中心とした立入検査を実施した際には、①立入検査指導書、②立入検査チェック表、③現場写真をまとめて所管課内で供覧し、綴りに綴ると規定されている。

しかしながら、平成28年度の立入検査について、立入検査指導書等が綴られたファイルを確認したところ、平成28年度に実施した16件の立入検査中4件について現場写真が綴じられていなかった(結果番号21)。この添付漏れは、対象となった立入検査の総数の1/4の割合で発生しており、当該事実に鑑みると、当該業務マ

ニュアルに従った事務が適切に行われているとはいえない。所管課は、当該業務マニュアルに定められた事務を適切に実施するため、実施すべき事務の内容を改めて当該事務に従事する職員に周知するとともに、当該業務マニュアルに定められた書類が適切に綴られているかどうかを相互チェックするなどの仕組みを検討する必要がある。

⑤ 産業廃棄物保管施設届出書の提出時期の修正に伴う記載事項の不備について

| 主な事務内容 | 事業場外保管届出事務等 | |
|----------|--------------------------|--|
| 根拠法令 | 枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 | |
| | 大阪府循環型社会形成推進条例 | |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 | |
| ・マニュアル等 | 大阪府循環型社会形成推進条例 | |
| | 枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針 | |
| | 枚方市がれき類の自ら利用に関する指導指針 | |

「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」第4条において、事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の14日前までに、当該保管を行おうとする事業場ごとに、届出書を市長に提出しなければならないとされている。届出書には保管開始予定日の記載が必要とされていることから、保管開始予定日の14日前までに当該届出書を提出しなければならない。

この点について、平成28年度に届出のあった事業者からの届出を確認したところ、届出書の作成日が平成28年7月11日、保管開始予定日が平成28年8月1日となっており、当初の届出は保管開始予定日の14日前になされていた。しかし、当該届出書に添付する書類に不備があったことから、届出書の再提出が必要となり、最終的に受理したのは平成28年7月25日であった。一方、再提出された届出書上の保管開始予定日は、当初提出された際に記載された平成28年8月1日のままとなっていた。

担当者へのヒアリングによると、最終提出日として届出書を受理した平成28年7月25日の14日後から保管を開始するように口頭で指導したということであったが、当該事実は書類上では確認できず、条例違反となっている。保管開始予定日が届出書提出日から14日以内となっている届出書を受理したことは問題である(結果番号22)。

⑥ 「建設汚泥の自ら利用(現場内)に関する事前協議書と建設汚泥の処理・利用に 関する計画書」の提出遅延について

| 主な事務内容 | 事業場外保管届出事務等 |
|----------|---|
| | |
| 根拠法令 | 枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 |
| | 大阪府循環型社会形成推進条例 |
| | |
| 条例・規則・要綱 | 枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 |
| ・マニュアル等 | 大阪府循環型社会形成推進条例 |
| | 7 (1)/0/13 (1) (1)/0/13 (1)/0/1 |
| | 枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針 |
| | 枚方市がれき類の自ら利用に関する指導指針 |

「枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」によれば、建設汚泥を自ら利用 しようとする工事の請負事業者は、建設汚泥が発生することとなる工事の受注を受 け、着工する前までに「建設汚泥の自ら利用(現場内)に関する事前協議書と建設 汚泥の処理・利用に関する計画書」を提出しなければならないとされている。

平成28年度に計画書の提出があった建設工事1件について確認したところ、当該計画書が提出されたのは平成28年9月であったが、対象となる工事の着工は平成28年3月であった(結果番号23)。このように、半年以上も当該計画書の提出が遅延していた要因は、対象となる事業者への周知不足とのことであった。実際には汚泥処理前に当該計画書が提出されていたことから、環境汚染等の重大な問題とはならなかったとのことであるが、指導指針の定めを逸脱している。「枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」や当該指針の内容について、事業者への周知徹底が必要である。

【引継書に記載された事務の一覧】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|--|-----------|
| 1 | 一般廃棄物処理施設の設置の許可 | 第8条第1項 |
| 2 | 1の許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧 | 第8条第4項 |
| 3 | 1の設置申請に関し生活環境の保全上関係のある市町村への 通知、意見聴取 | 第8条第5項 |
| 4 | 1の設置申請の利害関係者からの意見書の受理 | 第8条第6項 |
| 5 | 一般廃棄物処理施設の設置許可基準の適否による許可・不許可 | 第8条の2第1項 |
| 6 | 大気環境基準の確保困難時の一般廃棄物処理施設の設置不許可 | 第8条の2第2項 |
| 7 | 1の許可に係る有識者からの事前の意見聴取 | 第8条の2第3項 |
| 8 | 1の許可をするにあたっての生活環境の保全上必要な条件の付加 | 第8条の2第4項 |

| 9 | 1の許可を受けた施設の使用前検査 | 第8条の2第5項 |
|----|---------------------------------------|----------------|
| 10 | 特定一般廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知 | 第8条の5第4項 |
| 11 | 1の許可の変更許可 | 第9条第1項 |
| 12 | 11 の変更許可に係る進用等 | 第9条第2項 |
| 13 | 許可の軽微な変更等の届出の受理 | 第9第3項 |
| 14 | 埋立処分終了の届出の受理 | 第9第4項 |
| 15 | 最終処分場の廃止の確認 | 第9第5項 |
| 16 | 1の許可の欠格要件該当の届出の受理 | 第9第6項 |
| 17 | 一般廃棄物処理施設に係る改善命令等 | 第9条の2第1項 |
| 18 | 1の許可の取消し | 第9条の2の2第1項、第2項 |
| 19 | 1の許可の取消しに伴う措置(技術上の基準に適合していることについての確認) | 第9条の2の3第2項 |
| 20 | 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定 | 第9条の2の4第1項 |
| 21 | 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の取消し | 第9条の2の4第5項 |
| 22 | 一般廃棄物処理施設設置の届出の受理 | 第9条の3第1項 |
| 23 | 一般廃棄物処理施設に関する計画の変更、廃止命令 | 第9条の3第3項 |
| 24 | 早期着手の承認 | 第9条の3第4項 |
| 25 | 22 の届出事項の変更届の受理 | 第9条の3第8項 |
| 26 | 25の届出に対する準用等 | 第9条の3第9項 |
| 27 | 一般廃棄物処理施設に係る改善または使用停止命令 | 第9条の3第10項 |
| 28 | 22 の届出等に対する準用等 | 第9条の3第11項 |
| 29 | 一般廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可 | 第9条の5第1項、第2項 |
| 30 | 施設設置者である法人の合併・分割に伴う認可 | 第9条の6第1項、第2項 |
| 31 | 施設設置者の相続人の届出の受理 | 第9条の7第2項 |
| 32 | 適正な処理を確保するために必要な場合の産業廃棄物の処理 | 第 11 条第 3 項 |
| 33 | 産業廃棄物事業場外保管届の受理 | 第12条第3項、第4項 |
| 34 | 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書の受理 | 第 12 条第 9 項 |
| 35 | 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の受理 | 第 12 条第 10 項 |
| 36 | 産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画等の公表 | 第 12 条第 11 項 |
| 37 | 特別管理産業廃棄物事業場外保管届の受理 | 第12条の2第3項、第4項 |
| 38 | 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書の受理 | 第12条の2第10項 |
| 39 | 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の受理 | 第12条の2第11項 |
| 40 | 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画等の公表 | 第12条の2第12項 |
| 41 | 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理 | 第12条の3第7項 |
| 42 | 産業廃棄物の電子情報報告の受理 | 第12条の5第8項 |
| 43 | 産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する勧告等 | 第12条の6 |

| 44 | 産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可 | 第14条第1項、第6項 |
|----|--|---|
| 45 | 産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可基準の適否による許可・不許可 | 第14第5項、第10項 |
| 46 | 44 の許可をするにあたっての生活環境の保全上必要な条件の付加 | 第 14 条第 11 項 |
| 47 | 44の変更許可 | 第14条の2第1項 |
| 48 | 47 の変更許可申請に係る許可基準の適否による許可・不許可 | 第14条の2第2項(第 14条第5、第10項を準 用) |
| 49 | 47 の変更許可をするにあたっての生活環境の保全上必要な条件の付加 | 第 14 条の 2 第 2 項(第 14 条第 10 項を準用) |
| 50 | 産業廃棄物の収集運搬業・処分業の廃止又は住所等の変更の届 出の受理 | 第14条の2第3項 (第 7条の2第3項を準用) |
| 51 | 44の許可の欠格要件該当の届出の受理 | 第14条の2第4項(第7条の2第4項を準用) |
| 52 | 産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者に対する事業停止命令 | 第14条の3 |
| 53 | 44 の許可の取消し | 第14条の3の2 |
| 54 | 特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可 | 第14条の4第1項、第6項 |
| 55 | 特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可基準の適否に よる許可・不許可 | 第14条の4第5項、第10項 |
| 56 | 54 の許可をするにあたっての生活環境の保全上必要な条件の付加 | 第14条の4第11項 |
| 57 | 54の変更許可 | 第14条の5第1項 |
| 58 | 57 の変更許可申請に係る許可基準の適否による許可・不許可 | 第14条の5第2項(第 14条の4第5項、第10 項を準用) |
| 59 | 57 の変更許可をするにあたっての生活環境の保全上必要な条件の付加 | 第 14 条の 5 第 2 項(第 14 条の 4 第 11 項を準 用) |
| 60 | 特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の廃止又は住所等の 変更届の受理 | 第14条の5第3項(第7条の2第3項を準用) |
| 61 | 54 の許可の欠格要件該当の届出の受理 | 第14条の5第3項 (第 7条の2第4項を準用) |
| 62 | 特別管理産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者に対する事業停止命令 | 第 14 条の 6 (第 14 条の 3 を準用) |
| 63 | 54 の許可の取消し | 第14条の6(第14条の 3の2を準用) |
| 64 | 産業廃棄物処理施設の設置の許可 | 第 15 条第 1 項 |
| 65 | 64の許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧 | 第 15 条第 4 項 |
| 66 | 64の許可に係る市町村長意見の聴取 | 第 15 条第 5 項 |
| 67 | 64の許可に係る利害関係者からの意見書の受理 | 第15条第6項 |
| 68 | 64の許可申請に係る設置許可基準の適否による許可・不許可 | 第15条の2第1項 |
| 69 | 64の許可申請に係る大気環境基準の確保困難時の設置不許可 | 第15条の2第2項 |
| | • | |

| 70 | 64 の許可に係る有識者からの事前の意見聴取 | 第15条の2第3項 |
|----|--|--|
| 71 | 64 の許可をするにあたっての生活環境の保全上必要な条件の付加 | 第15条の2第4項 |
| 72 | 64 の許可を受けた施設の使用前検査 | 第15条の2第5項 |
| 73 | 廃棄物処理施設の定期検査の実施 | 第15条の2の2第1項 |
| 74 | 特定産業廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知 | 第15条の2の4(第8条 の5第4項を準用) |
| 75 | 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性 状を有する一般廃棄物を処理する場合の届出の受理 | 第15条の2の4、第15条 の2の5 |
| 76 | 64の許可の変更許可 | 第15条の2の6第1項 |
| 77 | 76の変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧 | 第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条第 4 項を準用) |
| 78 | 76 の変更許可に係る市町村長意見の聴取 | 第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条第 5 項を準用) |
| 79 | 76 の変更許可に係る利害関係者からの意見書の受理 | 第15条の2の6第2項 (第15第6項を準用) |
| 80 | 76 の変更許可申請に係る設置許可基準の適否による許可・不許可 | 第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条の 2 第 1 項を準用) |
| 81 | 76の変更許可申請に係る大気環境基準の確保困難時の設置不許可 | 第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条の 2 第 2 項を準用) |
| 82 | 76 の変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取 | 第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条の 2 第 3 項を準用) |
| 83 | 76 の変更許可をするにあたっての生活環境の保全上必要な条件の付加 | 第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条の 2 第 4 項を準用) |
| 84 | 76 の変更許可を受けた施設の使用前検査 | 第 15 条の 2 の 6 第 2 項 (第 15 条の 2 第 5 項を準用) |
| 85 | 許可の軽微な変更等の受理 | 第15条の2の6第3項 (第9条第3項を準用) |
| 86 | 埋立処分終了の届出の受理 | 第15条の2の6第3項 (第9条第4項を準用) |
| 87 | 最終処分場の廃止の確認 | 第15条の2の6第3項 (第9条第5項を準用) |
| 88 | 産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件該当の届出の受理 | 第15条の2の6第3項 (第9条第6項を準用) |
| 89 | 産業廃棄物処理施設に係る改善命令等 | 第15条の2の7第1項 |
| 90 | 64 の許可の取消し | 第15条の3第1項、第2項 |
| 91 | 最終処分場の許可取り消しに伴う廃止の確認申請の受理 | 第15条の3の2第2項 |
| 92 | 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定 | 第15条の3の3第1項 |
| 93 | 92 の認定の取消し | 第15条の3の3第5項 |
| 94 | 熱回収施設の休止等の届出の受理 | 第15条の3の3第6 項、令第7条の4(第5 条の5を準用) |
| 95 | 産業廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可 | 第15条の4(第9条の 5第1項を準用) |
| 96 | 施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可 | 第15条の4(第9条の 6第1項を準用) |

| 97 | 施設設置者の相続人の届出の受理 | 第15条の4(第9条の |
|---------|--|---|
| <i></i> | 心のは自己・ハロがス・ハ田ロック文を | 7第2項を準用) |
| 98 | 廃棄物処理センターの事業計画書等の受理 | 第15条の8第1項、令 第13条 |
| 99 | 廃棄物処理センターに対する立入検査・報告聴取 | 第 15 条の 13、第 15 条の 14、令第 13 条 |
| 100 | 指定区域の指定 | 第 15 条の 17 |
| 101 | 指定区域台帳の調整、保管 | 第 15 条の 18 |
| 102 | 土地の形質の変更届出の受理及び計画変更命令 | 第 15 条の 19 |
| 103 | 事業者等に対する報告徴収 | 第18条第1項 |
| 104 | 事業者等に対する立入検査 | 第19条第1項 |
| 105 | 産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者 への改善命 | 第19条の3 |
| 106 | 産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われ生活環境保全 上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令 | 第19条の5第1項 |
| 107 | 106 の命令書の交付 | 第19条の5第2項(第 19条の4第2項を準用) |
| 108 | 排出事業者等に対する措置命令 | 第19条の6第1項 |
| 109 | 108 の命令書の交付 | 第 19 条の 6 第 2 項(第 19 条の 4 第 2 項を準用) |
| 110 | 生活環境保全上の支障の除去等の措置、その公告 | 第19条の8第1項 |
| 111 | 生活環境保全上の支障の除去等の措置の要した費用の負担命令 | 第19条の8第2項、第 3項、第4項 |
| 112 | 生活環境保全上の支障の除去等の措置に係る維持管理積立金の取戻し | 第19条の8第6項 |
| 113 | 112 の除去用の措置を行う場合の適正処理推進センターへの協力要請 | 第 19 条の 9 |
| 114 | 土地の形質の変更により生じた生活環境保全上の支障の除去 等の措置命令 | 第19条の10第1項 |
| 115 | 114 の命令書の交付 | 第 19 条の 10 第 2 項(第 19 条の 4 第 2 項を準用) |
| 116 | 廃棄物の処理施設の廃止の届出に係る台帳の調製・保管 | 第19条の11第1項 |
| 117 | 関係人から請求があった場合の届出台帳の閲覧 | 第19条の11第3項 |
| 118 | 環境衛生指導員の任命 | 第 20 条 |
| 119 | 特定処理施設の事故時の措置等の届出の受理 | 第21条の2第1項 |
| 120 | 特定処理施設の事故時の措置命令 | 第21条の2第2項 |
| 121 | 産業廃棄物等の許可等及びその取消に関する県警本部長等からの意見聴取 | 第23条の3第1項、第2項 |
| 122 | 関係行政機関、関係地方公共団体への照会、協力要請 | 第 23 条の 5 |
| 123 | 許可を受けた一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知 | 第4条の4の4 |
| 124 | 特定一般廃棄物最終処分場許可者に対する維持管理積立金額 の通知後の環境事業団への通知 | 第4条の10第2項 |
| 125 | 10 の通知に係る維持管理積立金の積立て及び取戻しの状況の通知の受理 | 第4条の10第3項 |

| 126 | 特定一般廃棄物最終処分場設置者が維持管理積立金を積立期 限までに積み立てなかった旨の環境事業団からの通知の受理 | 第4条の11第2項 |
|-----|--|--------------|
| 127 | 地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知 | 第4条の16 |
| 128 | 特定一般廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理 | 第4条の17 |
| 129 | 管理票交付者が講じた措置内容等の報告書の受理 | 第8条の29 |
| 130 | 電子情報組織使用者が講じた措置内容等の報告書の受理 | 第8条の38 |
| 131 | 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出 の受理書の交付 | 第12条の7の17第4項 |
| 132 | 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出 に係る変更・廃止の旨の届出の受理 | 第12条の7の17第5項 |
| 133 | 熱回収施設の認定証の交付 | 第12条の11の10 |
| 134 | 事前協議書の受理 | 第3条 |
| 135 | 事前協議書の計画地の調査 | 第4条 |
| 136 | 事前協議書に係る関係各課への照会 | 第4条 |
| 137 | 事前協議書に係る関係各課からの回答の受理 | 第4条 |
| 138 | 事前協議書に係る指導書の交付 | 第4条 |
| 139 | 事前協議書の事業計画及び施設の調査 | 第7条 |
| 140 | 事前協議書の結果通知の交付 | 第7条 |
| | | • |

⁽注) 1~122 番は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条番号、123~133 番は廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行規則の条番号、134~140 は枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止のための事 前協議及び行政指導に関する要綱の条番号である。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく事務 一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-----------------------------|-------------|
| 1 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分の状況に関する届出 | 第8条 |
| 2 | 1の保管及び処分の状況の公表 | 第9条 |
| 3 | 事業者の地位の承継人からの届出の受理 | 第12条第2項 |
| 4 | 事業者に対する指導・助言 | 第14条 |
| 5 | 事業者に対する改善命令 | 第 16 条第 1 項 |
| 6 | 事業者に対する改善命令の交付 | 第16条第2項 |
| 7 | 事業者等からの報告聴取 | 第17条 |
| 8 | 事業者等の事務所等への立入検査等 | 第 18 条第 1 項 |

⁽注) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の条番号等である。

(使用済自動車の再資源化に関する法律に基づく事務一覧)

| 1 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引き取り、 引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言 第20 条第1項 2 関連事業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施 に関する動告 第20 条第1項 3 フロン類回収業者に対するフロン類の回収に関する基準の遵守に関する動告 第20 条第3項 4 関連事業者に対する勧告に係る措置の命令 第20 条第3項 5 引取業者の登録 第42 条第1項 6 引取業者の登録 第42 条第1項 7 引取業登録申請書の受理 第43 条第1項 8 引取業者登録申請者への登録の通知 第44 条第1項 9 引取業登録申請者への登録の通知 第45 条第1項 11 引取業登録申請者への登録の拒否 第46 条第1項 12 引取業者の変更の届出の受理 第46 条第1項 13 引取業者登録簿の変更登録 第46 条第3項 14 引取業の要素の開出者への変更登録の通知 第48 条第1項 15 引取業者登録簿の服治 第47 条 16 引取業者の発験の政治 第48 条第1項 17 引取業者の登録の政治 第51 条第1項 19 引取業者の登録の取消し等の通知 第51 条第1項 20 フロン類回収業者の登録の取消し等の通知 第55 条第1項 21 フロン類回収業者の登録の取消し等の通知 第56 条第1項 22 フロン類回収業者の登録の拒否 第56 条第1項 22 フロン類回収業者の要録の指否の受理 第57 条第3項 22 フロン類回収業者の要是の原計の受理 第57 条第3項 28 フロン類回収業者の要是の財活とのの要用と対しのの要用と対しのののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|---|----|-------------------------|-------------|
| に関する動管 | 1 | | 第 19 条 |
| する勧告 | 2 | | 第 20 条第 1 項 |
| 5 引取業者の登録 第42条第1項 6 引取業者の登録の更新 第42条第2項 7 引取業登録申請書の受理 第43条第1項 8 引取業登録申請者への登録 第44条第1項 9 引取業登録申請者への登録の通知 第44条第2項 10 引取業登録申請者への登録の通知 第45条第1項 11 引取業者の登録の拒否 第46条第1項 12 引取業者の登録の正の受理 第46条第1項 13 引取業者登録簿への変更登録 第46条第3項 14 引取業変更登録届出者への変更登録の通知 第46条第3項 15 引取業者の廃業等の届出の受理 第48条第1項 17 引取業者の登録の取消し等 第51条第1項 19 引取業者の登録の取消し等 第51条第1項 20 フロン類回収業者の登録の取消し等の通知 第55条第1項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第53条第1項 22 フロン類回収業者登録簿への登録 第55条第1項 23 フロン類回収業を録申請者への登録の通知 第55条第1項 24 フロン類回収業を録申請者への登録の通知 第55条第1項 25 フロン類回収業を録申請者への登録の拒否の通知 第56条第1項 26 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第57条第1項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第57条第1項 28 フロン類回収業者の登録の取消し等 第57条第3項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第58条第1項 | 3 | | 第 20 条第 2 項 |
| 6 引取業者の登録の更新 第 42 条第 2 項 7 引取業登録申請書の受理 第 43 条第 1 項 8 引取業登録申請者への登録 第 44 条第 2 項 9 引取業登録申請者への登録の拒否 第 45 条第 1 項 11 引取業登録申請者への登録の拒否の通知 第 45 条第 2 項 12 引取業者登録簿への変更登録 第 46 条第 1 項 13 引取業者登録簿への変更登録 第 46 条第 3 項 14 引取業変更登録届出者への変更登録の通知 第 46 条第 3 項 15 引取業者登録簿の園覧 第 47 条 16 引取業者の登録の財消し等 第 49 条 17 引取業者の登録の財消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者の登録の取消し等の通知 第 51 条第 2 項 20 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 1 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 1 項 22 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 27 フロン類回収業を録申請者への登録の拒否 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 29 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 57 条第 3 項 フロン類回収業者の登録の取消し等 | 4 | 関連事業者に対する勧告に係る措置の命令 | 第20条第3項 |
| 7 引取業登録申請書の受理 第43条第1項 8 引取業登録簿への登録 第44条第1項 9 引取業登録申請者への登録の通知 第44条第2項 10 引取業登録申請者への登録の拒否の通知 第45条第1項 11 引取業登録申請者への登録の拒否の通知 第46条第1項 12 引取業者の変更の届出の受理 第46条第1項 13 引取業者登録簿への変更登録 第46条第3項 14 引取業変更登録編出者への変更登録の通知 第46条第3項 15 引取業者の務業等の届也の受理 第48条第1項 16 引取業者の務業の限消し等 第49条 17 引取業者の登録の取消し等 第51条第1項 19 引取業者への登録の取消し等の通知 第51条第2項 20 フロン類回収業者の登録の更新 第53条第1項 21 フロン類回収業者登録簿への登録 第55条第1項 22 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第55条第2項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第56条第1項 25 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第56条第1項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第56条第2項 27 フロン類回収業を登録申請者への変異の届出の受理 第57条第1項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第57条第2項 29 フロン類回収業を要更登録届出者への変更登録の通知 第57条第3項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第58条第1項 | 5 | 引取業者の登録 | 第 42 条第 1 項 |
| 8 引取業者登録簿への登録 第 44 条第 1 項 9 引取業登録申請者への登録の通知 第 44 条第 2 項 10 引取業の登録の拒否 第 45 条第 1 項 11 引取業者の変更の届出の受理 第 46 条第 1 項 13 引取業者登録簿への変更登録 第 46 条第 3 項 14 引取業者登録簿の閲覧 第 47 条 15 引取業者の発験の関覧 第 47 条 16 引取業者の発験の財消し等 第 48 条第 1 項 17 引取業者の登録の財消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 2 項 20 フロン類回収業者の登録の販消し等 第 53 条第 2 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 1 項 22 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業の登録の指否 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 3 項 29 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 6 | 引取業者の登録の更新 | 第42条第2項 |
| 9 引取業登録申請者への登録の通知 第 44 条第 2 項 10 引取業の登録の拒否 第 45 条第 1 項 11 引取業登録申請者への登録の拒否の通知 第 45 条第 2 項 12 引取業者登録簿への変更登録 第 46 条第 1 項 13 引取業者登録簿への変更登録 第 46 条第 3 項 14 引取業変更登録届出者への変更登録の通知 第 46 条第 3 項 15 引取業者の疑案等の届出の受理 第 48 条第 1 項 17 引取業者の発験の財消し等 第 51 条第 1 項 18 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 20 フロン類回収業者の登録の取消し等の通知 第 53 条第 2 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者登録簿への変更登録の通知 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 3 項 29 フロン類回収業者登録簿への変更登録の通出 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 7 | 引取業登録申請書の受理 | 第 43 条第 1 項 |
| 10 | 8 | 引取業者登録簿への登録 | 第44条第1項 |
| 11 引取業登録申請者への登録の拒否の通知 第 45 条第 2 項 12 引取業者の変更の届出の受理 第 46 条第 1 項 13 引取業者登録簿への変更登録 第 46 条第 2 項 14 引取業変更登録届出者への変更登録の通知 第 46 条第 3 項 15 引取業者登録簿の閲覧 第 47 条 16 引取業者の廃業等の届出の受理 第 48 条第 1 項 17 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 18 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 2 項 20 フロン類回収業者の登録の取消し等の通知 第 53 条第 2 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業者登録申請書の受理 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 24 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 3 項 29 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 9 | 引取業登録申請者への登録の通知 | 第44条第2項 |
| 12 引取業者の変更の届出の受理 第 46 条第 1 項 13 引取業者登録簿への変更登録 第 46 条第 2 項 14 引取業変更登録届出者への変更登録の通知 第 46 条第 3 項 15 引取業者登録簿の閲覧 第 47 条 16 引取業者の廃業等の届出の受理 第 48 条第 1 項 17 引取業者の廃業等の届出の受理 第 49 条 18 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 20 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 1 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業者の登録の更新 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業者登録申請書の受理 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業者登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 27 フロン類回収業の登録の拒否 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 1 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業変更登録の取消し等 第 58 条第 1 項 第 58 条第 1 項 | 10 | 引取業の登録の拒否 | 第 45 条第 1 項 |
| 13 | 11 | 引取業登録申請者への登録の拒否の通知 | 第45条第2項 |
| 14 引取業変更登録届出者への変更登録の通知 第 46 条第 3 項 15 引取業者登録簿の閲覧 第 47 条 16 引取業者の廃業等の届出の受理 第 48 条第 1 項 17 引取業者の登録の床消 第 49 条 18 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者の登録の取消し等 第 53 条第 1 項 20 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 54 条第 1 項 22 フロン類回収業登録申請書の受理 第 55 条第 1 項 23 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 56 条第 2 項 25 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第 56 条第 1 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 12 | 引取業者の変更の届出の受理 | 第 46 条第 1 項 |
| 15 引取業者登録簿の閲覧 第 47 条 16 引取業者の廃業等の届出の受理 第 48 条第 1 項 17 引取業者の登録の抹消 第 49 条 18 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者への登録の取消し等の通知 第 53 条第 2 項 20 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業登録申請書の受理 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 13 | 引取業者登録簿への変更登録 | 第46条第2項 |
| 16 引取業者の廃業等の届出の受理 第 48 条第 1 項 17 引取業者の登録の抹消 第 49 条 18 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者への登録の取消し等の通知 第 51 条第 2 項 20 フロン類回収業者の登録 第 53 条第 1 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 23 フロン類回収業者登録等への登録の通知 第 55 条第 2 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 56 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 2 項 26 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業者登録簿への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 14 | 引取業変更登録届出者への変更登録の通知 | 第46条第3項 |
| 17 引取業者の登録の抹消 第 49 条 18 引取業者の登録の取消し等 第 51 条第 1 項 19 引取業者への登録の取消し等の通知 第 51 条第 2 項 20 フロン類回収業者の登録 第 53 条第 1 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業登録申請書の受理 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否 第 56 条第 1 項 27 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 29 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業者登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 15 | 引取業者登録簿の閲覧 | 第 47 条 |
| 18 | 16 | 引取業者の廃業等の届出の受理 | 第 48 条第 1 項 |
| 19 引取業者への登録の取消し等の通知 第 51 条第 2 項 20 フロン類回収業者の登録 第 53 条第 1 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業登録申請書の受理 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 17 | 引取業者の登録の抹消 | 第 49 条 |
| 20 フロン類回収業者の登録 第 53 条第 1 項 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業登録申請書の受理 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 56 条第 2 項 25 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 57 条第 1 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 18 | 引取業者の登録の取消し等 | 第 51 条第 1 項 |
| 21 フロン類回収業者の登録の更新 第 53 条第 2 項 22 フロン類回収業登録申請書の受理 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 56 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 19 | 引取業者への登録の取消し等の通知 | 第51条第2項 |
| 22 フロン類回収業登録申請書の受理 第 54 条第 1 項 23 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 20 | フロン類回収業者の登録 | 第 53 条第 1 項 |
| 23 フロン類回収業者登録簿への登録 第 55 条第 1 項 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 21 | フロン類回収業者の登録の更新 | 第53条第2項 |
| 24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知 第 55 条第 2 項 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 22 | フロン類回収業登録申請書の受理 | 第 54 条第 1 項 |
| 25 フロン類回収業の登録の拒否 第 56 条第 1 項 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 23 | フロン類回収業者登録簿への登録 | 第 55 条第 1 項 |
| 26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 第 56 条第 2 項 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 24 | フロン類回収業登録申請者への登録の通知 | 第55条第2項 |
| 27 フロン類回収業者の変更の届出の受理 第 57 条第 1 項 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 25 | フロン類回収業の登録の拒否 | 第 56 条第 1 項 |
| 28 フロン類回収業者登録簿への変更登録 第 57 条第 2 項 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 26 | フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知 | 第56条第2項 |
| 29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 第 57 条第 3 項 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 27 | フロン類回収業者の変更の届出の受理 | 第 57 条第 1 項 |
| 30 フロン類回収業者の登録の取消し等 第 58 条第 1 項 | 28 | フロン類回収業者登録簿への変更登録 | 第57条第2項 |
| | 29 | フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知 | 第 57 条第 3 項 |
| 31 フロン類回収業者への登録の取消し等の通知 第 58 条第 2 項 | 30 | フロン類回収業者の登録の取消し等 | 第 58 条第 1 項 |
| | 31 | フロン類回収業者への登録の取消し等の通知 | 第 58 条第 2 項 |

| 32 | フロン類回収業者登録簿の閲覧、フロン類回収業者の廃業等の届出 の受理、登録の抹消 | 第 59 条 |
|------|---|--------------|
| 33 | 解体業の許可 | 第 60 条第 1 項 |
| 34 | 解体業の許可の更新 | 第60条第2項 |
| 35 | 解体業許可申請書の受理 | 第 61 条第 1 項 |
| 36 | 解体業許可申請者への不許可の通知 | 第62条第2項 |
| 37 | 解体業者の変更の届出の受理 | 第 63 条第 1 項 |
| 38 | 解体業者の廃業等の届出の受理 | 第 64 条 |
| 39 | 解体業者の許可の取消し等 | 第 66 条 |
| 40 | 破砕業の許可 | 第 67 条第 1 項 |
| 41 | 破砕業の許可の更新 | 第67条第2項 |
| 42 | 破砕業許可申請書の受理 | 第68条第1項 |
| 43 | 破砕業許可申請者への不許可の通知 | 第69条第2項 |
| 44 | 破砕業者の変更の許可 | 第70条第1項 |
| 45 | 破砕業変更許可申請者への変更不許可の通知 | 第70条第2項 |
| 46 | 破砕業者の変更の届出の受理 | 第71条第1項 |
| 47 | 破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消し等 | 第 72 条 |
| 48 | 情報管理センターによる報告の受理 | 第88条第4項 |
| 49 | 情報管理センターによる報告の受理 | 第88条第5項 |
| 50 | 情報管理センターによる報告の受理 | 第88条第6項 |
| 51 | 関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告 | 第 90 条第 1 項 |
| 52 | 関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告に係る措置の命令 | 第90条第3項 |
| 53 | 解体業等の許可に関する警視総監等への意見聴取 | 第 125 条第 1 項 |
| 54 | 解体業等の許可取消しに係る警視総監等への意見聴取 | 第 125 条第 2 項 |
| 55 | 警視総監等による解体業者又は破砕業者に関する意見陳述の受理 | 第 126 条 |
| 56 | 関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請 | 第 127 条 |
| 57 | 関連事業者に対する報告徴収 | 第 130 条第 1 項 |
| 58 | 情報管理センターに対する報告徴収 | 第130条第2項 |
| 59 | 関連事業者に対する立入検査 | 第 131 条第 1 項 |
| ())) | | |

⁽注) 使用済自動車の再資源化に関する法律の条番号等である。

(枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|------------------------|
| 1 | 産業廃棄物管理責任者の設置の指導等 | 第3条 |
| 2 | 事業場外保管届出の受理 | 第4条 |
| 3 | 事業場外保管変更届出の受理 | 第6条 |
| 4 | 事業場外保管届出等に係る計画の変更の勧告 | 第7条 |
| 5 | 帳簿の備え付け等に係る勧告 | 第10条 |
| 6 | 報告の徴収 | 第 39 条 |
| 7 | 立入検査 | 第 40 条 |
| 8 | 勧告に従わない者等の公表 | 第 41 条 |
| 9 | 建設汚泥の自ら利用 (現場内) に関する事前協議書の受理 | 指針第4条 |
| 10 | 建設汚泥の処理・利用に関する計画書の受理 | 指針第5条 |
| 11 | 建設汚泥の処理・利用に関する変更計画書の受理 | 指針第5条 |
| 12 | 建設汚泥の自ら利用(現場間)に関する事前協議書の受理 | 指針第6条 |
| 13 | 建設汚泥の処理に関する計画書の受理 | 指針第6条、指針第7条 |
| 14 | 建設汚泥の利用に関する計画書の受理 | 指針第6条、指針第8多 |
| 15 | 建設汚泥の処理に関する変更計画書の受理 | 指針第6条、指針第7多 |
| 16 | 建設汚泥の利用に関する変更計画書の受理 | 指針第6条、指針第8条 |
| 17 | 現場確認 | 指針第5条等 |
| 18 | 建設汚泥の処理・利用に関する計画書等に係る審査 | 指針第3~5条 |
| 19 | 建設汚泥の処理・利用に関する計画書等に係る通知の交付 | 指針第9条 |
| 20 | 事業計画書の受理 | 第18条 |
| 21 | 説明会計画書の受理 | 第19条 |
| 22 | 事業計画書等の告示 | 第 20 条 |
| 23 | 事業計画書等の縦覧 | 第 20 条 |
| 24 | 事業計画書に係る意見書の交付 | 第 21 条 |
| 25 | 説明会計画書に係る意見書の交付 | 第 21 条 |
| 26 | 説明会等報告書の受理 | 第 26 条 |
| 27 | 説明会等報告書に係る意見書の交付 | 第 27 条 |
| 28 | 説明会等報告書に係る専門家への意見の聴取 | 第 27 条 |
| 29 | 説明会等報告書に係る意見書の交付期日の通知 | 第 27 条、規則第 1 条第 2 項 |
| 30 | 修正事業計画書の受理 | 第 28 条 |
| 31 | 修正事業計画書等の告示 | 第 29 条 |
| 32 | 修正事業計画書等の縦覧 | 第 29 条 |

| 33 | 修正事業計画書の変更の勧告 | 第 31 条 |
|----------|----------------------------------|--|
| 34 | 修正事業計画書の変更の指導助言 | 第 31 条 |
| 35 | 説明会等報告書に係る専門家への意見の聴取 | 第 31 条 |
| 36 | 修正事業計画書の変更の勧告に係る公示 | 第 31 条 |
| 37 | 事業計画書の変更の届出の受理 | 第 33 条 |
| 38 | 事業計画書等の再手続きに係る通知 | 第 33 条 |
| 39 | 説明会等計画書の変更の届出の受理 | 第 34 条 |
| 40 | 説明会等の再実施に係る通知 | 第 34 条 |
| 41 | 修正事業計画書の変更の届出の受理 | 第 35 条 |
| 42 | 修正事業計画書等の再手続きに係る通知 | 第 35 条 |
| 43 | 事業計画の廃止の届出の受理 | 第 36 条 |
| 44 | 事業計画の廃止の届出に係る公示 | 第 36 条 |
| 45 | 事業計画書提出に対する勧告 | 第 37 条 |
| 46 | 搬入の停止の命令 | 第11条 |
| 47 | 土地所有者等の指導 | 第15条第1項 |
| 48 | 土地所有者等の勧告 | 第15条第2項 |
| 49 | 土地所有者等の措置命令 | 第16条 |
| 50 | 報告の徴収 | 第 39 条 |
| 51 | 立入検査 | 第 40 条 |
| 52 | 勧告に従わない者等の公表 | 第 41 条 |
| (20.) 17 | ナナウ米京女性のアウエムの四のけましょ用トフタバのタボログ・ナフ | ())) , , , , , , , , , , , , , , , , , |

⁽注) 枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の条番号等である(ただし、9~19番の 指針と記載のあるものは、枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針の条番号である)。

(2) 環境指導課

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|----------------|-----------|--------------|--------------|
| ダイオキシン類 | 6 | ダイオキシン類環境調査業務 | | | |
| 対策特別措置法 | | | 有 | 0 | 1, 713, 665 |
| に基づく事務 | | | | | |
| 瀬戸内海環境保 | 7 | 瀬戸内海環境保全特別措置法 | | | |
| 全特別措置法に | | に基づく申請、届出の受理、審 | 有 | | |
| 基づく事務 | | 查 | | | |
| 建設工事に係る | 5 | 建設リサイクル法に基づく届 | | | |
| 資材の再資源化 | | 出の受理、審査 | | 0 | 0 |
| 等に関する法律 | | | <i>=</i> | | |
| (建設リサイク | | | 有 | | |
| ル法)に基づく | | | | | |
| 事務 | | | | | |
| 移譲事務項目計 | 18 | | | | |

中核市移行により移譲された事務ではないが、移譲事務の周辺業務の調査を行ったところ以下のとおり課題事項が発見された。

① 手続きの委任について

| 主な事務内容 | ばい煙発生施設の設置又は現に設置している施設がばい煙発 |
|----------|-----------------------------|
| | 生施設となった旨の届出の事項の変更等のうち氏名等に関す |
| | るものの届出の受理 |
| 根拠法令 | 大気汚染防止法 |
| 条例・規則・要綱 | 大気関係届出マニュアル |
| ・マニュアル等 | |

ばい煙発生施設を設置しようとするとき、また、その構造や規模を変更しようとするときには、事業者は施設の構造やばい煙の処理方法等に関する情報を記載した届出書を枚方市に提出する義務がある。

その他、届出施設等を廃止したとき、法人の代表者や工場・事業場の名称、本社の住所を変更したとき、また、届出施設等を譲り受けたときにも事業者は行政機関に届け出る義務がある(大気汚染防止法第11条)。

この場合の届出を行う義務を負う者は、当該施設を設置したものが法人の場合に はその代表者となるが、実務上は当該施設の責任者が、代表者からの委任を受けて 届出手続を実施する場合がある。

平成28年度に提出された届出を確認したところ、法人の代表者から委任を受けた者が大気汚染防止法第11条の規定に基づく届出書を提出する際に、当該届出書の誤記載の部分について、委任を受けた者以外の者が訂正印を押印し、訂正を行っている事例が多く見られた。

委任契約においては、受任者はその委任された事務について自ら処理する義務を 負う。また、届出書の受領者にあっては、適切な権限を有する者による事務処理の 結果としての書類を受領すべきであり、<u>受任者以外の者が訂正を行っている届出書</u> を正しいものとして受領することは問題である(結果番号 24)。

届出書の受領にあたっては、その提出義務を負う者が処理をしている書類である かどうかを厳格に確認しなければならない。

② 公害防止管理者の資格要件の確認について

| 主な事務内容 | 公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理、公害防止主 |
|--------------------------|-----------------------------|
| | 任管理者を選任したとき等の届出の受理 |
| 根拠法令 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | _ |
| マニュアル等 | |

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」第4条及び第5条において、特定事業者は公害防止管理者及び公害防止主任管理者を選定しなければならないとされており、いずれも、定められた資格を有している必要があるとされている。また、同法においては、公害防止管理者及び公害防止主任管理者を選任したとき等において、市に届出を出すこととされている。

環境指導課では、公害防止管理者及び公害防止主任管理者の選任の届出があった場合には資格証のコピーを添付してもらい、必要な資格を有しているかの確認を行い決裁しているとのことであった。

平成28年度において、提出された届出について確認したところ、必要な書類が具備されており、決裁手続きにおいて問題は見受けられなかった。しかし、平成29年5月11日に届出された4件については、資格証のコピーを入手しておらず、資格要

<u>件について未確認であるにも関わらず、決裁がなされていた (結果番号 25)</u>。必ず 資格証のコピーを入手するとともに、このような事態が起こらないよう決裁におい て必要書類の具備状況を確認する必要がある。

【引継書に記載された事務の一覧】

(ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-----------------------------|-------------|
| 1 | 大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類 | 第 26 条第 1 項 |
| | による汚染状況についての常時監視 | |
| 2 | 常時監視の結果についての環境大臣への報告 | 第26条第2項 |
| 3 | 国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質 | 第 27 条第 1 項 |
| | 及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測 | |
| | 定 | |
| 4 | 3の調査測定に係る国の地方行政機関の長等からの調査測定 | 第27条第2項 |
| | の結果の受理 | |
| 5 | 3の調査測定結果及び4により受理した結果についての公表 | 第27条第3項 |
| 6 | 調査測定のための職員による土地への立入り等 | 第 27 条第 4 項 |

⁽注) ダイオキシン類対策特別措置法の条番号等である。

(瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|-------------------------------|----------|
| 1 | 特定施設(水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策 | 第5条第1項 |
| | 特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のもの)の設置の許 | |
| | 可 | |
| 2 | 1の許可を受けたものとみなされる者からの届出の受理 | 第7条第2項 |
| 3 | 1の許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微 | 第8条第1項 |
| | なものを除く。)に係る許可 | |
| 4 | 1の許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微 | 第8条第4項 |
| | なもの) に係る届出の受理 | |
| 5 | 1の許可を受けた事項の変更のうち氏名等に関する届出の受理 | 第9条 |
| 6 | 1の許可を受けた者の地位を承継した者からの届出の受理 | 第10条第3項 |
| 7 | 1又は3の許可を得ないで当該行為を行った者に対する措置命令 | 第 11 条 |

⁽注)瀬戸内海環境保全特別措置法の条番号等である。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-----------------------------|-------------|
| 1 | 元請業者から工事発注者に対し特定建設資材廃棄物の再資源 | 第18条第2項 |
| | 化等の完了報告を受けた場合の当該工事発注者からの申告の | |
| | 受理等 | |
| 2 | 工事発注者に対する助言・勧告 | 第 19 条 |
| 3 | 工事発注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法 | 第 20 条 |
| | の変更等必要な改善命令 | |
| 4 | 工事発注者からの報告聴取 | 第42条第2項 |
| 5 | 建設工事の現場等への立入検査等 | 第 43 条第 1 項 |

⁽注) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の条番号等である。

6. 都市整備部

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 景観法に基づく | 118 | 景観計画の策定 | | | |
| 事務 | | | 有 | 0 | 0 |
| 屋外広告物法に | 8 | 良好な景観又は風致維持のた | | | |
| 基づく事務 | | め特定の地域又は場所におけ | | | |
| | | る広告物の表示又は掲出物件 | 有 | 5, 783, 600 | 7, 746, 853 |
| | | の設置の禁止 | 行 | 5, 765, 600 | 1, 140, 655 |
| | | 屋外広告業を営もうとする者 | | | |
| | | の登録の義務付け | | | |
| 公有地の拡大の | 1 | 中核市が設立した土地開発公 | | | |
| 推進に関する法 | | 社に係る他の法令の準用 | 無 | 0 | 0 |
| 律に基づく事務 | | | | | |
| 高齢者の居住の | 42 | サービス付き高齢者向け住宅 | | | |
| 安定確保に関す | | 事業登録申請書の受理(①) | 有 | 229, 600 | 0 |
| る法律に基づく | | | 有 | 229, 600 | 0 |
| 事務 | | | | | |
| 多極分散型国土 | 6 | 振興拠点地域基本構想の作成 | | | |
| 形成促進法に基 | | 及び主務大臣への協議 | 無 | 0 | 0 |
| づく事務 | | | | | |
| 大阪府福祉のま | 3 | 【大阪府福祉のまちづくり条 | | | |
| ちづくり条例に | | 例】41 条関係 | Aur. | ^ | |
| 関する事務 | | 事前協議に係る都市施設への | 無 | 0 | 0 |
| | | 立入調査に関する事務 | | | |
| 移譲事務項目計 | 178 | | - | | |

表中の①は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 枚方市サービス付高齢者向け住宅事業の登録申請等書類チェックリストのファイリングについて

| 主な事務内容 | サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書の受理 |
|--------------------------|-------------------------------|
| 根拠法令 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 |
| 条例・規則・要綱 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 |
| マニュアル等 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令 |
| | 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関す |
| | る法律施行規則 |
| | 枚方市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する規則 |
| | 枚方市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協 |
| | 議等の行政指導に関する要綱 |
| | 枚方市サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施要領 |
| | 枚方市サービス付き高齢者向け住宅登録手続きに関するフロー図 |
| | 枚方市サービス付き高齢者住宅向け住宅事業の登録申請等書 |
| | 類チェックリスト |
| | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準について |

景観住宅整備課では、枚方市内におけるサービス付高齢者向け住宅事業の登録申請を受け付けており、申請に必要な書類の提出を受けている。

当該申請に必要な書類については「枚方市サービス付高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議等の行政指導に関する要綱」及び「枚方市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する規則」の第2条等に定められており、必要な書類の項目は28項目と多岐に渡る。そのため、サービス付高齢者向け住宅の登録申請及び登録更新申請の際に提出された申請書類の網羅性を確認するために「枚方市サービス付高齢者向け住宅事業の登録申請等書類チェックリスト」を使用している。

平成28年度に登録の更新を行った施設4件については、実際に書類の有無を確認したチェックリストがファイルに綴じられていたが、新規登録を行った施設1件に係るチェックリストは綴じられていなかった。

ヒアリングにより確認したところ、書類の点検の段階では、チェックリストに基づいて申請書類が提出されているかどうか確かめているとの回答であった。実際にチェックリストを用いて申請書類の網羅性を確認しているのであれば、チェックを 行なったチェックリストを申請書類とともに保管することが望ましい。(意見番号33)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(景観法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) | | | |
|----|---|----------------------|--|--|--|
| 1 | 景観計画の策定 | 第8条第1項 | | | |
| 2 | 景観計画策定に先立つ公聴会の開催等 | 第9条第1項 | | | |
| 3 | 景観計画策定に先立つ都市計画審議会からの意見聴取 | 第9条第2項 | | | |
| 4 | 景観計画策定に先立つ景観重要公共施設管理者との協議等 | 第9条第4項 | | | |
| 5 | 景観計画策定に先立つ国立公園等管理者との協議等 | 第9条第5項 | | | |
| 6 | 景観計画の告示、縦覧 | 第9条第6項 | | | |
| 7 | 景観計画を定める手続に関する事項の条例制定 | 第9条第7項 | | | |
| 8 | 景観計画変更に先立つ公聴会の開催等 | 第9条第8項(第9条第1 項準用) | | | |
| 9 | 景観計画変更に先立つ都市計画審議会からの意見聴取 | 第9条第8項(第9条第2 項準用) | | | |
| 10 | 景観計画変更に先立つ景観重要公共施設管理者との協議等 | 第9条第8項(第9条第4 項準用) | | | |
| 11 | 景観計画変更に先立つ国立公園等管理者との協議等 | 第9条第8項(第9条第5 項準用) | | | |
| 12 | 景観計画変更の告示・縦覧 | 第9条第8項(第9条第6 項準用) | | | |
| 13 | 特定公共施設の管理者から、景観計画に景観重要公共施設に関 する基準を定める旨の要請を受けること | 第 10 条第 1 項 | | | |
| 14 | 特定公共施設の管理者から、景観計画に定められた景観重要公 共施設に関する基準の変更の要請を受けること | 第 10 条第 2 項 | | | |
| 15 | 住民等による景観計画策定・変更提案の受理(土地所有者等・ 特定非営利活動法人等) | 第11条第1項、第2項 | | | |
| 16 | 住民等による景観計画策定・変更提案への判断及び案の作成 | 第 12 条 | | | |
| 17 | 住民等による景観計画策定・変更提案に基づく計画案の都市計 画審議会提出 | 第 13 条 | | | |
| 18 | 住民等による景観計画策定・変更提案への不採用通知 | 第 14 条第 1 項 | | | |
| 19 | 住民等による景観計画策定・変更提案への不採用通知に先立つ 都市計画審議会からの意見聴取 | 第 14 条第 2 項 | | | |
| 20 | 景観協議会の組織 | 第 15 条第 1 項 | | | |
| 21 | 第 16 条第 1 項~第 6 項までの規定を適用しない行為を条例で 定めること | 第 16 条第 7 項 | | | |
| 22 | 建築物等の新築等の行為の不適合事案に対する変更措置等の命令(第16条第3項外) | 第 17 条第 1 項 | | | |
| 23 | 建築物等の新築等の行為の不適合事案に対する変更措置等の命令(第16条第3項外)の有効期間延長通知 | 第 17 条第 4 項 | | | |
| 24 | 建築物等の新築等の行為の不適合事案に対する変更措置等の命令 令(第16条第3項外)への違反者等に対する原状回復命令等 | 第 17 条第 5 項 | | | |
| 25 | 建築物等の新築等の行為の不適合事案に対する自ら実施又は委 任とその公告 | 第 17 条第 6 項 | | | |

| 26 | 建築物等の新築等の行為の不適合事案に対する変更措置等の命令(第 16 条第 3 項外)に対する報告請求又は立入り検査・調査 | 第17条第7項 | | |
|----|--|-------------------------------|--|--|
| 27 | 建築物等の新築等の行為の届出(変更届を含む)受理後の行為着 手制限期間の短縮 | 第 18 条第 2 項 | | |
| 28 | 景観重要建造物の指定 | 第19条第1項 | | |
| 29 | 景観重要建造物の指定に先立つ意見聴取 | 第19条第2項 | | |
| 30 | 建造物所有者からの景観重要建築物指定提案の受理 | 第 20 条第 1 項 | | |
| 31 | 景観整備機構からの景観重要建築物指定提案の受理 | 第 20 条第 2 項 | | |
| 32 | 景観重要建造物の指定の提案に対して指定しない旨及び理由の通知 | 第 20 条第 3 項 | | |
| 33 | 景観重要建造物指定に関する建造物所有者等への通知 | 第 21 条第 1 項 | | |
| 34 | 景観重要建造物指定に関する標識の設置 | 第 21 条第 2 項 | | |
| 35 | 景観重要建造物の増改築等の許可 | 第 22 条第 1 項 | | |
| 36 | 景観重要建造物の増改築等の不許可 | 第22条第2項 | | |
| 37 | 景観重要建造物の増改築等の許可についての条件付与 | 第 22 条第 3 項 | | |
| 38 | 国の機関又は地方公共団体が景観重要建造物の増改築等する場合の協議 | 第 22 条第 4 項 | | |
| 39 | 景観重要建造物の増改築等の許可・条件付許可の違反者等への 原状回復等の命令 | 第 23 条第 1 項 | | |
| 40 | 原状回復等を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告 | 第23条第1項、第2項 | | |
| 41 | 景観重要建造物の増改築等の許可を受けることができないため 損失を受けた所有者への損失補償 | 第24条第1項 | | |
| 42 | 景観重要建造物の増改築等の許可を受けることができないため 損失を受けた所有者との損失補償に関する協議 | 第 24 条第 2 項 | | |
| 43 | 景観重要建造物の増改築等の許可を受けることができないため 損失を受けた所有者との損失補償に関する協議が成立しなかっ たときの収用委員会への裁決の申請 | 第 24 条第 3 項 | | |
| 44 | 景観重要建造物の管理方法の基準制定 | 第25条第2項 | | |
| 45 | 景観重要建造物の管理に関する不適当事案への改善命令又は勧告 | 第 26 条 | | |
| 46 | 景観重要建造物の指定の解除 | 第27条第1項、第2項 | | |
| 47 | 景観重要建造物の指定解除時の建造物所有者等への通知 | 第 27 条第 3 項(第 21 条第 1 項準用) | | |
| 48 | 景観重要樹木の指定 | 第 28 条第 1 項 | | |
| 49 | 景観重要樹木の指定に先立つ意見聴取 | 第 28 条第 2 項 | | |
| 50 | 樹木所有者からの景観重要樹木指定提案の受理 | 第 29 条第 1 項 | | |
| 51 | 景観整備機構からの景観重要樹木指定提案の受理 | 第 29 条第 2 項 | | |
| 52 | 景観重要樹木の指定の提案に対して指定しない旨及び理由の通知 | 第 29 条第 3 項 | | |
| 53 | 景観重要樹木指定に関する建造物所有者等への通知 | 第 30 条第 1 項 | | |
| 54 | 景観重要樹木指定に関する標識の設置 | 第 30 条第 2 項 | | |
| 55 | 景観重要樹木の伐採等の許可 | 第 31 条第 1 項 | | |
| | | | | |

| 景観重要樹木の伐採等の不許可 | 第 31 条第 2 項(第 22 条第 2 項準用) | | | |
|--|--|--|--|--|
| 景観重要樹木の伐採等の許可についての条件付与 | 第 31 条第 2 項(第 22 条第 3 項準用) | | | |
| 国の機関又は地方公共団体が伐採等する場合の協議 | 第 31 条第 2 項 (第 22 条第 4 項準用) | | | |
| 景観重要樹木の伐採等の許可・条件付許可の違反者等への原状 回復等の命令 | 第 32 条第 1 項(第 23 条第 1 項準用) | | | |
| 原状回復等を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告 | 第 32 条第 1 項(第 23 条第 2 項準用) | | | |
| 景観重要樹木の伐採等の許可を受けることができないため損失 を受けた所有者への損失補償 | 第 32 条第 2 項(第 24 条第 1 項準用) | | | |
| 景観重要樹木の伐採等の許可を受けることができないため損失 を受けた所有者との損失補償に関する協議 | 第 32 条第 2 項 (第 24 条第 2 項準用) | | | |
| 景観重要樹木の伐採等の許可を受けることができないため損失 を受けた所有者との損失補償に関する協議が成立しなかったと きの収用委員会への裁決の申請 | 第 32 条第 2 項(第 24 条第 3 項準用) | | | |
| 景観重要樹木の管理方法の基準制定 | 第33条第2項 | | | |
| 景観重要樹木の管理に関する不適当事案への改善命令又は勧告 | 第 34 条 | | | |
| 景観重要樹木の指定の解除 | 第35条第1項、第2項 | | | |
| 景観重要樹木の指定解除時の樹木所有者等への通知 | 第 35 条第 3 項 (第 30 条第 1 項準用) | | | |
| 景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定締結 | 第 36 条第 1 項 | | | |
| 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定を 締結する場合の事前認可申請受理 | 第 36 条第 3 項 | | | |
| 景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定締結に先立つ公告・縦覧 | 第 37 条第 1 項 | | | |
| 景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定締結に先立つ公告・ 縦覧に関する関係人からの意見書受理 | 第37条第2項 | | | |
| 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定を 締結する場合の事前認可申請への認可 | 第 38 条 | | | |
| 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定を 締結し認可したときの公告・縦覧 | 第 39 条 | | | |
| 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定 を変更する場合の事前認可申請受理 | 第 40 条(第 36 条第 3 項準 用) | | | |
| 景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定変更に先立つ公 告・縦覧 | 第 40 条 (第 37 条第 1 項準 用) | | | |
| 景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定変更に先立つ公 告・縦覧に関する関係人からの意見書受理 | 第 40 条 (第 37 条第 2 項準 用) | | | |
| 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定 を変更する場合の事前認可申請への認可 | 第 40 条 (第 38 条準用) | | | |
| 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定 を変更し認可したときの公告・縦覧 | 第 40 条 (第 39 条準用) | | | |
| 緑地管理機構が景観重要樹木について管理協定を締結する場合 の事前認可申請の受理 | 第 42 条第 3 項(第 36 条第 3 項準用) | | | |
| | 最観重要樹木の伐採等の許可についての条件付与 国の機関又は地方公共団体が伐採等する場合の協議 景観重要樹木の伐採等の許可・条件付許可の違反者等への原状回復等の命令 原状回復等を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告 景観重要樹木の伐採等の許可を受けることができないため損失 を受けた所有者への損失補償 最視重要樹木の伐採等の許可を受けることができないため損失 を受けた所有者との損失補償に関する協議 景観重要樹木の伐採等の許可を受けることができないため損失 を受けた所有者との損失補償に関する協議が成立しなかったと きの収用委員会への裁決の申請 景観重要樹木の管理方法の基準制定 景観重要樹木の管理に関する不適当事案への改善命令又は勧告 景観重要樹木の指定の解除 景観重要樹木の指定解除時の樹木所有者等への通知 景観重要樹木の指定解除時の樹木所有者等への通知 景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定締結に先立つ公告・縦覧に関する場合の事前認可申請受理 景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定締結に先立つ公告・縦覧に関する関係人からの意見書受理 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者との管理協定を締結する場合の事前認可申請への認可 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定を締結し認可したときの公告・縦覧 景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定変更に先立つ公告・縦覧に関する関係人からの意見書受理 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定変更に先立つ公告・縦覧に関する関係人からの意見書受理 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定変更に先立つ公告・縦覧に関する関係人からの意見書受理 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定を変更する場合の事前認可申請への認可 景観整備機構が景観重要建造物・樹木の所有者とした管理協定を変更し認可したときの公告・縦覧 | | | |

| 80 | 景観重要樹木の所有者との管理協定締結に先立つ公告・縦覧 | 第 42 条第 3 項 (第 37 条第 1 項準用) |
|-----|--|--|
| 81 | 景観重要樹木の所有者との管理協定締結に先立つ公告・縦覧に 関する関係人からの意見書受理 | 第 42 条第 3 項(第 37 条第 2 項準用) |
| 82 | 緑地管理機構が景観重要樹木について管理協定を締結する場合 の事前認可申請への認可 | 第 42 条第 3 項 (第 38 条準 用) |
| 83 | 緑地管理機構が景観重要樹木の所有者との管理協定を締結し認 可したときの公告・縦覧 | 第 42 条第 3 項(第 39 条準 用) |
| 84 | 緑地管理機構が景観重要樹木の所有者とした管理協定を変更する場合の事前認可申請受理 | 第 42 条第 3 項 (第 40 条、 第 36 条第 3 項準用) |
| 85 | 景観重要樹木の所有者とした管理協定変更に先立つ公告・縦覧 | 第 42 条第 3 項 (第 40 条、 第 37 条第 1 項準用) |
| 86 | 景観重要樹木の所有者とした管理協定変更に先立つ公告・縦覧 に関する関係人からの意見書受理 | 第 42 条第 3 項 (第 40 条、 第 37 条第 2 項準用) |
| 87 | 緑地管理機構が景観重要樹木の所有者とした管理協定を変更する場合の事前認可申請への認可 | 第 42 条第 3 項(第 40 条、 第 38 条準用) |
| 88 | 緑地管理機構が景観重要樹木の所有者とした管理協定を変更し 認可したときの公告・縦覧 | 第 42 条第 3 項(第 40 条、 第 39 条準用) |
| 89 | 景観重要建造物・樹木の所有者が変更したときの届出受理 | 第 43 条 |
| 90 | 景観重要建造物・樹木に関する台帳作成及び保管 | 第 44 条第 1 項 |
| 91 | 景観重要建造物・樹木に関する所有者への現状報告請求 | 第 45 条 |
| 92 | 景観重要建造物・樹木の所有者からの助言・援助請求の受理 | 第 46 条 |
| 93 | 景観協定の認可の申請を受けること | 第 81 条第 4 項 |
| 94 | 景観協定の認可の申請の公告・縦覧 | 第 82 条第 1 項 |
| 95 | 景観協定の認可の申請の公告・縦覧に関する関係人からの意見 書の受理 | 第 82 条第 2 項 |
| 96 | 景観協定の認可 | 第83条第1項 |
| 97 | 景観協定の公告・縦覧・明示 | 第83条第3項 |
| 98 | 景観協定の変更の認可の申請を受けること | 第84条第1項 |
| 99 | 景観協定の変更の認可の申請の公告・縦覧 | 第 84 条第 2 項(第 82 条第 1 項準用) |
| 100 | 景観協定の変更の認可の申請の公告・縦覧に関する関係人から の意見書の受理 | 第 84 条第 2 項 (第 82 条第 2 項準用) |
| 101 | 景観協定の変更の認可 | 第 84 条第 2 項(第 83 条第 1 項準用) |
| 102 | 景観協定の変更の公告・縦覧・明示 | 第 84 条第 2 項(第 83 条第 3 項準用) |
| 103 | 景観協定区域からの除外に伴う届出の受理 | 第 85 条第 3 項 |
| 104 | 景観協定区域からの除外に関する公告・縦覧・明示 | 第85条第4項 |
| 105 | 景観協定の認可の公告のあった後に景観協定に加わる手続等 (区域内の土地所有者・隣接地の土地所有者) | 第87条第1項、第2項 |
| 106 | 見知が今の亦声の八生の経験の明二 | 第 87 条第 4 項(第 83 条第 |
| | 景観協定の変更の公告・縦覧・明示 | 3項準用) |

| 108 | 景観協定の廃止の公告 | 第 88 条第 2 項 |
|-----|-----------------------|--------------------------------|
| 109 | 一の所有者による景観協定の認可 | 第90条第1項、第2項 |
| 110 | 一の所有者による景観協定の公告・縦覧・明示 | 第 90 条第 3 項 (第 83 条第 3 項準用) |
| 111 | 景観整備機構の指定 | 第 92 条第 1 項 |
| 112 | 景観整備機構指定に伴う名称等の公示 | 第 92 条第 2 項 |
| 113 | 景観整備機構の名称等の変更の届出受理 | 第 92 条第 3 項 |
| 114 | 景観整備機構の名称等の変更の公示 | 第 92 条第 4 項 |
| 115 | 景観整備機構への業務報告請求 | 第 95 条第 1 項 |
| 116 | 景観整備機構への業務改善命令 | 第 95 条第 2 項 |
| 117 | 景観整備機構の指定の取消し | 第 95 条第 3 項 |
| 118 | 景観整備機構の指定取消しの公示 | 第 95 条第 4 項 |

⁽注) 景観法の条番号等である。

(屋外広告物法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|------------------------------|-----------|
| 1 | 良好な景観又は風致を維持のため、特定の地域又は場所におけ | 第3条第1項 |
| | る広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止 | |
| 2 | 良好な景観又は風致を維持するため、特定の物件への広告物の | 第3条第2項 |
| | 表示又は掲出物件の設置の禁止 | |
| 3 | 公衆に対する危害を防止するため、広告物の表示又は掲出物件 | 第3条第3項 |
| | の設置の禁止 | |
| 4 | 良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のた | 第4条 |
| | め、広告物の表示又は掲出物件の設置の制限 | |
| 5 | 良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のた | 第5条 |
| | め、広告物の表示の方法の基準等の設定 | |
| 6 | 1から5までに違反した者等に対する表示等の停止、除却等の | 第7条第1項 |
| | 措置命令 | |
| 7 | 屋外広告業を営もうとする者の登録の義務付け | 第9条 |
| 8 | 屋外広告業を営む者に対する必要な指導、助言及び勧告 | 第11条 |

⁽注)屋外広告物法の条番号等である。

(公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|--------------------------|----------|
| 1 | 中核市が設立した土地開発公社に係る他の法令の準用 | 第9条第1項 |

⁽注) 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の条番号等である。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) | |
|----|-----------------------------|-------------|--|
| 1 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 | 第5条第1項 | |
| 2 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新 | 第5条第2項 | |
| 3 | サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書の受理 | 第6条第1項 | |
| 4 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 | 第7条第1項 | |
| 5 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の通知 | 第7条第3項 | |
| 6 | サービス付き高齢者向け住宅事業の基準非適合の通知 | 第7条第4項 | |
| 7 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否 | 第8条第1項 | |
| 8 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録拒否の通知 | 第8条第2項 | |
| 9 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項の変更届の受理 | 第9条第1項 | |
| 10 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項の変更の登録 | 第9条第3項 | |
| 11 | サービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧 | 第 10 条 | |
| 12 | サービス付き高齢者向け住宅事業の地位承継の届出の受理 | 第11条第3項 | |
| 13 | 登録事業者の地位の継承の届出の受理 | 第11条第4項 | |
| 14 | サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等の届出の受理 | 第 12 条第 1 項 | |
| 15 | 登録事業者が破産手続き開始の決定を受けた場合の破産管財 | 第12条第2項 | |
| | 人からの届出の受理 | | |
| 16 | サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消 | 第13条第1項 | |
| 17 | 登録事業者等からの報告徴収、登録住宅等の検査等 | 第24条第1項 | |
| 18 | 登録事業者への登録事項の訂正申請の指示 | 第 25 条第 1 項 | |
| 19 | 登録事業者への登録基準適合のための必要な措置をとること | 第 25 条第 2 項 | |
| | の指示 | | |
| 20 | 登録事業者への是正のための必要な措置をとることの指示 | 第 25 条第 3 項 | |
| 21 | 登録拒否要件に該当するサービス付き高齢者向け住宅事業の | 第 26 条第 1 項 | |
| | 登録の取り消し | | |
| 22 | 法律の規定に違反するサービス付き高齢者向け住宅事業の登 | 第 26 条第 2 項 | |
| | 録の取り消し | | |
| 23 | 登録を取り消したときの登録事業者への通知 | 第 26 条第 3 項 | |
| 24 | 登録事業者が所在不明の場合の登録の取消し | 第 27 条第 1 項 | |
| 25 | 指定登録機関の指定 | 第 28 条第 1 項 | |
| 26 | 指定登録機関への登録事務の引継ぎ | 第 28 条第 3 項 | |
| 27 | 指定登録機関を指定した場合の公示 | 第 31 条第 1 項 | |
| 28 | 指定登録機関の所在地の変更届の受理 | 第31条第2項 | |
| 29 | 指定登録機関の所在地の変更の公示 | 第 31 条第 3 項 | |
| | | | |

| 30 | 指定登録機関が定めた登録事務規程の認可 | 第 33 条第 1 項 | | | |
|----|--------------------------------|-------------|--|--|--|
| 31 | 指定登録機関が定めた登録事務規程の変更の命令 | 第 33 条第 3 項 | | | |
| 32 | 指定登録機関への監督命令 | 第 35 条 | | | |
| 33 | 指定登録機関への報告徴収、検査等 | 第 36 条第 1 項 | | | |
| 34 | 指定登録機関の登録事務の休廃止の許可 第 37 条第 1 項 | | | | |
| 35 | 指定登録機関の登録事務の休廃止の許可の公示 | 第37条第2項 | | | |
| 36 | 指定登録機関の指定の取消し | 第 38 条第 1 項 | | | |
| 37 | 指定登録機関の指定の取消し又は登録事務の停止の命令 | 第38条第2項 | | | |
| 38 | 指定登録機関の指定の取消し等の公示 | 第38条第3項 | | | |
| 39 | 指定登録機関が登録事務を休止した場合等の登録事務の実施 | 第 39 条第 1 項 | | | |
| 40 | 指定登録機関が登録事務を休止した場合等の登録事務の実施 | 第39条第2項 | | | |
| | の公示 | | | | |
| 41 | 登録手数料の徴収に係る条例の制定 | 第 40 条第 1 項 | | | |
| 42 | サービス付き高齢者向け住宅入居者の賃貸住宅等への円滑な | 第 43 条 | | | |
| | 入居のための援助 | | | | |
| | | | | | |

⁽注) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の条番号等である。

(多極分散型国土形成促進法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) | | |
|----|-----------------------------|--------------|--|--|
| 1 | 振興拠点地域基本構想の作成及び主務大臣への協議等 | 第7条第1項 | | |
| 2 | 主務大臣同意後の振興拠点地域基本構想の公表 | 第8条第3項 | | |
| 3 | 振興拠点地域基本構想の変更に係る主務大臣への協議 | 第 10 条第 1 項 | | |
| 4 | 振興拠点地域基本構想の変更に係る主務大臣同意後の同構想 | 第10条第2項(第8条第 | | |
| | の公表 | 3項を準用) | | |
| 5 | 振興拠点地域基本構想の実施等 | 第11条第1項 | | |
| 6 | 促進協議会の設置等 | 第12条第1項、第3項、 | | |
| | | 第5項 | | |

⁽注) 多極分散型国土形成促進法の条番号等である。

(大阪府福祉のまちづくり条例に関する事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|-------------------------|-------------|
| 1 | 事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務 | 第 36 条第 1 項 |
| 2 | 勧告に関する事務 | 第37条第1項、第2項 |
| 3 | 公表及び意見の聴取に関する事務 | 第 38 条 |

⁽注) 大阪府福祉のまちづくり条例の条番号等である。

7. 教育委員会 学校教育部

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目 数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|------|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 教職員免許法に | 2 | 免許状更新講習の開設 | Aut. | | 0 |
| 基づく事務 | | | 無 | 0 | 0 |
| 地方教育行政の | 3 | 放課後自習教室事業(①) | 有 | 5, 073, 000 | 24, 048, 600 |
| 組織及び運営に | | 県費負担教職員の研修 | 有 | 1, 950, 000 | 1, 835, 400 |
| 関する法律に基 | | スクールソーシャルワーカー | | | |
| づく事務 | | 活用事業(ひらかた学校支援 | 有 | 3, 812, 000 | 11, 435, 600 |
| | | チームを含む) (②) | | | |
| 移譲事務項目計 | 5 | | | | |

表中の①、②は該当する事務で検出された課題事項の番号である。

① 放課後自習教室運営委員会について

| 主な事務内容 | 放課後自習教室事業 |
|--------------------------|-------------------------------|
| 根拠法令 | _ |
| 条例・規則・要綱 | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱、平成 |
| マニュアル等 | 28 年度放課後自習教室事業実施要項、放課後自習教室運営委 |
| | 員会設置規約 |

放課後自習教室事業とは、児童・生徒の学習意欲を高め、自学自習力を育むとともに、基礎学力の向上を図ることを目的として、自学自習力支援システムを導入し、退職教員等を「やる気ングリーダー」として配置した放課後自習教室に係る事業である。

当該事業を実施するにあたっては、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開するための経費の一部を補助し、まち全体で地域の将来を担う子供たちの育成、地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の交付を受けている。

また、放課後自習教室事業の実施にあたっては、当該事業の一層の推進を図ることを目的として、放課後自習教室運営委員会を開催することとされており、平成28年度放課後自習教室事業実施要項において以下のように規定されている。

12. 運営委員会の設置について

事務局は、放課後自習教室運営委員会設置規約に基づき、運営委員会を開催する。

(抜粋:平成28年度放課後自習教室事業実施要項)

これを受けて定められた、放課後自習教室運営委員会設置規約においては、その組織について以下のように規定している。

(組織)

5. 本会に座長1名を置き、座長は本会構成員の互選によって定める。

(抜粋:放課後自習教室運営委員会設置規約)

放課後自習教室運営委員会の開催実態については、担当者へのヒアリングによって、年2回から3回程度、各数十分程度の会議を行っているとの回答を得た。しかし、議事録等の開催記録はなく、<u>放課後自習教室運営委員会設置規約において設置が規定されている座長を定めていない(結果番号26)</u>とのことであった。そのため、速やかに規約に定める座長を定める必要がある。

また、会議を実施した際は議事録を残すことが望ましい(意見番号34)。

② チーフスクールソーシャルワーカーに対する報償金の支給誤りについて

| 主な事務内容 | スクールソーシャルワーカー活用事業(ひらかた学校支援 | |
|----------|--------------------------------|--|
| | チームを含む) | |
| 根拠法令 | — | |
| 条例・規則・要綱 | 教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事 | |
| ・マニュアル等 | 業)交付要綱 | |
| | 平成 28 年度スクールソーシャルワーカー等活用事業実施要項 | |

スクールソーシャルワーカー活用事業とは、市立小中学校にスクールソーシャルワーカー等を派遣又は配置し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するとともに、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛け、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的として実施されている。

当該事業を実施するにあたっては、いじめ問題への支援体制を構築するととも に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に総合的に取り組む、いじめ対策等 総合推進事業を実施することを目的とする「教育支援体制整備事業費補助金(いじ め対策等総合推進事業)」の交付を受けている。 スクールソーシャルワーカーの職務については、平成29年4月1日に施行された 学校教育法施行規則において、以下のように新たに規定されている。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

(抜粋:学校教育法施行規則)

また、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)(28 文科初第1747号 平成29年3月31日)においては、その職務内容について以下のように説明されている。

②スクールソーシャルワーカーの職務内容

スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること。

(抜粋:学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)(28 文科初第 1747 号 平成 29 年 3 月 31 日))

スクールソーシャルワーカー活用事業において、チーフスクールソーシャルワーカーに対する報償金は、活動時間1時間あたり4,000円となっている。当該報償金の単価については、年度ごとで過去の単価を基に決定され決裁が行われている。また、活動時間については、「枚方市スクールソーシャルワーカー(SSWSV/CSSW用)活動実績簿」及び「教育支援体制整備関係 ひらかた学校支援チーム 活動実績簿 (通常支援)」によって実績報告が行われており、「スクールソーシャルワーカー支払調書」にて集計し、所定の単価を乗じて報償金の支払額を算出している。

しかしながら、あるチーフスクールソーシャルワーカーの平成28年6月分の報償金の支払いについて、活動時間の実績が17時間と報告されているところ、報償金の支払調書では13時間として集計されており、16,000円の支払い不足があった。同じチーフスクールソーシャルワーカーの平成28年12月分の報償金の支払いについても、活動実績が13.5時間と報告されているところ、報償金の支払調書では9.5時間として集計されており、16,000円の支払い不足があった。これら6月分と12月分の支払い不足については、平成29年2月分の報償金にて調整支給が行われていた。

このような集計誤りが発生する原因の一つとして、活動実績を報告する様式である「枚方市スクールソーシャルワーカー (SSWSV/CSSW 用) 活動実績簿」及び「教育支援体制整備関係 ひらかた学校支援チーム 活動実績簿 (通常支援)」に、活動時間の合計時間を記載する欄がないことが考えられる。合計金額を記載する欄を設けるとともに、「スクールソーシャルワーカー支払調書」作成者とは別の職員が、集計結果に誤りがないことを確認すべきである (意見番号 35)。

また、同じチーフスクールソーシャルワーカーの平成28年9月分の報償金の支払調書では23時間として集計されていた報償金の支払いについて、監査当日の資料閲覧においては活動時間の実績が10時間と報告されている実績報告書のみが用意されており、残りの13時間の実績を示す資料については提示されなかった。資料の不足分について担当者に調査を依頼したところ、後日になって監査当日に提示された以外のファイルに収納されていた実績報告資料を発見したとの連絡を受け、その複写の提出を受けた。

枚方市文書取扱規程においては、第25条において「文書整理の原則」がうたわれているところであり、当然ながらその<u>決裁に関連する書類について適切に管理保管</u>すべきである(意見番号36)。

【引継書に記載された事務の一覧】

(教職員免許法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等 (注) |
|----|----------------|-------------------|
| 1 | 教育職員免許状更新講習の開設 | 第9条の3第1項 |
| | | 施行規則第 61 条の 11 |
| | | 講習規則第1条第2号 |
| 2 | 免許法認定講習の開設 | 別表第3備考第6 |
| | | 施行規則第 34 条、第 36 条 |
| | | 第1項第5号 |

⁽注)教職員免許法の条番号等である。施行規則は教職員免許法施行規則、講習規則は免許状更新講習規則の条番号等である。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|-------------------------------|----------|
| 1 | 府費負担教職員の研修 | 第 59 条 |
| 2 | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 | _ |
| 3 | 教育支援体制整備事業費補助金 (いじめ対策等総合推進事業) | _ |

⁽注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条番号である。

8. 教育委員会 社会教育部

【移譲された事務の一覧表】

| 事務分類 | 項目数 | 主な事務内容 | 対象 の有無 | 歳入決算額 (円) | 歳出決算額 (円) |
|---------|-----|----------------|-----------|--------------|--------------|
| 児童福祉法に基 | _ | 放課後子どもプラン推進事業 | | | |
| づく事務 | | 補助金(平成26年3月31日 | 無 | _ | _ |
| | | 廃止済み) | | | |
| 社会福祉法に基 | 3 | 第2種社会福祉事業を開始し | | | |
| づく事務 | | た場合の届出の受理(放課後 | 無 | 0 | 0 |
| | | 児童健全育成事業) | | | |
| 文化財保護法に | 10 | 重要文化財に関する現状変更 | 有 | 0 | 0 |
| 基づく事務 | | 等の許可等 | 有 | 0 | U |
| 移譲事務項目計 | 13 | | | | |

【引継書に記載された事務の一覧】

(社会福祉法に基づく事務一覧)

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|------------------------------|------------------------|
| 1 | 第2種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理 | 第 69 条第 1 項 |
| | | 自治令第 174 条の 49 の 7 第 1 |
| | | 項、第2項 |
| 2 | 第2種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理 | 第69条第2項 |
| 3 | 児童福祉施設設備運営基準の条例制定 | 第 45 条第 1 項 |

⁽注) 1番、2番は社会福祉法、3番は児童福祉法、自治令は地方自治法施行令の条番号等である。

【文化財保護法に基づく事務一覧】

| 番号 | 事務内容 | 根拠条項等(注) |
|----|-------------------------|----------------|
| 1 | 重要文化財に関する現状変更等の許可等 | 第43条第1項、第3項、第4 |
| | | 項、施行令第5条第3項第1 |
| | | 号 |
| 2 | 所有者等以外の者による重要文化財の公開の許可等 | 第53条第1項第3項第4項、 |
| | | 施行令第5条第3項第2号 |
| 3 | 重要文化財の保存に係る報告徴収 | 第54条、施行令第5条第3項 |
| | | 第3号 |

| 4 | 重要文化財の保存に係る立入調査 | 第55条第1項、施行令第5条 |
|----|----------------------------|-----------------|
| | | 第3項第3号 |
| 5 | 発掘により文化財を発見した場合に、当該文化財の所有 | 第 100 条第 2 項 |
| | 者が判明しているときの所有者への返還等 | |
| 6 | 警察署長から提出された物件の受領 | 第 101 条 |
| 7 | 埋蔵物が文化財であるかどうかについての鑑査等 | 第102条第1項、第2項 |
| 8 | 文化財の返還の請求があったときの警察署長への引き渡し | 第 103 条 |
| 9 | 国の所有に属する重要文化財に係る報告徴収 | 第172条第5項(第54条を準 |
| | | 用)、施行令第5条第3項第 |
| | | 3 号 |
| 10 | 出品された重要文化財等の管理事務 | 第185条第1項、第2項 |

⁽注)文化財保護法の条番号等である。施行令と記載されているのは文化財保護法施行令の条番号等である。

以上